

村田町こども計画 (案)

令和7年〇月

村田町

はじめに
(町長挨拶)

目 次

第Ⅰ部 総論	Ⅰ
Ⅰ. 計画の基本的事項	
Ⅰ－Ⅰ 計画策定の背景・趣旨	2
Ⅰ－Ⅱ 計画の位置づけと期間	3
Ⅰ－Ⅲ 計画の対象	4
Ⅰ－Ⅳ 策定体制及び計画の推進	4
Ⅰ－Ⅴ SDGs への取組について	5
Ⅱ. こども・若者と家庭を取り巻く状況	
Ⅱ－Ⅰ 人口の変化と少子化の状況	6
Ⅱ－Ⅱ 乳幼児の状況	8
Ⅱ－Ⅲ 学童期・思春期	10
Ⅱ－Ⅳ こどもの歯科口腔の状況	12
Ⅱ－Ⅴ 小児医療	14
Ⅱ－Ⅵ 障がい者（児）の状況	14
Ⅱ－Ⅶ アンケート調査について	15
Ⅱ－Ⅷ こども・若者及び子育て環境の課題	43
Ⅲ. 第2期子ども・子育て支援事業計画における施策の実施状況	
Ⅲ－Ⅰ 施策の実施状況	45
Ⅳ. 計画の基本的方向	
Ⅳ－Ⅰ 基本理念	53
Ⅳ－Ⅱ 基本理念を実現するための施策展開	53
Ⅳ－Ⅲ 施策体系	54
Ⅳ－Ⅳ 目指す姿と重点項目	55
第Ⅱ部 各論	57
Ⅰ. 施策の展開	
Ⅰ－Ⅰ ライフステージを通じた支援	
基本目標Ⅰ.こども・若者の権利の保障と社会参画の支援	59
基本目標Ⅱ.多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	61
基本目標Ⅲ.こどもや若者への切れ目のない支援	64
基本目標Ⅳ.こどもの貧困対策の推進	66
基本目標Ⅴ.支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな支援	69
基本目標Ⅵ.児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援	71
基本目標Ⅶ.こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	74

I－2	ライフステージ別の支援	
1.	こどもの誕生前から幼児期まで.....	77
2.	学童期・思春期.....	81
3.	青年期.....	85
I－3	子育て当事者への支援	
基本目標 1.	子育て世帯への経済的支援.....	88
基本目標 2.	地域子育て支援・家庭教育支援.....	91
基本目標 3.	共働き、共育での推進.....	96
基本目標 4.	ひとり親家庭への支援.....	98
II.	施設整備事業一覧	
II－1	施設整備事業一覧.....	100
第3部 子ども・子育て支援事業における目標量及び確保の方策		103
I.	量の見込みと確保の方策の考え方	
I－1	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正.....	104
I－2	教育・保育提供区について.....	104
I－3	幼児期の学校教育・保育施設.....	107
I－4	地域子ども・子育て支援事業.....	109
資料編		113
I.	調査結果	
I－1	子ども・子育て支援に関する調査（未就学児童の保護者）.....	115
I－2	子ども・子育て支援に関する調査（小学生児童の保護者）.....	123
I－3	子どもの生活実態調査（小学5年生児童）.....	129
I－4	子どもの生活実態調査（小学5年生保護者）.....	138
I－5	子どもの生活実態調査（中学2年生生徒）.....	147
I－6	子どもの生活実態調査（中学2年生保護者）.....	158
I－7	子ども・若者調査.....	166

第Ⅰ部 総論

I 計画の基本的事項

I-1 計画策定の背景・趣旨

急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、こどものいじめや自殺の増加など、こどもを取り巻く諸問題を背景に、令和5年4月に、こども家庭庁が発足し、同時に、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、同年12月、こども基本法に基づき「①こども大綱」、「②幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「③こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっています。

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、こどもの最善の利益の実現と自助・共助・公助に基づく地域全体でこどもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、平成27年4月に第1期、令和2年4月に第2期として、「村田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「こどもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担う全てのこどもたちが、心身ともに健やかに育つことができるよう取り組みを進めてきました。

今後も、こども・若者の意見を聴きながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てができるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと、引き続き子育て支援の取り組みを計画的に展開するため、こども基本法第10条の規定に基づく「村田町こども計画（第3期村田町子ども・子育て支援事業計画含む）」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

I-2 計画の位置づけと期間

(1) 法的位置づけ

本計画は、「こども基本法」第3条の基本理念や、第9条に定める「こども大綱」を勘案し、村田町における「こども・若者施策」をなすものとして、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」と位置づけ、村田町のこども施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組み内容を定めたものです。

■ 包含する計画と根拠法

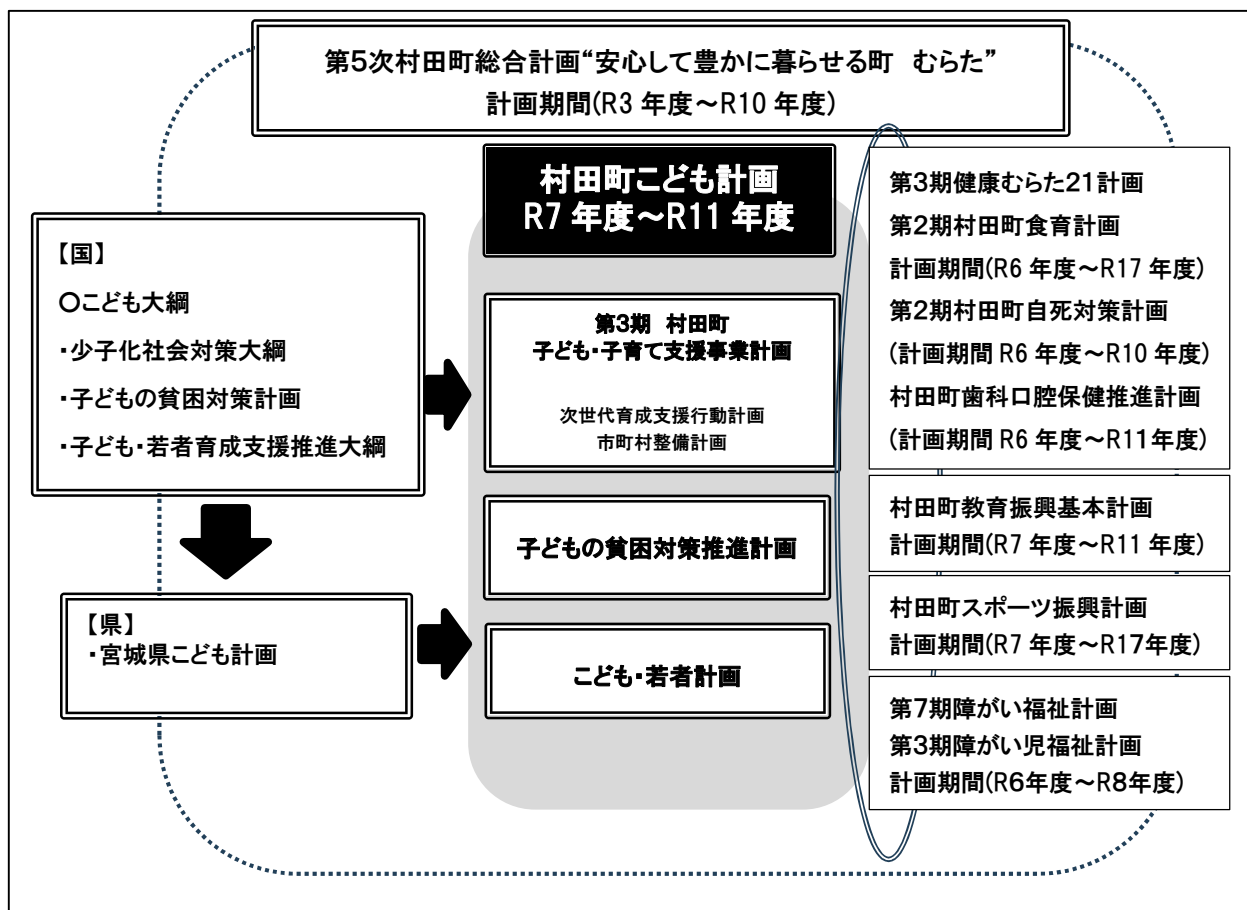
- ①市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)
- ②市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ③市町村整備計画(児童福祉法第56条の4)
- ④市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)
- ⑤市町村におけるこどもの貧困対策計画
(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項)

(2) 庁内の計画における位置づけと計画期間

本計画は、こども施策の総合的指針である「村田町総合計画」をはじめ、上位・関連計画との整合性・連携を図り策定するものです。

なお、計画期間はこども大綱が今後5年程度を見据えたものであることから令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、社会経済情勢や町の状況の変化、こども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■ 諸計画との関係



I-3 計画の対象

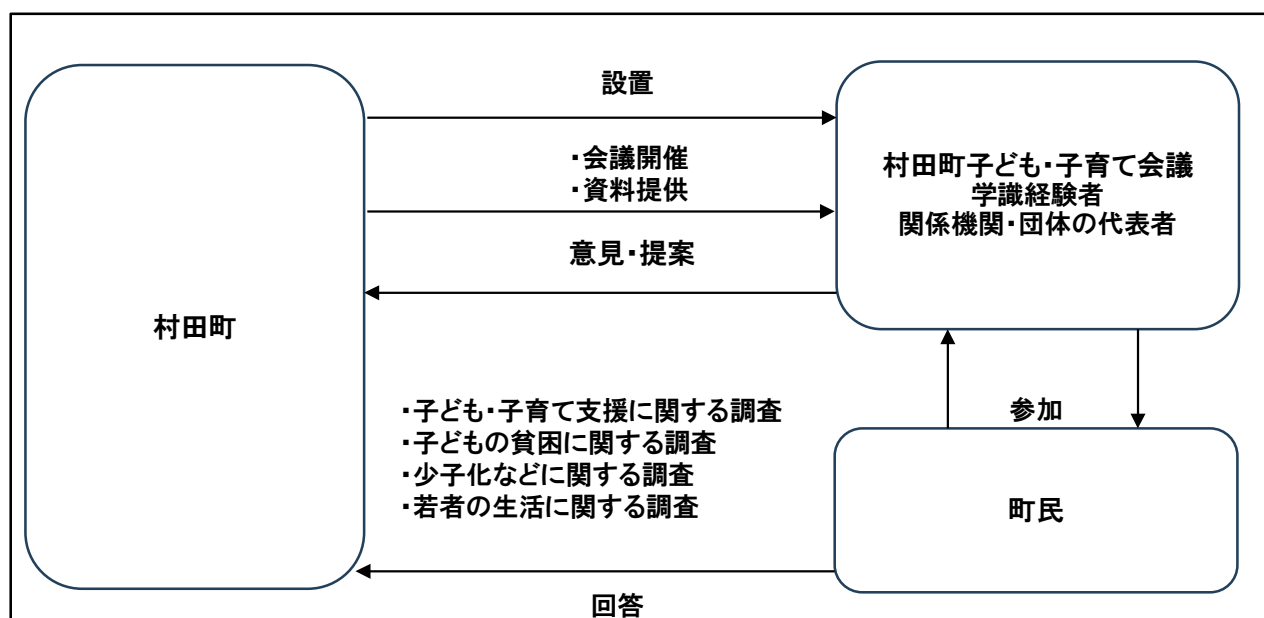
本計画の対象は、こども(0歳から概ね18歳まで)と子育て家庭(妊娠期・出産期を含む。)及び若者(概ね16歳から39歳)を主たる対象とします。

また、取組によっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者など、すべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

I-4 策定体制及び計画の推進

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「村田町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行うほか、村田町子ども・子育て支援に関する調査により、子育て家庭及びこども・若者の意見収集を実施し、計画策定のための参考としました。



(2) 計画の推進

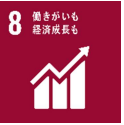
こども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、組織ごとの縦割りの実施とならないよう、各施策の効果的かつ円滑な取組を図るため、関係機関で連携するとともに、毎年度各事業の振り返りを行うものとします。

また、進捗や評価については「村田町子ども・子育て会議」においても、委員の意見を聴取し、以後の取組に反映するものとするほか、必要に応じ、こども及び子育て家庭、若者等、当事者の意見を聴取し、取組に反映するものとします。

I-5 SDGsへの取組について

SDGs(持続可能な開発目標)とは、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界の様々な問題を根本的に解決し、すべての人にとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の目標です。本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

《本計画に関連するSDGsの目標》

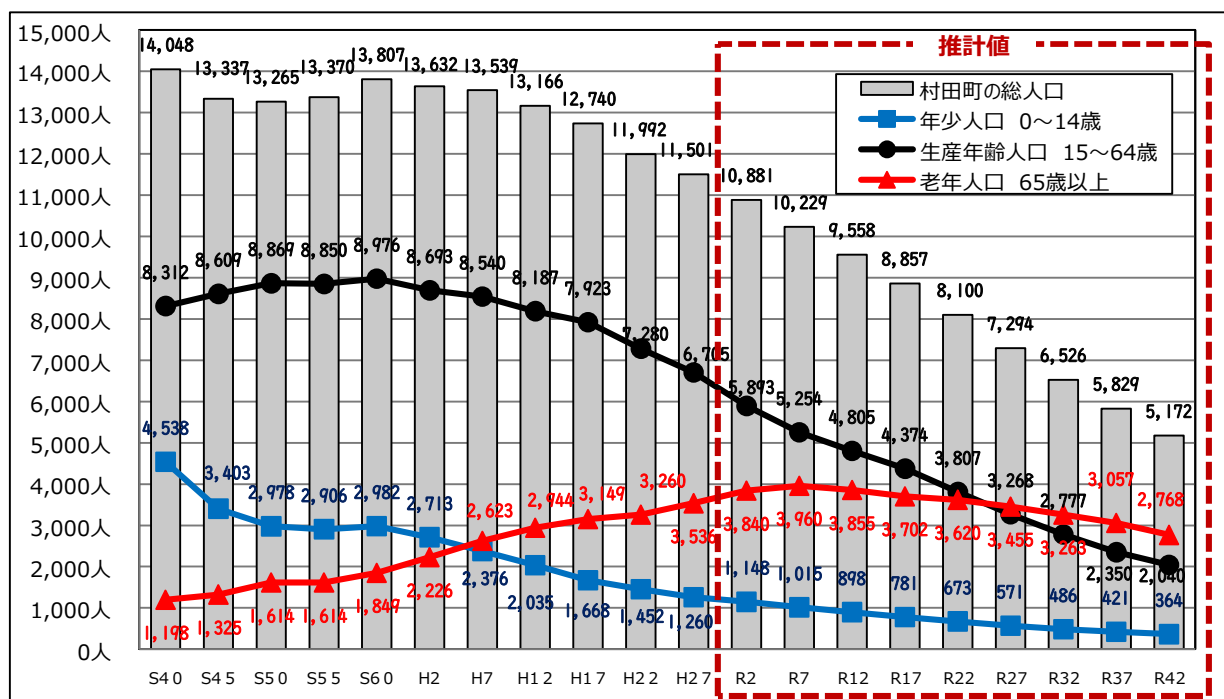
	【目標1】 世界中の、あらゆる形の貧困を終わらせる。
	【目標3】 何歳であっても、健康で、安心して満足にさせるようにする。
	【目標4】 だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにし、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする。
	【目標5】 ジェンダーが平等である(すべての人が性を理由に差別されない)ようにする。
	【目標8】 自然資源が守られ、みんなが参加できる経済成長を進め、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする。
	【目標10】 国と国に間にある不平等や、国の中での不平等を減らす。
	【目標16】 持続可能な開発のため、平和でみんなが参加できる社会をつくり、すべての人が司法を利用でき、地域・国・世界のどのレベルにおいても、きちんと実行され、必要な説明がなされ、だれもが対象となる制度をつくる。
	【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン「私たちが目指す世界」

Ⅱ こども・若者と家庭を取り巻く状況

Ⅱ-Ⅰ 人口の変化と少子化の状況

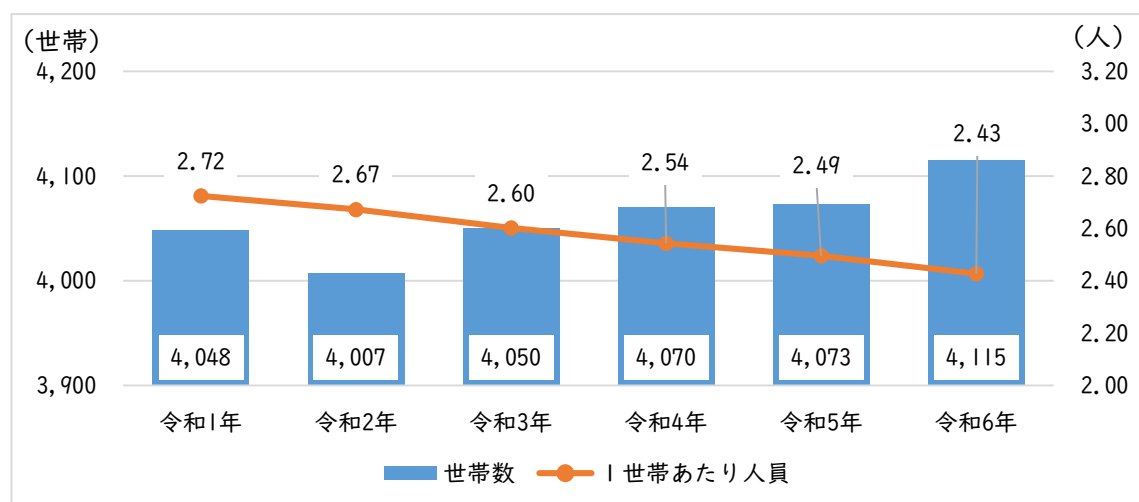
(Ⅰ) 総人口の推移と将来推計



資料：村田町人口ビジョン
※「第5次村田町総合計画」策定（令和3年3月）時点

(Ⅱ) 世帯数

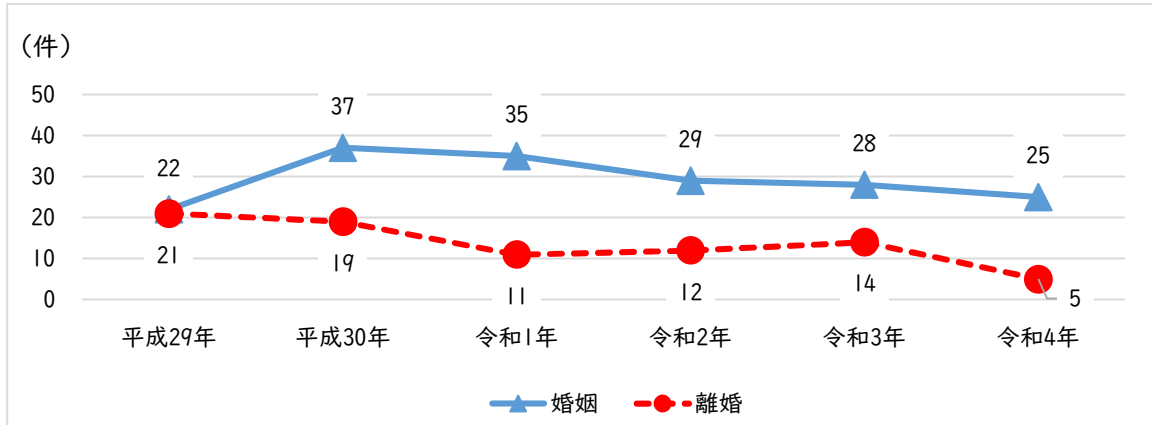
世帯数は令和2年に減少したものの、その後は増加を続けている一方で、1世帯あたり人員は減少が続いており、核家族化の進行や単身世帯の増加がうかがえます。



資料：村田町町民生活課「行政区別人口世帯数統計表」（各年3月31日）

(3) 婚姻・離婚の推移

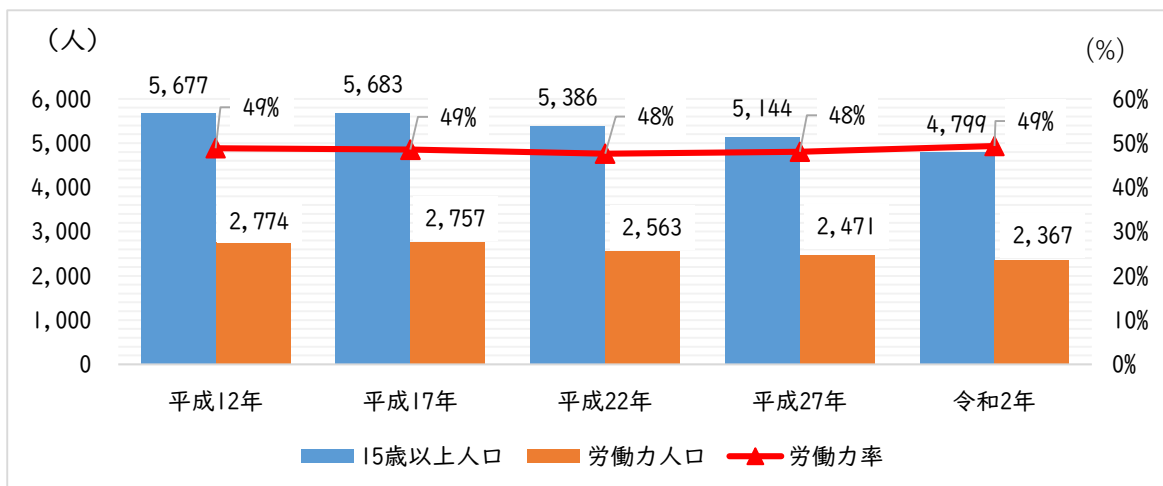
婚姻、離婚ともに減少傾向にあります。離婚は年により増減の幅が大きくなっています。



資料：宮城県「人口動態総覧」

(4) 女性の労働力人口の推移

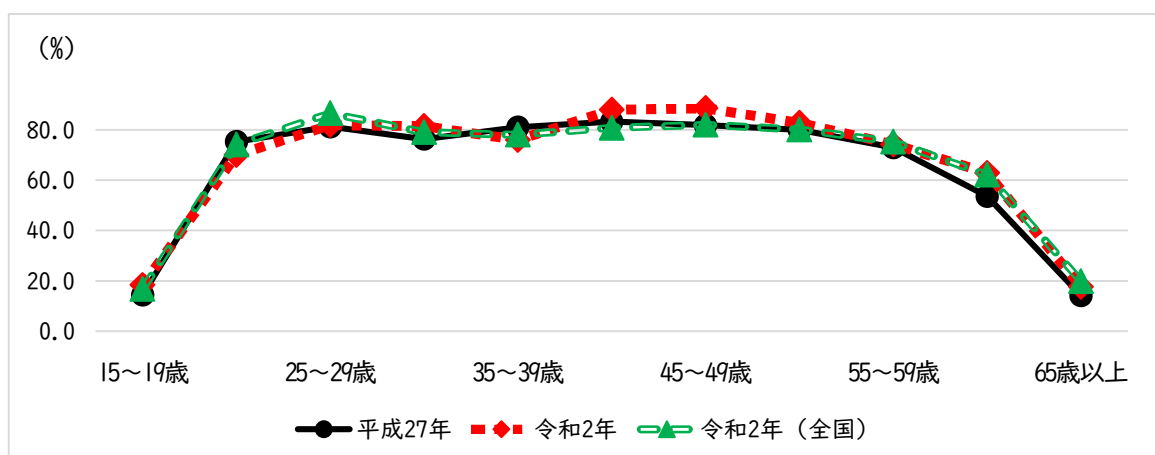
女性の労働力人口の推移は、15歳以上人口、労働力人口ともに減少しています。労働力率は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

(5) 女性の労働力率

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年代別にみると、30歳代で労働力が低くなり、その後微増するものの20歳代を超える年代はありません。



(%)

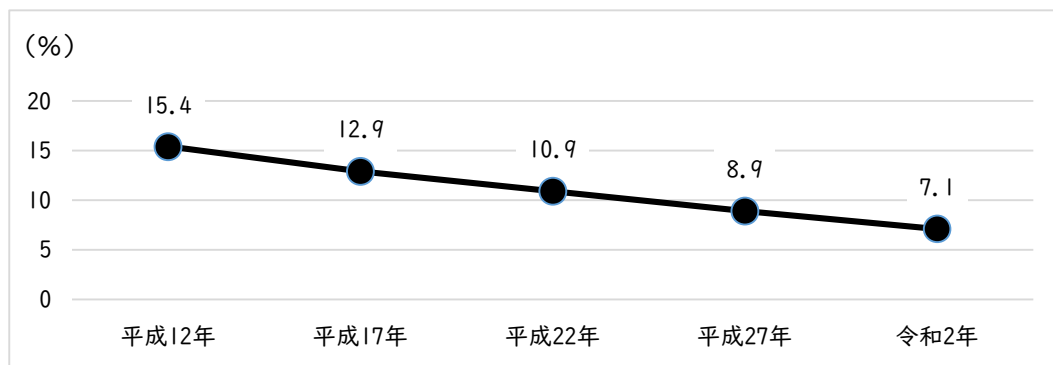
	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上
平成 27 年	14.4	75.3	81.2	76.3	81.0	83.2	81.8	79.9	72.9	53.6	14.2
令和 2 年	18.4	70.0	81.9	81.5	76.0	88.0	88.6	82.8	74.2	62.9	17.6
令和 2 年 (全国)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料：国勢調査

Ⅱ-2 乳幼児の状況

(1) 6歳未満のこどものいる一般世帯比率

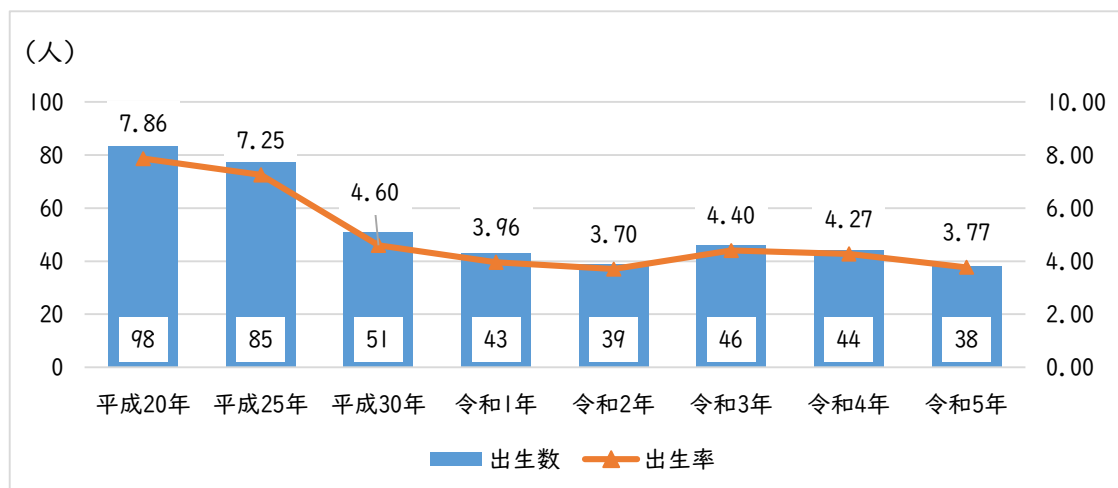
6歳未満のこどものいる一般世帯比率は年々減少傾向にあります。



資料：国勢調査

(2) 出生数

出生数は、平成20年は約100人でしたが、平成30年には半数の約50人となり、その後は現在まで50人を下回っています。



資料：宮城県医療政策課「衛生統計年報（人口動態統計編）」
村田町健康福祉課

(3) 各種健診の実施状況

① 各種健診の受診状況

年度	妊婦一般健診			乳児一般健診		乳児健診	1歳6か月児健診	2歳6か月児歯科健診	3歳6か月児健診
	初回	7回 (28週)	14回 (39週)						
	受診率	受診率	受診率	2か月児	8〜9か月児	4か月児			
R1	100.0	81.4	32.6	86.4	85.4	100.0	98.0	98.2	94.9
R2	95.8	81.3	35.4	87.8	84.1	100.0	94.6	100.0	95.4
R3	95.2	90.5	26.2	87.8	68.6	100.0	100.0	100.0	87.5
R4	100.0	81.8	18.2	100.0	95.2	100.0	97.9	97.8	95.1
R5	97.5	82.5	20.0	86.8	85.0	94.4	97.2	100.0	94.0

資料：村田町健康福祉課

(4) 保育所の利用者数と待機児童数

〈利用者数〉

	村田保育所	家庭的保育施設	町外保育施設	合計
令和1年	102	3	1	106
令和2年	95	3	1	99
令和3年	90	3	3	96
令和4年	91	2	2	95
令和5年	95	3	2	100

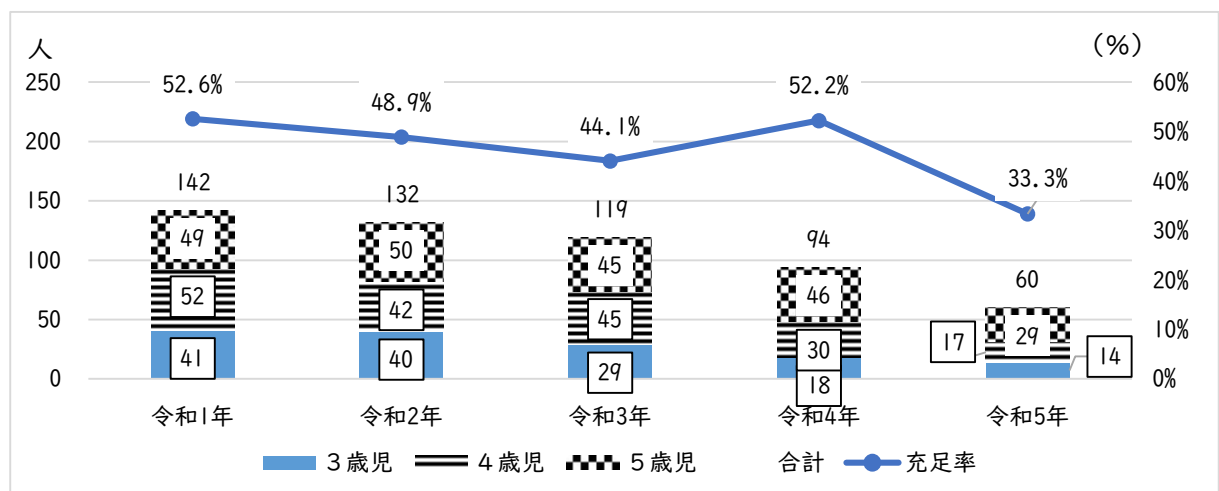
資料：村田町子育て支援課（各年4月1日）

〈待機児童数〉

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和1年	6	0	0	0	2	4	0
令和2年	3	0	0	0	2	0	1
令和3年	2	1	1	0	0	0	0
令和4年	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	0	0	0	0	0	0	0

資料：村田町子育て支援課（各年4月1日）

(5) 幼稚園の利用者数と定員に対する充足率



資料：宮城県「学校基本調査」

Ⅱ-3 学童期・思春期

(1) 小学校の概況

年度	小学校数	児童数 (人)						
		計	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
令和 1 年	2	510	81	88	72	76	84	109
令和 2 年	2	466	69	79	85	72	77	84
令和 3 年	2	458	71	71	78	87	72	79
令和 4 年	2	445	72	69	69	79	84	72
令和 5 年	2	442	74	71	69	68	77	83

資料：宮城県「学校基本調査」

(2) 留守家庭児童学級(学童保育)

〈全体〉

年度	延利用人数	登録児童数 (人)							定員
		計	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	
令和 1 年	11,212	68	26	15	17	10	-	-	65
令和 2 年	11,381	72	23	24	13	12	-	-	
令和 3 年	11,933	83	26	23	25	9	-	-	
令和 4 年	10,195	94	22	22	24	21	5	0	120
令和 5 年	11,354	92	26	22	19	17	7	1	

〈村田児童学級〉

年度	延利用人数	登録児童数 (人)							定員
		計	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	
令和 1 年	7,521	49	20	11	13	5	-	-	50
令和 2 年	8,116	54	16	19	11	8	-	-	
令和 3 年	8,278	58	17	17	18	6	-	-	
令和 4 年	6,939	71	18	16	18	15	4	0	80
令和 5 年	7,330	61	17	16	12	10	5	1	

〈沼辺児童学級〉

年度	延利用人数	登録児童数 (人)							定員
		計	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	
令和 1 年	3,691	19	6	4	4	5	-	-	15
令和 2 年	3,265	18	7	5	2	4	-	-	
令和 3 年	3,655	25	9	6	7	3	-	-	
令和 4 年	3,256	23	4	6	6	6	1	0	40
令和 5 年	4,024	31	9	6	7	7	2	0	

資料：村田町子育て支援課
(登録児童数：各年 4 月 1 日)

(3) 中学校の概況

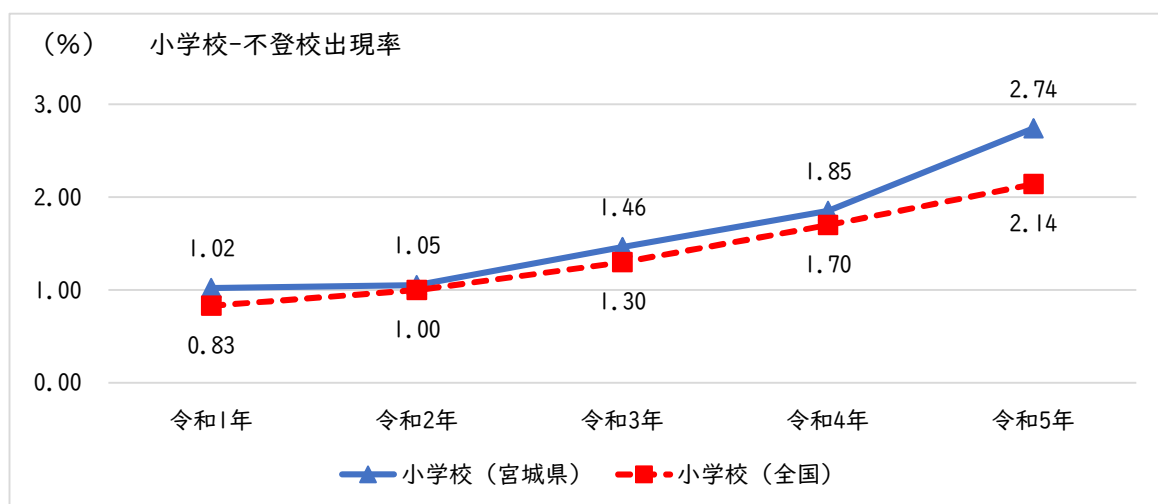
年度	中学校数	生徒数 (人)			
		計	1 学年	2 学年	3 学年
令和 1 年	2	232	78	79	75
令和 2 年	2	264	108	77	79
令和 3 年	2	266	82	107	77
令和 4 年	2	265	77	82	106
令和 5 年	2	232	72	77	83

資料：宮城県「学校基本調査」

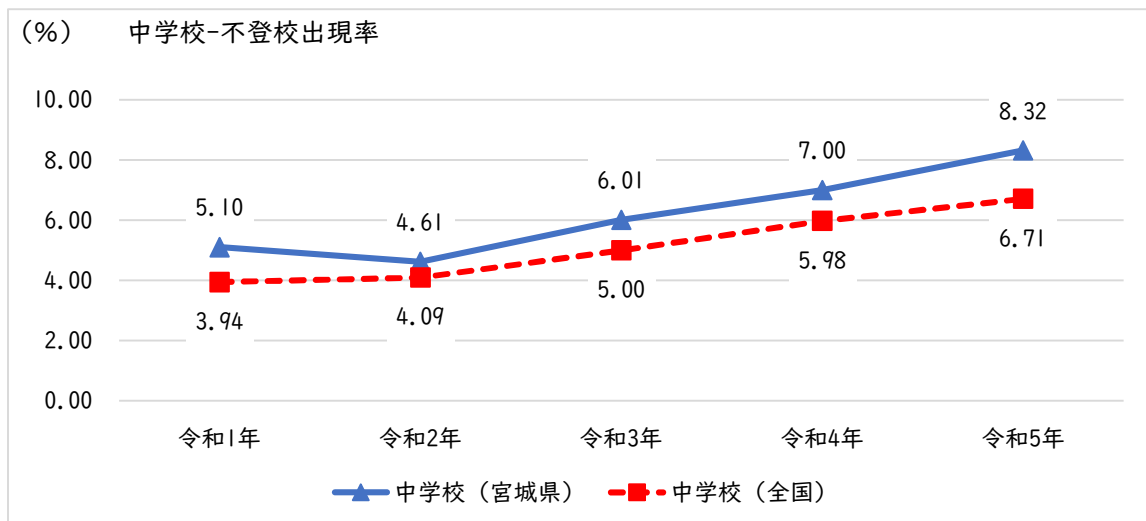
(4) 不登校等の状況(宮城県と全国の比較)

宮城県の小学校、中学校、高校それぞれの不登校率と、高校の中途退学率を全国と比較すると、すべてにおいて全国を上回っています。また、宮城県と全国ともに小学校と中学校は不登校率が年々高くなっており、高校の不登校率と中途退学率は増減を繰り返しながらゆるやかに高くなっています。

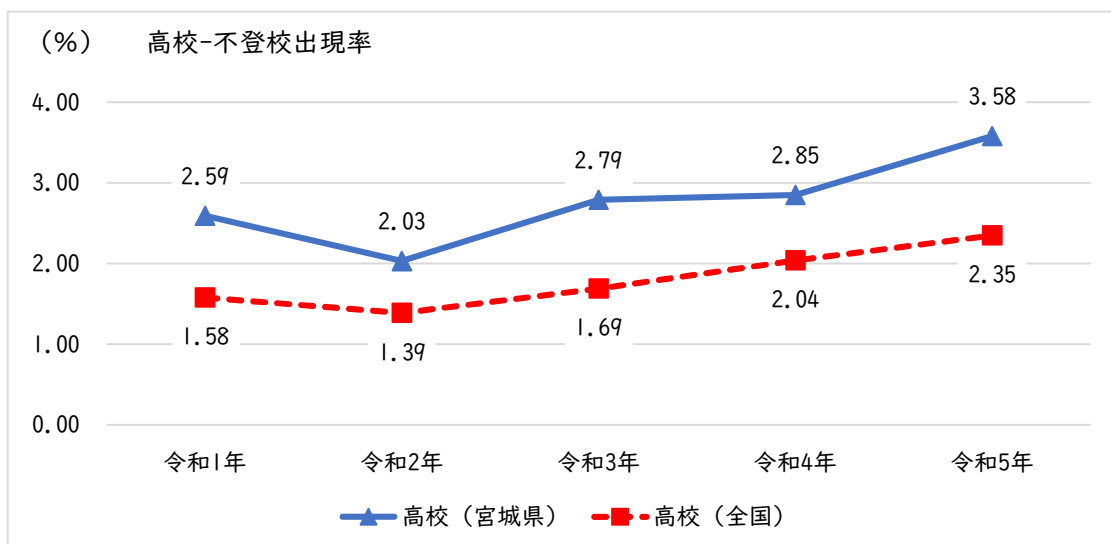
①小学校 不登校出現率



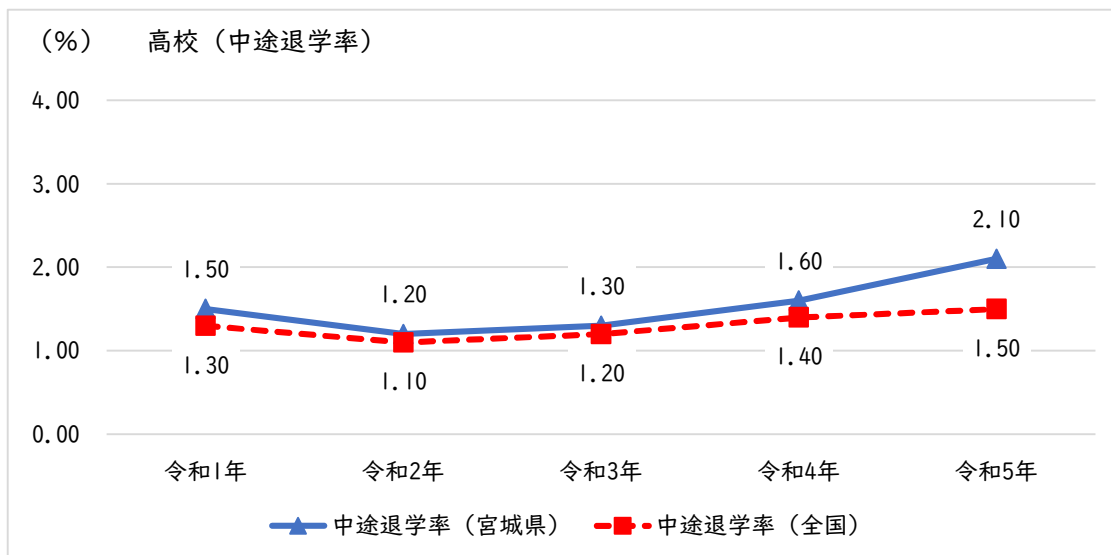
②中学校 不登校出現率



③高校 不登校出現率



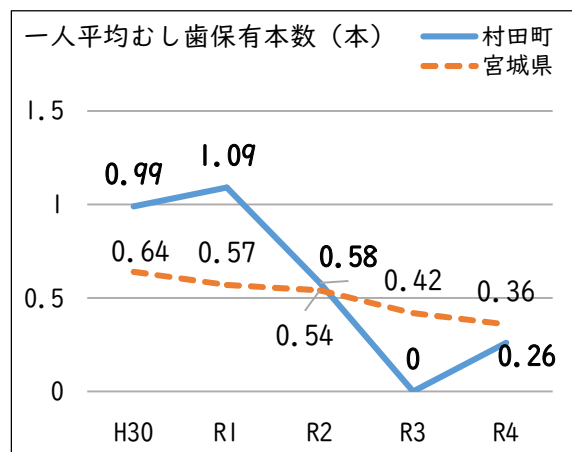
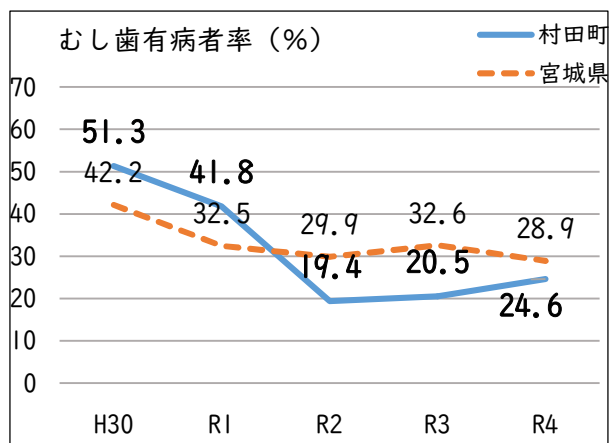
④高校 中途退学率



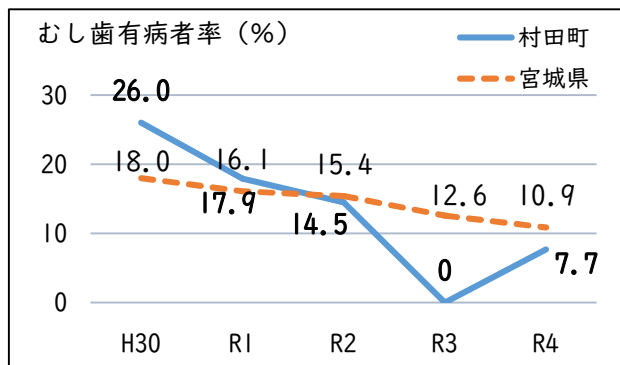
資料：宮城県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

Ⅱ-4 こどもの歯科口腔の現状

①3歳6か月児

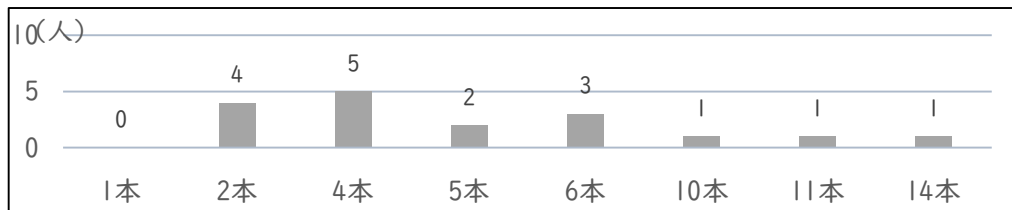


② 5 歳児



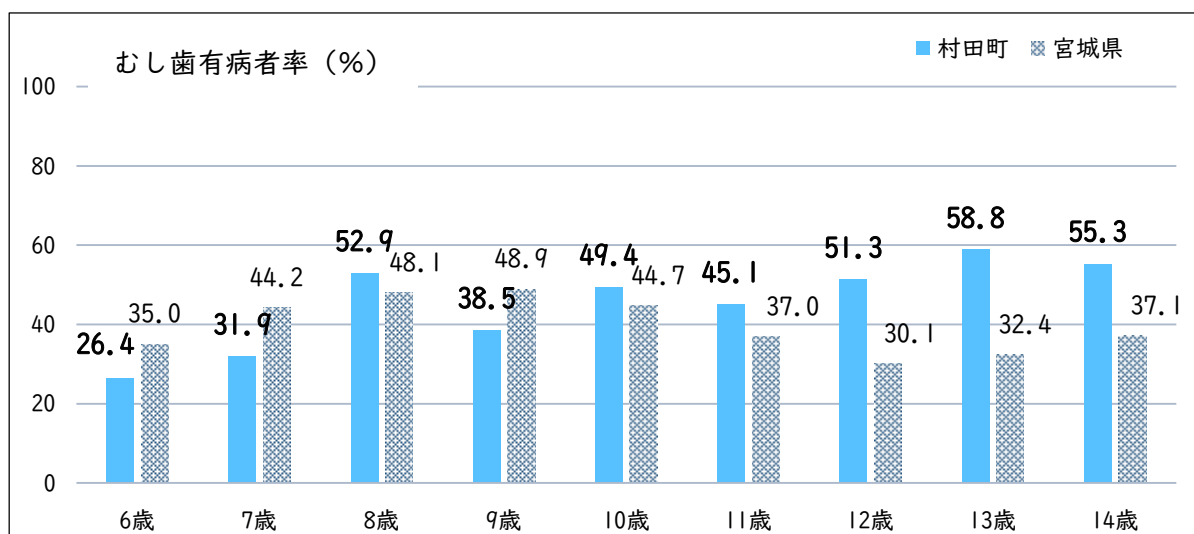
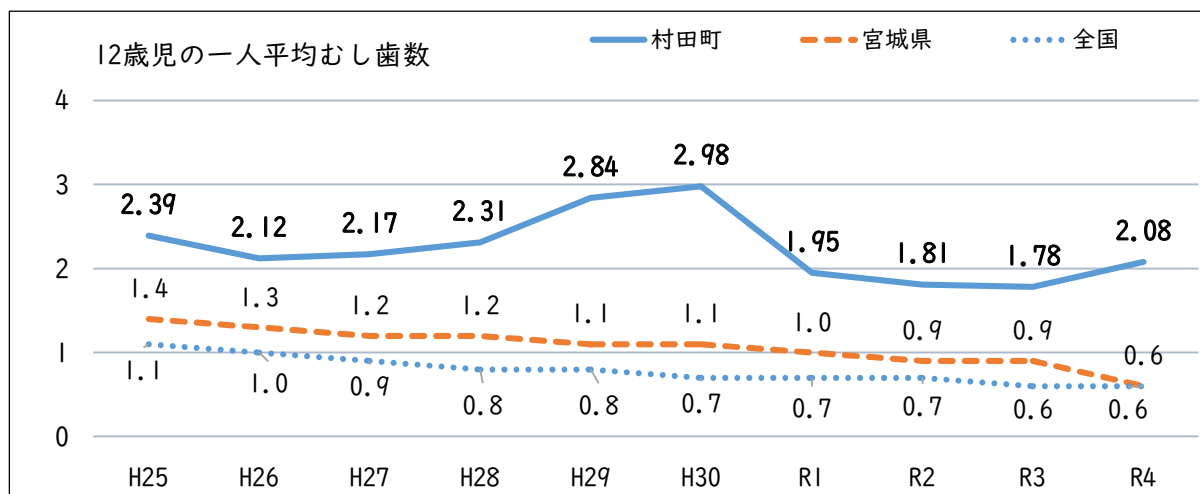
		対象 (人)	むし歯有 (人)	むし歯 保有率 (%)	一人平均 むし歯本数 (本)
年長児	村田 幼稚園	46	10	21.7	1.17
	保育所	23	7	30.4	1.43
	全体	69	17	24.6	1.28

5 歳児のむし歯有 17 人のむし歯本数の内訳



資料: 村田町健康福祉課

③ 学童期



資料: 令和 4 年度学校保健統計調査

Ⅱ-5 小児医療

所管		医療機関数	
		病院	診療所
仙南保健所		4	15
塩釜保健所		7	64
仙台市保健所	青葉支所	6	43
	宮城野支所	6	24
	若林支所	0	19
	太白支所	5	31
	泉支所	2	30

資料：宮城県医療政策課 HP より(令和6年10月1日現在)

Ⅱ-6 障がい者(児)の状況

	身体障害者手帳 所持数 (うち18歳未満)	療育手帳所持数 (うち18歳未満)	合計 (うち18歳未満)
平成21年度	562 (10)	115 (21)	677 (31)
平成25年度	552 (8)	121 (22)	673 (30)
平成30年度	476 (8)	131 (17)	607 (25)
令和1年度	464 (6)	131 (20)	595 (26)
令和2年度	462 (6)	127 (18)	589 (24)
令和3年度	456 (6)	127 (19)	583 (25)
令和4年度	449 (6)	128 (19)	577 (25)
令和5年度	437 (5)	134 (22)	571 (27)

資料：村田町健康福祉課

Ⅱ-7 アンケート調査について

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、こどもや子育て家庭、若者の生活状況や困りごと、当事者の気持ち等を把握し、必要な施策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

	子ども・子育て支援に関する調査 (次世代育成(少子化対策)含む)	子どもの生活実態調査	子ども・若者調査
調査対象	未就学児童の保護者 小学生児童の保護者 ※小学5年生を除く	小学5年生児童と保護者 中学2年生生徒と保護者	15歳～39歳の方
配布数	就学前保護者 301名 小学生保護者 335名	小学5年生親子 各67名 中学2年生親子 各71名	無作為抽出 360名
調査方法	WEB(グーグルフォーム)	紙媒体	WEB(グーグルフォーム)
調査時期	令和6年10月		
回収結果	【未就学児童保護者】 配布数：301 回収数：109 <u>回収率：36.2%</u> 【小学生児童保護者】 配布数：335 回収数：121 <u>回収率：36.1%</u>	【小学5年生児童】 配布数：67 回収数：67 <u>回収率：100%</u> 【小学5年生保護者】 配布数：67 回収数：56 <u>回収率：83.6%</u> 【中学2年生生徒】 配布数：71 回収数：64 <u>回収率：90.1%</u> 【中学2年生保護者】 配布数：71 回収数：58 <u>回収率：81.7%</u>	配布数：360 回収数：112 <u>回収率：31.1%</u>

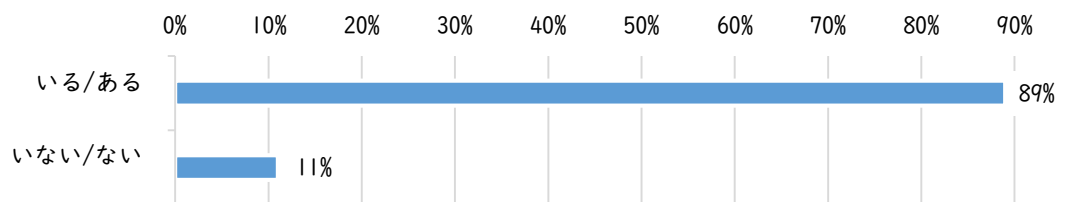
(3) 調査結果の概要（抜粋）

①子ども・子育て支援に関する調査（未就学児童の保護者）

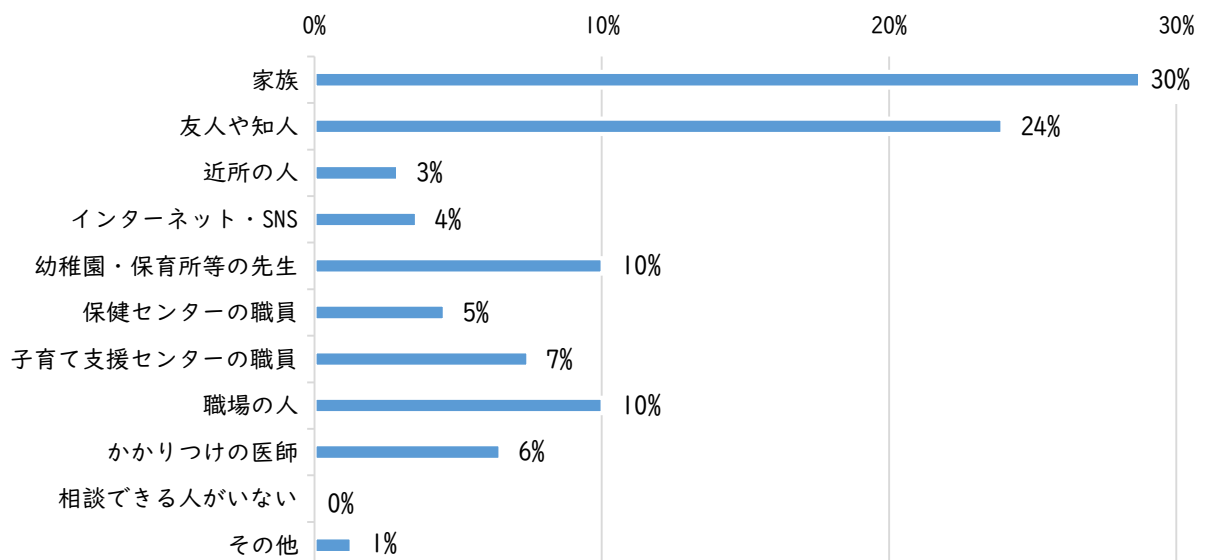
■子育ての相談先

子育てについて相談できる人・場所は、「いる／ある」が89%と多数を占めており、具体的な相談先は「家族」（30%）と「友人や知人」（24%）の2つが上位を占めています。また、今後、子育てについて相談相手、相談先として希望することとしては「子どもについて、なんでも相談できる総合的な窓口がほしい」（25%）と「メールやLINEで相談できる」（20%）が上位を占めており「自宅に訪問して行う相談」については0%となっています。

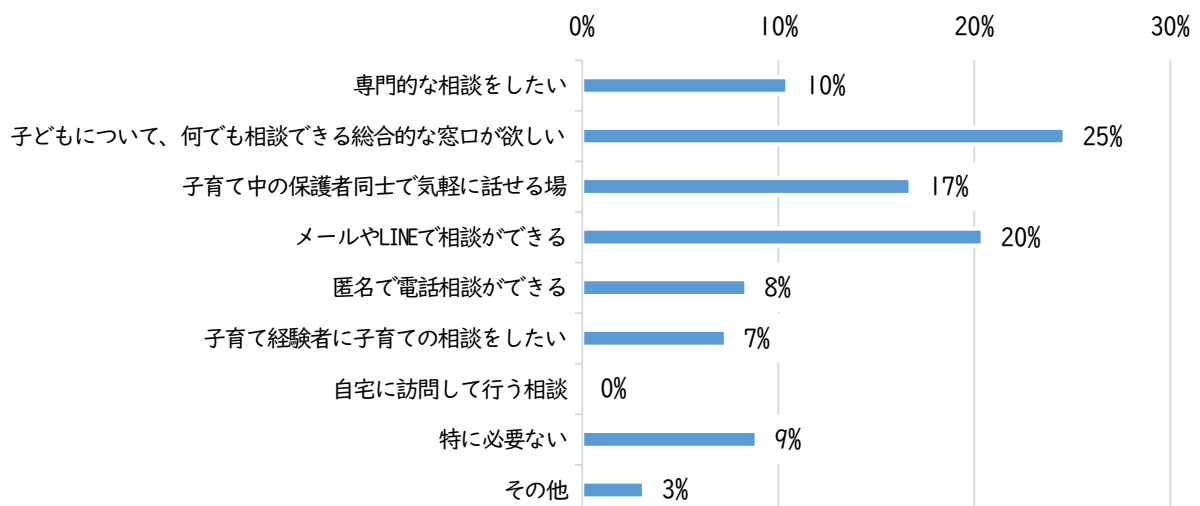
お子さんの子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。



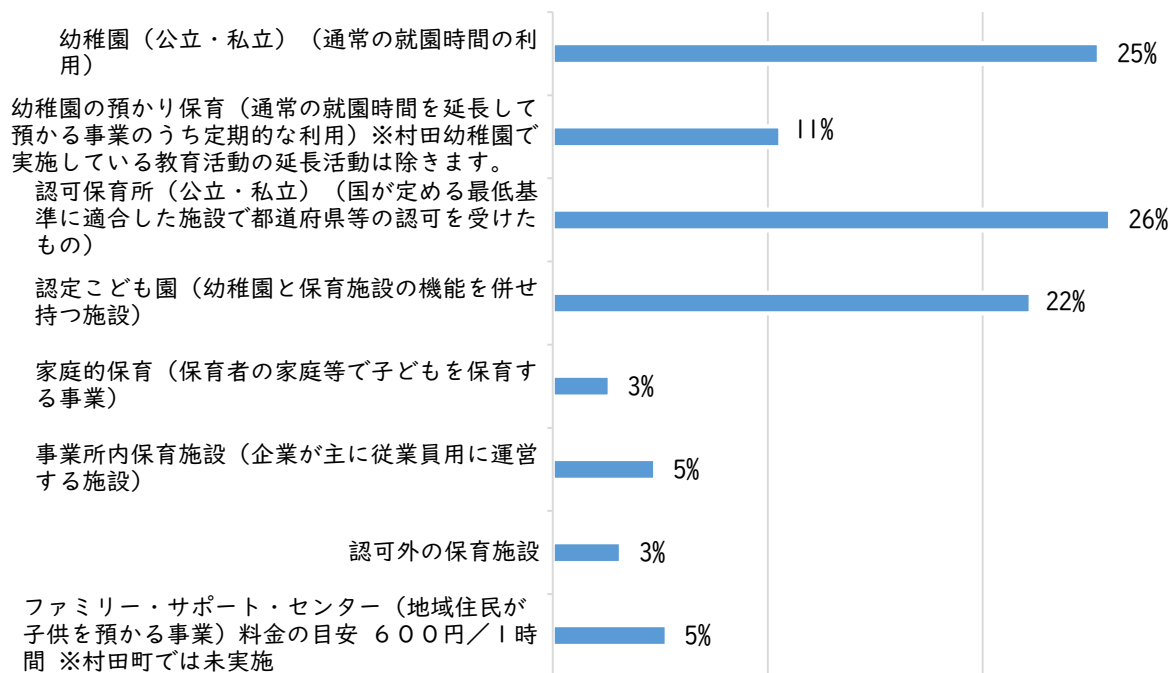
今後、子育てについて相談相手、相談場所として希望することは何ですか。



■教育・保育施設等の利用希望

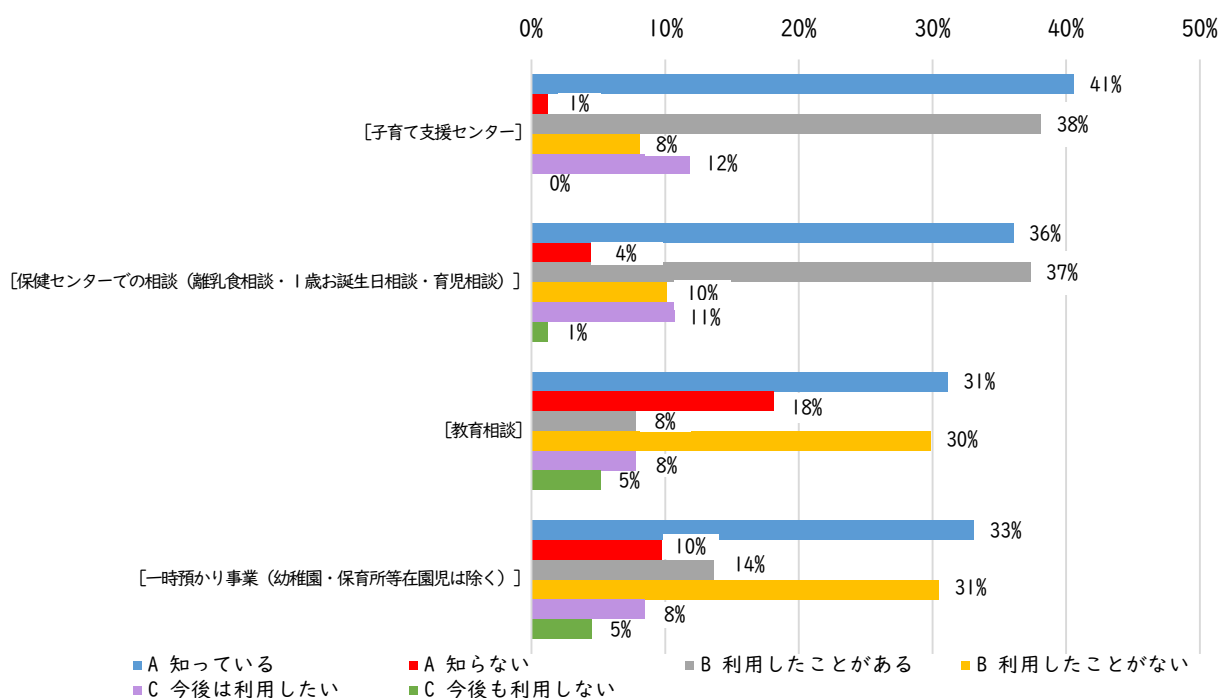
こどもの教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業は、「認可保育所」（26％）と「幼稚園」（25％）、次いで「認定こども園」（22％）となっています。また、少数ではありますが、「事業所内保育施設」（5％）や「ファミリー・サポート・センター」（5％）等を希望する方もいます。

現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。



■子育て支援センター等の認知度・利用経験・今後の利用意向

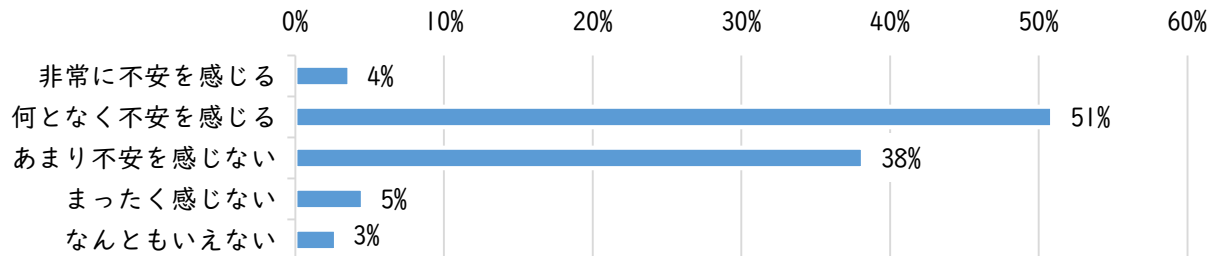
子育て支援センターについて「知っている」（41％）、「利用したことがある」（38％）、「今後は利用したい」（12％）となっています。その一方で、子育て支援センターにおいて実施している一時預かりについては「知っている」（33％）、「利用したことがある」（14％）となっており、認知度は低くなっています。



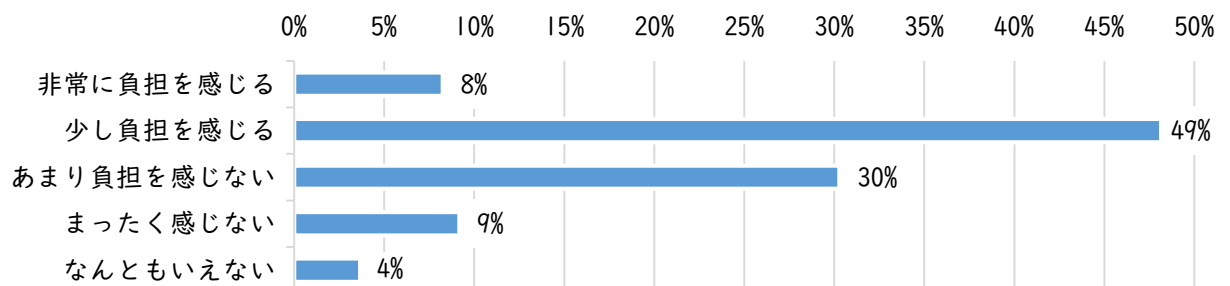
■子育てに関する不安感、負担感

子育てに関する不安感は「何となく不安を感じる」(51%)、負担感は「少し負担を感じる」(49%)となっており、深刻な状況ではないものの、何かしらの不安や負担を感じる方が半数を占めています。

子育てに関して不安を感じることがありますか。当てはまるものすべて選択してください。

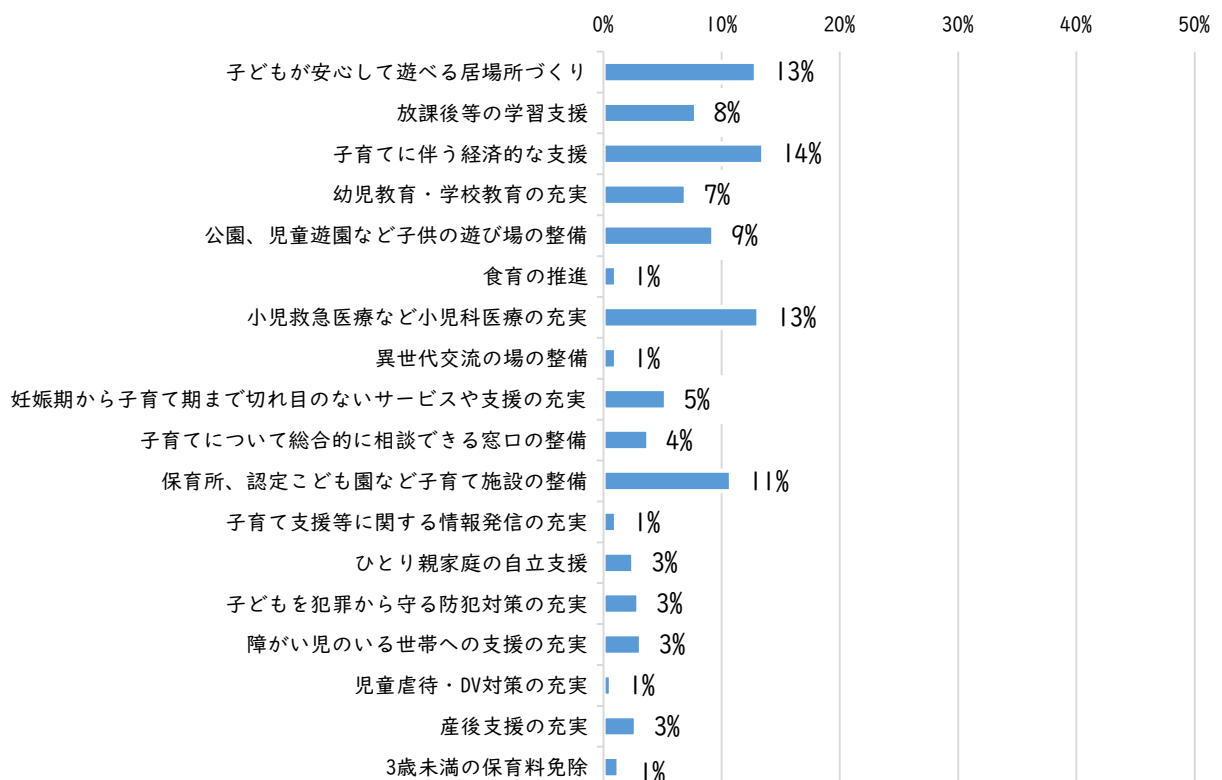


子育てに関して負担を感じますか。当てはまるもの一つ選択してください。



■町が重点的に取り組む必要性が高いと思う施策

上位から「子育てに伴う経済的支援」(14%)、「子どもが安心して遊べる居場所づくり」(13%)、「小児救急医療など小児医療の充実」(13%)、「保育所、認定こども園など子育て施設の整備」(11%)となっています。子育て環境等に関する意見(自由記載)においても「保育所・幼稚園の充実」(16人)、「子育て支援施設(公園含む)の充実」(11人)、「経済的支援の充実」(4人)、「小児医療の充実(医療機関及び助成制度)」(3人)が上位を占めています。



教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がありましたらご自由にご記入ください。※類似の回答は集約し、その数は()に記載

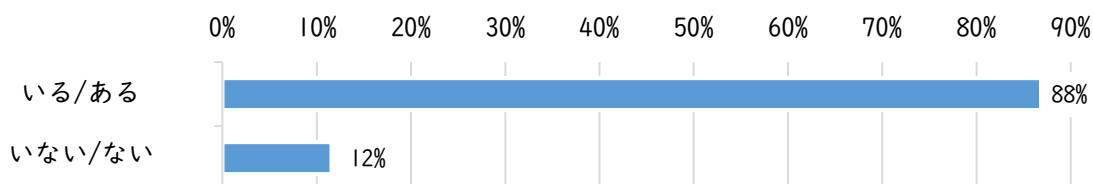
- 保育所・幼稚園の充実(16)
- 小学校・中学校に関すること(防犯対策や統廃合等)(2)
- 子育て支援施設(公園含む)の充実(11)
- 給食費の無償化
- 経済的支援の充実(4)
- 交通機関の充実
- 小児医療の充実(医療機関及び助成制度)(3)

②子ども・子育て支援に関する調査(小学生児童の保護者)

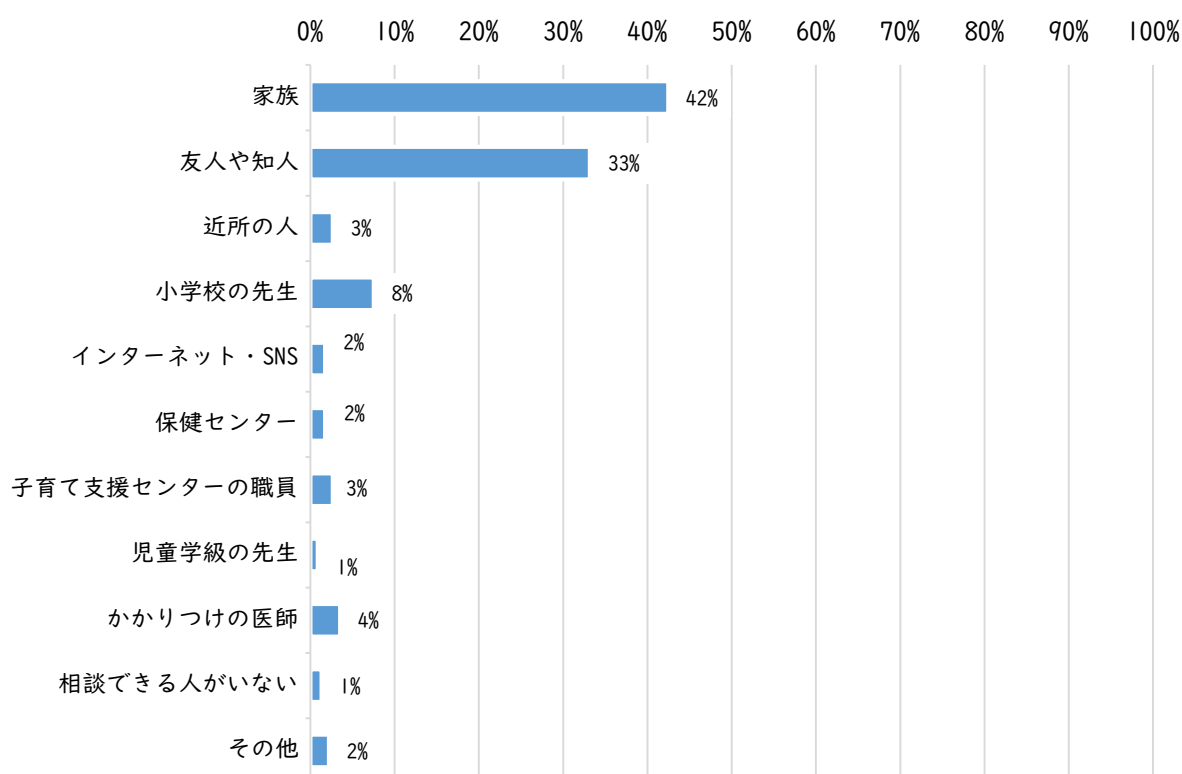
■子育ての相談先

子育てについて相談できる人・場所は、「いる／ある」が88%と多数を占めており、具体的な相談先は「家族」(42%)と「友人や知人」(33%)の2つが上位を占めています。また、今後、子育てについて相談相手、相談先として希望することとしては「子どもについて、なんでも相談できる総合的な窓口がほしい」(26%)と「メールやLINEで相談できる」(16%)が上位を占めており「自宅に訪問して行う相談」については1%となっています。

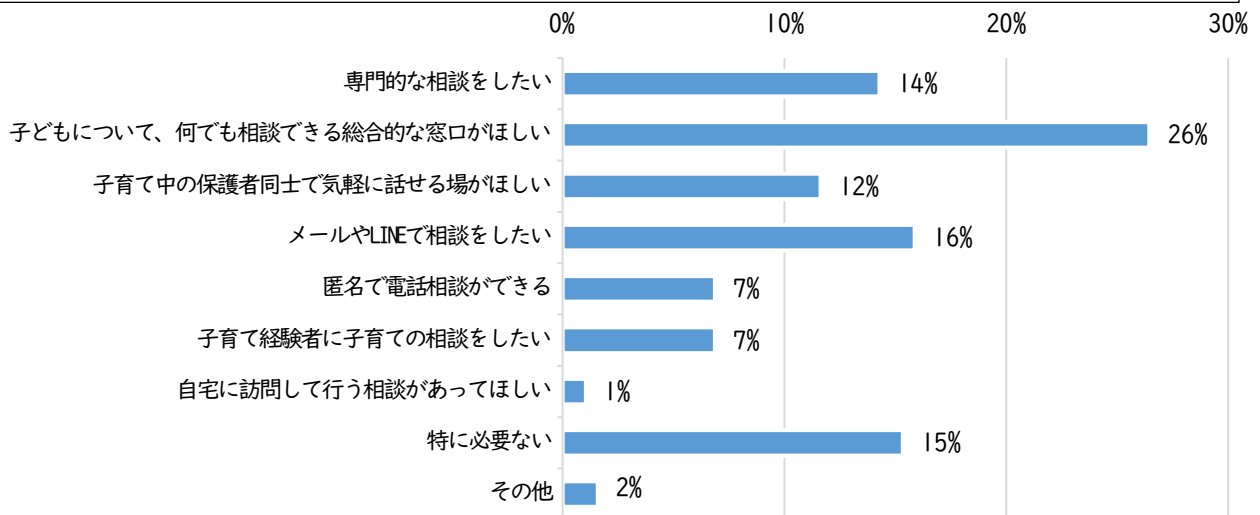
お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。



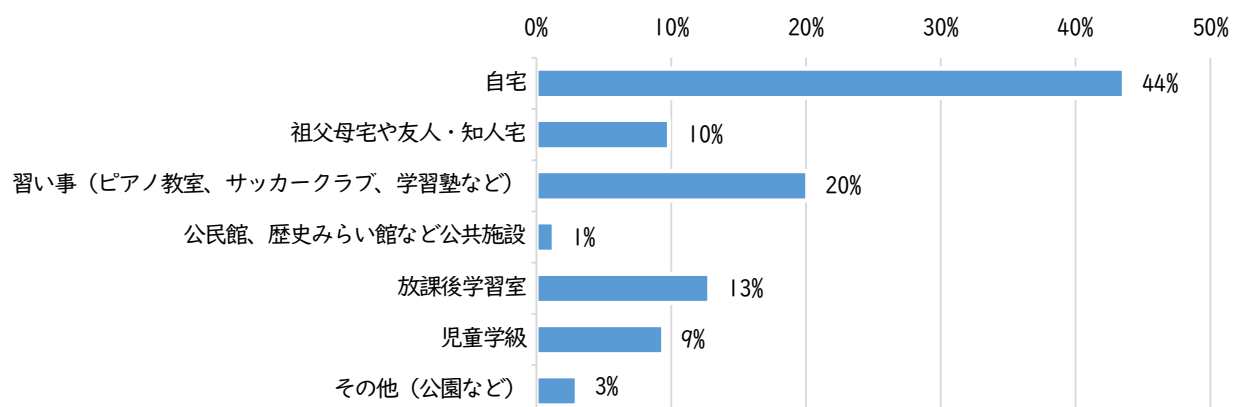
今後、子育てについて相談相手、相談場所として希望することは何ですか。



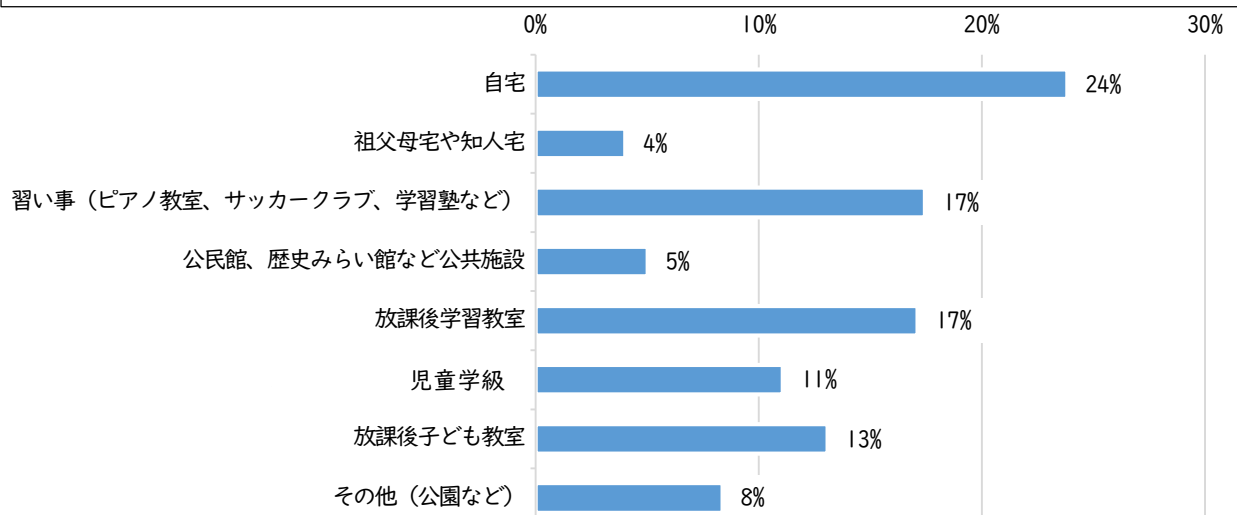
■放課後の過ごし方

放課後過ごしている場所について、実態は「自宅」（44%）、「習い事」（20%）、「放課後学習室」となっていますが、放課後過ごさせたい場所（希望）は「自宅」（22%）、「習い事」（17%）、「放課後学習室」（17%）となっており、自宅以外の場所で過ごすことを望む方が多くなっています。また、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後子どもが参加できる居場所の利用については、「利用させたいと思う」（50%）、「プログラム内容次第では利用したい」（41%）となっており、利用を希望する割合が非常に高くなっています。

お子さんは、平日の放課後（小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。



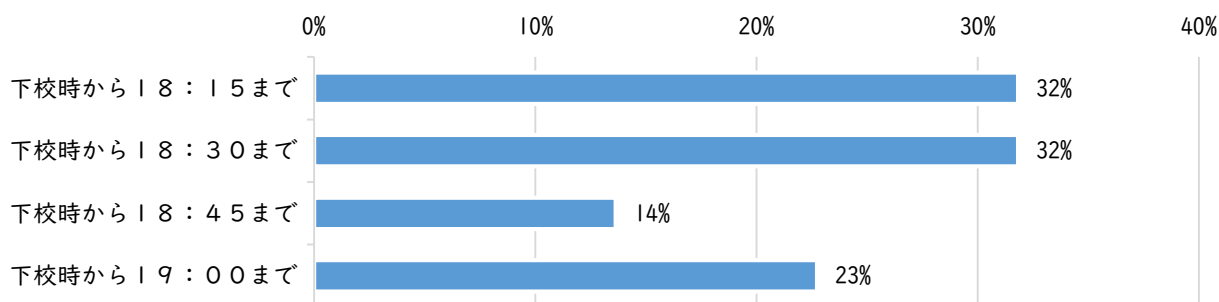
お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



■児童学級の利用時間

児童学級を利用したい時間については、「下校から１８時１５分まで」が３２％、「下校から１８時３０分まで」が３２％、「下校から１９時まで」が２３％となっています。

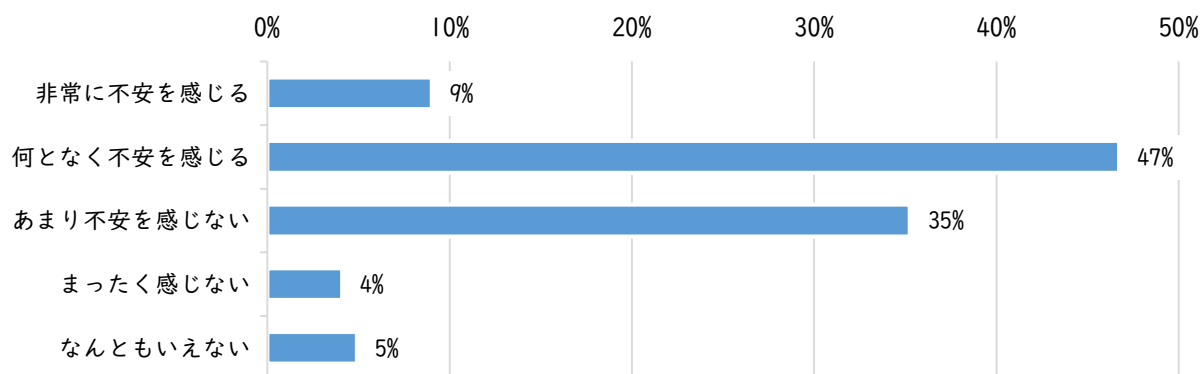
児童学級を利用したい時間を１つ選択してください。



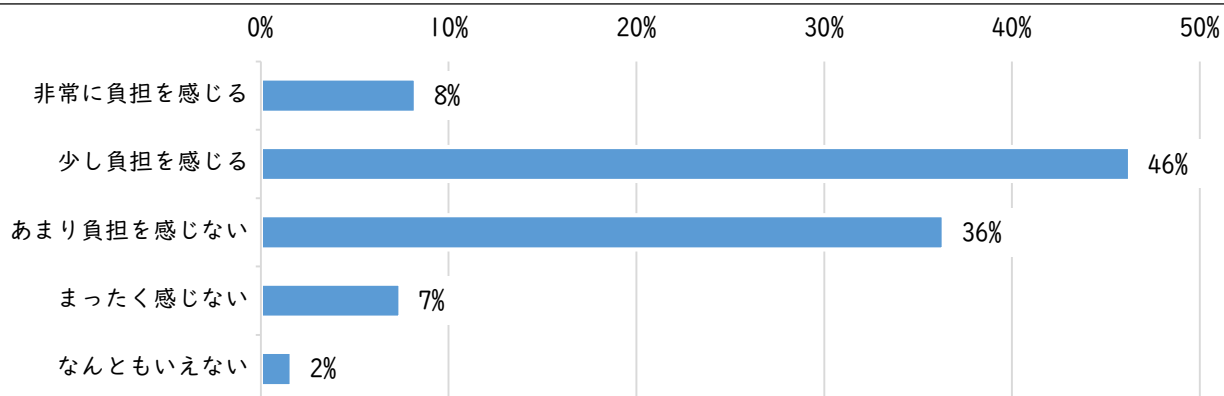
■子育てに関する不安感、負担感

子育てに関する不安感は「何となく不安を感じる」が４７％、負担感は「少し負担を感じる」が４６％となっており、深刻な状況ではないものの、何かしらの不安や負担を感じる方が半数を占めています。

子育てに関して不安を感じることがありますか。



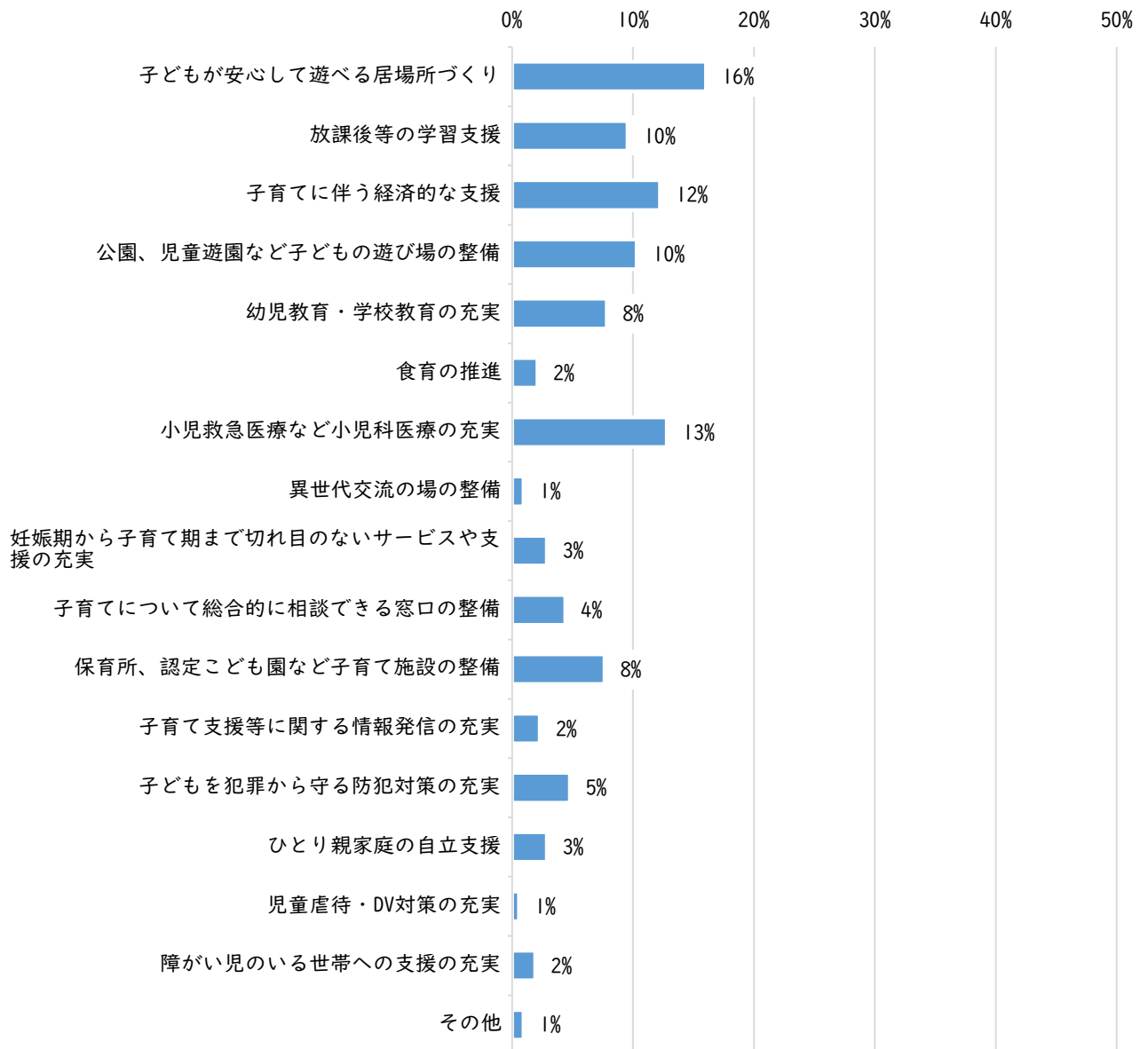
子育てに関して負担を感じますか。



■町が重点的に取り組む必要性が高いと思う施策

上位から「子どもが安心して遊べる居場所づくり」（１６％）、「小児救急医療など小児医療の充実」（１３％）、「子育てに伴う経済的な支援」（１２％）となっています。子育て環境等に関する意見（自由記載）においても「子どもの居場所（児童館・公園含む）の充実」（１３人）、「医療機関の充実」（５人）が上位を占めています。

こどもに関する施策について、町が重点的に取り組む必要性が高いと思うものは何だと思いますか。



最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がありましたらご自由にご記入ください。※類似の回答は集約し、その数は()に記載

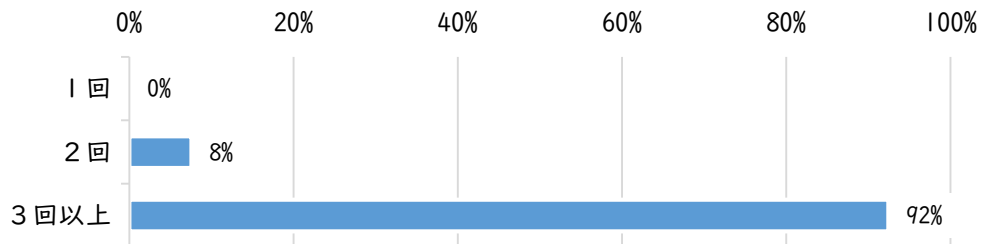
- こどもの居場所(児童館・公園含む)の充実(13)
- 医療機関の充実(5)
- 保育所・幼稚園の充実(4)
- 学校に関すること(通学方法・統廃合等について)(2)
- 給食費の無償化(2)
- スポーツ活動の充実(2)
- 経済的支援の充実
- 放課後デイサービスの設置

③子どもの生活実態調査(小学5年生児童)

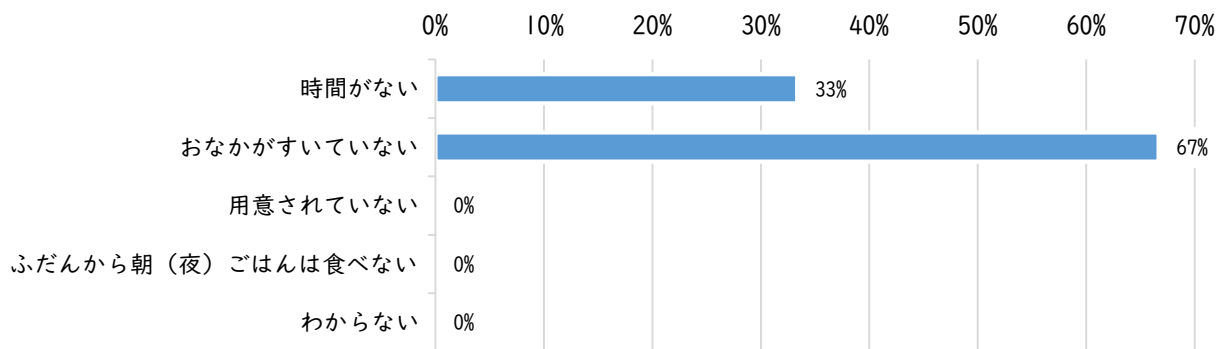
■食事

1日の食事の回数は「3回以上」(92%)、「2回」(8%)で、1回の児童はいませんでした。また、欠食する理由については、「おなかが空いていない」(67%)、「時間がない」(33%)となっており、「食事が用意されていない」と回答した児童はいませんでした。

あなたは、一日に何回ごはんを食べていますか。



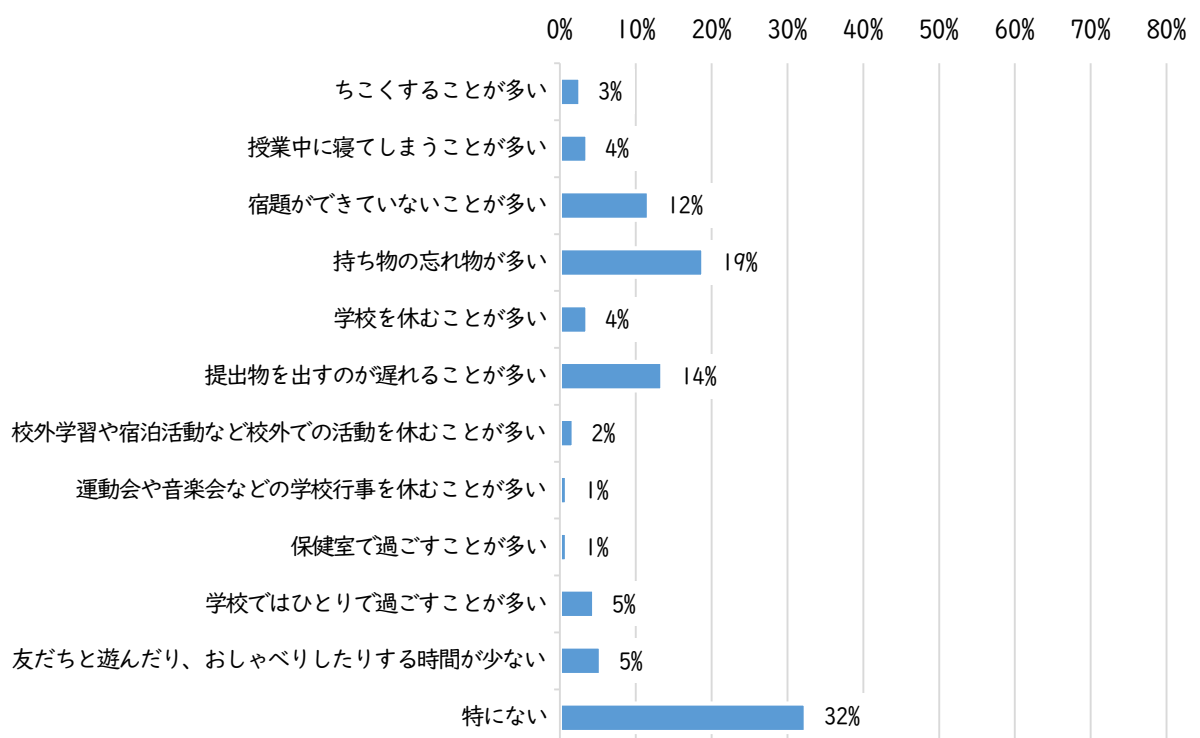
あなたがごはんを食べない理由はなんですか。



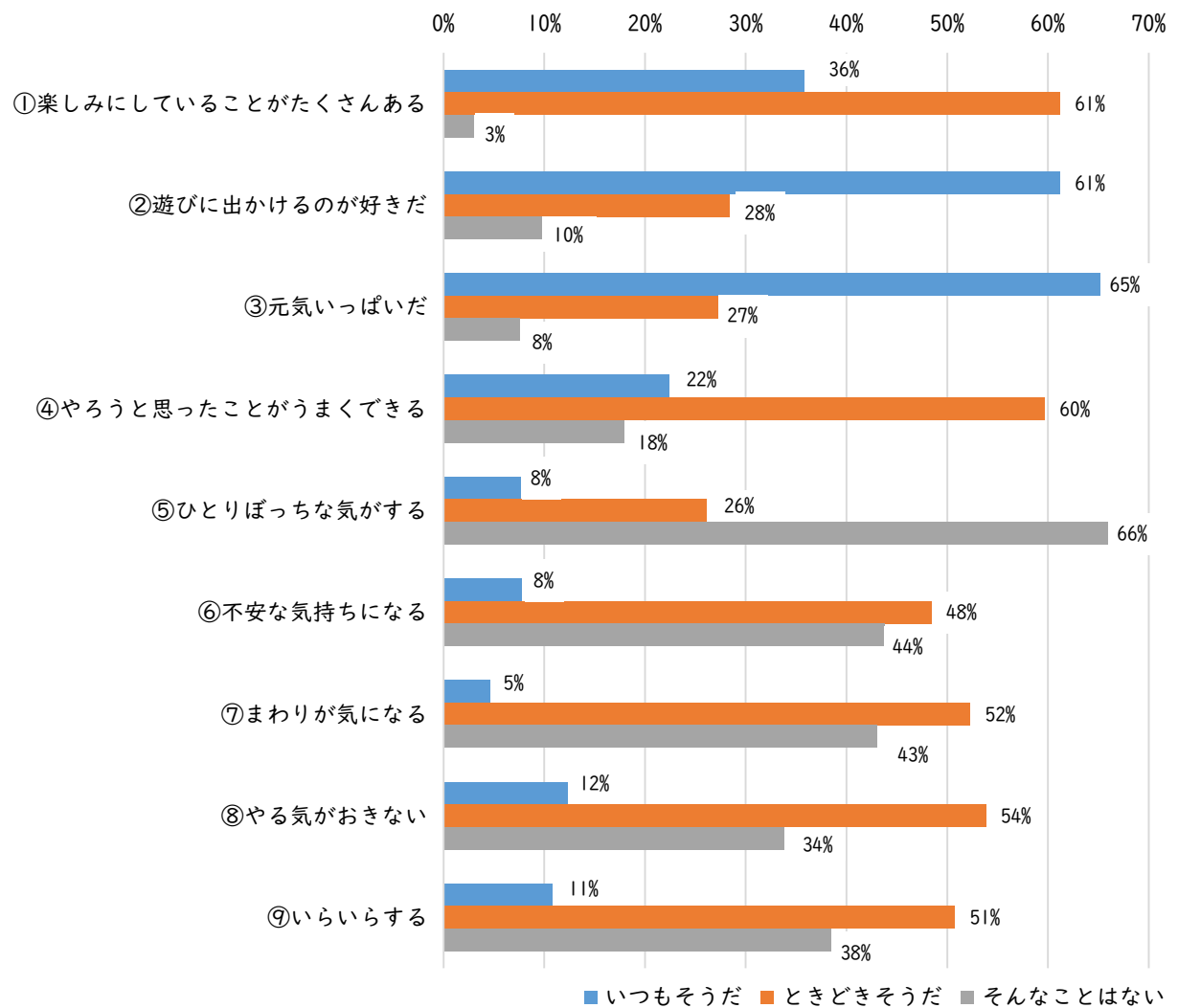
■学校での様子や最近（1週間）の気持ち

学校での様子は、「持ち物の忘れ物が多い」（19%）、「提出物を出すのが遅れることが多い」（14%）、「宿題ができていないことが多い」（12%）となっています。また、最近の気持ちについては、「やる気がおきない」（いつも12%/時々54%）、「いらいらする」（いつも11%/時々51%）の割合が高くなっています。

あなたは、学校での生活や行事などで次のようなことがありますか。



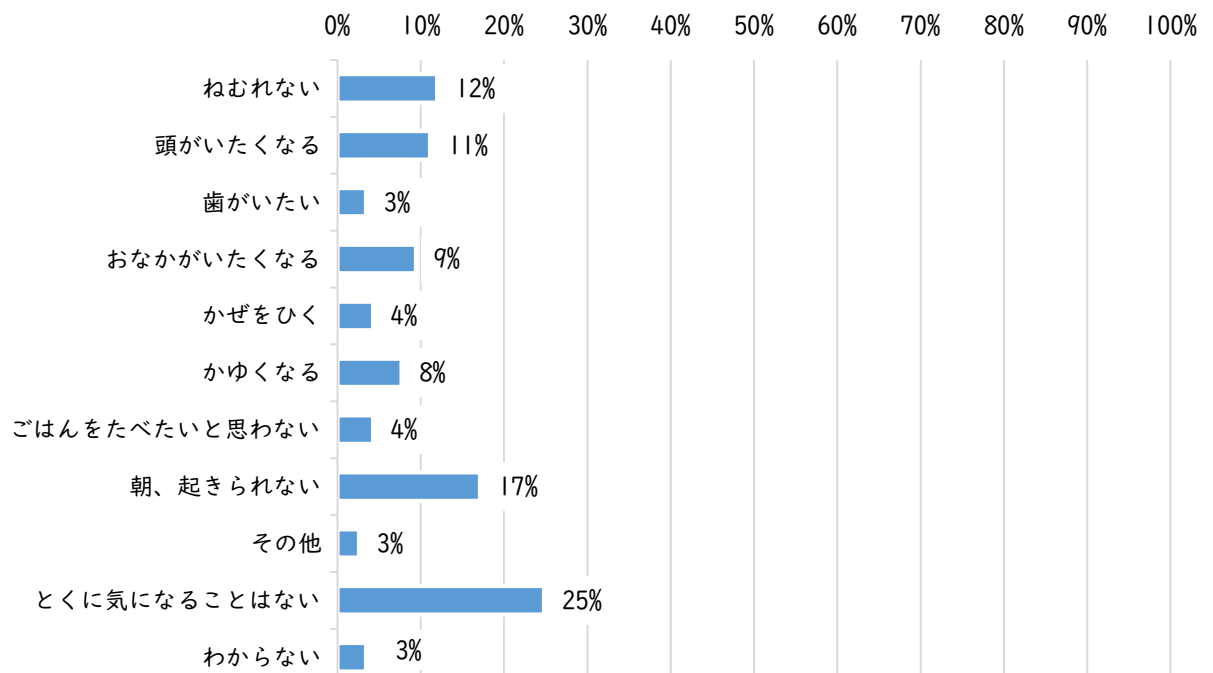
この一週間、どんな気持ちや状況だったのか教えてください。



■ 身体の状態で気になること

「朝起きられない」(17%)、「眠れない」(12%)、「頭が痛くなる」(11%)となっています。

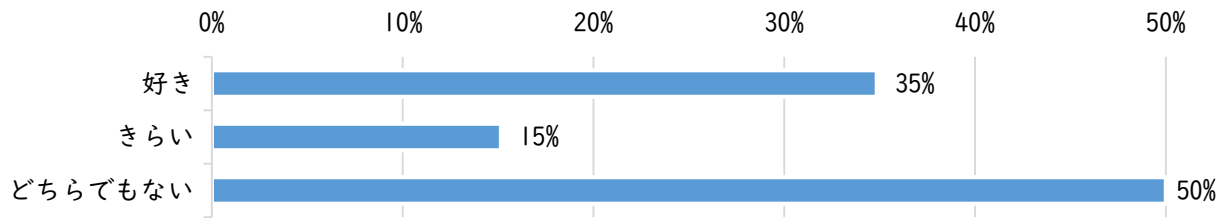
あなたは自分の体の状態で気になることはありますか。



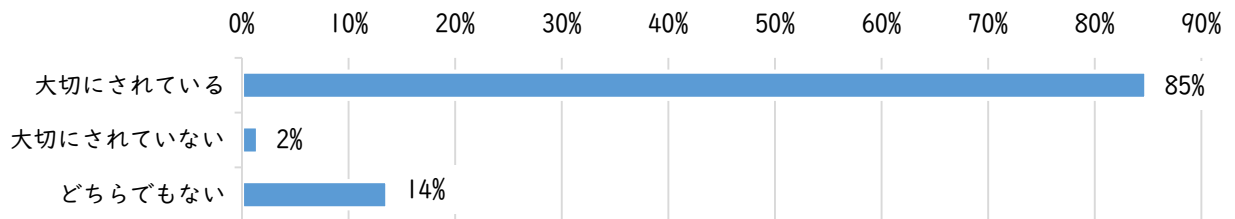
■自分のこと

自分のことをどのように思っているかは、「好き」（35%）、「嫌い」（15%）となっています。また、家族や周りの大人から大切にされていると思うかについては、「大切にされている」（85%）の割合が高い一方、「大切にされていない」（2%）と思う児童もいます。

自分のことをどのように思いますか。



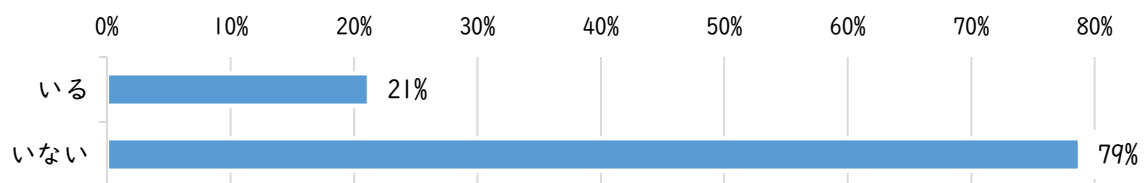
あなたは家族や周りの大人に大切にされていると思いますか。



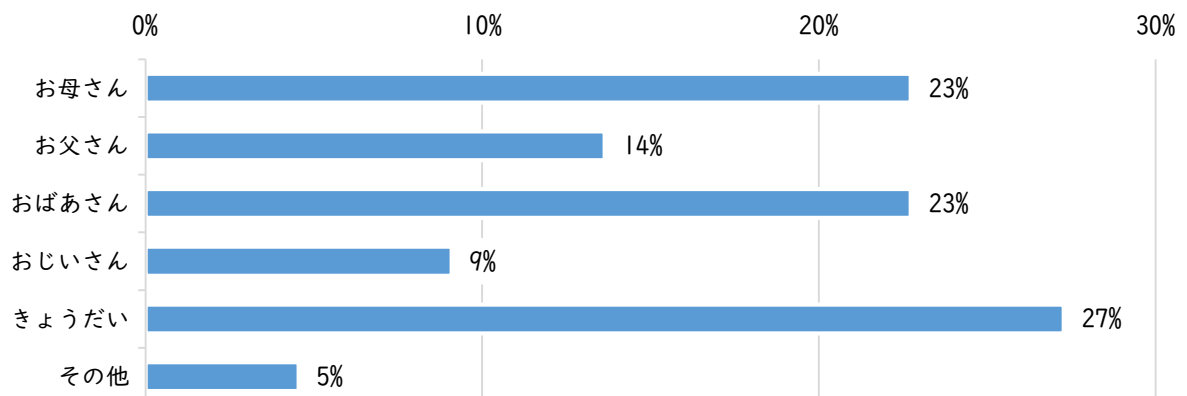
■家族のお世話

児童が中心となってお世話をしている家族がいるかについては、「いる」（21%）で、お世話をしているのは「きょうだい」（27%）が多くなっています。また、お世話の内容については、「見守り」（20%）、「お世話や送り迎え」（17%）が主なものとなっており、お世話の頻度については「ほぼ毎日」（33%）、「週に1～2日程度」となっています。お世話することについての思いは、「大変ではない」（50%）、「大変だが家族のことなので当たり前」（25%）、「大変なので助けてほしい」（17%）となっています。

あなたが中心となってお世話をしている家族の人はいますか。



あなたがお世話をしている人は誰ですか。

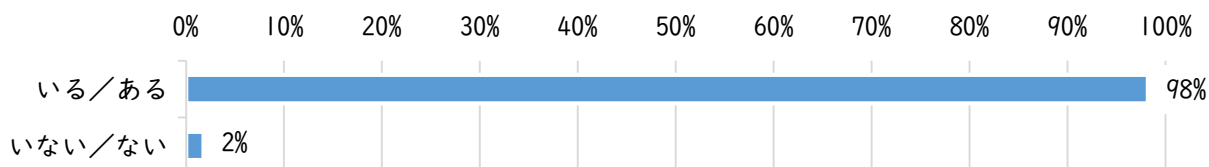


④子どもの生活実態調査（小学5年生保護者）

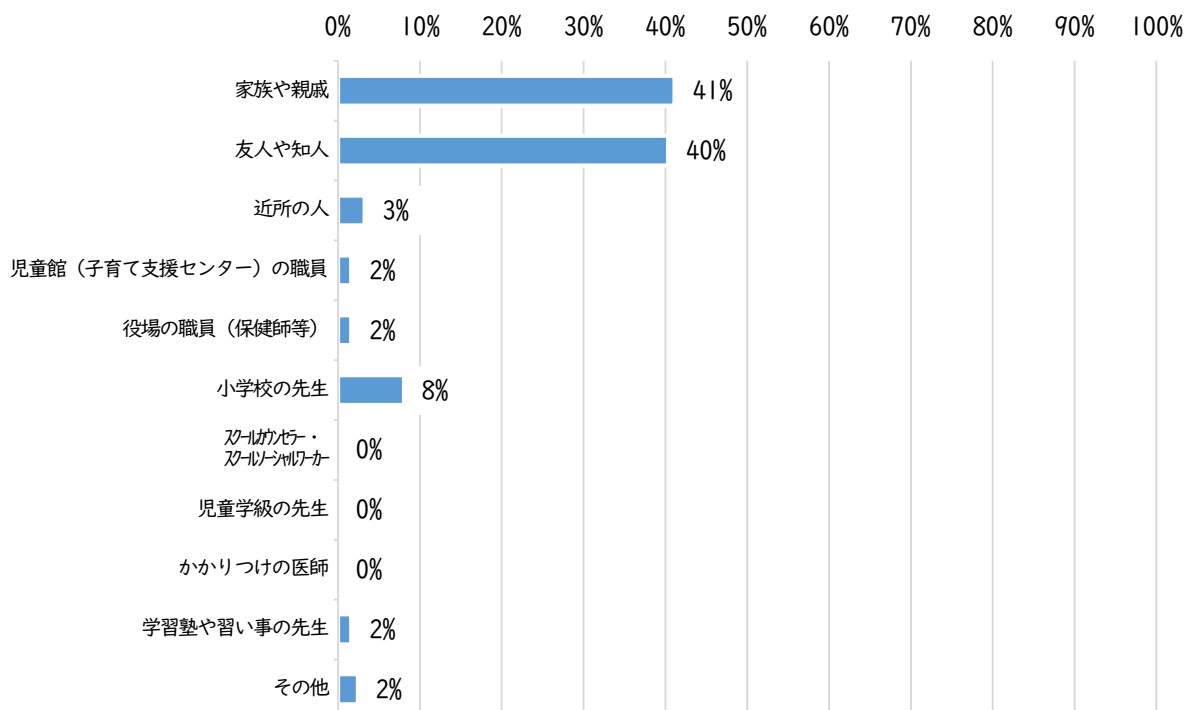
■子育ての相談先

子育てについて相談できる人・場所は、「いる／ある」が98%と多数を占めており、具体的な相談先は「家族や親戚」（41%）と「友人や知人」（40%）の2つが上位を占めています。

お子さんの子育てをするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また相談できる場所がありますか。



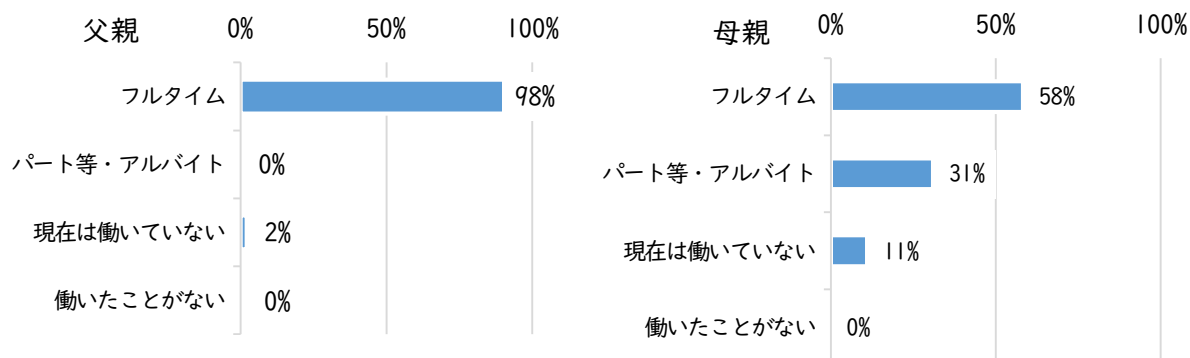
お子さんの子育てに関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。



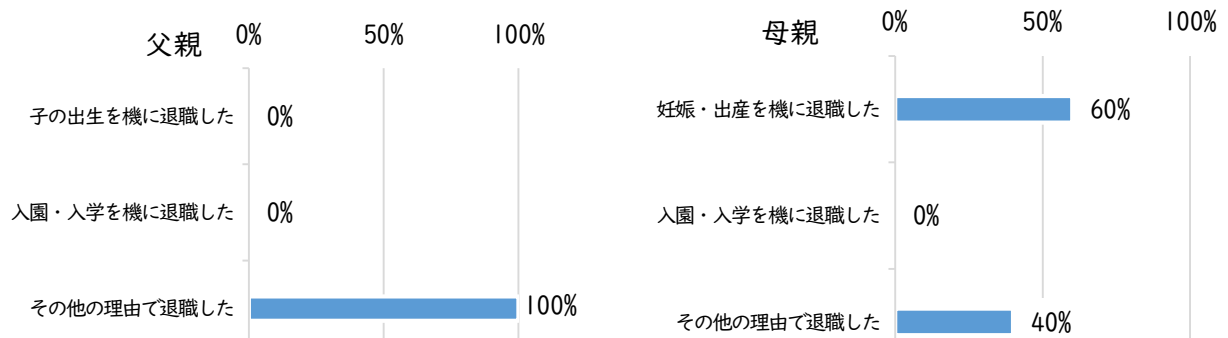
■就労

保護者の就労状況は、父親は「フルタイム」（98%）、母親は「フルタイム」（58%）となっており、現在働いていない（未就労）母親の主な退職理由は「子の出生」（60%）が高くなっています。未就労母親の就労希望は、「すぐに、もしくは1年以内にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労したい」が60%となっています。

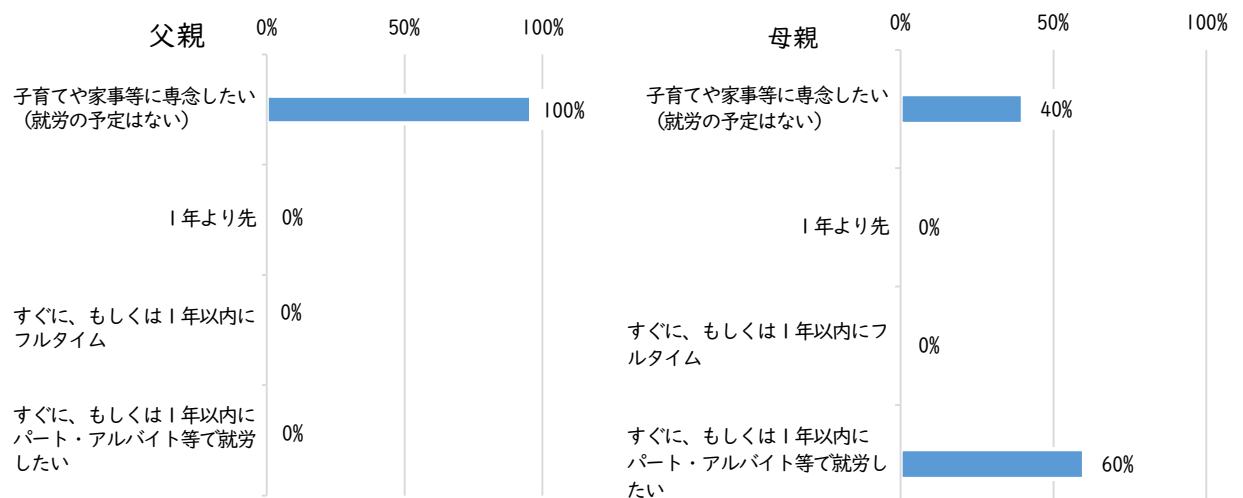
お子さんの保護者の現在の就労状況をうかがいます。



退職した理由をお答えください。



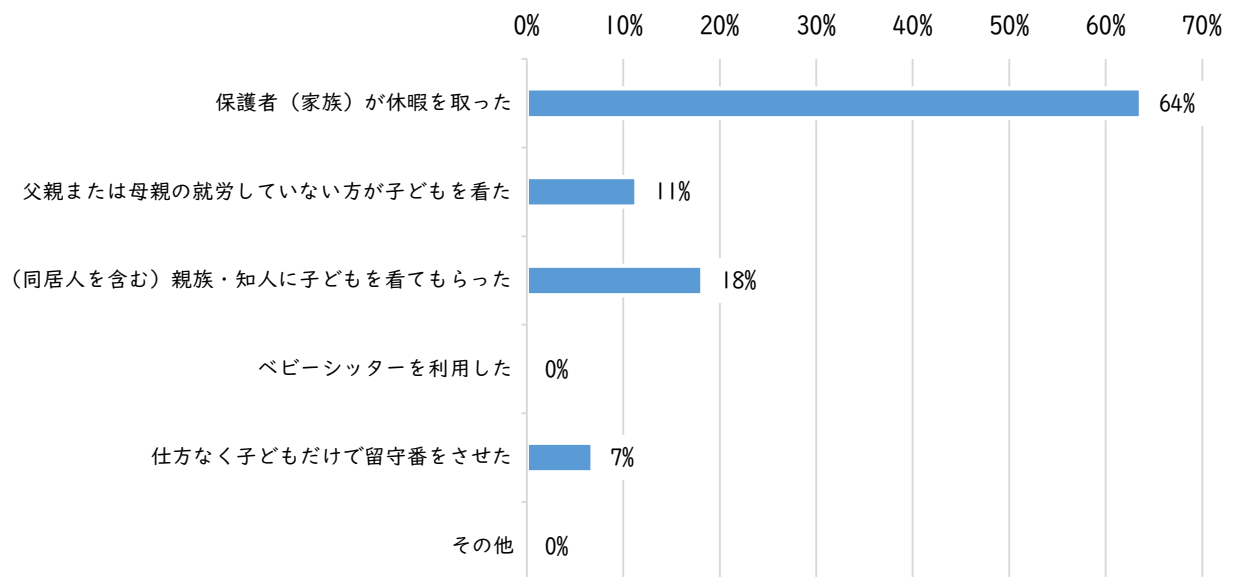
就労したいという希望はありますか。



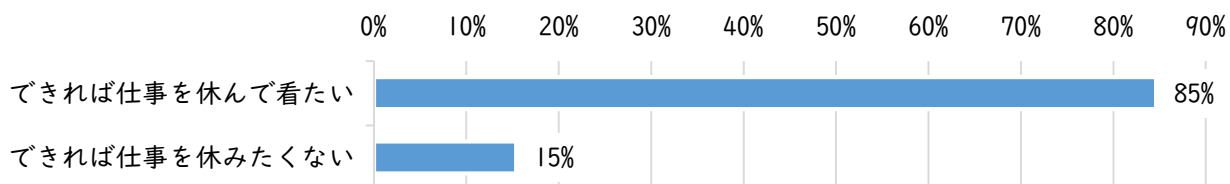
■子どもの体調不良時の対応

子どもの病気やけがにより学校を休んだ際の対応について、「保護者（家族）が休暇を取った」は64%で半数以上となっていますが、その他「親族・知人に看てもらった」（18%）、「仕方なく子どもだけで留守番させた」（7%）と回答した方もいます。「親族・知人に看てもらった」または「仕方なく子どもだけで留守番させて」と回答した方のうち、85%の方は「できれば仕事を休んで看たい」と回答しています。

お子さんが病気やけがで学校を休んだ際、どのように対処されましたか。



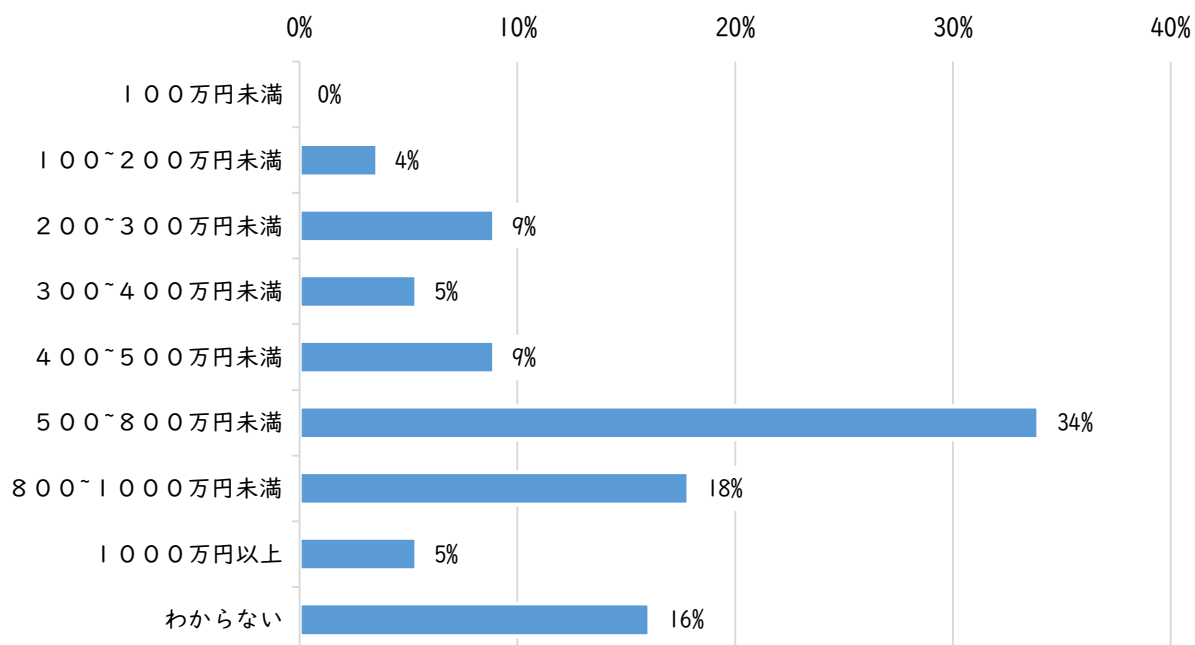
保護者以外が看ていた、こどもだけで留守番をさせた方は「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。



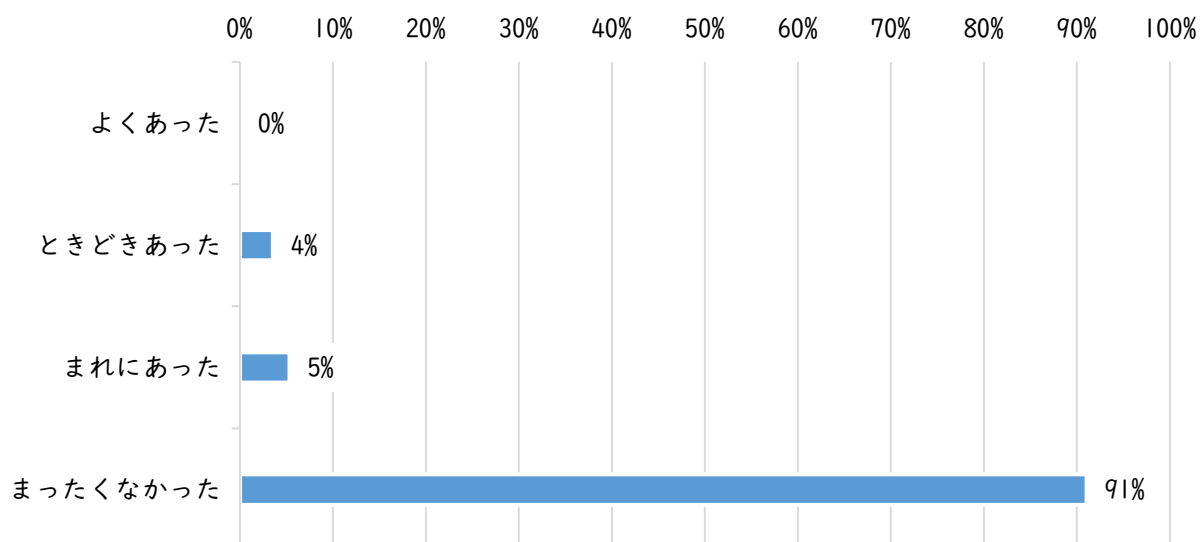
■家計の経済状況

過去1年間の世帯収入（家族全員の収入）については、「500万円未満」が27%、「500万円以上」が57%となっています。経済状況については、過去1年間に、お金が足りないことで、食料を買うことができなかったり、水道・電気・ガス料金の支払いができなかった方と回答した方は9%となっています。

過去1年間の家族全員の収入の合計額はおおよそいくらでしたか。



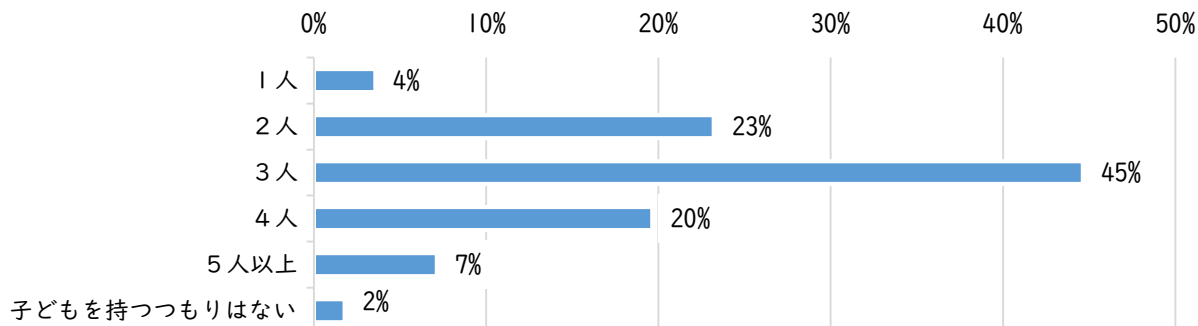
あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。また、水道・電気・ガス料金が払えないことがありましたか。



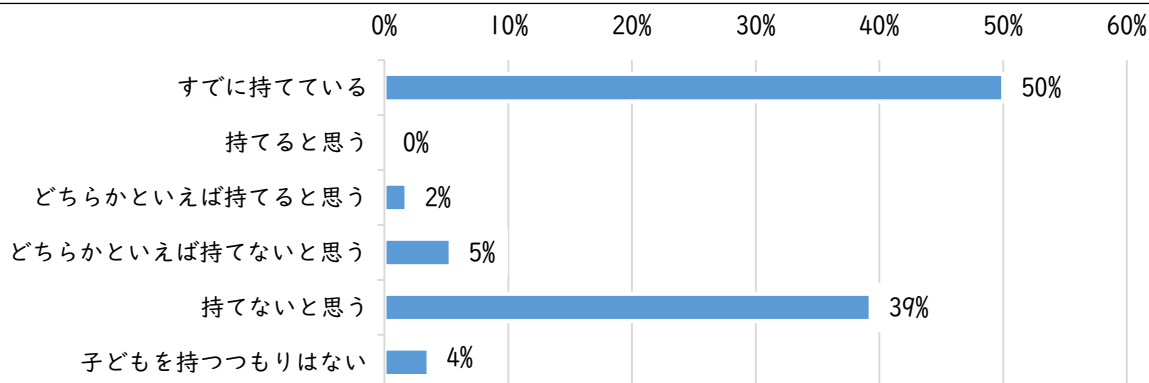
■理想の子どもの数

経済的な理由は除き、可能なら持ちたい子どもの数については、「3人」（45%）、「2人」（23%）、「4人以上」（27%）となっています。しかし、「理想とする数の子どもを持てない」と思っている人は39%で、その理由としては、「年齢的（肉体的）に困難」が最も多く27%、次いで、「子育てや教育にお金がかかる」が22%となっています。

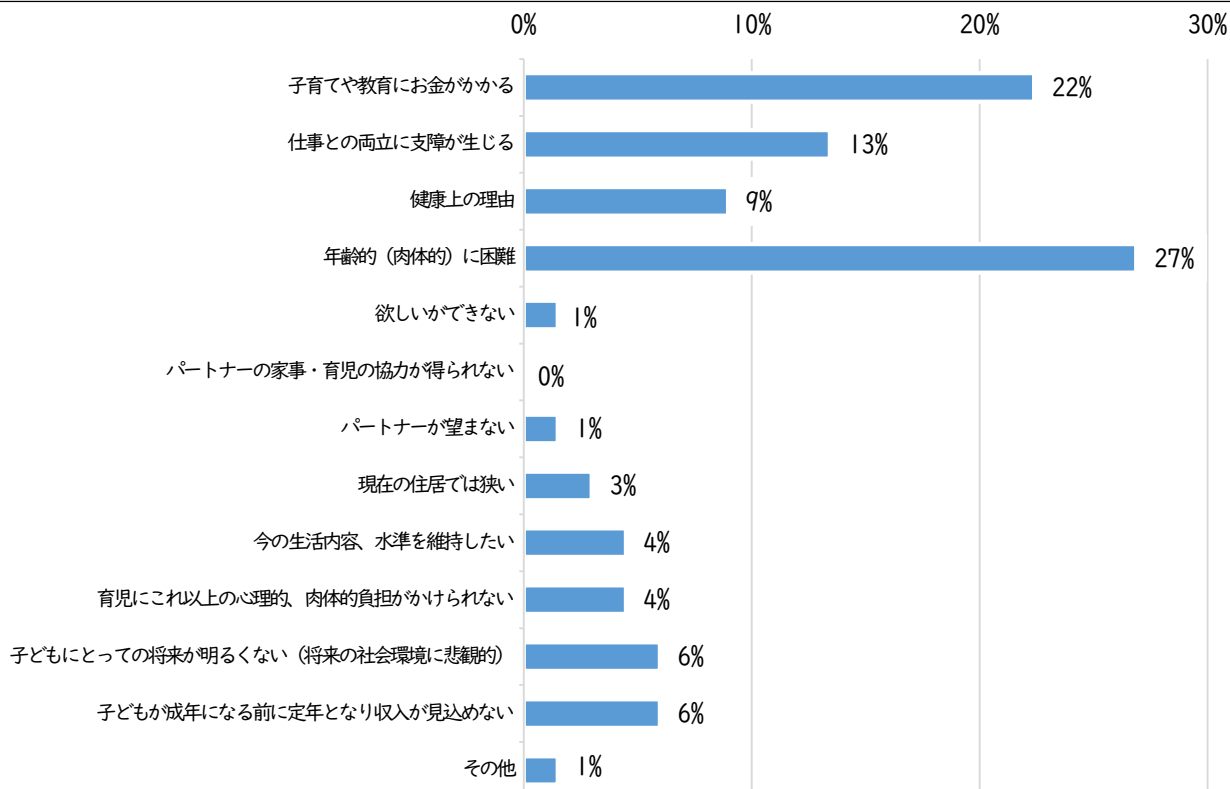
あなたが理想とする（経済的なことは考えず、可能なら持ちたいと思う）お子さんの人数は今いるお子さんも含め、全部で何人ですか。



あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てると思いますか。



あなたは今後、理想とするお子さんの人数を実現できないと思う理由は何ですか。

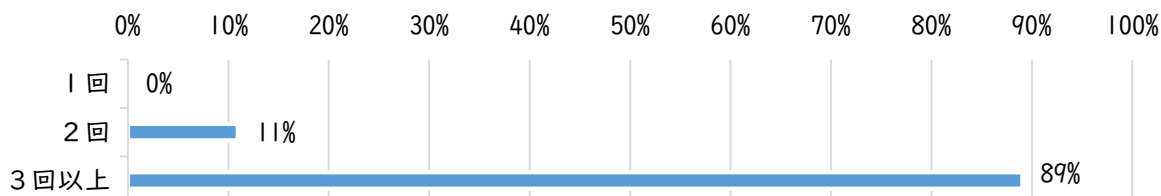


⑤子どもの生活実態調査（中学2年生生徒）

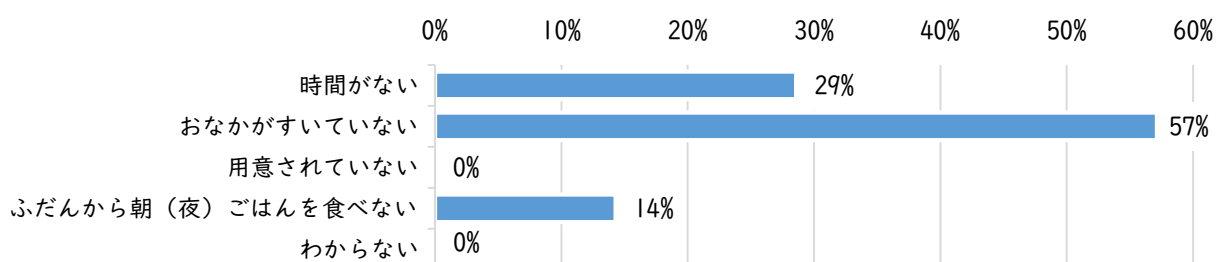
■食事

1日の食事の回数は「3回以上」（89%）、「2回」（11%）で、「1回」の生徒はいませんでした。また、欠食する理由については、「おなかが空いていない」（57%）、「時間がない」（29%）となっており、「食事が用意されていない」と回答した児童はいませんでした。

あなたは、一日に何回ごはんを食べていますか。



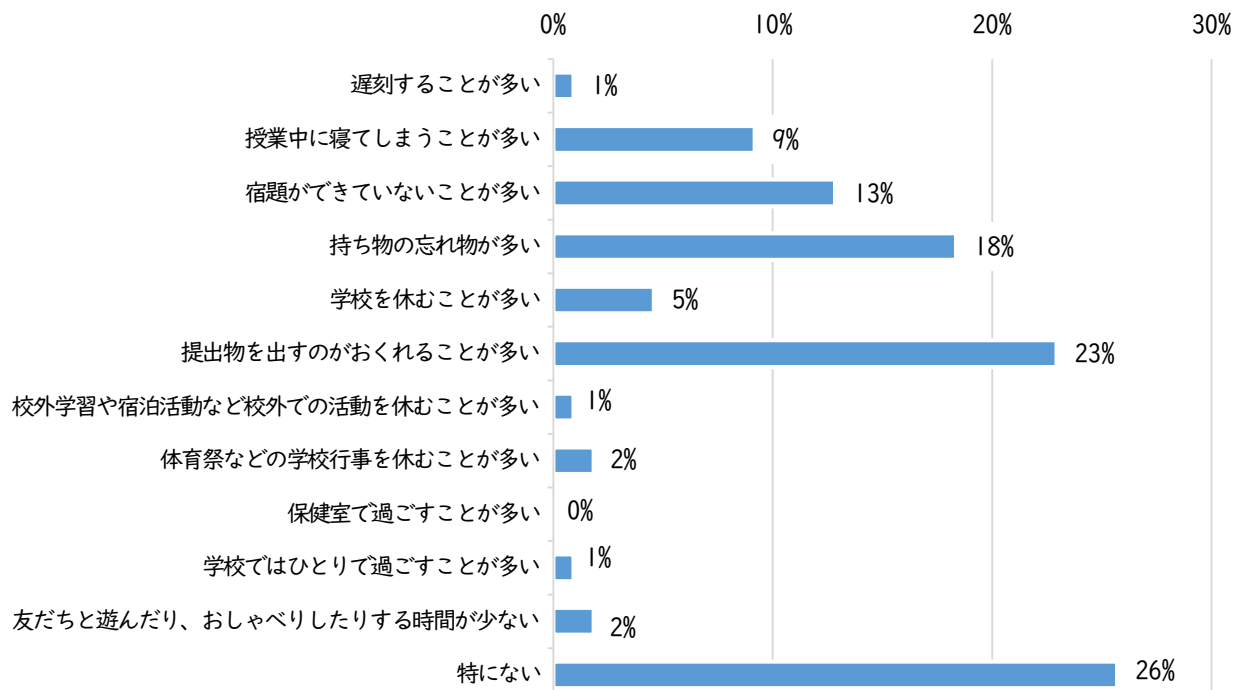
あなたがごはんを食べない理由はなんですか。



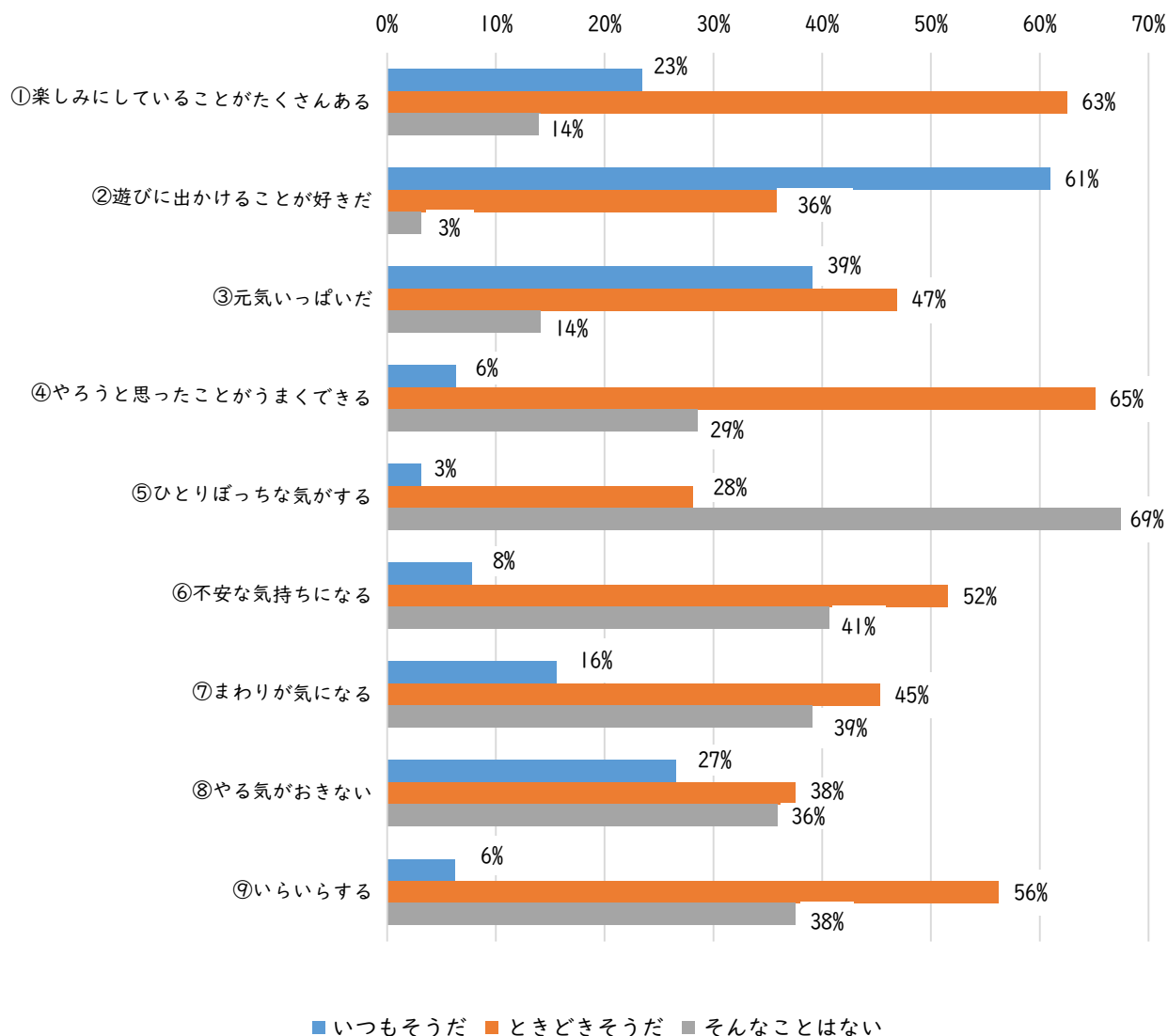
■学校での様子や最近（1週間）の気持ち

学校での様子は、「提出物を出すのが遅れることが多い」（23%）、「持ち物の忘れ物が多い」（18%）、「宿題ができていないことが多い」（13%）となっています。また、最近の気持ちについては、「やる気がおきない」（いつも27%/時々38%）、「いらいらする」（いつも6%/時々56%）の割合が高くなっています。

あなたは、学校での生活や行事などで次のようなことがありますか。



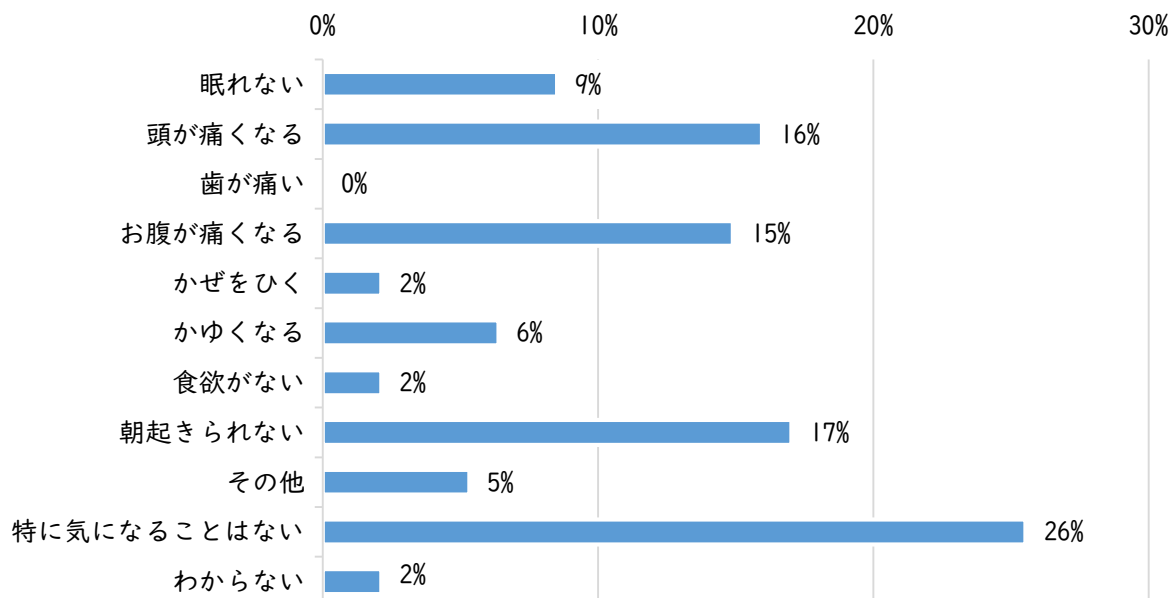
この一週間、どんな気持ちや状況だったのか教えてください。



■ 身体の状態で気になること

「朝起きられない」(17%)、「頭が痛くなる」(16%)、「お腹が痛くなる」(15%)、となっています。

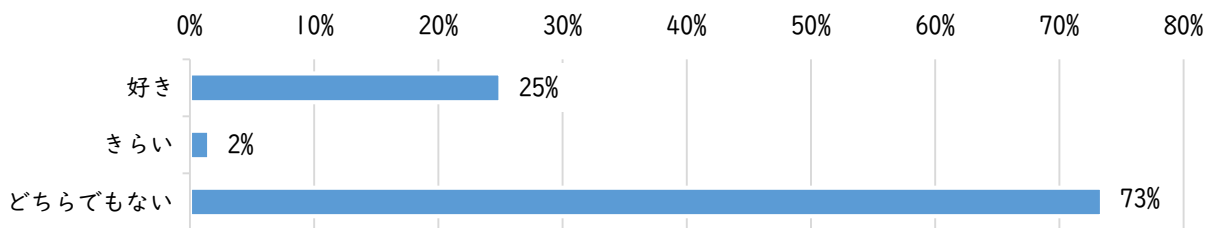
あなたは、自分の体の状態で気になることはありますか。



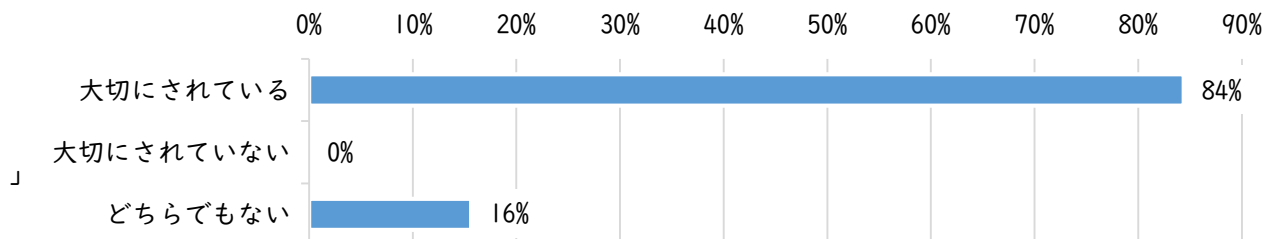
■自分のこと

自分のことをどのように思っているかは、「好き」（25%）、「嫌い」（2%）となっています。また、家族や周りの大人から大切にされていると思うかについては、「大切にされている」が84%で、「大切にされていない」と回答する生徒はいませんでした。

自分のことをどのように思いますか。



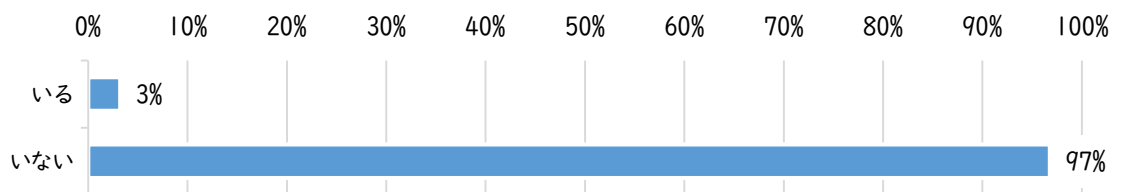
あなたは家族や周りの大人に大切にされていると思いますか。



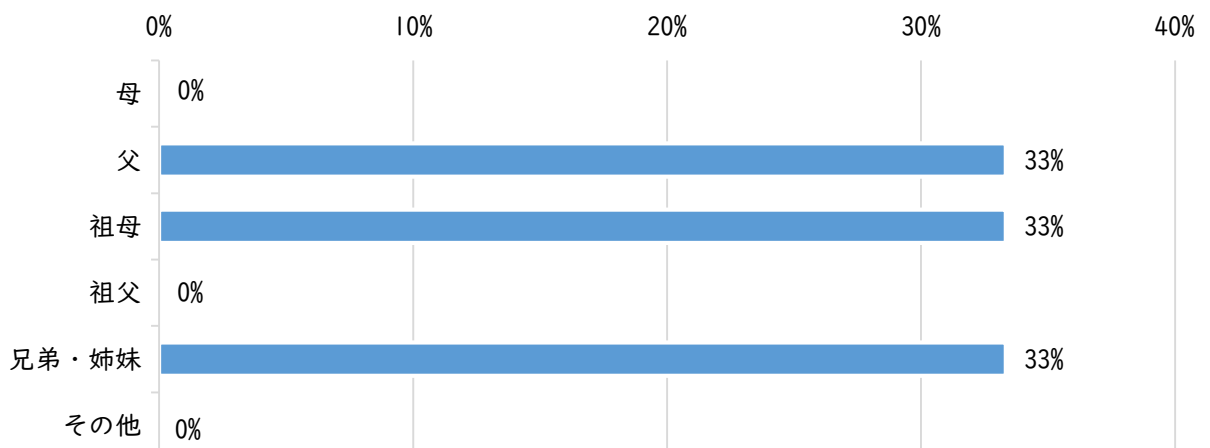
■家族のお世話

生徒が中心となってお世話をしている家族がいるかについては、「いる」（3%）で、お世話をしているのは「父」（33%）、「兄弟・姉妹」（33%）、「祖母」（33%）となっています。また、お世話の内容については、「家事」（40%）、「入浴やトイレのお世話」（20%）、「見守り」（20%）、「お金の管理」（20%）となっており、お世話の頻度については「週に3～5日」（50%）、「週に1～2日程度」（50%）となっています。お世話をするについての思いは、「大変ではない」（50%）となっており、「大変なので助けてほしい」と回答する生徒はいませんでした。

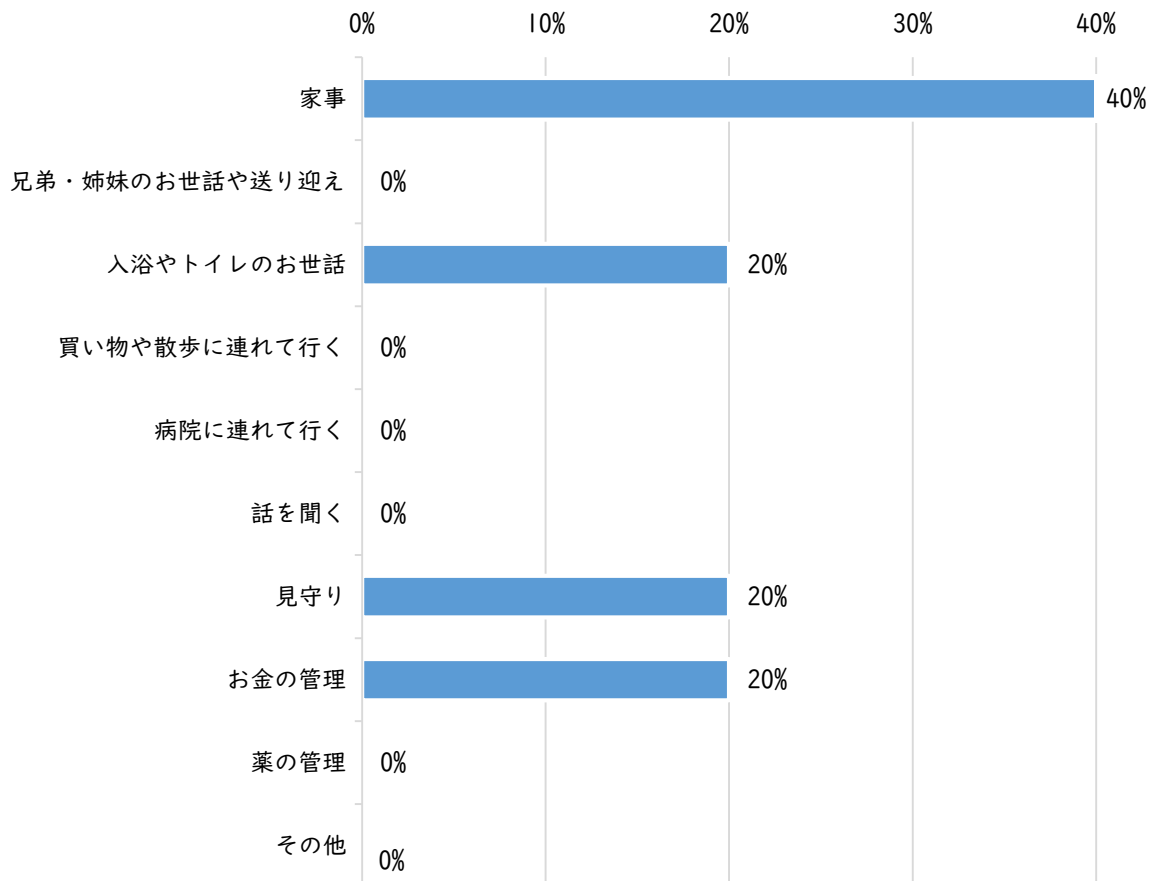
あなたが中心となって、お世話をしている家族の人はいますか。



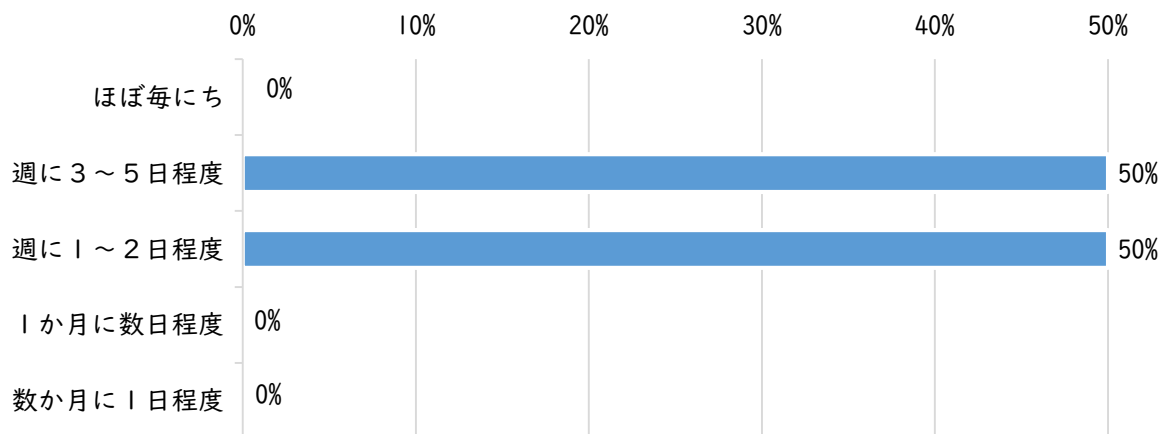
あなたがお世話をしている人はだれですか。



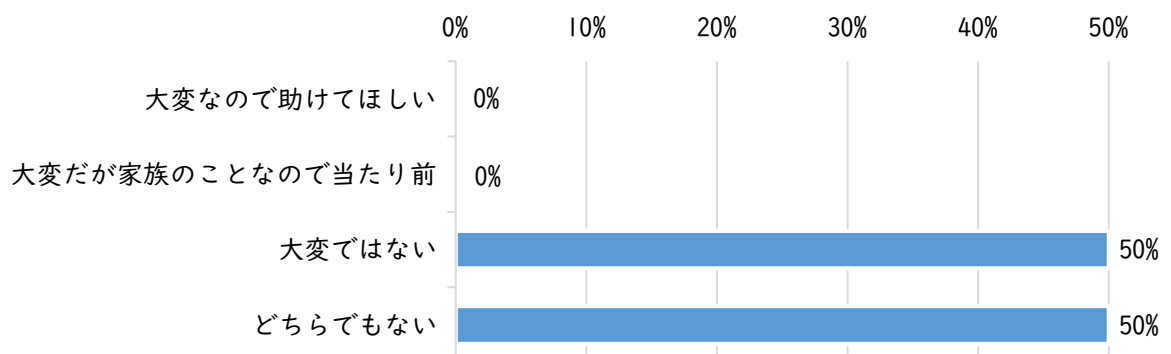
あなたはどのようなお世話をしていますか。



あなたはどのくらいお世話をしていますか。



あなたはお世話をすることをどう思っていますか。

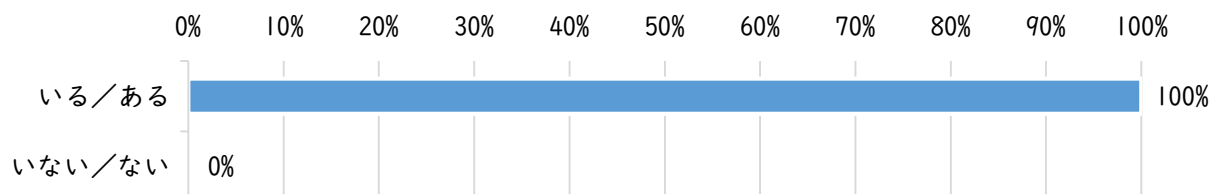


⑥子どもの生活実態調査（中学２年生保護者）

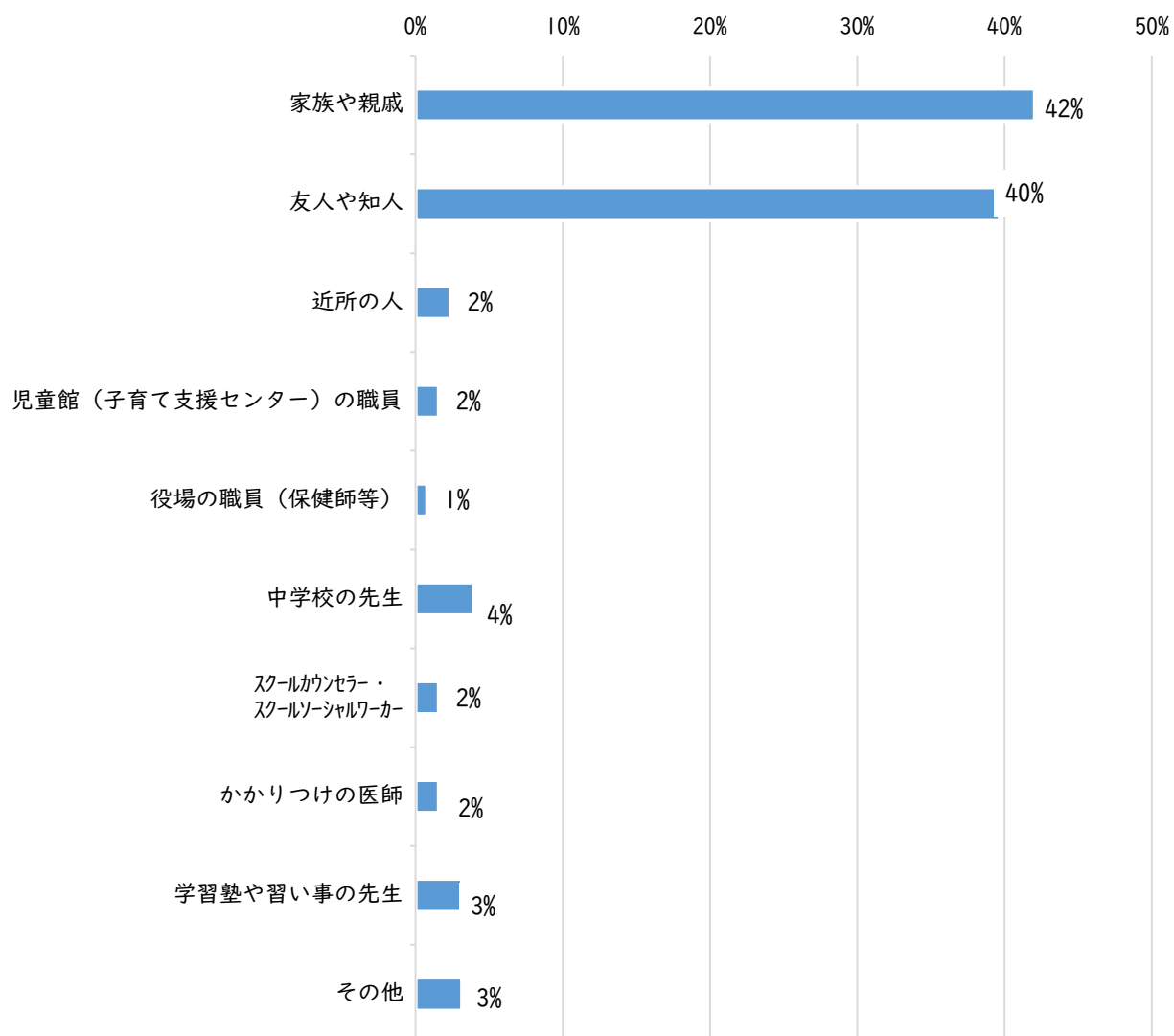
■子育ての相談先

子育てについて相談できる人・場所は、「いる／ある」が１００％になっており、具体的な相談先は「家族や親戚」（４２％）と「友人や知人」（４０％）の２つが上位を占めています。

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



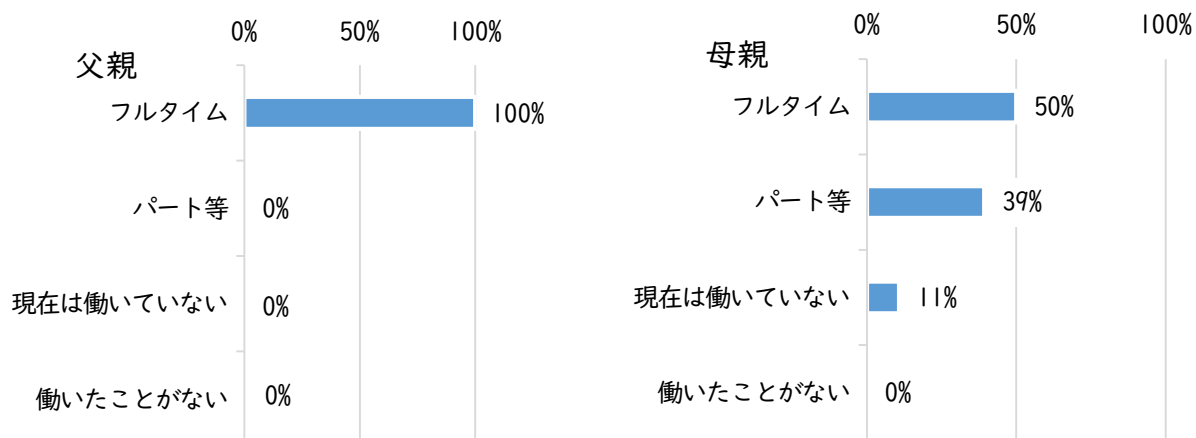
お子さんの子育てに関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。



■就労

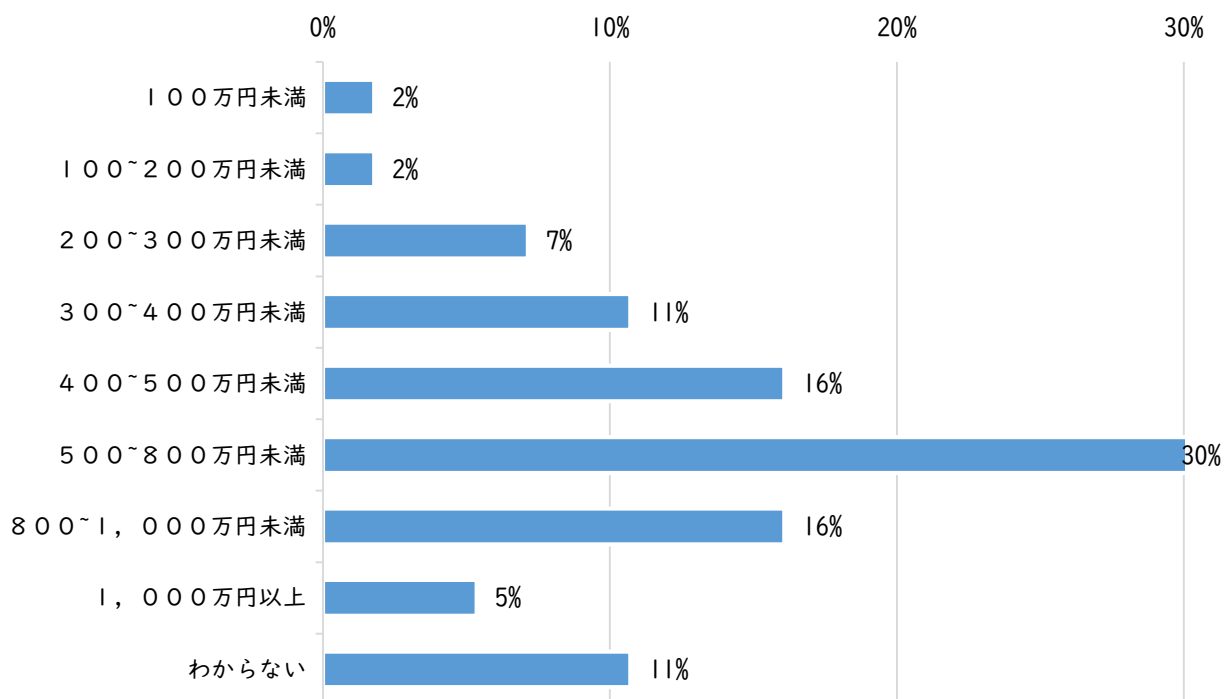
保護者の就労状況は、父親は「フルタイム」（１００％）、母親は「フルタイム」（５０％）となっています。

お子さんの保護者の現在の就労状況について教えてください。

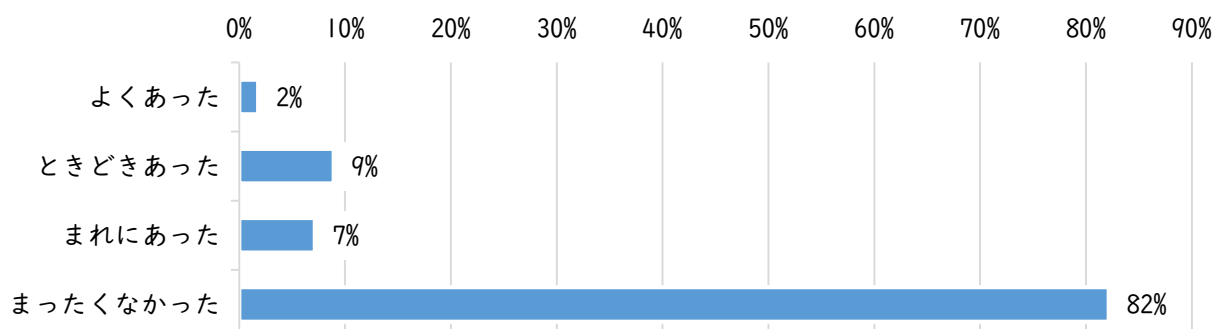


■家計の経済状況

過去1年間の世帯収入（家族全員の収入）については、「500万円未満」が38%、「500万円以上」が51%となっています。経済状況については、過去1年間に、お金が足りないことで、食料を買うことができなかったり、水道・電気・ガス料金の支払いができなかった方と回答した方は18%となっています。



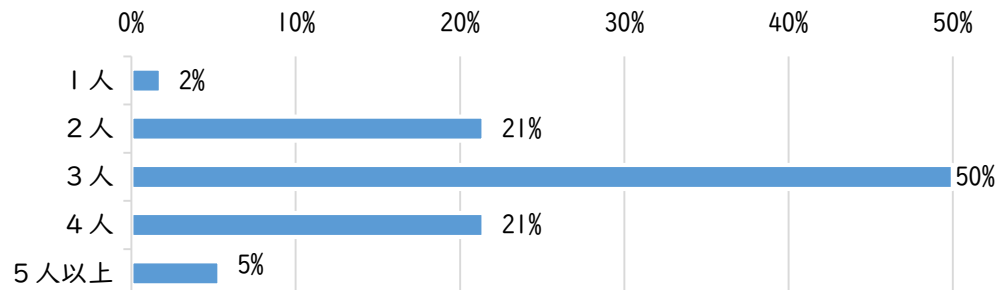
あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。また、水道・電気・ガス料金が払えないことがありましたか。



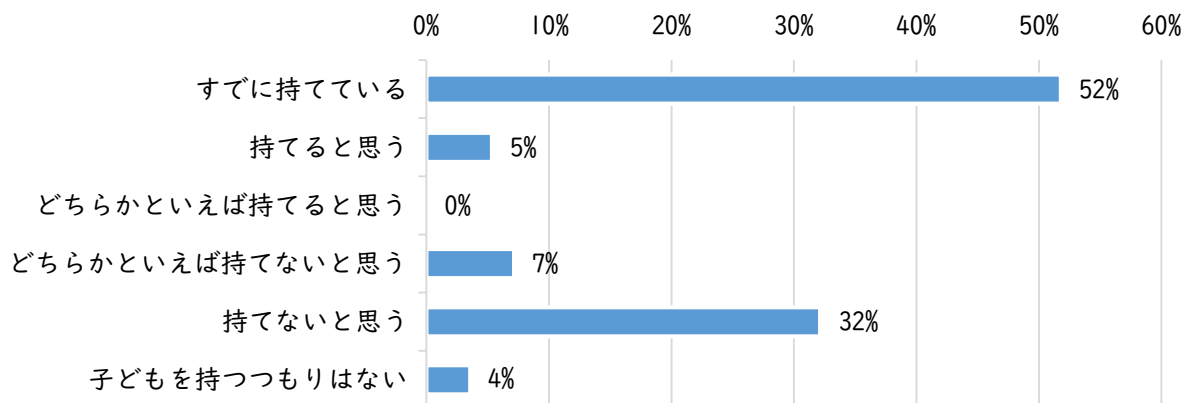
■理想の子どもの数

経済的な理由は除き、可能なら持ちたい子どもの数については、「3人」（50%）、「2人」（21%）、「4人以上」（26%）となっています。しかし、「理想とする数の子どもを持てない」と思っている人は32%で、その理由としては、「子育てや教育にお金がかかる」が28%で最も多く、次いで、「年齢的（肉体的）に困難」が22%となっています。

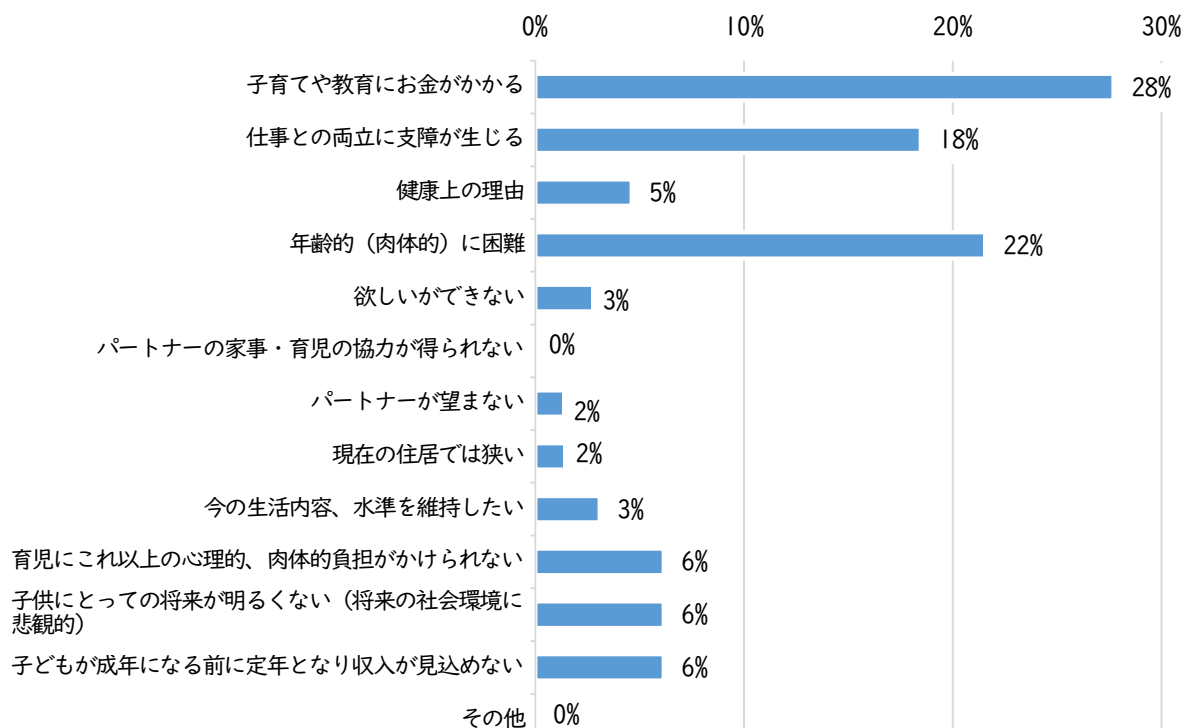
あなたが理想とする（経済的なことは考えず、可能なら持ちたいと思う）お子さんの人数は今いるお子さんも含め、全部で何人ですか。



あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てると考えますか。



あなたは今後、理想とするお子さんの人数を実現できないと思う理由は何ですか。

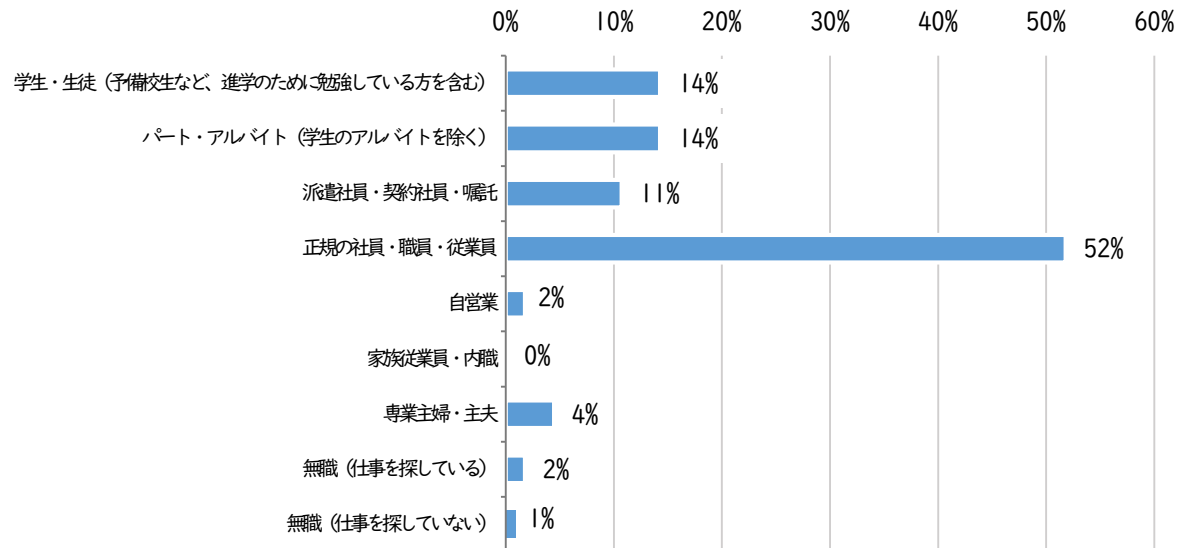


⑥子ども・若者調査

■就労等

「正規の職員・社員」は52%で、「パート・アルバイト」が14%、「学生・生徒」も14%、「派遣や契約社員」が11%となっており、「無職で求職活動を行っている」は2%となっています。

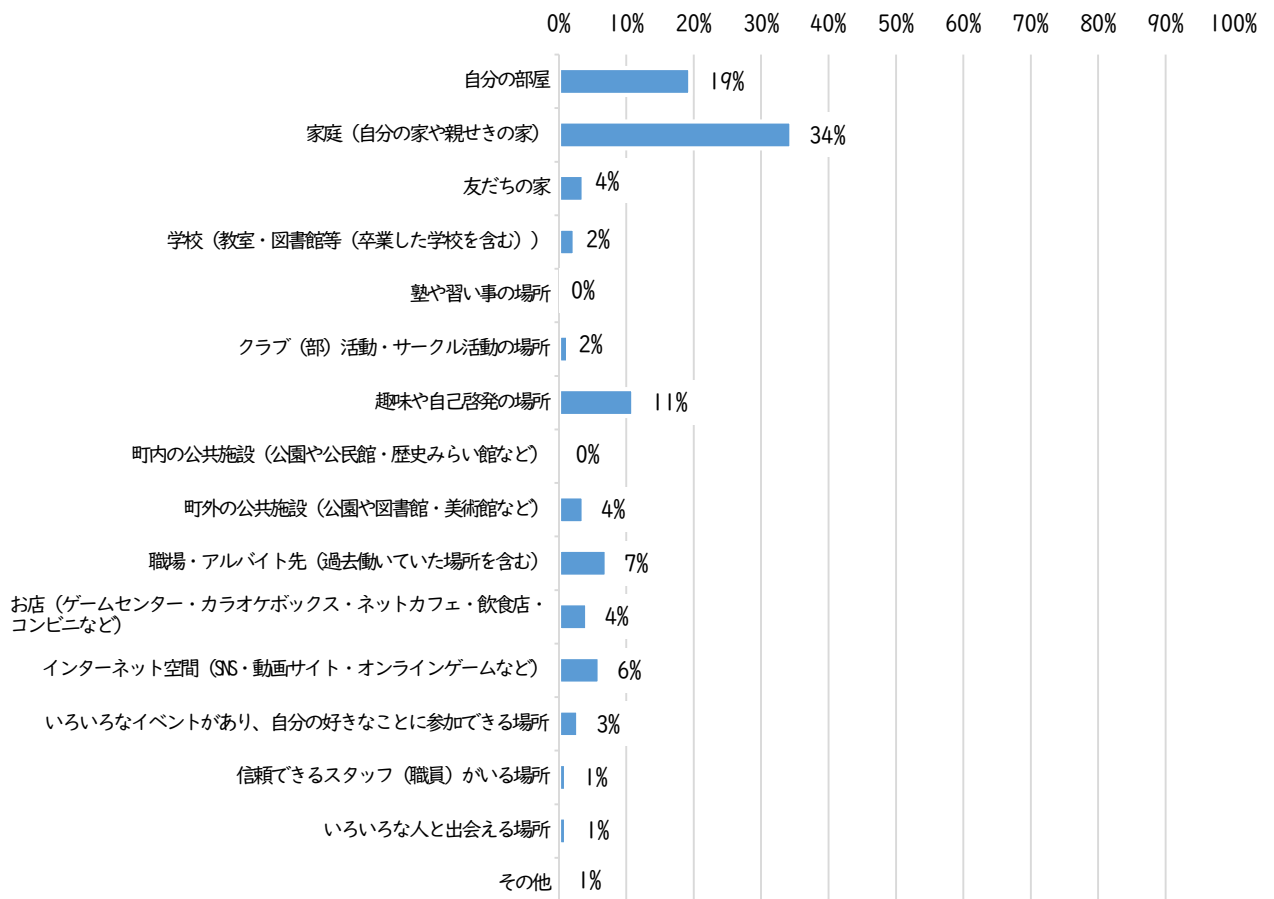
あなたの仕事をお答えください。



■居場所

「家庭（自分の部屋含む）」が53%となっており、半数を占めています。次いで、「趣味や自己啓発の場所」が11%、「職場・アルバイト先」が7%となっています。

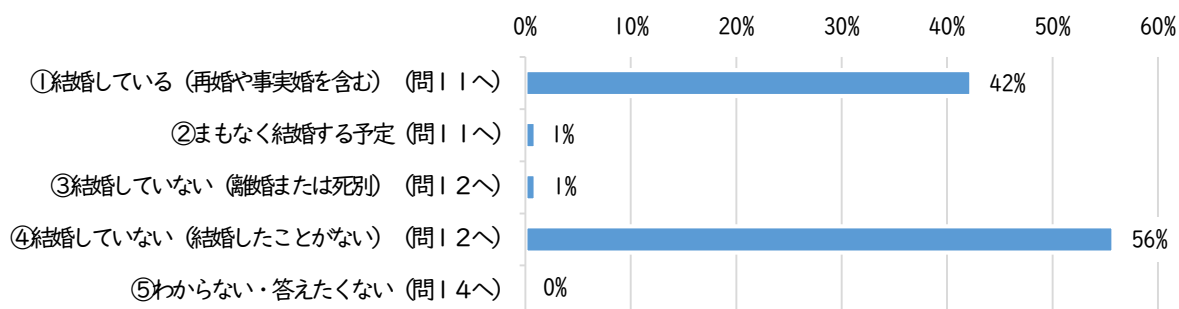
あなたにとっての「居場所」は、次のうちどこですか。あてはまるもの3つまで選んでください。



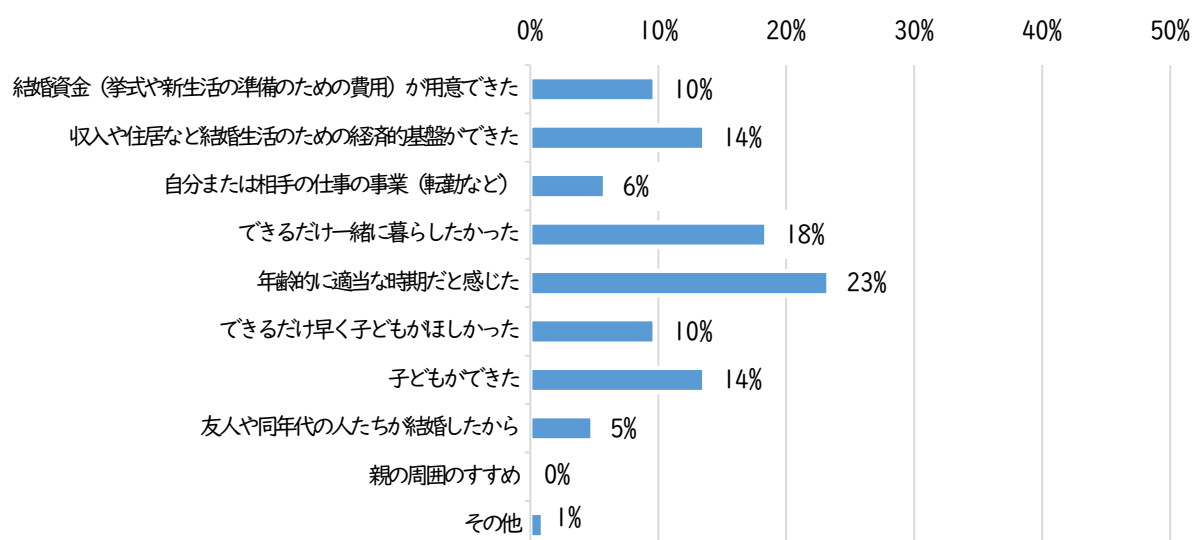
■結婚

「結婚していない」は56%で、「結婚している」が42%となっています。結婚を決めたきっかけについては、「年齢的に適当な時期」が最も多く23%、次いで、「できるだけ一緒に暮らしたかった」(18%)、「収入や住居など結婚生活の基盤ができた」(14%)、「子どもができた」(14%)となっています。また、現在未婚・独身でいる理由については、「趣味や娯楽を楽しみたい」(16%)、「適当な相手にめぐり逢わない」(16%)、次いで、「結婚資金や、結婚後の生活に経済的な不安がある」(14%)となっています。

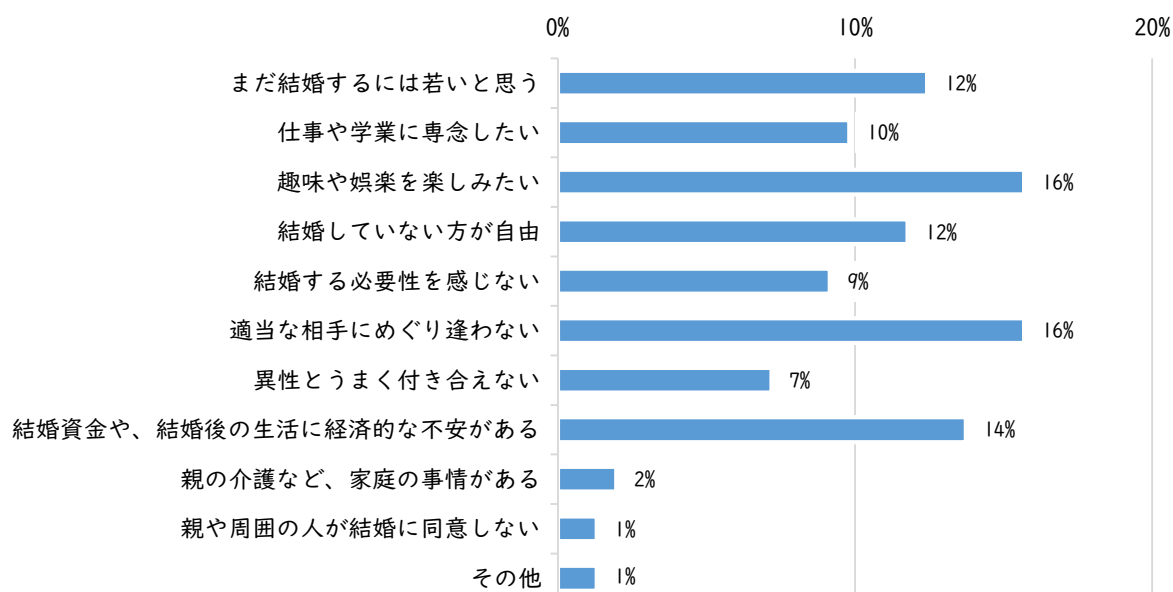
あなたは現在、結婚していますか。



あなたと配偶者（パートナー）が、最終的に結婚を決めたときの直接のきっかけはなんですか。



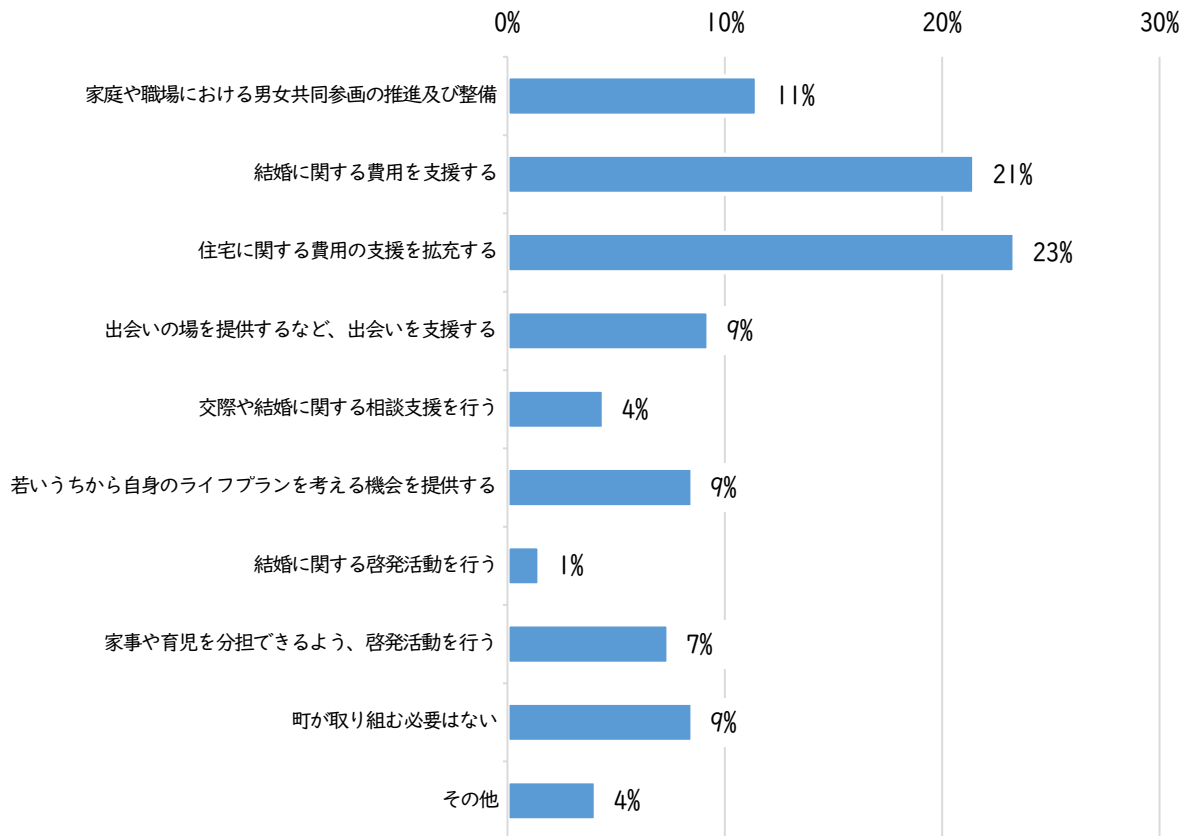
あなたが現在、未婚または独身でいる理由をお答えください。



■結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、町が行うべき取り組み

「住宅に関する費用の支援を拡充する」（２３％）、「結婚に関する費用を支援する」（２１％）となっています。

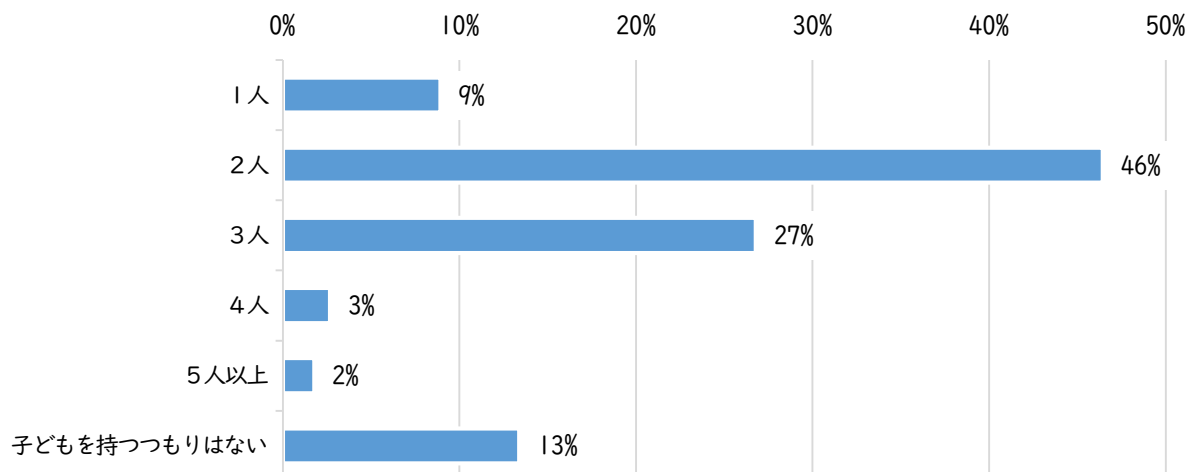
結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるため、村田町（役場）はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。



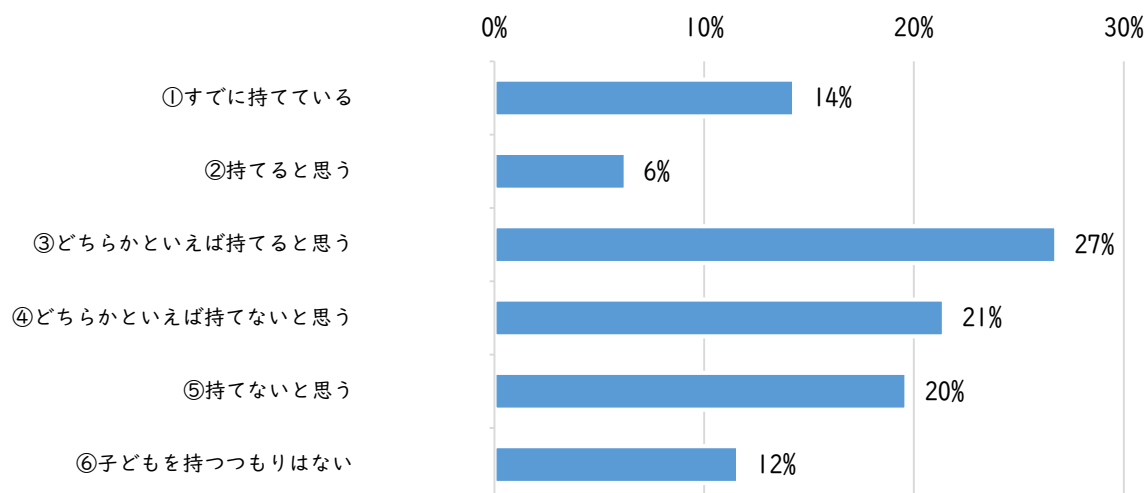
■理想とする子どもの数

「２人」（４６％）、「３人」（２７％）が上位を占めています。「子どもを持つつもりはない」と回答した方も１３％いました。また、理想とする子どもの数について「持てないと思う」と「どちらかといえば持てない」と回答した方の割合は４１％となっています。その理由としては、「子育てや教育にお金がかかる」（２７％）、「仕事と子育ての両立が難しい」（１５％）となっています。

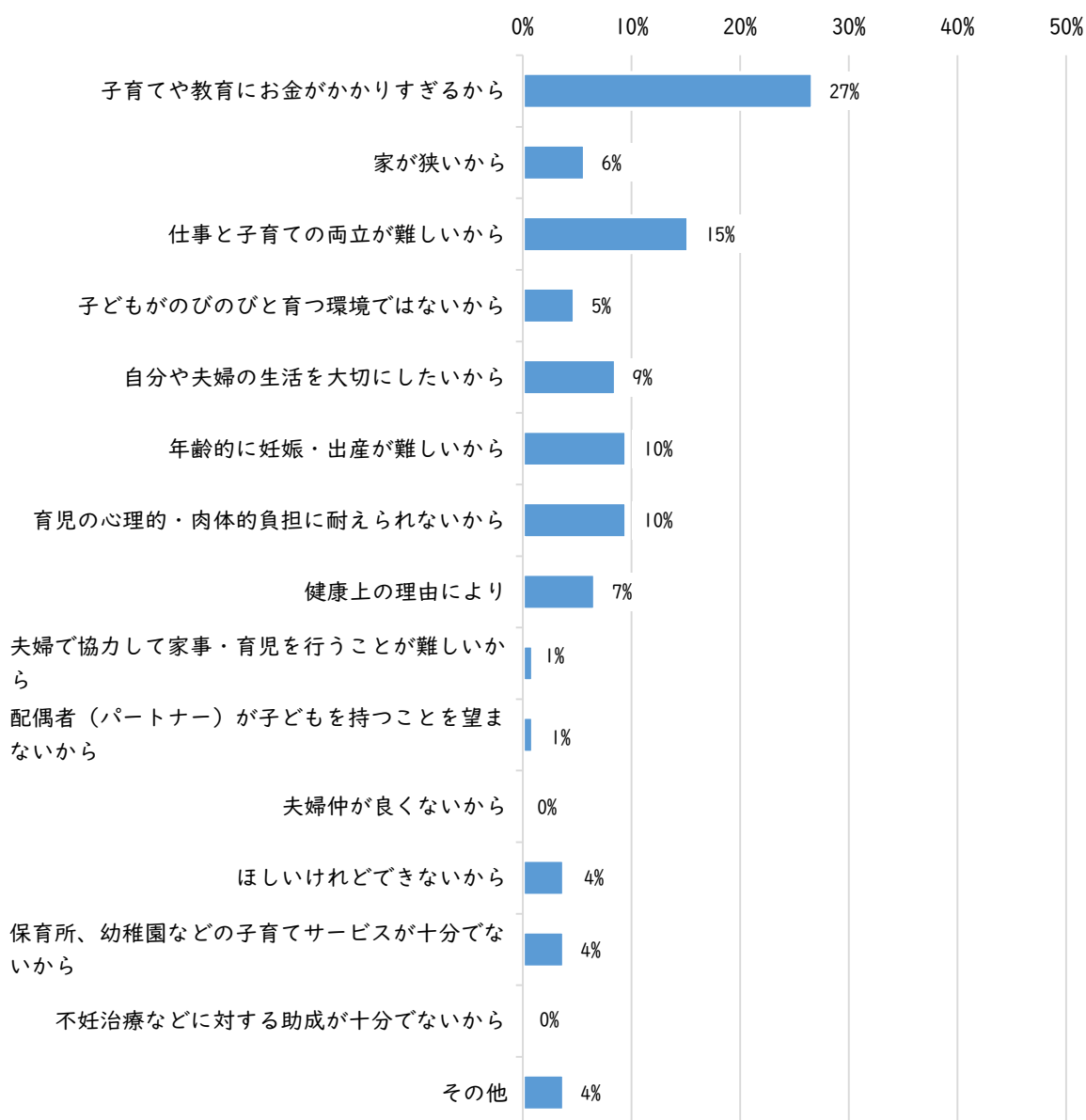
あなたが理想とする（経済的なことは考えず、可能なら持ちたいと思う）お子さんの人数は、今いるお子さんを含め、全部で何人ですか。



あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てると考えますか。



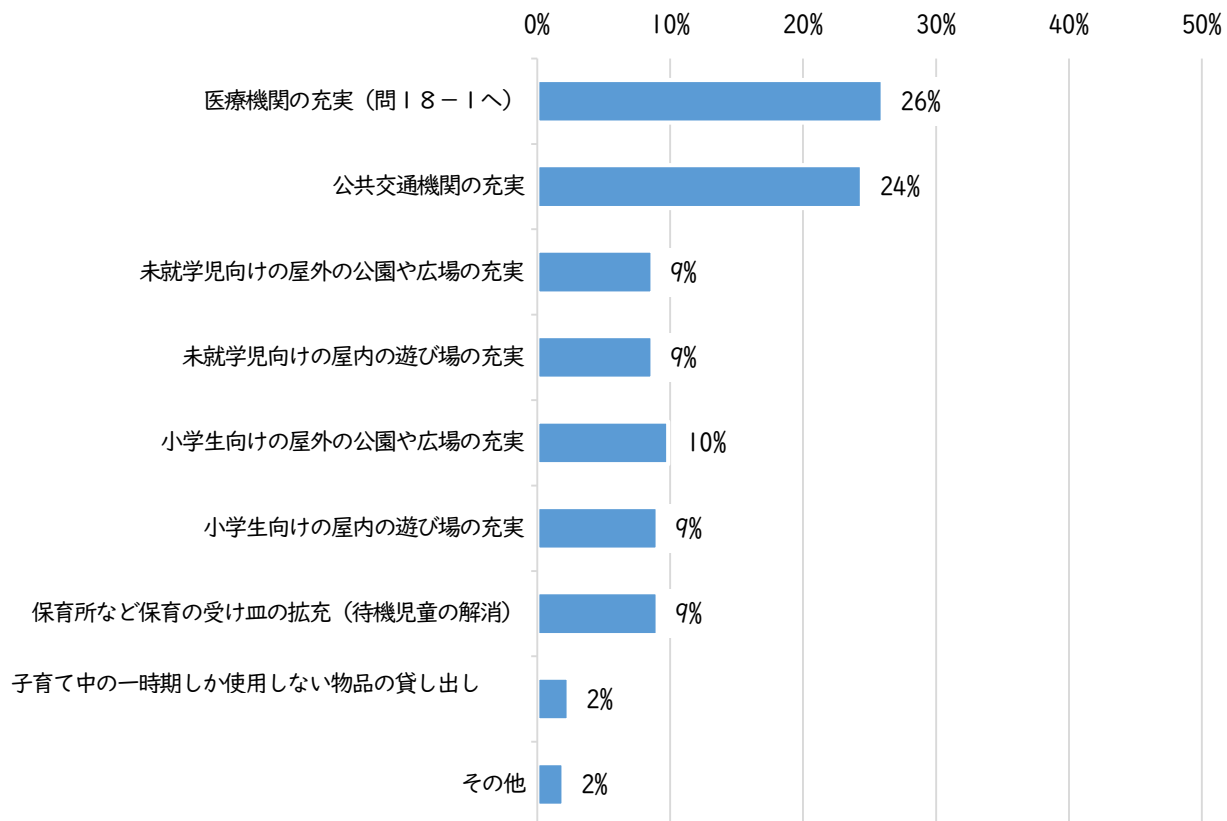
理想とするお子さんを持てそうにないと思う理由をお答えください。



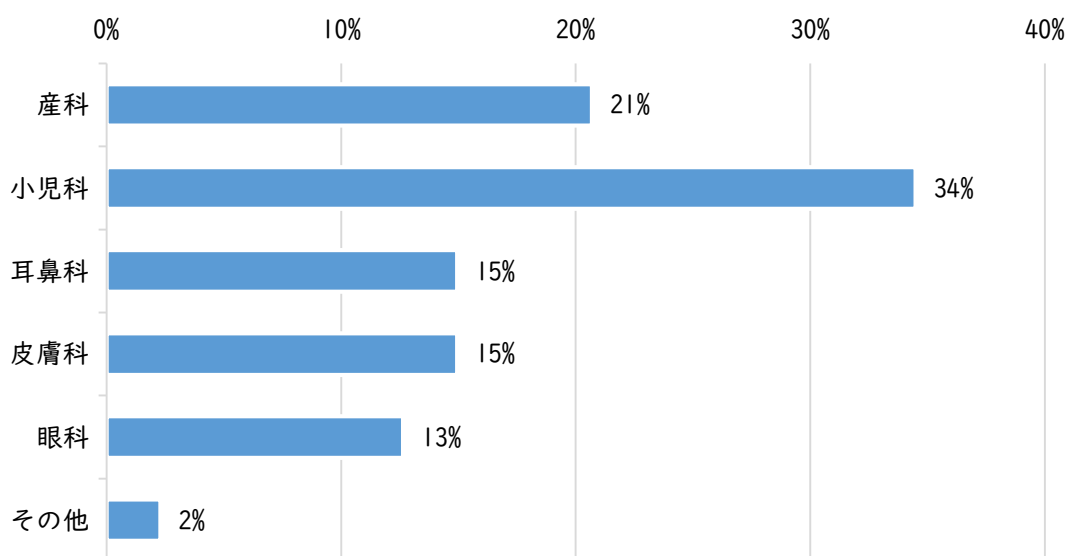
■子育てしやすい町になるために町に必要なもの

「医療機関の充実」(26%)、「公共交通機関の充実」(24%)が上位を占めています。医療機関の充実については、主に「小児科」(34%)、「産科」(21%)が半数を占めています。「子どもを持つつもりはない」と回答した方も13%いました。

子育てしやすい町になるために村田町に必要なものは何だと思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。



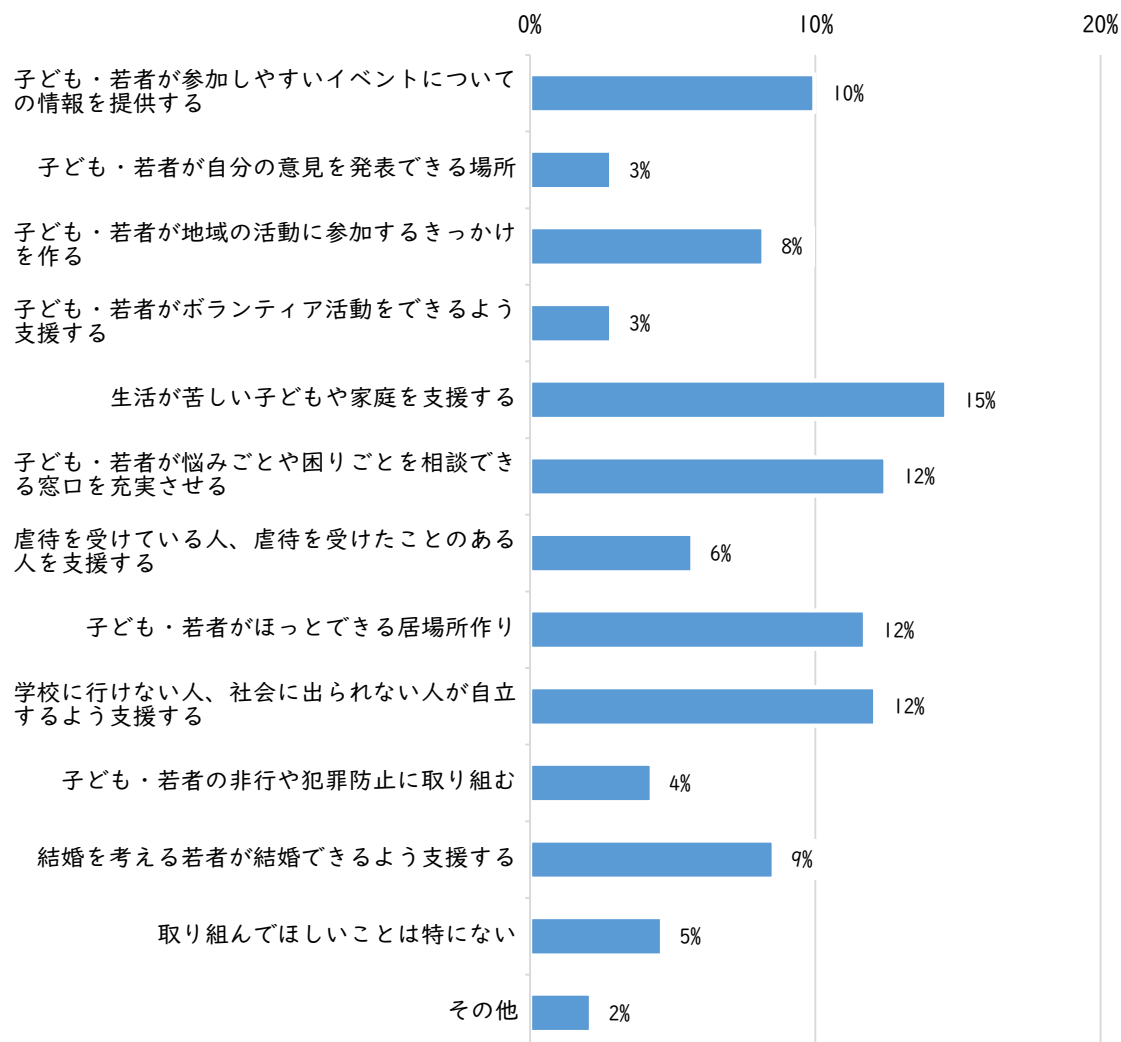
必要と思う診療科を選んでください。



■子ども・若者への支援について町に取り組んでほしいこと

「生活が苦しい子どもや家庭の支援」（１５％）、次いで、「困りごとや悩みを相談できる窓口の充実」（１２％）、「ほっとできる居場所づくり」（１２％）、「学校に行けない人や社会に出られない人が自立できるよう支援する」（１２％）となっています。

あなたは、子ども・若者への支援について、村田町（役場）にどのようなことに取り組んでほしいですか。



Ⅱ-7 こども・若者及び子育て環境の課題

町の現状やアンケート調査から見えてきた課題について、次のとおり整理しました。

(1) 少子高齢化と核家族化の進行

総人口の推移などから少子高齢化と核家族化が、今後さらに早いスピードで進行していくことが予想されます。こどもの減少に歯止めをかけるためには、本計画の施策全体において、より一層の充実が求められるとともに、少子高齢化・核家族化の時代における子育て支援を着実に実行していかなければなりません。

(2) 共働き世帯への支援の充実

長らく続いている厳しい景気状況などから、子育て世帯のうち半数以上が共働き世帯となっており、保護者が安心して働ける体制の整備が求められています。子育て支援サービスの整備・充実はもちろんですが、企業や学校、地域など社会全体に向けて、子育てしながら働く保護者への理解を深めてもらうことも重要です。

(3) 多様なニーズへの対応

少子高齢化・核家族化の進行や子育てと仕事の両立を図る世帯の増加などにより、多様なニーズが顕著化しつつあります。3歳未満児の保育はもとより、延長保育や預かり保育などの充実を求める声もあります。さらに、こどもへの教育など、就労以外の理由によるニーズも少なくないことから、教育・保育事業を総合的に考えて、多様なニーズへの対応を進めていく必要があります。

(4) 子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実

本町において実施されている様々な子育て支援サービスの認知度は向上しつつありますが、一部事業においては、認知度の低いものもあり、必要な方へ必要な情報が確実に届くことが必要です。そのため、周知方法について、改めて検討し、利用を促進していく必要があります。また、施設や事業内容、実施体制など子育て支援環境の充実を図るとともに、利用者の満足度を向上させることで、利用者増加につなげる取り組みを推進していくことも重要です。

(5) 相談体制の充実

子育てに関することの相談先は身近な人が大きな割合を占めていますが、こどもに関することについて何でも相談できる総合的な窓口を望む声も多くなっています。また、メールやLINEなど対面以外での相談を希望する声もあります。庁内における連携を強化するとともに、子育て窓口のワンストップ化について検討し、相談体制の整備を図るとともに、国や県がすでに実施しているLINE相談などの周知を図ることも必要です。

(6) 教育施設及び保育施設の老朽化の対応

本町の教育・保育施設は、一部を除き建築後相当年数を経過しており、設備も含めて老朽化が進んでいます。こどもの数が減少している状況を勘案しながら、今後の施設のあり方、

統廃合、民間事業者の活用を含めた総合的な施設整備について検討を続ける必要があります。

(7) 公園・児童遊園の整備

本町の公園・児童遊園は、設置後相当年数を経過しており、遊具の老朽化が進んでいます。また、時代の流れとともに、子育て世帯の住む地域も変化しています。そのため、安全な環境を整備するだけでなく、より多くのこどもが遊べる場所を含め、ニーズにあった公園などの整備を図ることが重要です。

(8) 歯科口腔保健の推進

乳幼児期のむし歯有病者率は、県の平均を下まわっていますが、年齢があがるにつれて、むし歯有病者率も上がり、小学校高学年以降になると県の平均よりも高い状況にあります。また、12歳児の1人平均むし歯数は、全国、県よりも高くなっています。むし歯は、痛みや食事等の日常生活に大きな支障をきたします。そのため、むし歯予防の取り組みを実施するとともに、早期発見・治療へつなげることが重要です。

(9) 医療機関の充実

本町においては、歯科を除き医療機関が少ない状況にあり、特に小児科、産科の設置を希望する声が多く聞かれます。子育て世帯にとっては、こどもの医療費助成の充実のほか、医療機関の充実が切実なものとなっています。小児科等ニーズの高い医療機関の充実のため、町内医療機関の在り方について、オンライン診療も含めて検討します。

(10) こども・若者の居場所づくり

こども・若者の居場所として、家庭が半数を占めていますが、国では、家庭や学校以外の第3の居場所づくりを推進しています。本町においては、こども・若者の誰もが利用できる居場所がほとんどありません。そのため、こども・若者の視点に立った居場所づくりについて、こども食堂なども含め、検討が必要です。

(11) 生活の安定に資するための支援

子育て世帯において、家計の経済状況の悪化により、日常生活に影響がでている世帯があります。子育て支援金などの経済的支援及びひとり親家庭などへの支援制度の周知を続けるほか、学習支援の充実や、家計管理等を含めた相談体制の整備を検討する必要があります。

(12) こどもの権利擁護の推進

当町においても、児童虐待やヤングケアラー、不登校などの問題がありますが、「こどもの権利」や「ヤングケアラー」について、こどもを含め地域社会が知らないことも多いのが実態です。まずは、こども、地域社会が「こどもの権利」について理解を深められるよう、周知することが必要です。

Ⅲ 第2期子ども・子育て支援事業計画における施策の実施状況

Ⅲ-Ⅰ 施策の実施状況

第2期村田町子ども・子育て支援事業計画(中間改訂版：R5年3月以降)における各施策について、それぞれの担当部署において、進捗状況を確認し、「事業継続」、「事業の検討を継続」、「事業の内容を変更（検討含め）」、「事業を廃止（検討含め）」の4つに整理しました。

基本目標Ⅰ：教育・保育・子育て支援サービスの充実

※ 事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「教育・保育施設及び地域型保育事業」又は「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	◎通常保育事業	保護者の就労等の理由により保育を必要とする子どもについて、保護者からの入所申請に基づき保育を行いました。	事業継続	保育所
2	◎延長保育事業	11時間を超える保育について、保護者の就労形態の多様化に対応するため、地域の実情に応じた保育事業のあり方について検討を続けています。	事業の検討を継続	保育所
3	◎病児・病後児保育事業	病気、けが及びその回復期にある児童を専用の保育室で一時的に保育する事業です。町単独での事業実施は困難であることから、今後のあり方について検討を続けています。	事業の検討を継続	子育て支援課
4	乳児保育事業	乳児保育について、保護者のニーズに対応した保育事業のあり方について検討を続けています。	事業の検討を継続	保育所
5	休日保育事業	休日、祝日等の保育について、保護者の就労形態の多様化に応じた保育事業のあり方について検討を続けています。	事業の検討を継続	保育所
6	保育所整備事業	公立保育所の役割、待機児童解消等から今後の保育施設のあり方について、少子高齢化の実態や未就学児童にとってより良い教育・保育環境を含め検討し、保育所の改修や令和8年度より新しい教育・保育環境を構築することとしました。 また、既存施設の老朽化に伴い、屋根の修繕等を行いました。しかし、老朽化の影響は他にもあるため、施設整備の検討を続けています。	事業継続	子育て支援課
7	幼稚園・保育所・小学校連携事業	小学校教育への円滑な接続を目指し、幼稚園、保育所、小学校の連携による交流活動の充実、連続性を踏まえた望ましい連携の在り方の追求を図りました。	事業継続	教育総務課 保育所

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	◎利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センター事業の基本型を子育て支援センターにおいて、母子保健型を保健センターにおいて相互連携して実施しました。	事業継続	子育て支援課 児童館 健康福祉課

2	◎地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	乳幼児及びその保護者が気軽に集まり相互の交流を図る場所の提供や多様なニーズに対応した子育て支援活動を推進しました。	事業継続	児童館
3	◎一時預かり事業	保護者が就労、急病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、子育て支援センターにおいて一時的に子どもを保育する事業を実施したほか、ニーズにあわせ対象年齢を拡充しました。また、保護者の利便性を考慮し、電子申請による申し込みを開始しました。	事業継続	子育て支援課 児童館
4	◎子育て援助活動事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	育児の支援を必要とする人と支援することができる人を結ぶ会員制育児支援事業です。ニーズの高まりに伴い組織化等について検討を続けています。	事業の検討を継続	児童館
5	子育て支援情報提供事業	「すこやかむらたハンドブック」を作成し、転入時やこんにちは赤ちゃん訪問事業など多様な機会を活用した配布及び町ホームページやFacebook、子育て支援アプリ等インターネットによる最新の子育て情報の提供を実施しました。	事業継続	健康福祉課 子育て支援課 児童館

(3) 地域における子育て支援の推進

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	子育てに関する意識の啓発	ポスター、リーフレット等を作成するほか、広報紙や町ホームページ等の既存の媒体を活用し、積極的な啓発活動に努めました。	事業継続	子育て支援課
2	◎地域子育て支援拠点事業 ※再掲	地域子育て支援拠点事業において、子育て経験者や高齢者等との異世代との交流や協力関係をつくれるような事業を行いました。	事業継続	児童館
3	子育てネットワークの充実	子育て支援機関・団体・サークル等の情報交換や交流の場づくり、連絡体制の整備等、子育てネットワークづくりを推進しました。また、地域住民による自主的活動(子どもへの声かけ運動等)を展開しました。	事業継続	児童館 生涯学習課

基本目標2：家族の健康と子どもの健やかな成長の支援

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠期に役立つ情報の提供や育児に関する様々な問題や悩みの相談に応じながら母子健康手帳を交付しました。必要に応じて電話や訪問を行い安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えました。	事業継続	健康福祉課
2	◎妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため母子健康手帳交付時に委託医療機関で利用できる妊婦健康診査助成券を配布しました。	事業継続	健康福祉課
3	◎乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	乳児がいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認したり相談に応じました。さらに、産後うつ病のスクリーニングを実施し、早期支援に努めました。	事業継続	健康福祉課
4	◎養育支援訪問事業	乳幼児家庭全戸訪問事業等により産後うつ等の症状が見られた家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言を行い適切な養育の実施につなげました。	事業継続	健康福祉課
5	乳幼児相談	離乳食相談を含めた多様な育児相談の充実を図りました。	事業継続	健康福祉課

6	発達相談	障がいのある子ども、障がい疑われる子どもを対象に発達の相談を行い、宮城県中央児童相談所等の専門機関との連携を図りました。	事業継続	健康福祉課
7	乳幼児健康診査	母子保健法に基づき乳幼児健康診査事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実を図りました。 ・乳児一般健康診査 ・4か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳6か月児歯科健康診査 ・3歳児健康診査	事業継続	健康福祉課
8	感染症予防（予防接種）事業	感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法に基づき事業の充実を図り、接種率の向上に努めました。	事業継続	健康福祉課
9	歯と口腔の健康づくり事業	子どものむし歯保有率を減少させるため、母子健康手帳交付時や乳幼児健診等での歯科指導、フッ素塗布等を継続して行い、むし歯予防に努めました。 また、幼稚園・保育所・小中学校と連携して歯科指導を継続的に実施し、子ども自身が歯と口腔の健康へ関心を持ち、正しい歯磨きの仕方を習得できるように努めました。	事業継続	健康福祉課
10	親子ふれあいブックスタート事業	親子が絵本を通じてお互いにふれあい、絆を深めてもらう機会を創出するため、保育士による絵本の読みきかせ講習及び絵本を贈呈する事業を実施しました。	事業継続	子育て支援課

（２）食育の推進

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	家庭における食育	「食」の基本は家庭にあります。食卓をとおした食育（マナー・食べ物・栄養・健康等のこと）が浸透するように、家族そろってご飯を食べる習慣を推進しました。 「週に１度は家族でごはんの日」 （村田町食育推進計画 町民運動）	事業継続	健康福祉課
2	食育に関する学習機会の充実	乳児期・幼児期・学童期・思春期と、発達に応じた食に関する学習の機会（親子の料理教室・料理コンクール等）や情報提供・体験学習を行いました。また、保育所、幼稚園、小中学校等との連携を図りながら、子どもも参加できる事業に取り組みました。	事業継続	健康福祉課
3	食生活の改善の推進	保健推進員の養成と育成を推進しました。食育ボランティアである保健推進員等が、規則正しい食習慣の確立、生活習慣病の予防、地産地消推進等について各地区で啓発普及活動を行いました。	事業継続	健康福祉課

（３）学童期・思春期から成人期に向けた保健事業の充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	思春期相談	学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・自殺など）に係る専門家の確保と、関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談・思春期ひきこもり相談）などから、地域における相談体制の充実を図りました。	事業の内容を変更	健康福祉課 子育て支援課 教育総務課
2	性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育	小中高生を対象とした性教育を実施するとともに、配偶者や異性間の暴力防止の教育を行いました。また、禁煙教育、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施しました。	事業の検討を継続	健康福祉課 教育総務課

3	思春期保健教育事業	中学生を対象とした保育体験、妊婦体験教育等を実施しました。	事業の検討を継続	健康福祉課 教育総務課
---	-----------	-------------------------------	----------	----------------

基本目標3：次代を担う子どもの自立と健全育成の推進

(1) 親になるための学習環境の整備

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	保護者を対象とした家庭教育講座の開催	保育参観や授業参観等を活用した保護者向けの講座を開催し、子育て・親育ちに関する学習機会の充実を図りました。	事業継続	生涯学習課
2	託児付き講座の開催	乳幼児を持つ親が、様々な学習機会に参加しやすくするため、託児付きの講座を増やしました。	事業継続	児童館

(2) 子どもの活動の場や機会の確保

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	児童館事業	18歳未満の子どもの活動の拠点、居場所として機能の充実を図り、地域のニーズに合わせた事業の展開を検討を続けています。 また、保育スペースの確保や利用時間の延長など、中高生にも利用しやすい環境をつくるとともに、中高生と子どもとのふれあいの機会を増やし、ボランティア育成にも寄与することを推進しました。	事業の検討を継続	児童館
2	◎放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、昼間、保護者のいない家庭の小学生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図りました。また、安全かつ快適に過ごすことができる環境を整備するため、現在地よりも学校に近く、専用スペースを広く確保できる、庁舎施設の空きスペースを放課後児童クラブとして活用することとしました。さらに、保育時間の延長等について、検討を続けています。	事業の検討を継続	児童館
3	放課後子ども総合プラン	国の「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、共働き家庭等の小学生の「遊び・生活」の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、引き続き放課後の児童の健全育成を推進しました。	事業廃止 ※国の「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末で終了。	生涯学習課 子育て支援課 児童館
4	子ども会等活動支援	子ども会やスポーツ少年団の育成を支援し、子どもの活動の機会の充実を図りました。	事業継続	生涯学習課
5	学校開放	地域の事情やニーズにあわせ、学校体育館、校庭の開放事業を行いました。	事業継続	生涯学習課
6	中高生の乳幼児とのふれあい事業	中高生を対象とした保育所等でのふれあい体験の機会をつくり、生徒の健全育成に努めました。	事業継続	教育総務課 保育所
7	高齢者とのふれあい事業	幼稚園・保育所等の児童による老人ホーム等の訪問事業を推進し、児童の健全育成に努めました。	事業継続	教育総務課 保育所
8	幼稚園・保育所の交流	幼稚園と保育所の交流保育に小学校を加えた児童間の交流を行いました。	事業継続	教育総務課 保育所
9	学校休業日の子どもの居場所づくり	児童館や放課後児童クラブ等を通じ、学校休業日において事業展開の充実を図りました。	事業継続	児童館
10	児童相談	学校、保健師、児童相談所等が連携し、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など、児童の相談対応から問題解決を推進し、児童の健全育成を図りました。	事業継続	子育て支援課 教育総務課

(3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	確かな学力の向上	基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力等、さらには主体的に学習をする習慣などを身につけさせる取り組みにより、確かな学力の向上に努めました。	事業継続	教育総務課
2	豊かな心を醸成する教育の推進	命の尊厳を大切にする心を育む教育を推進しました。地域に親しみを持つ教育を推進し、地域ぐるみの連帯性を確立しました。	事業継続	教育総務課
3	学校支援事業	保護者や学校支援ボランティアなどの地域の支援を受けながら、それぞれの学校教育計画の実施が円滑に推進されるよう努めました。	事業継続	教育総務課 生涯学習課
4	開かれた学校づくり	学校教育内容を保護者や地域に公開・周知し、保護者・地域との円滑な関係と協力が得られるよう努め、開かれた学校づくりに取り組みました。	事業継続	教育総務課
5	体験活動事業	職場体験や郷土の祭に参加するなど、学校では体験できない多様な活動ができるように、地域の協力を得て体験活動の機会を増やしました。	事業継続	教育総務課
6	福祉体験学習	福祉の体験を通じて福祉の心を培う環境づくりを推進するため、児童・生徒を対象に、手話、車椅子試乗、白杖を使った目隠し体験歩行などのキャップハンディ体験学習の充実を図りました。	事業継続	教育総務課
7	教育相談	不登校及び不登校傾向にある児童・生徒、その他問題を抱えている児童・生徒一人一人の実態に即してスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図りました。	事業継続	教育総務課 子育て支援課
8	不登校・引きこもり児童・生徒への対応	子どもの心のケアハウスを配置し、児童・生徒だけでなく、保護者・教員等の相談も実施し、学校・家庭ぐるみで取り組みます。学習や生活に関する相談を行い、登校への誘導に取り組みました。不登校及び不登校傾向にある児童・生徒、その他問題を抱えている児童・生徒一人一人の実態に即してスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図りました。	事業継続	教育総務課
9	いじめ防止推進事業	いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進します。「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有に努めました。	事業継続	教育総務課
10	学校・幼稚園の整備事業	児童・生徒が快適な学校生活が送れるように施設整備の検討を行いました。	事業継続	教育総務課
11	家庭教育の支援の充実	子育ての中心となる家庭教育の向上を図るため、保護者向けの学習の場を提供するなど、幼稚園、保育所、学校と地域が一体となって家庭教育の支援に努めました。	事業継続	生涯学習課
12	歴史みらい館の充実	歴史や伝統文化のみならず、生涯学習の拠点施設として、歴史みらい館図書の充実を図り、利用しやすい環境を整えました。	事業継続	歴史みらい館

(4) 青少年の健全育成と地域活動の推進

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	青少年活動の推進	スポーツ活動、文化活動、自然活動の充実に努めます。また、ジュニア・リーダー活動を通じて、青少年リーダーの養成・確保に努めました。青少年活動の場を確保するため、社会教育施設の活用や学校施設の開放を推進しました。	事業継続	生涯学習課
2	青少年ボランティアの育成	主として中高生を中心とした青少年ボランティアを育成し、様々な体験学習やボランティア活動などを通じて、社会福祉などに対する理解を深め、地域参加を促進しました。	事業継続	生涯学習課

3	地域スポーツ活動の推進	地域における青少年のスポーツ活動のより一層の充実のために、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの育成と支援を行いました。	事業継続	生涯学習課
---	-------------	---	------	-------

(5) 児童虐待防止対策の充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	子どもの権利の擁護	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を擁護するシステムづくりを推進し、子ども及び子育て家庭の相談や支援、要保護児童への対応の充実を図りました。	事業継続	子育て支援課
2	虐待防止・対応	児童虐待等に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関等の連携による虐待防止のネットワークを充実しました。	事業継続	子育て支援課
3	虐待相談事業	相談窓口を設け、虐待の早期発見、支援活動等、関係機関との連携を図りながら総合的に取り組みました。併せて、児童虐待に連動することが多いDVについても同様に取り組むとともに、相談内容が多様化していることから、専門の相談員の設置を検討しています。	事業の検討を継続	子育て支援課
4	要保護児童対策地域協議会事業(虐待防止等対策ネットワーク会議)	要保護児童対策地域協議会(虐待防止等対策ネットワーク会議)を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、対応に努めました。	事業継続	子育て支援課 健康福祉課
5	見守りサポート事業	関係機関と連携し、虐待を受けた児童の保護や精神的不安の軽減、支援等の充実を図ります。また、虐待した親等への指導と支援に努めました。	事業継続	子育て支援課

基本目標4：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 子育てと仕事の両立の推進

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	就労のための職業訓練や資格取得支援	職業訓練や資格取得のための支援を推進するとともに、関係機関との連携を図り就業情報の提供に努めました。	事業継続	まちづくり振興課
2	ひとり親家庭への支援	関係機関と連携し、ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた総合的な相談活動を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援に努めました。	事業継続	子育て支援課
3	家庭や職場における共同参画の推進	男女が家庭や職場でともに助けあい、担いあう社会づくりを図るため、広報紙やチラシの配付、町ホームページへの掲載等による情報提供や、広報活動を行い、共同参画社会の実践拡大に努めました。	事業継続	まちづくり振興課
4	男女共同参画推進体制の整備	関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する計画の策定や相談体制の整備等について検討を続けています。	事業継続	まちづくり振興課
5	教育・学習の充実	男女が社会的性差にとらわれることなく個人の能力を発揮できるよう、家庭・学校・地域における教育の充実と啓発活動に努めました。	事業継続	まちづくり振興課

(2) 子育て家庭への経済的支援の充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	出産育児一時金	村田町国民健康保険被保険者の出産時における費用の負担軽減のため、出産育児一時金を支給しました。	事業継続	町民生活課

2	児童手当	児童を養育する家庭の生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため、児童手当の給付事業を実施しました。	事業継続	子育て支援課
3	児童扶養手当	ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当給付事務の適正に努めました。	事業継続	子育て支援課
4	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当事務の適正に努めました。	事業継続	子育て支援課
5	子ども医療費助成事業	18歳に達した年度の末日までの児童の入院、通院に係る家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の助成を実施しました。	事業継続	子育て支援課
6	母子・父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭などの医療費における家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を実施しました。	事業継続	子育て支援課
7	心身障害者医療費助成事業	障がい者の医療費に係る家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の助成を実施しました。	事業継続	健康福祉課
8	子育て支援金支給事業	経済的な負担の軽減を図り、子どもたちが健康に育つことができるよう、満1歳を迎えたときに満1歳祝金を、小学校に入学したときに（令和11年度から）小学校入学祝金又は小学校入学支援金を支給する事業を実施しました。	事業継続	子育て支援課
9	子育て支援ごみ袋支給事業	子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、出生時に子どもの保護者に対し指定ごみ袋を支給する事業を継続します。	事業継続	子育て支援課
10	育児スタートキット支給事業	生まれてきた子どもにお祝いの気持ちと子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、出生時に子どもの保護者に対し、育児用品セット又は紙おむつ券を支給する事業を実施しました。	事業継続	子育て支援課
11	第3子以降保育料等助成事業	多子世帯の子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の児童に係る保育料等を月額最大5,000円助成する事業を実施しました。	事業継続	子育て支援課
12	第3子以降小学校等入学祝金支給事業	多子世帯の子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の児童が小学校に入学した際に祝金を支給する事業を実施しました。	事業継続	子育て支援課
13	要保護・準要保護就学援助事業	経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための援助事業を実施しました。	事業継続	教育総務課
14	育英会事業	高等学校、大学等に在学し経済的理由により学費の支弁が困難な場合に、学資を貸付し人材の育成を図る事業を実施しました。	事業継続	教育総務課

基本目標5：安全・安心なまちづくり

（1）安全・安心な環境の整備

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	公園整備事業	都市公園や児童遊園等を整備し、地域の子どもたちが安全・安心に楽しく遊べる空間作りに努めました。	事業継続	建設水道課 子育て支援課
2	遊具の安全性の確保	公園等に設置されている遊具の安全点検及び修繕を計画的に行い、公園施設の安全性を高め、魅力ある公園となるよう努めました。	事業継続	建設水道課 子育て支援課
3	交通安全教室	子ども及び保護者向け交通安全教室等を開催し、子どもの事故防止に努めました。また、就学前児童の交通安全教育を実施しました。	事業継続	総務課
4	交通安全活動	地域住民やPTAによる自主的な交通安全活動が推進されるよう積極的に働きかけました。	事業継続	総務課
5	道路整備事業	子どもから高齢者まで、誰もが安全に外出できるよう歩道や生活道路等の整備に努めました。	事業継続	建設水道課

(2) 子どもの安全の確保と有害環境対策

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	事故防止対策	交通安全教室の開催や内容の充実を図るとともに、公園、通学路等のパトロールを実施しました。	事業継続	総務課
2	避難場所の確保	PTAや地域住民などとの連携により、公園・通学路等の点検を実施しました。犯罪等からの避難場所として、民間の店舗等を利用した「子ども110番の家」の活用を図りました。	事業継続	総務課 教育総務課
3	防犯対策	防犯パトロールを実施するとともに、防犯ボランティア活動が地域全体に広がるように推進しました。警察、行政、地域等の関係機関・団体が情報を共有できるよう防犯ネットワークを構築するとともに、学校における防犯講習(教育)をより一層推進しました。	事業継続	総務課
4	有害環境排除活動	有害広告物や有害物品の自動販売機などの撤去運動を推進していくとともに、街頭巡回指導や広報活動を強化しました。	事業継続	子育て支援課
5	環境教育	犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を実施し、環境浄化運動を地域ぐるみで推進しました。	事業継続	町民生活課
6	インターネット上の有害情報対策	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっています。インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上でのトラブル回避、有害情報への接続制限に対する意識付けを図るための情報の収集・発信に努めました。	事業継続	教育総務課 子育て支援課

基本目標6：障がいのある子どもへのきめ細やかな取り組み

(1) 障がいのある子どもへの支援の充実

	事業名	実施状況	進捗	担当課
1	障がい児支援ネットワークの整備	障がいのある子どもや障がい疑われる子どもの把握と育成・相談の支援のためのネットワークづくりを推進しました。	事業継続	健康福祉課
2	相談体制の整備	定期健診や児童相談又は保育所等において、障がいのある子どもや障がい疑われる子どもの把握に努め、入所や進学又は就職等について気軽に相談できる体制づくりに努めました。	事業継続	健康福祉課
3	児童居宅介護等事業	障がい児等の生活支援として、在宅での家事援助や身体介護の充実を図りました。	事業継続	健康福祉課
4	日中一時支援(地域生活支援)事業	障がい児等の生活支援として、障がいのある子どもを一時的に預かることで、日中活動の充実と家族の一時的な介護負担の軽減を図りました。	事業継続	健康福祉課
5	障がい児通所支援事業	心身に障がいのある子どもの指導、療育、相談等の支援を行い、子どもの発達を促し、集団適応の基礎づくりに努めました。	事業継続	健康福祉課
6	保育所での関係機関との連携と個別の支援	心健事業との連携により早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもや障がい疑われる子どもの集団生活の習得と児童の健全育成のため、保育所や幼稚園等において個別の支援計画作成を検討を続けています。	事業継続	保育所 教育総務課
7	放課後児童クラブの障がい児の受け入れ	障がいのある児童の健全育成のため、放課後児童クラブ等において障がいのある児童や障がい疑われる児童の受け入れを検討しています。	事業の検討を継続	児童館
8	幼稚園、小中学校における特別支援教育	各幼稚園、学校に支援員を配置し、特別支援教育充実のための体制づくりを推進しました。	事業継続	教育総務課

IV 計画の基本的方向

IV -1 基本理念

基本理念

**すべての子ども・若者の幸せの実現に向けて いかなる環境や家庭状況にあっても
大切にされ 自分らしく 安心して 生活を送ることができる やさしいまちづくりを目指します**

IV-2 基本理念を実現するための施策展開

こども大綱において、「こどもまんなか社会」の実現には、『全てのライフステージで共通する課題』や、『特定のライフステージに応じた課題』、『子育てをする人の支援』にも考慮した政策が必要とされています。そのため、本計画においても、この3つの柱に基づき取り組みます。

(1) ライフステージを通した支援

こども・若者及び子育て当事者への支援が特定の年齢や学年等で途切れることがないよう、すべてのライフステージに共通した支援として国が示す下記の重要事項を推進します。

- ①こども・若者の権利の保障と社会参画の支援
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③こどもや若者への切れ目のない支援
- ④こどもの貧困対策と推進
- ⑤支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな支援
- ⑥児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組への支援

(2) ライフステージ別の支援

年齢や年代による特有の課題を解決するために、国が示す下記のライフステージごとに課題を把握し、必要な支援に取り組みます。

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援の充実
- ②学童期・思春期
こどもが健やかに成長できる環境の整備
- ③青年期
若者を地域全体で支える環境づくり

(3) 子育て当事者への支援

子育て当事者が、経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事と家庭の両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるように、国が示す下記の重要事項を推進します。

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ③共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ひとり親家庭への支援

IV-3 施策体系

基本理念

すべてのこども・若者の幸せの実現に向けて いかなる環境や家庭状況にあっても
大切にされ 自分らしく 安心して 生活を送ることができる やさしいまちづくりを目指します

基本目標

基本的方向

※色つき文字は重点項目

ライフステージを通じた支援

1. こども・若者の権利の保障と社会参画の支援

- (1) **こども・若者が権利の主体であることの啓発**
- (2) こども・若者の意見表明・社会参加の推進

2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- (1) こどもの教育環境・地域活動の充実
- (2) 安全・安心な環境の充実

3. こどもや若者への切れ目のない支援

- (1) **相談体制・関係機関との連携強化**
- (2) **親と子の健康づくりの推進**

4. こどもの貧困対策と推進

- (1) 教育や生活の安定に向けた支援
- (2) ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 経済的に困難を抱える家庭への支援

5. 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな支援

- (1) 障がい福祉サービスの充実、相談体制の強化

6. 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援

- (1) 児童虐待防止に向けた取組
- (2) ヤングケアラーへの支援

7. こども・若者の自死対策、犯罪などから こども・若者を守る取組への支援

- (1) こども・若者の自死対策の推進
- (2) こどもの安全の確保と有害環境対策

ライフステージ別の支援

【1. こどもの誕生前から幼児期まで】 妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援の充実

- (1) 妊娠期、出産、子育て期の母子保健事業の充実
- (2) **こどもの健やかな成長と遊びの充実**

【2. 学童期・思春期】 こどもが健やかに成長できる環境の整備

- (1) **こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境の整備**
- (2) **こども・若者の居場所づくりの推進**

【3. 青年期】 若者を地域全体で支える環境づくり

- (1) 高等教育の修学支援
- (2) **悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制の充実**
- (3) 結婚・子育てへの社会全体での支援

子育て当事者への支援

1. 子育て世帯への経済的支援

- (1) **子育て世帯への経済的支援の充実**

2. 地域子育て支援・家庭教育支援

- (1) **多様な子育て支援サービスの充実**
- (2) **地域における子育て支援・家庭教育支援の推進**

3. 共働き・共育での推進

- (1) 男性の家事、子育てへの主体的な参画の促進・拡大
- (2) 共に築く家庭生活への支援

4. ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への自立支援に向けた経済支援、就労支援

IV-4 目指す姿と重点項目

本町の現況や計画策定にあたり実施したアンケート調査結果から見てきた12の課題を踏まえ、村田町が目指す姿と各ステージごとに重点的に取り組む必要がある事項を設定しました。

◆ 12の課題 (第1部43～44ページより) ◆

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 少子高齢化と核家族化の進行 | (7) 公園・児童遊園の整備 |
| (2) 共働き世帯への支援の充実 | (8) 歯科口腔保健の推進 |
| (3) 多様なニーズへの対応 | (9) 医療機関の充実 |
| (4) 子育て支援サービスの利用促進・子育て環境の充実 | (10) こども・若者の居場所づくり |
| (5) 相談体制の充実 | (11) 生活の安定に資するための支援 |
| (6) 教育施設及び保育施設の老朽化の対応 | (12) こどもの権利擁護の推進 |

重点項目の **番号** は、ページ下部の課題の番号で、課題解決に繋がる番号を記載しています。

ライフステージを通した支援

目指す姿

すべてのこどもが喜びとともに迎えられ、
切れ目ない支援により、豊かに育つまち

重	◆こども・若者が権利の主体であることの啓発	第2部	P 4	(1) (12)
点	◆相談体制・関係機関との連携強化	第2部	P 9	(1) (5)
項	◆親と子の健康づくりの推進	第2部	P 9	(1) (8) (9)
目				

ライフステージ別の支援

目指す姿

家庭や地域の愛情を感じて成長する中で、
自分らしく生活できるまち

重	◆こどもの健やかな成長と遊びの充実	第2部	P 2 2	(1) (6) (7)
点	◆こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境の整備	第2部	P 2 6	(1) (6) (7)
項	◆こども・若者の居場所づくりの推進	第2部	P 2 6	(1) (10)
目	◆悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制の充実	第2部	P 3 0	(1) (5)

自信とゆとりを持ってこどもと向き合い、
こどもとともに成長できるまち

重	◆子育て世帯への経済的支援の充実	第2部	P 3 2	(1) (2)
点	◆多様な子育て支援サービスの充実	第2部	P 3 6	(1) (3) (4)
項	◆地域における子育て支援・家庭教育支援の推進	第2部	P 3 6	(1) (11)
目				

第 2 部 各論

I 施策の展開

■下記マークは、包含する計画を略称して表記しています

若	・・・村田町こども・若者計画
貧	・・・村田町こどもの貧困対策推進計画
3期	・・・第3期村田町子ども・子育て支援事業計画
少	・・・少子化社会推進計画
次	・・・村田町次世代育成支援行動計画
整	・・・市町村整備計画

■事業名の後に◎があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「教育・保育施設及び地域型保育事業」又は「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。第3部で今後5年間の量の見込と確保の方策を記載しています。

■事業名の後に★があるものは、施設整備に関する事業です。整備内容などの詳細は、44ページ「施設整備事業一覧」に記載しています。

■施策の体系の基本的方向に **重点** があるものは本計画期間中に重点的に取り組む事業です。



I-1

ライフステージを通した支援

こども・若者及び子育て当事者への支援は、特定の年齢で途切れることがなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、本町においても、次の7つ基本目標掲げ、ライフステージを通した切れ目のない支援に努めます。

基本目標 1. こども・若者の権利の保障と社会参画の支援

現状と課題

◆こども大綱では、こども・若者が幸せな生活を送るためには、こども・若者を権利の主体として認識し、その個性を尊重し、権利を保障して最善の利益を図ることが大切と示されています。また、次代を担う全てのこどもが、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことが明記されています。

◆本計画策定のため実施したアンケート調査では、こどもが「意見を表明する権利」があることを知っているという回答した人の割合が低い結果だったことから、こども・若者が権利の主体であることについて、広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

◆こども・若者の意見がまちづくりに反映し、本町が活性化するよう、また、町政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくよう、こどもが主役のまちづくりへの理解を進めていくことが必要です。

施策の方向性

◆こども・若者の権利が大切にされ、差別や偏見のない、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、普及啓発や学習機会の充実を図ります。

◆こども・若者が安心して自分の意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) こども・若者が権利の主体であることの啓発 重点	①こども・若者の権利に関する理解促進 ②こどもの権利の普及啓発
(2) こども・若者の意見表明・社会参加の推進	①こどもの権利の意見表明の機会の確保



施策の展開

(1)こども・若者が権利の主体であることの啓発 **重点**

こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育て当事者、全ての大人に対して、町民に広く周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。

①こども・若者の権利に関する理解促進

町民生活課 **貧 少 若**

こども・若者の人権擁護について、啓発活動の充実に努めます。

②こどもの権利の普及啓発

子育て支援課 **貧 少 若**

こども・若者の権利について学び理解するため、こどもの権利についての普及啓発に努めます。

(2)こども・若者の意見表明・社会参加の推進

こども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するための仕組みづくりや、こども・若者が政策方針決定に参加できる機会の創出に努めます。

①こどもの権利の意見表明の機会の確保

子育て支援課 **貧 少 若**

こども・若者が必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づき、様々な場で安心して意見を表明できる機会を提供するとともに、意見を反映する仕組みを整えます。また、反映した結果をフィードバックすることで、さらなるこども・若者の意見表明、参画につなげます。

基本目標 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などが進む中、子どもたちが、大人や異年齢の子ども同士との関わりの中で、こどもの生活体験や体験活動などができるような環境の整備が求められています。
- ◆計画策定のため実施したアンケート調査では、町で重点的に取り組む必要性が高いと思うことについて、「放課後等の学習支援」や、「放課後に安心して過ごせる場所」等、放課後の学校以外での支援を求める声が多く聞かれました。
- ◆こどもの安全を守るために、歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレールや歩道など）の整備や地域の交通安全活動の充実・強化を求める声が多く聞かれました。

施策の方向性

- ◆こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を身につけることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる環境整備をすすめ、「こどもまんなかまちづくり」に努めます。
- ◆保育所や幼稚園など地域の身近な場でのこどもや保護者への支援を充実させることが必要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育保育の質の向上を図り、幼児教育・保育と小学校教育への円滑な接続に努めます。
- ◆ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) こどもの教育環境・地域活動の充実	①高齢者とのふれあい事業 ②中高生の乳幼児のふれあい事業 ③幼稚園・保育所の交流 ④幼稚園・保育所・小学校連携事業 ⑤児童相談 ⑥歴史みらい館の充実 ★ ⑦地域スポーツ活動の推進 ⑧青少年ボランティアの育成

	⑨青少年活動の推進 ⑩学校開放 ⑪子ども会等活動支援 ⑫学校・幼稚園の整備事業 ★ ⑬家庭教育の支援の充実
(2) 安全・安心な環境の充実	①公園整備事業 ★ ②遊具の安全性の確保 ★ ③道路整備事業 ④交通安全教室 ⑤交通安全活動



施策の展開

(1) こどもの教育環境・地域活動の充実

こどもが安心して遊ぶ場、集まる場を提供し、こどもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。また、青少年の健全育成のため、学校教育だけでなく、スポーツ活動や文化活動、自然活動、ボランティア活動を通じた地域活動を推進するとともに、社会教育施設や学校などの活用により、青少年が参加しやすい環境の整備に努めます。

①高齢者とのふれあい事業	教育総務課・保育所	3期
幼稚園・保育所等の児童による老人ホーム等の訪問事業を推進し、児童の健全育成に努めます。		
②中高生の乳幼児のふれあい事業	教育総務課・保育所	3期
中高生を対象とした保育所等でふれあい体験の機会をつくり、生徒の健全育成に努めます。		
③幼稚園・保育所の交流	教育総務課・保育所	3期
幼稚園と保育所の交流保育に小学校を加えた児童間の交流を行います。		
④幼稚園・保育所・小学校連携事業	教育総務課・保育所	3期
小学校教育への円滑な接続を目指し、幼稚園、保育所、小学校の連携による交流活動の充実、連続性を踏まえた望ましい連携の在り方の追求を図ります。		
⑤児童相談	子育て支援課・教育総務課・健康福祉課	3期
学校、保健師、児童相談所等が連携し、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など、児童の相談対応から問題解決を推進し、児童の健全育成を図ります。		

⑥歴史みらい館の充実 ★	歴史みらい館 若 3期
歴史や伝統文化のみならず、生涯学習の拠点施設として、歴史みらい館図書の充実を図り、利用しやすい環境を整えます。また、こどもが安心して過ごせる居場所となるように努めます。	
⑦地域スポーツ活動の推進	生涯学習課 若 3期
地域における青少年のスポーツ活動のより一層の充実のために、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの育成と支援を行います。	
⑧青少年ボランティアの育成	生涯学習課 若 3期
主として中高生を中心とした青少年ボランティアを育成し、様々な体験学習やボランティア活動などを通じて、社会福祉などに対する理解を深め、地域参加を促進します。	
⑨青少年活動の推進	生涯学習課 若 3期
スポーツ活動、文化活動、自然活動の充実に努めます。また、ジュニア・リーダー活動を通じて、青少年リーダーの養成、確保に努めます。青少年活動の場を確保するため、社会教育施設の活用や学校施設の開放を推進します。	
⑩学校開放	生涯学習課 若 3期
地域の事情やニーズにあわせ、学校体育館、校庭の開放事業を行います。	
⑪子ども会等活動支援	生涯学習課 若 3期
子ども会やスポーツ少年団の育成を支援し、こどもの活動の機会の充実を図ります。	
⑫学校・幼稚園の整備事業 ★	教育総務課 3期
小・中学校の統合後、児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう、施設の整備を行います。また、幼稚園については、令和8年度より、3歳以上児の幼児を受け入れ、就労する保護者にも対応できる施設として、幼児が快適に園生活を送ることができるよう、整備等を図ります。	
⑬家庭教育の支援の充実	生涯学習課 若 3期
子育ての中心となる家庭教育の向上を図るため、保護者向けの学習の場を提供するなど、幼稚園、保育所、学校と地域が一体となって家庭教育の支援に努めます。	

(2)安全・安心な環境の充実

こども・若者や子育て当事者が安心・快適に暮らし、成長するためには、こどもを取り巻く環境が安全・安心に保たれていることが大切です。

こどもや若者が安心して外出できるよう、安全な歩道の整備や公共施設のユニバーサル化を進めていきます。また、こどもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすため、安全パトロールの実施を支援するとともに、PTAや地域の自治会、民生委員・児童委員等と協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取組を強化し、町・保護者・地域が協働したまちづくりを進めていきます。

①公園整備事業 ★	建設水道課・子育て支援課 少 若 3期
都市公園や児童遊園等を整備し、地域のこどもたちが安全・安心に楽しく遊べる空間を作ります。	
②遊具の安全性の確保 ★	建設水道課・子育て支援課 少 若 3期
公園等に設置されている遊具の安全点検及び修繕を計画的に行い、公園施設の安全性を高め、魅力ある公園にします。	
③道路整備事業	建設水道課 少 若 3期
こどもから高齢者まで、誰もが安全に外出できるよう、道路施設や生活道路等の整備に努めます。	
④交通安全教室	総務課 少 若 3期
こども及び保護者向け交通安全教室等を開催し、こどもの事故防止に努めます。また、就学前児童の交通安全教育を実施します。	
⑤交通安全活動	総務課 少 若 3期
地域住民やPTAによる自主的な交通安全活動が推進されるよう積極的に働きかけます。	

基本目標 3. こどもや若者への切れ目のない支援

現状と課題

- ◆核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、身近に相談できる相手がいないなど、在宅での子育てにおいて、育児の孤立化が問題とされています。
- ◆計画策定のためのアンケート調査で、子育てに関する不安感を持つ保護者は、深刻な状況ではないものの、半数を占めています。
- ◆児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、本町では、保健師、助産師等の専門職が、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「村田町こども家庭センター」を令和6年度から開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。

施策の方向性

◆子育て当事者が、子育てに関する悩みを一人で抱え込むことなく、安心して地域で暮らせるよう、妊娠期からの切れ目ない支援として、関係機関と連携を図り、相談体制の充実を図ります。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 相談体制・関係機関との連携強化 重点	①こころの健康相談 ②切れ目のない相談体制の整備 ③こども家庭センター事業
(2) 親と子の健康づくりの推進 重点	①歯科保健事業の充実 ②食育の推進 ③感染症予防（予防接種）事業 ④小児医療体制の充実



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナリシップで目標を達成しよう

施策の展開

(1) 相談体制・関係機関との連携強化 **重点**

全てのこども・若者や子育て当事者が安心して暮らせるように、関係機関等との連携を強化して、相談内容に応じた支援体制を整備します。

①こころの健康相談	健康福祉課 3期
身近な場所で専門の相談を受けることができるよう、精神科医師によるこころの健康相談を実施します。	
②切れ目のない相談体制の整備	健康福祉課 3期
学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・自殺など）に係る関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（青少年相談・思春期ひきこもり相談）などから、地域における相談体制の充実を図ります。	
③こども家庭センター事業	子育て支援課・健康福祉課・児童館 少若貧 3期
一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭、ヤングケアラーまで切れ目なく支援します。	

(2)親と子の健康づくりの推進 **重点**

妊娠期から、歯科口腔ケアや、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

教育・保育施設、学校等と連携し、健康な食習慣や栄養、食の楽しさについて学習する機会を創出し、こどもの心身と豊かな人間性を育みます。

①歯科保健事業の充実	健康福祉課 3期
「村田町歯科口腔保健推進条例」に基づき、こどものむし歯保有率を減少させるため、妊娠期からの歯科指導、乳幼児健診時のフッ素塗布等を継続して行います。さらに、自らが歯と口腔の健康へ関心と正しい知識を持って実践することができるように関係機関と連携を図り、歯と口腔の健康づくりに努めます。	
②食育の推進	健康福祉課 3期
母子保健事業等で保護者と関わる際に、望ましい食習慣定着のための啓発や食の大切さを考える機会を提供します。また、食に関する体験学習等を通して、地元食材や食文化への関心の向上を目指します。 また、親子ともに、食の大切さや行事食等への関心を高め、望ましい食習慣を獲得するため、食育を推進します。	
③感染症予防(予防接種)事業	健康福祉課 3期
感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法に基づき事業の充実を図り、接種率の向上に努めます。	
④小児医療体制の充実	子育て支援課・健康福祉課 3期
こどもを持つ保護者が必要な小児医療を受けられるよう、みやぎ県南中核病院附属村田診療所の小児科の利便性向上を検討するとともに、LINEを利用した産婦人科や小児医療のオンライン相談の整備等を検討します。	

基本目標 4. こどもの貧困対策の推進

現状と課題

- ◆「子供の貧困対策に関する大綱」では、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」ことが明記されています。
- ◆国内の平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満のこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は、近年減少傾向にあるものの、令和3年の国の調査では、9人に1人が貧困状態にあるという結果が出ています。

◆こどもの成長と未来が、生まれ育った環境に左右されることがなく、健やかに成長し、世代を超えて連鎖することのない社会をつくるために、教育段階において様々な支援をすることが必要です。

施策の方向性

◆家庭の環境や経済状況によって、こどもの教育機会や体験の機会が失われることのないよう、小・中学校での授業理解度の向上や、放課後のこどもの居場所づくりなどに取り組みます。

◆ひとり親家庭等が経済的に自立し、生活の安定・向上が図られるよう取組を進めます。

◆幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 教育や生活の安定に向けた支援	①こどもの居場所づくりの推進 ★ ②いじめ防止推進事業 ③こどものSOSの出し方に関する教育
(2) ひとり親家庭への支援の充実	①ひとり親家庭への自立に向けた支援 ②母子・父子家庭医療費助成事業 ③児童扶養手当 ④就労のための職業訓練や資格取得支援
(3) 経済的に困難を抱える家庭への支援	①児童扶養手当 ②要保護・準要保護就学援助事業 ③育英会事業 ④母子・父子家庭医療費助成事業



施策の展開

(1) 教育や生活の安定に向けた支援

こどもの「第三の居場所」として、こどもの居場所づくりを図り、また、こども食堂設置・運営への支援をします。また、貧困世帯のこどもが孤立することのないよう、相談体制の充実やSOSの声をあげることができる教育に努めます。

①こどもの居場所づくりの推進 ★	子育て支援課・児童館 少 若 貧 3期
放課後等にこどもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを、こども食堂の設置支援を含め検討します。また、放課後児童クラブでの学校休業日や朝の時間帯の受け入れ等、居場所の充実を図ります。	
②いじめ防止推進事業	教育総務課 若 貧 3期
いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進します。また、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有に努めます。	
③こどものSOSの出し方に関する教育	健康福祉課 教育総務課 若 貧 3期
児童が困難を感じた時に信頼できる大人にSOSの声をあげることができるよう、学校と連携し保健師等の外部講師が小中学校に出向いて授業を行います。	

(2)ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭のこどもが心身共に健やかに成長するために、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、ひとり親家庭に対し、母子・父子家庭医療費助成事業の拡充のほか、就業支援などを多面的に支援します。

①ひとり親家庭への自立に向けた支援	子育て支援課 少 若 貧 3期
関係機関と連携し、ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた総合的な相談活動を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援に努めます。（再掲）	
②母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課 少 若 貧 3期
ひとり親家庭などの医療費における家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を継続します。	
③児童扶養手当	子育て支援課 少 若 貧 3期
ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当給付のための事務を適正に行います。	
④就労のための職業訓練や資格取得支援	まちづくり振興課 少 若 貧 3期
職業訓練や資格取得のための支援を推進するとともに、関係機関との連携を図り就業情報の提供に努めます。	

(3)経済的に困難を抱える家庭への支援

子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当や助成等に関する制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

①児童扶養手当	子育て支援課 少 若 貧 3期
ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当給付のための事務を適正に行います。(再掲)	
②要保護・準要保護就学援助事業	教育総務課 少 若 貧 3期
経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための援助事業を継続します。	
③育英会事業	教育総務課 少 若 貧 3期
高等学校、大学等に在学し経済的理由により学費の支弁が困難な場合に、学資を貸付し人材の育成を図る事業を継続します。	
④母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課 少 若 貧 3期
ひとり親家庭などの医療費における家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を継続します。	

基本目標 5. 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな支援

現状と課題

◆障がいのあるこどもが、地域で生活をし、豊かに育っていくためには、家庭だけで解決できない様々な問題があります。これらの問題解決のため、総合的な相談窓口や支援事業の導入、充実が求められています。

◆障がいや病気の有無などの様々な違いを超えて、全てのこどもと一緒に学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて、障がい児支援の積極的な利用を促すとともに、障がい児支援の利用により、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が地域の保育、教育等の場で共に成長できるよう、地域社会への参加を推進していく必要があります。

施策の方向性

◆障がいのあるこどもが地域で生活し、豊かに育っていくことができるよう、障がいの種類や特性に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場を整備し充実に努めます。

◆インクルーシブ教育の実現に向けて、障がい児支援の積極的な利用を促すとともに、障がい児支援の利用により、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が地域の保育、教育等の場で共に成長できるよう、地域社会への参加を推進します。

◆障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らせるように、特別な配慮を必要とするこどもとその保護者に寄り添った相談支援体制の整備を進めます。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 障がい福祉サービスの充実、相談体制の強化	①障がい児支援ネットワークの整備 ②相談体制の整備 ③児童居宅介護等事業 ④日中一時支援（地域生活支援）事業 ⑤障がい児通所支援事業 ⑥保育所での関係機関との連携と個別支援 ⑦放課後児童クラブの障がい児の受け入れ ⑧幼稚園・小中学校における特別支援教育



施策の展開

(1) 障がい福祉サービスの充実、相談体制の強化

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の構築を図ります。

①障がい児支援ネットワークの整備	健康福祉課 少 貧 3期
障がいのあるこどもや障がい疑われるこどもの把握と育成・相談の支援のためのネットワークづくりを推進します。	
②相談体制の整備	健康福祉課 少 貧 3期
定期健診や児童相談又は保育所等において、障がいのあるこどもや障がい疑われるこどもの把握に努め、入所や進学又は就職等について気軽に相談できる体制を整えます。	
③児童居宅介護等事業	健康福祉課 少 貧 3期
障がい児等の生活支援として、在宅での家事援助や身体介護の充実を図ります。	

④日中一時支援(地域生活支援)事業	健康福祉課 少 貧 3期
障がい児等の生活支援として、障がいのあるこどもを一時的に預かることで、日中活動の充実と家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。	
⑤障がい児通所支援事業	健康福祉課 貧 3期
障がい児に対して、こども自身のもつ成長の可能性を引き出し、日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な療育や相談等の支援を提供します。	
⑥保育所での関係機関との連携と個別支援	教育総務課・保育所 少 貧 3期
保健事業との連携により早期発見に努めるとともに、障がいのあるこどもや障がい疑われるこどもの集団生活の習得と児童の健全育成のため、保育所や幼稚園等において個別の支援計画作成を検討します。	
⑦放課後児童クラブの障がい児の受け入れ	児童館 少 貧 3期
障がいのある児童の健全育成のため、放課後児童クラブ等において障がいのある児童や障がい疑われる児童の受け入れを検討します。	
⑧幼稚園・小中学校における特別支援教育	教育総務課 少 貧 3期
幼稚園、小中学校に支援員を配置し、特別支援教育充実のための体制づくりを推進します。	

基本目標 6. 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援

現状と課題

- ◆近年、全国的に児童虐待の相談通告件数は増加傾向にあり、こどもが虐待によって死亡する事案も発生しています。虐待は、こどもの心に大きく深い傷を残し、健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けたこどもが親になり、自分もまた虐待を繰り返すという、いわゆる「虐待の連鎖」を引き起こす可能性があります。
- ◆児童虐待防止対策を進めるに当たっては、第一にこどもに視点を置いて、こどもの現在及び将来が生まれ育った家庭環境によって左右されることのないよう、こどもの成長段階に応じてその意見が尊重され、かつその最善の利益が優先して考慮された上で、すべてのこどもに対して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮しなければなりません。
- ◆ヤングケアラーは、本来大人が担うとされている家事や家族のお世話等を日常的に行っているこどもを言い、ケアが日常化することで、こどもの生活に支障が出てしまうことが問題となっています。

◆こども一人一人が、夢や希望を持つことができるようにするため支援を必要とするこどもやその家庭の抱える生活不安を取り除き、世代を超えて連鎖することのないよう、児童虐待防止対策を総合的に進める必要があります。

施策の方向性

◆地域における子育て相談・支援機関を拡充するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、関係機関と子育て世帯の接点を確保し、児童虐待の発生を予防します。また、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、こども家庭センター及び関係機関の役割や体制整備を行います。

◆子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援に向けて、こども家庭センターの体制を強化し、訪問家事支援などの家庭支援を始め、また、こども家庭センターが中心となって、要保護児童対策地域協議会のを活用して、関係機関と地域のネットワークと一体となって、子育てに困難を抱える世帯や要保護児童を継続的に支援し、虐待予防の強化に取り組みます。

◆ヤングケアラーについては、本人やその家族に自覚がない場合が多く問題が顕在化しにくいことから、早期に把握できるよう支援し、関係機関と連携し、必要な支援につなげていきます。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 児童虐待防止に向けた取組	①虐待防止・対応 ②虐待相談事業 ③要保護児童対策地域協議会 ④見守りサポート事業 ⑤こども家庭センター事業
(2) ヤングケアラーへの支援	①要保護児童対策地域協議会 ②虐待相談事業 ③こども家庭センター事業



施策の展開

(1) 児童虐待防止に向けた取組

こどもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期対応に向けて、関係機関との更なる連携を図るとともに、児童虐待が世代を超えて連鎖することのないよう、環境整備を図ります。また、地域住民に対して児童虐待防止に向けた啓発活動を継続し、地域全体で問題への早期対応を図ります。

①虐待防止・対応	子育て支援課・健康福祉課 少 若 貧 3期
児童虐待等に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関等の連携による虐待防止のネットワークを充実します。	
②虐待相談事業	子育て支援課・健康福祉課 少 若 貧 3期
相談窓口を設け、虐待の早期発見、支援活動等、関係機関との連携を図りながら総合的に取り組みます。併せて、児童虐待に連動することが多いDVについても同様に取り組むとともに、相談内容が多様化していることから、専門の相談員の設置を検討します。	
③要保護児童対策地域協議会	子育て支援課・健康福祉課 少 若 貧 3期
要保護児童対策地域協議会（虐待防止等対策ネットワーク会議）を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、対応に努めます。	
④見守りサポート事業	子育て支援課・健康福祉課 若 貧 3期
関係機関と連携し、虐待を受けた児童の保護や精神的不安の軽減、支援等の充実を図ります。また、虐待した親等への指導と支援に努めます。	
⑤こども家庭センター事業	子育て支援課・健康福祉課・児童館 少 若 貧 3期
一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭、ヤングケアラーまで切れ目なく支援します。	

(2) ヤングケアラーへの支援

問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関と連携し、ヤングケアラーに関する周知に努め、実態把握のうえ、必要な支援に努めます。

①要保護児童対策地域協議会	子育て支援課・健康福祉課 少 若 貧 3期
要保護児童対策地域協議会（虐待防止等対策ネットワーク会議）を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、対応に努めます。また、ヤングケアラーに関して、チラシや広報紙等を活用した周知を図ります。（再掲）	
②虐待相談事業	子育て支援課・健康福祉課 少 若 貧 3期
相談窓口を設け、虐待の早期発見、支援活動等、関係機関との連携を図りながら総合的に取り組みます。併せて、児童虐待に連動することが多いDVについても同様に取り組むとともに、相談内容が多様化していることから、専門の相談員の設置を検討します。（再掲）	

③子ども家庭センター事業

子育て支援課・健康福祉課・児童館

少 若 貧 3期

一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭、ヤングケアラーまで切れ目なく支援します。(再掲)

基本目標 7. こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

現状と課題

- ◆日本の自殺死亡率は先進諸国と比較して高い水準にあり、宮城県においても、自死が増加傾向にあり、10代から30代までの死因の第1位が自死であることから、こども・若者の自死対策が求められています。
- ◆本町では、自殺対策基本法に基づき、「村田町自死対策行動計画」を策定し、「誰も自死に追い込まれることのない村田町」を基本理念とし、関係機関と連携を図りながら、自死対策を推進しています。
- ◆こどもが健やかに育つためには、こどもを取り巻く環境が安全・安心に保たれていることが大切です。こどもが巻き込まれる犯罪や交通事故を無くすため、安全パトロールの実施を支援するとともに、PTAや地域の自治会、民生委員・児童委員等と協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを進めていく必要があります。

施策の方向性

- ◆こども・若者が、自殺に追い込まれることのないよう、包括的な支援として、自殺対策の体制強化を図りながら、村田町自死対策計画に基づく総合的な取組を進めます。
- ◆こどもも大人も安心して外出できるよう、安全な歩道の整備や公共施設のユニバーサル化を進めていきます。また、犯罪のない明るく住みよい町を目指して、地域住民や関係機関と連携を図り防犯体制の充実に努めます。
- ◆増加するインターネット犯罪などにこども・若者が巻き込まれないように、安心・安全にインターネットを利用するための啓発等リテラシー教育などに取り組めます。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) こども・若者の自死対策の推進	①いじめ防止推進事業 ②こどものSOSの出し方に関する教育

(2) こどもの安全の確保と 有害環境対策	①事故防止対策 ②避難場所の確保 ③防犯対策 ④有害環境排除活動 ⑤環境教育 ⑥インターネット上の有害情報対策
--------------------------	--



施策の展開

(1) こども・若者の自死対策の推進

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、安全教育を推進するとともに、困ったときなどに相談しやすい体制を整備します。

①いじめ防止推進事業	教育総務課 若 貧 3期
いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進します。「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有に努めます。(再掲)	
②こどものSOSの出し方に関する教育	健康福祉課・教育総務課 若 貧 3期
児童・生徒が困難を感じた時に信頼できる大人にSOSの声をあげることができるよう、学校と連携し保健師等の外部講師が小中学校に出向いて授業を行います。(再掲)	

(2) こどもの安全の確保と有害環境対策

こどもも大人も安心して外出できる環境の整備を進めるとともに、こどもたちを交通事故から守る活動の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、地域と学校、警察が連携し、地域ぐるみで防犯対策に取り組み、こどもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを進めます。併せて、こどもの発育や健康に悪影響を及ぼす有害な環境排除に努め青少年の健全育成を図ります。

①事故防止対策	総務課 少 若 貧 3期
交通安全教室の開催や内容の充実を図るとともに、公園、通学路等の交通指導を実施します。	

②避難場所の確保	教育総務課・総務課 少 若 3期
P T Aや地域住民などとの連携により、公園・通学路等の点検を実施します。犯罪等からの避難場所として、民間の店舗等を利用した「子ども110番の家」の活用を図ります。	
③防犯対策	総務課 少 若 3期
防犯パトロールを実施するとともに、防犯ボランティア活動が地域全体に広がるように推進します。警察、行政、地域等の関係機関・団体が情報を共有できるよう防犯ネットワークを構築するとともに、学校における防犯講習（教育）をより一層推進します。	
④有害環境排除活動	子育て支援課 少 若 3期
有害広告物や有害物品の自動販売機などの撤去運動を推進していくとともに、街頭巡回指導や広報活動を強化します。	
⑤環境教育	町民生活課 少 若 3期
犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を実施し、環境浄化運動を地域ぐるみで推進します。	
⑥インターネット上の有害情報対策	子育て支援課・教育総務課 少 若 3期
スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっています。インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上でのトラブル回避、有害情報への接続制限に対する意識付けを図るための情報の収集・発信に努めます。	

I-2 ライフステージ別の支援

こども大綱では、こども・若者及び子育て当事者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるよう、社会全体で切れ目なく支えることとされています。「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、幼児期の後も、学童期・思春期、青年期を経て、大人になるまで続くことから、ライフステージを通じて社会全体で子育て当事者を支えていくことが必要です。

こども大綱を踏まえ、本町では、こどもの利益を最大限尊重するとともに、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」それぞれのライフステージごとに必要な支援に取り組み、すべてのこどもが自分らしく活躍ができる社会を目指します。

1. こどもの誕生前から幼児期まで

基本目標1：妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援の充実

現状と課題

- ◆少子化や、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、妊娠・出産や子育てに関する不安感や孤独感の解消が大きな課題となっており、安心してこどもを産み育てるための体制の充実が求められています。
- ◆妊娠・出産期の不調は、本人のみならず、こどもの発達や養育不全等のリスクにもなることから、関係機関と連携しながら、妊娠、出産、産後にかけて、切れ目のない支援と相談体制を整備する必要があります。
- ◆本町における教育・保育の現状は、待機児童解消に向けた保育所の保育室増築や定員を上回る受け入れが限界に達している一方で、幼稚園は3年保育実施など幼児教育の振興に取り組んでいる中、入園児の減少が続いているなど、保育・教育上の様々な課題が出ています。

施策の方向性

- ◆妊娠・出産に関する悩みを抱え込むことなく、安心して産み育てられるよう妊娠期からの切れ目のない支援に配慮し、妊産婦への相談支援等を推進していきます。
- ◆出産後も、こどもの幸せを第一に考えて、子育てをしている全ての人々が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を見守る様々な子育て支援の充実を推進します。
- ◆産前産後のケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、こどもが健やかに過ごせることはもちろん、安心してこどもを預けられる体制の整備など、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

◆本町の出生者数の減少を受け、人間形成の極めて重要な幼児期に、同じ年代のこどもたちが一緒に様々な体験をとおしながら成長し、保護者の就労支援や継続的な待機児童の解消にもつながることを目指し、令和8年度から、3歳以上児を幼稚園で、3才未満児を保育所で保育する新しい教育・保育環境を構築します。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 妊娠期、出産、子育て期の母子保健事業の充実	①母子健康手帳の交付 ②妊産婦健康診査事業 ◎ ③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） ◎ ④養育支援訪問事業 ◎ ⑤乳幼児相談 ⑥発達相談 ⑦乳幼児健康診査 ⑧妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業） ◎ ⑨産後ケア事業 ◎
(2) こどもの健やかな成長と遊びの充実	①一時預かり事業 ◎ ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ◎ ③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ◎ ④子育て支援情報提供事業 ⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ◎ ⑥親子ふれあいブックスタート事業 ⑦幼稚園活動の延長 ⑧3歳以上児の完全給食の実施 ⑨幼稚園、保育所、子育て支援センターの屋外環境の整備 ★



施策の展開

(1) 妊娠期、出産、子育て期の母子保健事業の充実

安心してこどもを産み育てられるよう、全てのこどもと子育てをする親の健康を確保し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮しながら、対象者のニーズを把握することで、内容の充実を図り様々なプログラムの実施に努めます。

①母子健康手帳の交付 ◎	健康福祉課 3期
妊娠中に役立つ情報の提供や育児に関する様々な問題や悩みの相談に応じながら母子健康手帳を交付します。必要に応じて電話や訪問を行い安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えます。	
②妊産婦健康診査事業 ◎	健康福祉課 3期
妊婦の健康の保持及び増進を図るため母子健康手帳交付時に委託医療機関で利用できる妊婦健康診査助成券を配布します。	
③乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) ◎	健康福祉課 3期
乳児がいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認したり相談に応じます。さらに、産後うつ病のスクリーニングを実施し、早期支援に努めます。	
④養育支援訪問事業 ◎	健康福祉課 3期
乳幼児家庭全戸訪問事業等により産後うつ等の症状が見られた家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言を行い適切な養育の実施につなげます。	
⑤乳幼児相談	健康福祉課 3期
月齢に合わせた相談に応じ、母子共に心豊かに健やかに育ち合えるよう支援します。	
⑥発達相談	健康福祉課 3期
発達や行動範囲で気になる未就学児を対象に臨床心理士による個別相談を行い、相談体制の充実を図ります。	
⑦乳幼児健康診査	健康福祉課 3期
母子保健法に基づき乳幼児健康診査事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実させます。	
⑧妊婦等包括相談支援事業(出産・子育て応援事業) ◎	健康福祉課・子育て支援課 3期
全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一環して相談支援や経済的支援など、様々なニーズに即した支援を実施します。	

⑨産後ケア事業 ◎	健康福祉課 3期
産後1年未満の産婦を対象に、育児支援やリフレッシュの場の提供を行い、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援します。	

(2)こどもの健やかな成長と遊びの充実

全てのこどもが心身共に健やかに成長していくため、子育て世代の育児への不安感を和らげ、幼児期までに必要な支援を受けることができるよう、子育て支援事業の充実に努めます。

①一時預かり事業 ◎	児童館 少 3期
保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図る支援として、子育て支援センターにおいてお子さんを保育する一時預かり事業を引き続き実施します。また、未利用者が利用へつながるよう事業の周知に努めるとともに、利用者の利便性の向上に向けた取組を検討します。(再掲)	
②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業) ◎	児童館 少 3期
乳幼児及びその保護者が気軽に集まり相互の交流を図る場所の提供や多様なニーズに対応した子育て支援活動を引き続き推進します。(再掲)	
③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ◎	児童館 少 3期
育児の支援を必要とする人と支援することができる人を結ぶ会員制育児支援事業です。ニーズの把握に努め、組織化等について検討します。(再掲)	
④子育て支援情報提供事業	子育て支援課・健康福祉課・児童館 少 3期
「すこやかむらたハンドブック」を作成し、転入時やこんにちは赤ちゃん訪問事業など多様な機会を活用した配布や、町ホームページや子育て支援アプリ、SNSを活用した子育て情報の発信に努めます。(再掲)	
⑤乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ◎	子育て支援課・保育所 少 3期
保護者の就労有無や理由を問わず、2歳未満の所属がない未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業を実施し、定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた乳幼児の育ちを応援するとともに、保護者の育児負担の軽減を図ります。(再掲)	
⑥親子ふれあいブックスタート事業	児童館・子育て支援課 3期
親子が絵本を通じてお互いにふれあい、絆を深めてもらう機会を創出するため、保育士による絵本の読みきかせ及び絵本を贈呈する事業を継続します。	
⑦幼稚園活動の延長	教育総務課 3期
園児の体力・運動能力の向上に向けた取り組みや英語とのふれあいなど、付加価値のある活動を継続します。	

⑧3歳以上児の完全給食の実施	教育総務課・保育所 3期
栄養バランスを考慮した温かい給食を提供することで、多くの食材に触れ、食事を楽しみ、偏食の克服や学校給食への対応力を身につけるとともに、保護者の負担軽減を図ります。	
⑨幼稚園、保育所、子育て支援センターの屋外環境の整備 ★	教育総務課・保育所・子育て支援センター 3期
外遊びにより、身体能力や体力の向上を目指すとともに、自然とふれ合うことで、興味、関心を広げ、考える力を育むことができる環境を整備します。	

2. 学童期・思春期

基本目標2:こどもが健やかに成長できる環境の整備

現状と課題

- ◆学童期は、こどもにとって、心身が大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む大切な時期です。また、思春期は、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。
- ◆次代を担う全てのこどもが、豊かな人生を切り開き、次代の社会の創り手となることができるよう、健全に育つことができる学校教育等の充実が求められています。
- ◆全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所があり、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが未来に希望を持ち、主体性や創造力を十分に発揮し活躍していけるよう「こどもまんなか」の居場所づくりが求められています。また、計画策定のために実施したアンケートでは、町に取り組む必要性が高いものとして、「こどもが安心して遊べる居場所づくり」を求める割合が高い結果でした。
- ◆本町の出生数の減少に伴い、小・中学校の児童数、生徒数も減少することが見込まれ、教育活動の幅の縮小、複式学級の懸念等、課題が顕著となっていることを受け、「こどもたちの教育状況をより良いものとする」ことを大前提に、学校再編に向け協議を進めています。

施策の方向性

- ◆こども・若者が、家庭や学校に限らず安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、こどもの可能性を広げる様々な学びや多様な体験活動の充実、こどもを安心して預けられる放課後児童クラブの充実など、こどもの健全育成に資する取組を進めます。

校 種	統合の時期	統合の施設	校舎
小学校	令和 9 年度	村田小学校	既存校舎を活用
中学校	令和 1 0 年度	村田第一中学校	新築

施策の展開

施策の展開

(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境の整備 **重点**

思春期の課題（不登校やひきこもり等）の重要性を認識した保健事業を実施し、幅広い関係者が児童・生徒の問題行動の未然防止、発達障がいの早期発見等の取り組み、児童・生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

また、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期のこどもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりや性教育、教育、禁煙教育、薬物乱用防止教育の推進に努めます。

①性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育	健康福祉課・教育総務課 少 若 3期
小中高生を対象とした性教育を実施するとともに、DV防止教育を行います。また、禁煙教育、薬物乱用防止教育を実施し、普及啓発活動を行います。	
②思春期保健教育事業	健康福祉課・教育総務課 若 3期
中学生を対象とした保育体験、妊婦体験教育等を実施します。（再掲）	
③教育相談	教育総務課 若 3期
不登校及び不登校傾向にある児童・生徒、その他問題を抱えている児童・生徒一人一人の実態に即してスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	
④確かな学力の向上	教育総務課 若 3期
基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力等、さらには主体的に学習をする習慣などを身につけさせる取り組みにより、確かな学力の向上に努めます。	
⑤豊かな心を醸成する教育の推進	教育総務課 若 3期
命の尊厳を大切にすることを育む教育を推進します。 地域に親しみを持つ教育を推進し、地域ぐるみの連帯性を確立します。	
⑥学校支援事業	教育総務課・生涯学習課 若 3期
保護者や学校支援ボランティアなどの地域の支援を受けながら、それぞれの学校教育計画の実施が円滑に推進されるよう努めていきます。	
⑦開かれた学校づくり	教育総務課 若 3期
学校教育内容を保護者や地域に公開・周知し、保護者・地域との円滑な関係と協力が得られるよう努め、開かれた学校づくりに取り組みます。	

⑧体験活動事業	教育総務課 若 3期
職場体験や郷土の祭に参加するなど、学校では体験できない多様な活動ができるように、地域の協力を得て体験活動の機会を増やしていきます。	
⑨福祉体験学習	教育総務課 若 3期
福祉の体験を通じて福祉の心を培う環境づくりを推進するため、児童・生徒を対象に、手話、車椅子試乗、白杖を使った目隠し体験歩行などのキャップハンディ体験学習の充実を図ります。	
⑩不登校・ひきこもり児童・生徒への対応	教育総務課 若 3期
子どもの心のケアハウスを配置し、児童・生徒だけでなく、保護者・教員等の相談も実施し学校・家庭ぐるみで取り組みます。学習や生活に関する相談を行い、登校への誘導に取り組んでいきます。 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒、その他問題を抱えている児童・生徒一人一人の実態に即してスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	
⑪いじめ防止推進事業	教育総務課 若 貧 3期
いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進します。また、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有に努めます。(再掲)	
⑫こどものSOSの出し方に関する教育	健康福祉課・教育総務課 若 貧 3期
児童が困難を感じた時に信頼できる大人にSOSの声をあげることができるよう、学校と連携し保健師等の外部講師が小中学校に出向いて授業を行います。(再掲)	
⑬相談体制の充実	健康福祉課・教育総務課・子育て支援課 若 貧 3期
学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・自殺など）に係る専門家の確保と、関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談・思春期ひきこもり相談）などから、地域における相談体制の充実を図ります。	

(2)こども・若者の居場所づくりの推進 **重点**

核家族や地域社会でのふれあいの機会が減少する中で、こどもや子育て家庭の不安や孤立感を軽減するため、こどもたちがのびのびと自由に遊び、仲間や異世代が気軽に集まり交流でき、安全、安心して過ごすことができる居場所づくりの仕組みづくりに取り組みます。

①こどもの居場所づくりの推進 ★	子育て支援課・児童館 少 若 貧 3期
放課後等にこどもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを、こども食堂の設置支援を含め検討します。また、放課後児童クラブでの学校休業日や朝の時間帯の受け入れ等、居場所の充実を図ります。(再掲)	
②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ◎★	児童館 少 若 貧 3期
就労等により、昼間、保護者のいない家庭の小学生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図るとともに、保育時間の延長や施設整備等を検討します。また、令和9年度の小学校統合後も、保護者の就労等に配慮し、村田、沼辺2カ所での運営を維持します。	
③児童館事業 ★	児童館 少 若 貧 3期
18歳未満のこどもの活動の拠点、居場所として機能の充実を図り、地域のニーズに合わせた事業の展開に努めます。 また、保育スペースの確保や利用時間の延長など、中高生にも利用しやすい環境をつくるとともに、中高生とこどもとのふれあいの機会を増やし、ボランティア育成にも寄与することを推進します。	

3. 青年期

基本目標3： 若者を地域全体で支える環境づくり

現状と課題

- ◆青年期は、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。
- ◆若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する希望を実現できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する必要があります。
- ◆全国的に、核家族化や地域のつながりの希薄化などに伴うこども・若者の孤独・孤立の問題が顕在化してきており、ひきこもり状態にあるこども・若者が存在しています。
- ◆すべてのこども・若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための体制づくりが求められています。

施策の方向性

- ◆子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。
- ◆個人の自由な選択を尊重しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかない、安心して地域で子育てができる環境づくりを目指します。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 高等教育の修学支援	①育英会事業
(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制の充実 重点	①性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育 ②思春期保健教育事業 ③ひきこもり相談
(3) 結婚・子育てへの社会全体での支援	①結婚支援の推進 ②男女共同参画推進体制の整備 ③家庭や職場における共同参画の推進



施策の展開

(1) 高等教育の修学支援

すべての若者が、家庭環境に左右されることなく、若者の学習機会が保障されるよう取り組みます。

①育英会事業

教育総務課 **若** **貧** **少** **3期**

高等学校、大学等に在学し経済的理由により学費の支弁が困難な場合に、学資を貸付し人材の育成を図る事業を継続します。(再掲)

(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制の充実 **重点**

ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するなど、関係機関と連携しながら、「ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」に取り組みます。

①性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育	健康福祉課・教育総務課	少 若 3期
小中高生を対象とした性教育を実施するとともに、DV防止教育を行います。また、禁煙教育、薬物乱用防止教育を実施し、普及啓発活動を行います。(再掲)		
②思春期保健教育事業	健康福祉課・教育総務課	少 若 3期
中学生を対象とした保育体験、妊婦体験教育等を実施します。(再掲)		
③ひきこもり相談	健康福祉課	少 若 3期
仕事や学校に行けず長期にわたって自宅にこもり、家族以外の人と交流がない状態にあるひきこもりの方やその家族の方を対象に、本人や家族だけで抱え込むことがないよう、相談を窓口を設け、支援します。		

(3)結婚・子育てへの社会全体での支援

結婚や妊娠を望む若い世代が、個人の自由な選択を尊重しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかない、安心して地域で子育てができる環境づくりを目指します。

①結婚支援の推進	町民生活課	少 若 次 3期
結婚支援、悩みや不安を抱える若者やその家族の相談支援体制整備に努めます。		
②男女共同参画推進体制の整備	まちづくり振興課	少 若 次 3期
関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する計画の策定や相談体制の整備等について取り組みます。(再掲)		
③家庭や職場における共同参画の推進	まちづくり振興課	少 若 次 3期
男女が家庭や職場でともに助けあい、担いあう社会づくりを図るため、広報紙やチラシの配付、町ホームページへの掲載等による情報提供や、広報活動を行い、共同参画社会の実践拡大に努めます。(再掲)		

I-3

子育て当事者への支援

核家族化が進み、地域のつながりが希薄化するなど家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援を得ることが難しい状況にあります。

こども大綱では、子育て当事者が、経済的な負担や子育てに対して不安にならず、また、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりをもって、こどもに向き合えることが、こども・若者の健やかな成長のために重要とされています。

本町では、子育て家庭への経済的支援の充実や子育てに関する相談支援体制の充実、共働き・共育での推進等に取り組めます。

基本目標 1. 子育て世帯への経済的支援

現状と課題

◆少子化の要因のひとつとして、子育てにかかる経済的負担があげられますが、我が国の雇用を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあります。

◆計画策定のアンケート調査結果では、「理想とすることどもの数」を持ってないと回答した方の理由として、「子育てや教育にお金がかかる」と回答した割合が多い結果でした。また、町が重点的に取り組むべきものについては、「経済的支援」を求める声が多い結果でした。この結果から、地域で安心してこどもを産み育てることができるよう、長期的に子育て世帯へ経済的負担の軽減を図る支援が必要です。

施策の方向性

◆家庭の経済的な理由により、こどもを持つことを断念したり、学習意欲のあるこどもの進路が制限されてしまうことがないよう、地域で安心してこどもを産み育てられる環境の整備のため、子育て世帯への経済的支援の充実を図ります。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 子育て世帯への経済的支援の充実 重点	①不妊検査・不妊治療費用助成事業 ②出産育児一時金 ③児童手当 ④児童扶養手当 ⑤特別児童扶養手当 ⑥子ども医療費助成事業

	⑦母子・父子家庭医療費助成事業 ⑧心身障害者医療費助成事業 ⑨子育て支援金支給事業 ⑩子育て支援ごみ袋支給事業 ⑪出生祝品支給事業 ⑫第3子以降保育料等助成事業 ⑬第3子以降等小学校入学祝金支給事業 ⑭妊婦のための支援給付事業 ⑮要保護・準要保護就学援助事業 ⑯育英会事業
--	---



施策の展開

(1) 子育て世帯への経済的支援の充実

重点

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。

①不妊検査・不妊治療費費用助成事業	健康福祉課 少 若 貧 3期
不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、保険適用とならない不妊検査・不妊治療費費用の助成事業を実施し、治療に要した自己負担額の全額を助成します。	
②出産育児一時金	町民生活課 少 若 貧 3期
村田町国民健康保険被保険者の出産時における費用の負担軽減のため、出産育児一時金の支給を継続します。	
③児童手当	子育て支援課 少 若 貧 3期
児童を養育する家庭の生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため、児童手当の給付事業を継続します。	
④児童扶養手当	子育て支援課 少 若 貧 3期
ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当給付のための事務を適正に行います。(再掲)	

⑤特別児童扶養手当	子育て支援課 少 若 貧 3期
精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。	
⑥子ども医療費助成事業	子育て支援課 少 若 貧 3期
18歳に達した年度の末日までの児童の入院、通院に係る家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の助成を継続します。	
⑦母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課 少 若 貧 3期
ひとり親家庭などの医療費における家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を継続します。(再掲)	
⑧心身障害者医療費助成事業	健康福祉課 少 若 貧 3期
障がい児・障がい者の医療費に係る家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を継続します。	
⑨子育て支援金支給事業	子育て支援課 少 若 貧 3期
経済的な負担の軽減を図り、こどもたちが健康に育つことができるよう、満1歳を迎えたときに満1歳祝金を、小学校に入学したときに(令和11年度から)小学校入学祝金又は小学校入学支援金を支給する事業を継続します。	
⑩子育て支援ごみ袋支給事業	子育て支援課 少 3期
子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、出生時にこどもの保護者に対し指定ごみ袋を支給する事業を継続します。	
⑪出生祝品支給事業	子育て支援課 少 3期
生まれてきたこどもにお祝いの気持ちと子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、出生時にこどもの保護者に対し、育児用品セット又は紙おむつ券を支給する事業を継続します。	
⑫第3子以降保育料等助成事業	子育て支援課 少 3期
多子世帯の子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の児童に係る保育料等を月額最大5,000円助成する事業を継続します。	
⑬第3子以降等小学校入学祝金支給事業	子育て支援課 少 3期
多子世帯の子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の児童が小学校に入学した際に祝金を支給する事業を継続します。	
⑭妊婦のための支援給付事業	子育て支援課 少 3期

妊婦の経済的支援を行うため、妊娠中に給付金を支給します。	
⑮要保護・準要保護就学援助事業	教育総務課 少 若 貧 3期
経済的理由により、就学困難な児童の保護者の経済的負担を軽減するための援助事業を継続します。(再掲)	
⑯育英会事業	教育総務課 若 貧 少 3期
経済的理由により、就学困難な児童の保護者の経済的負担を軽減するための援助事業を継続します。高等学校、大学等に在学し経済的理由により学費の支弁が困難な場合に、学資を貸付し人材の育成を図る事業を継続します。(再掲)	

基本目標 2. 地域子育て支援・家庭教育支援

現状と課題

- ◆少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、こどもや保護者を取り巻く環境が大きく変化する中、子育て家庭が不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育て家庭を地域全体で支援し、安心して子育てができる環境をつくることが求められています。
- ◆「仕事と家庭生活の両立」や「地域における子育て支援の充実」に関する支援ニーズが高くなっていることから、子育て世帯の働き方の変化等を踏まえた支援等の充実を図っていくことが重要と考えられます。
- ◆計画策定のためのアンケート調査では、子育ての相談先について、総合的な相談窓口を求める声が多い結果でした。

施策の方向性

- ◆子育て家庭が地域の中で孤立することがないよう、社会全体で支援し、地域全体でこどもを育てる体制を整備するとともに、家庭の教育力を支える環境づくりをすすめます。
- ◆すべてのこどもが質の高い教育・保育を適切に受けられ、子育て当事者が安心して地域で子育てができるよう、多様化するニーズを的確に捉え、教育・保育の質の拡充と量の向上を図り、こども・子育て支援事業の充実に努めます。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 多様な子育て支援サービスの充実 重点	①通常保育事業 〇 ②延長保育事業 〇 ③乳児保育事業 ④休日保育事業 ⑤保育所整備事業 ★ ⑥保育所環境整備事業 ★ ⑦幼稚園・保育所・小学校連携事業 ⑧病児・病後児保育事業 〇 ⑨認定こども園整備事業 ★ ⑩子育て分野のICT化推進事業 ⑪子育て相談の総合的な窓口の設置 ★ ⑫3歳以上児の完全給食の実施
(2) 地域における子育て支援・家庭教育支援の推進 重点	①一時預かり事業 〇 ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 〇 ③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 〇 ④子育て支援情報提供事業 ⑤こども家庭センター事業 ⑥利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） ⑦保護者を対象とした家庭教育講座の開催 ⑧託児付き講座の開催 ⑨子育てネットワークの充実 ⑩子育てに関する意識の啓発 ⑪乳幼児等通園制度事業（こども誰でも通園制度） 〇 ⑫子育て世帯訪問支援事業 〇 ⑬子育て短期支援事業 〇 ⑭子育てサポーター事業 ⑮子育て応援ヘルパー派遣事業 ⑯小児医療体制の充実



施策の展開

(1)多様な子育て支援サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病等、子育て世代の育児への様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

①通常保育事業 ◎	保育所 3期
保護者の就労等の理由により保育を必要とするこどもについて保育を行います。 また、令和8年度から3歳未満児のみを保育する新しい保育体制を整備し、乳幼児一人一人に合わせた、きめ細やかな保育に努めます。また、就労する保護者の負担軽減を図るためのサービス導入（おむつや食事用エプロンのサブスクリプション等）を検討します。 ※サブスクリプション…定額の料金で、商品の提供やサービスを利用できる仕組みのこと	
②延長保育事業 ◎	保育所 3期
11時間を超える保育について、保護者の就労形態の多様化に対応するため、地域の実情に応じた保育事業のあり方を検討します。	
③乳児保育事業	保育所 3期
乳児保育について、保護者のニーズに対応した保育事業のあり方を検討します。	
④休日保育事業	保育所 3期
日曜、祝日等の保育について、保護者の就労形態の多様化に応じた保育事業のあり方を検討します。	
⑤保育所整備事業 ★	子育て支援課 整 3期
今後の保育施設のあり方について、民間事業者の活用等を含め検討します。	
⑥保育所環境整備事業 ★	子育て支援課 整 3期
待機児童の解消を図るため、令和8年度から、3歳未満児のみを保育する新しい環境を整備します。保育スペースの拡充に伴い、入所定員の拡充を図ります。	
⑦幼稚園・保育所・小学校連携事業	保育所・教育総務課 3期
小学校教育への円滑な接続を目指し、幼稚園、保育所、小学校の連携による交流活動の充実、連続性を踏まえた望ましい連携の在り方の追求を図ります。	
⑧病児・病後児保育事業 ◎	子育て支援課 3期
病気、けが及びその回復期にある児童を専用の保育室で一時的に保育する事業について、町単独での事業実施は困難であることから、今後のあり方を検討します。	

⑨認定こども園整備事業 ★	子育て支援課・教育総務課	整 3期
就学前のこどもの最善の利益を第一に、こどもが健やかに育成されるよう、教育・保育を一体的にとらえた環境の整備を推進するため、認定こども園の設置を検討します。		
⑩子育て分野のICT化推進事業	子育て支援課・教育総務課・保育所・児童館	3期
保育施設や幼稚園、児童厚生施設において、業務のICT化を図るため、システム端末を導入し、保育士等の業務負担軽減及び保護者の利便性の向上を図ります。		
⑪子育て相談の総合的な窓口の設置 ★	子育て支援課・健康福祉課・児童館	3期
妊娠や出産、こどもの育児や発達に関する相談など、様々な相談に対応できる総合的な窓口の設置を検討します。		
⑫3歳以上児の完全給食の実施	教育総務課・保育所	3期
栄養バランスを考慮した温かい給食を提供することで、多くの食材に触れ、食事を楽しみ、偏食の克服や学校給食への対応力を身につけるとともに、保護者の負担軽減を図ります。 (再掲)		

(2)地域における子育て支援・家庭教育支援の推進 **重点**

保護者が子育てに関する不安や孤立感を抱くことなく、全ての子育て家庭が安心して地域に住み続けられるように、子育てに関する意識の啓発活動に努め、子育て支援機関、子育てサポーター、子育てサークル等によるネットワークの充実を図り、地域における子育て支援を推進します。

①一時預かり事業 ◎	児童館	少 3期
保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図る支援として、子育て支援センターにおいてお子さんを保育する一時預かり事業を引き続き実施します。また、未利用者が利用へつなげるよう事業の周知に努めるとともに、利用者の利便性の向上に向けた取組を検討します。(再掲)		
②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業) ◎	児童館	少 3期
乳幼児及びその保護者が気軽に集まり相互の交流を図る場所の提供や多様なニーズに対応した子育て支援活動を引き続き推進します。(再掲)		
③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ◎	児童館	少 3期
育児の支援を必要とする人と支援することができる人を結ぶ会員制育児支援事業について、ニーズの把握に努め、組織化等について検討します。(再掲)		
④子育て支援情報提供事業	子育て支援課・健康福祉課・児童館	少 3期

「すこやかむらたハンドブック」を作成し、転入時やこんにちは赤ちゃん訪問事業など多様な機会を活用した配布や、町ホームページや子育て支援アプリ、SNSを活用した子育て情報の発信を努めます。（再掲）	
⑤こども家庭センター事業	子育て支援課・健康福祉課・児童館 少 若 貧 3期
一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭、ヤングケアラーまで切れ目なく支援します。（再掲）	
⑥利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	児童館 少 若 貧 3期
子育て支援に関する情報を集約し、こどもや保護者が適切にサービスを利用することができるよう必要な情報の提供、相談や助言を行います。	
⑦保護者を対象とした家庭教育講座の開催	生涯学習課 3期
保育参観や授業参観等を活用した保護者向けの講座を開催し、子育て・親育ちに関する学習機会の充実を図ります。	
⑧託児付き講座の開催	児童館 3期
乳幼児を持つ親が、様々な学習機会に参加しやすくするため、託児付きの講座を増やしていくことを検討します。	
⑨子育てネットワークの充実	児童館・生涯学習課 3期
子育て支援機関・団体・サークル等の情報交換や交流の場づくり、連絡体制の整備等、子育てネットワークづくりを推進します。地域住民による自主的活動（こどもへの声かけ運動等）を展開します。	
⑩子育てに関する意識の啓発	子育て支援課 少 若 3期
ポスター、リーフレット等を作成するほか、広報紙や町ホームページ等の既存の媒体を活用し、積極的な啓発活動に努めます。	
⑪乳児等通園支援事業 ◎	子育て支援課・保育所 少 3期
保護者の就労有無や理由を問わず、2歳未満の所属がない未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業を実施し、定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた乳幼児の育ちを応援するとともに、保護者の育児負担の軽減を図ります。（再掲）	
⑫子育て世帯訪問支援事業 ◎	子育て支援課・健康福祉課 少 若 貧 3期
出産後体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事（食事の準備や後片付け、住居等の掃除、買い物等）や育児（授乳、オムツ交換、沐浴介助等）などの支援を行う事業について実施の検討をします。（再掲）	
⑬子育て短期支援事業 ◎	子育て支援課・健康福祉課 3期

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業の実施を検討します。

⑭子育てサポーター事業 **子育て支援課 若 貧 3期**

子育て中の保護者を地域全体で応援するため、子育てサポーターによる児童館事業や家庭教育学級等の活動における託児や見守り支援を実施します。

⑮子育て応援ヘルパー派遣事業 **子育て支援課 3期**

子育て世帯にゆとりを持って、こどもと向き合える環境をつくるため、乳児がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事（食事の準備や後片付け、住居等の掃除、買い物等）や育児（授乳、オムツ交換、沐浴介助等）などの支援を行う事業を実施します。

⑯小児医療体制の充実 **子育て支援課・健康福祉課 3期**

こどもを持つ保護者が必要な小児医療を受けられるよう、みやぎ県南中核病院附属村田診療所の小児科の利便性向上を検討するとともに、LINEを利用した産婦人科や小児医療のオンライン相談の整備等を検討します。（再掲）

基本目標 3. 共働き、共育ての推進

現状と課題

- ◆産業構造の変化や就業形態の変化に伴い、労働者の意識も多様化しているなか、企業は妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を続けられるような支援や理解を深めるための啓発が必要です。
- ◆次世代育成支援対策推進法では、全ての企業に対し、労働者の仕事と家庭生活との両立を支援するための育児休業や時短時間勤務に関する取組などの内容を盛り込んだ計画の策定が求められています。
- ◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、男女がともに希望に応じて働き続けられるようにするため、家庭において、家事・育児などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴い、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児などへの参画を促進する必要があります。

施策の方向性

- ◆男女が共に働きながら安心してこどもを産み育てられる社会の実現を目指して、さらには、男性の育児休業取得が当たり前の社会を目指して、企業等における仕事と子育ての両立支援の取り組みの促進や、男女がともに家事・育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりの推進に努めます。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) 男性の家事、子育てへの主体的な参画の促進・拡大	①男女共同参画推進体制の整備 ②就労のための職業訓練や資格取得支援 ③教育・学習の充実
(2) 共に築く家庭生活への支援	①家庭や職場における共同参画の推進



施策の展開

(1) 男性の家事、子育てへの主体的な参画の促進・拡大

多様で柔軟な働き方を選択することができるような支援体制の整備及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識の啓発を進めます。

①男女共同参画推進体制の整備	まちづくり振興課 少 若 次 3期
関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する計画の策定や相談体制の整備等について取り組みます。（再掲）	
②就労のための職業訓練や資格取得支援	まちづくり振興課 少 若 次 3期
職業訓練や資格取得のための支援を推進するとともに、関係機関との連携を図り就業情報の提供に努めます。（再掲）	
③教育・学習の充実	まちづくり振興課 若 次 3期
男女が社会的性差にとらわれることなく個人の能力を発揮できるよう、家庭・学校・地域における教育の充実と啓発活動に努めます。	

(2) 共に築く家庭生活への支援

男性が家庭生活等に参画し、より豊かで充実した生活が送れるよう支援を行うと共に、男女が共に協力しあい、家事・育児等にあたるという意識の醸成を図ります。

①家庭や職場における共同参画の推進

まちづくり振興課 少 若 次 3期

男女が家庭や職場でともに助けあい、担い合う社会づくりを図るため、広報紙やチラシの配付、町ホームページへの掲載等による情報提供や、広報活動を行い、共同参画社会の実践拡大に努めます。(再掲)

基本目標 4. ひとり親家庭への支援

◆国では、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年11月分から、ひとり親家庭等に対し生活の安定と自立の促進を目的として支給する児童扶養手当について、所得制限限度額の引上げや第3子以降の児童にかかる加算額の引上げなどの拡充を行いました。

◆県で実施したひとり親世帯に対する実態調査の結果、ひとり親家庭では、相談機関が認知されていない状況が見られたことから、相談機関に関する周知が課題となっています。

◆子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っているひとり親家庭では、こどもの養育などで様々な困難に直面しており、その自立に向け、経済的支援、就労支援、子育て・生活支援等を総合的に支援していく必要があります。

施策の方向性

◆ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、引き続き児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

◆ひとり親に対する様々な相談支援により、関係機関が連携して必要な支援につなげる体制を強化します。

施策の体系

基本的方向	事業名
(1) ひとり親家庭への自立支援に向けた経済的支援、就労支援	①ひとり親家庭への自立に向けた支援 ②母子・父子家庭医療費助成事業 ③児童扶養手当 ④就労のための職業訓練や資格取得支援 ⑤こどもの居場所づくりの推進 ★



施策の展開

(1)ひとり親家庭への自立支援に向けた経済的支援、就労支援

ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

①ひとり親家庭への自立に向けた支援	子育て支援課 若 貧 3期
関係機関と連携し、ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた総合的な相談活動や情報発信を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援に努めます。(再掲)	
②母子・父子家庭医療費助成事業	子育て支援課 若 貧 少 3期
ひとり親家庭などの医療費における家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を継続します。(再掲)	
③児童扶養手当	子育て支援課 若 貧 少 3期
ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当給付のための事務を適正に行います。(再掲)	
④就労のための職業訓練や資格取得支援	まちづくり振興課 若 貧 少 3期
職業訓練や資格取得のための支援を推進するとともに、関係機関との連携を図り就業情報の提供に努めます。(再掲)	
⑤こどもの居場所づくりの推進 ★	子育て支援課・児童館 若 貧 少 3期
放課後等にこどもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを、こども食堂の設置支援を含め検討します。また、放課後児童クラブでの学校休業日や朝の時間帯の受け入れ等、居場所の充実を図ります。(再掲)	

Ⅱ 施設整備事業一覧

Ⅱ-Ⅰ 施設整備事業一覧 ★

子育て関連施設の環境改善 ★		
1 ライフステージを通じた支援	基本目標2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	(1) こどもの教育環境・地域活動の充実	
	幼稚園	⑫学校・幼稚園の整備事業(P7) ●空調、防犯対策設備、防災対策設備(防犯カメラ、フェンス)、照明設備(LED化)、遊具(プール含む)・砂場、園庭・駐車場等の整備、バリアフリー化等を図ります。
	(2) 安全・安心な環境の充実	
	都市公園 児童遊園	①公園整備事業(P8)
		●公園・児童遊園の整備や防犯対策設備(防犯灯、防犯カメラ)、防災対策設備、トイレの洋式化、駐車場等の整備、バリアフリー化等を図ります。
		②遊具の安全性の確保(P8) ●遊具の設置や防犯対策設備(防犯灯、防犯カメラ)、防災対策設備、バリアフリー化等を図ります。
	基本目標4：こどもの貧困対策の推進	
	(1) 教育や生活の安定に向けた支援	
	児童館 子育て支援センター 村田・沼辺児童学級 歴史みらい館	①こどもの居場所づくりの推進(P12) ●空調、防犯対策設備、防災対策設備(防犯カメラ、フェンス)、照明設備(LED化)、調理場、手洗い場、遊具、園庭、駐車場等の整備、バリアフリー化等を図ります。
2 ライフステージ別の支援	基本目標1：妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援の充実	
	(2) こどもの健やかな成長と遊びの充実	
	幼稚園 保育所 子育て支援センター	⑨幼稚園、保育所、子育て支援センターの屋外環境の整備(P25) ●砂場、遊具の整備を図ります。
	基本目標2：こどもが健やかに成長できる環境の整備	
	(2) こども・若者の居場所づくりの推進	
	児童館 子育て支援センター 村田・沼辺児童学級 歴史みらい館	①こどもの居場所づくりの推進(P29) ●空調、防犯対策設備、防災対策設備(防犯カメラ、フェンス)、照明設備(LED化)、調理場、手洗い場、遊具、園庭、駐車場等の整備、バリアフリー化等を図ります。
	村田児童学級 沼辺児童学級	②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(P29) ●村田児童学級については、庁舎施設の空きスペースを利用すべく改修を図り、施設利用者の利便性・安全性等機能向上に努めます。 ●沼辺児童学級については、防犯対策(防犯灯の増設等)を図ります。
	児童館	③児童館事業(P29) ●空調、防犯対策設備、防災対策設備(防犯カメラ、フェンス)、照明設備(LED化)、遊具、駐車場等の整備、バリアフリー化等を図ります。

3 当事者への支援	基本目標2：地域子育て支援・家庭教育支援	
	(1) 多様な子育て支援サービスの充実	
	保育所	⑥保育所環境整備事業(P37)
		●空調、防犯対策設備、防災対策設備(防犯カメラ、フェンス)、照明設備(LED化)、調理場、手洗い場、遊具(プール含む)・砂場、園庭・駐車場の整備、バリアフリー化等を図ります。
	基本目標4：ひとり親家庭への支援	
	(1) ひとり親家庭への自立に向けた経済的支援、就労支援	
	児童館 子育て支援センター 村田・沼辺児童学級 歴史みらい館	⑤こどもの居場所づくりの推進(P43)
		●空調、防犯対策設備、防災対策設備(防犯カメラ、フェンス)、照明設備(LED化)、調理場、手洗い場、遊具、園庭、駐車場の整備、バリアフリー化等を図ります。

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備 ★

1 ライフステージを通じた支援	基本目標2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	(1) こどもの教育環境・地域活動の充実	
3 当事者への支援	歴史みらい館	⑥歴史みらい館の充実(P7)
		●子育て相談室や遊びの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、ベビーケアルームの設置等を検討します。
	基本目標2：地域子育て支援・家庭教育支援	
	(1) 多様な子育て支援サービスの充実	
	保育所	⑤保育所整備事業(P37)
		●空調、防犯対策設備(防犯カメラ・フェンス)、照明設備(LED化)、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具(プール含む)・砂場、園庭・駐車場の整備、バリアフリー化、トイレの洋式化等の整備を図ります。
	認定こども園	⑨認定こども園整備事業(P38)
		●空調、防犯対策設備(防犯カメラ・フェンス)、照明設備(LED化)、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具(プール含む)・砂場、園庭・駐車場の整備、バリアフリー化、トイレの洋式化等の整備を図ります。
	公共施設	⑪子育て相談の総合的な窓口の設置(P38)
		●子育て相談室や遊びの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、ベビーケアルームの設置等を検討します。

第3部

子ども・子育て支援事業における 目標量及び確保の方策

I-1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

- ◆本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

主な改正内容

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

I-2 教育・保育提供区域について

- ◆子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

区域の設定に関する国の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して決める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の歳に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、現在の教育・保育の実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、町全域を一区域として教育・保育提供区域に設定します。

これにより、町全域で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することができます。

目標量の設定が定められている事業

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

	施設・事業	内容	利用できる 認定区分	町内 施設
教育・ 保育施設	幼稚園	保護者の就労等の状況にかかわらず、満3歳から小学校就学前の児童に教育を実施します。	1号認定	○
	幼稚園 ＋ 預かり保育	保育を必要とする児童（3歳以上児）の預かりニーズに対応可能であり、2号認定の児童に対する受け皿確保策として認められている施設です。	2号認定	○
	保育所	保護者が就労や病気などのため、家庭で保育できない場合、保護者の代わりに保育を行います。	2号認定 3号認定	○
	認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に行います。	1号認定 2号認定 3号認定	
	確認を受けない幼稚園	民間の幼稚園の中でも、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない施設です。	1号認定	
(地域型 保育事業等)	家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等、家庭的な雰囲気のもと、少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象にきめ細やかな保育を行う事業です。	3号認定	○
	小規模保育事業	国が定める基準に適合し、市町村の認可を受け、主に3歳未満を対象とした小規模な人数（6～19人まで）の保育を行う事業です。	3号認定	
	居宅訪問型事業	利用者の居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を行う事業です。	3号認定	
	事業所内保育事業	企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事業所内やその近隣等で、従業員の児童に加えて地域の保育を必要としている児童を対象として保育を行う事業です。	3号認定	
	企業主導型保育事業 (地域型)	企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事複数の企業が合同して設置することができ、従業員の児童に加えて地域の保育を必要としている児童を対象として保育を行う事業です。	2号認定 3号認定	
	認可保育施設	国の規定した設置基準に満たないものの、宮城県や町の定める基準を満たした保育施設です。	2号認定 3号認定	

(2) 子ども・子育て支援事業(19事業)

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する子ども・子育て支援事業は以下の19事業です。なお、19事業中、量の見込みや確保量を設定する事業は、(1) から (17) までの事業になります。

事業名 ※勸は新たに追加	内容
(1) 利用者支援事業 ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行う事業です。 ●子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の強化機能を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化等を図る事業です。
(2) 妊婦等包括相談支援事業 勸	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一環して相談支援や経済的支援など、様々なニーズに即した支援を実施します。
(3) 延長保育事業	各園が設定する保育標準時間及び保育短時間のそれぞれの始期及び終期前後の保育需要への対応を実施する事業です。

(4) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労や病気などで、昼間、保護者のいない家庭の小学生児童の健全な育成を図るため、放課後児童指導員が適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な雰囲気の中でこどもたちの保育にあたる事業です。
(5) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の病気等の理由により家庭において養育ができない場合、児童養護施設等で短期間、こどもを預かり必要な支援を行う事業です。
(6) 乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。
(7) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。
(8) 子育て世帯訪問支援事業 勸	家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。
(9) 児童育成支援拠点事業 勸	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントを行う等、一人ひとりの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。
(10) 親子関係形成支援事業 勸	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供及び相談、助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が互いに悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
(11) 地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業で、現在、村田町子育て支援センターにおいて実施しています。
(12) 一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難になる場合に乳幼児を預かる事業です。幼稚園では、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に財団法人を対象に預かる事業です。
(13) 病児保育事業	病児保育事業は、児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペースにおいて、医師や看護師のケアのもと、保育する事業です。
(14) ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を必要とする保護者(ファミリー会員)とその援助を行うことを希望する人(サポート会員)を会員とした相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
(15) 妊婦健康診査事業	妊婦の健康保持及び増進を図り、母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、健康状態の把握、検査計測、保健指導等、妊娠期の適時に必要に応じた医学的検査を定期的に受診することができるよう、妊婦健康診査の費用の一部助成や受診勧奨を行う事業です。
(16) 産後ケア事業	出産後1年未満の産婦を対象に、育児支援やリフレッシュの場の提供を行い、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその過程が健やかな育児ができることを目的とした事業です。
(17) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 勸	保護者の就労の有無や理由を問わず、2歳未満の所属がない未就園児が、町内外の保育施設を時間単位で利用できる事業です。定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた乳幼児の育ちを応援するとともに、保護者の負担軽減を図る事業です。
(18) 実費徴収に係る補足給付 を行う事業	本町が定めた利用者負担額に教育・保育施設が上乗せ徴収を行う場合、利用者の実費負担の部分について、負担軽減を図るため公費による補助を行う事業です。国が設定する対象範囲と上限額をもとに、事業の実施について検討していきます。
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設(認可外含む)等への民間事業者への参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。今後導入について、検討します。

<参考> 量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

住民基本台帳を用いて、実績値の年齢ごとの変化率に基づき推計した児童数は以下のとおりです。

(人)

		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0 ～ 5 歳 児	0歳	39	32	31	29	28	27	26
	1歳	46	43	35	33	31	30	29
	2歳	39	41	38	31	29	27	26
	3～5歳	142	125	119	108	100	87	77
	小計	266	241	223	201	188	171	158
6～8歳		190	159	116	113	100	97	87
9～11歳		217	204	206	176	145	104	99
合 計		673	604	545	490	433	372	334

※令和6年データは実績人口(令和6年4月1日)。令和7年以降は推計人口。

I - 3 幼児期の学校教育・保育施設

(1) 計画期間における量の見込み及び確保方策

量の見込みは、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づき推計し、ニーズに対応した確保の方策を以下のとおり定めます。

◆教育・保育給付認定区分

区分	内 容
1号認定	3～5歳の教育のみ必要とする（保育を必要としない）児童（教育ニーズ）
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童（保育ニーズ）
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童

◆1号認定（教育ニーズ）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		65	58	51	45	40
②確保方策		180	180	180	180	180
	幼稚園	180	180	180	180	180
	認定こども園	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（②-①）		115	115	115	115	115

◆ 2号認定（保育ニーズ）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		44	38	33	29	25
②確保方策		71	38	33	29	25
	保育所	69	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育	2	38	33	29	25
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）		27	0	0	0	0

【確保の方策】

計画期間中における必要量について、町内の保育所のみでは確保が困難な状況になっていることから、「幼稚園＋預かり保育」を実施することで、必要量の確保をすることとしています。また、少子化が進む中、保育ニーズが高まっており、幼稚園においては定員を大きく下まわり空き教室が発生しています。このことから、3歳以上児の新しい幼児教育・保育環境を見直し、長期的な待機児童の解消及び質の高い教育を提供することを目指し、令和8年度より、1号認定及び2号認定の児童を幼稚園において保育を含めて実施することとしています。引き続き、本町施設における事業実施について検討するとともに、児童数の推移等を考慮しながら、教育・保育施設のあり方についても検討を続けていきます。

◆ 3号認定（0歳児）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		10	10	10	10	11
②確保方策		7	10	10	10	11
	保育所	6	9	9	9	10
	認定こども園	0	0	0	0	0
	小規模保育事業	1	1	1	1	1
	事業所内保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

◆ 3号認定（1歳児）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		15	15	15	15	15
②確保方策		19	19	19	19	19
	保育所	18	18	18	18	18
	認定こども園	0	0	0	0	0
	小規模保育事業	1	1	1	1	1
	事業所内保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）		4	4	4	4	4

◆ 3号認定（2歳児）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		15	14	12	11	9
②確保方策		22	22	22	22	22
	保育所	21	21	21	21	21
	認定こども園	0	0	0	0	0
	小規模保育事業	1	1	1	1	1
	事業所内保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）		7	8	10	11	13

【確保の方策】

令和7年度における必要量について、町内の施設では確保が困難になる可能性があります。そのため、3歳以上児の幼児教育・保育環境を見直しに伴い令和8年度より保育所の3号認定の受け皿を拡充する予定です。

「小規模保育事業」及び「認可外保育施設」、「事業所内保育事業」等、本町に該当する施設がないことから、希望があった場合は、他市町の施設を利用する見込みです。今後、児童数の推移等を考慮しながら、保育施設のあり方について検討するとともに、必要に応じ民間事業者へ「小規模保育事業」や「事業所内保育事業」等の開設の働きかけを行っていきます。

I - 4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 計画期間における量の見込み及び確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」は以下のとおりです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を取りながら実施してまいります。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業	量の見込み①	か所	2	2	2	2	2
	基本型		1	1	1	1	1
	母子保健型		1	1	1	1	1
	確保の内容②		2	2	2	2	2
	②-①		0	0	0	0	0
(2) 妊婦等包括相談支援事業 [※]	量の見込み①	回/年	96	93	87	84	81
	確保の内容②		96	93	87	84	81
	②-①		0	0	0	0	0

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(3) 延長保育事業	量の見込み①	人/日	58	53	48	45	41
	確保の内容②		0	55	55	55	55
	②-①		-58	2	7	10	14
(4) 放課後児童健全育成事業	量の見込み①	人/日	99	94	90	88	83
	確保の内容②		120	120	120	120	120
	②-①		21	26	30	32	37
(5) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み①	人/年	7	7	7	7	7
	確保の内容②		0	0	7	7	7
	②-①		-7	-7	0	0	0
(6) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	量の見込み①	人/年	31	29	28	27	26
	確保の内容②		31	29	28	27	26
	②-①		0	0	0	0	0
(7) 養育支援訪問事業	量の見込み①	人/年	8	8	8	8	8
	確保の内容②		8	8	8	8	8
	②-①		0	0	0	0	0
(8) 子育て世帯訪問支援事業 ⑩	量の見込み①	人/年	5	10	10	10	10
	確保の内容②		0	10	10	10	10
	②-①		-5	0	0	0	0
(9) 児童育成支援拠点事業 ⑩	量の見込み①	人/年	0	0	0	0	0
	確保の内容②		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
(10) 親子関係形成支援事業 ⑩	量の見込み①	人/年	0	0	0	0	0
	確保の内容②		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
(11) 地域子育て支援拠点事業	量の見込み①	人/年	4,644	4,620	4,596	4,572	4,548
	確保の内容②		4,644	4,620	4,596	4,572	4,548
	②-①		0	0	0	0	0
(12) 一時預かり	量の見込み①	人/年	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	確保の内容②		1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	②-①		0	0	0	0	0
(13) 病児保育事業	量の見込み①	人/年	1	1	1	1	1
	確保の内容②		0	0	0	0	0
	②-①		-1	-1	-1	-1	-1
(14) ファミリー・サポートセンター事業	量の見込み①	人/年	0	0	0	0	0
	確保の内容②		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
(15) 妊婦健康診査	量の見込み①	人/回	31	29	28	27	26
	実施回数 ①×④ ②		434	406	392	378	364
	確保の内容③		434	406	392	378	364

	③—②		0	0	0	0	0
--	-----	--	---	---	---	---	---

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(16) 産後ケア事業 ⑧	量の見込み①	人/年	3	3	3	3	3
	確保の内容②		3	3	3	3	3
	②-①		0	0	0	0	0
(17) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ⑧	量の見込み①	人/年	144	144	144	144	144
	確保の内容②		0	144	144	144	144
	②-①		-144	0	0	0	0

資料編

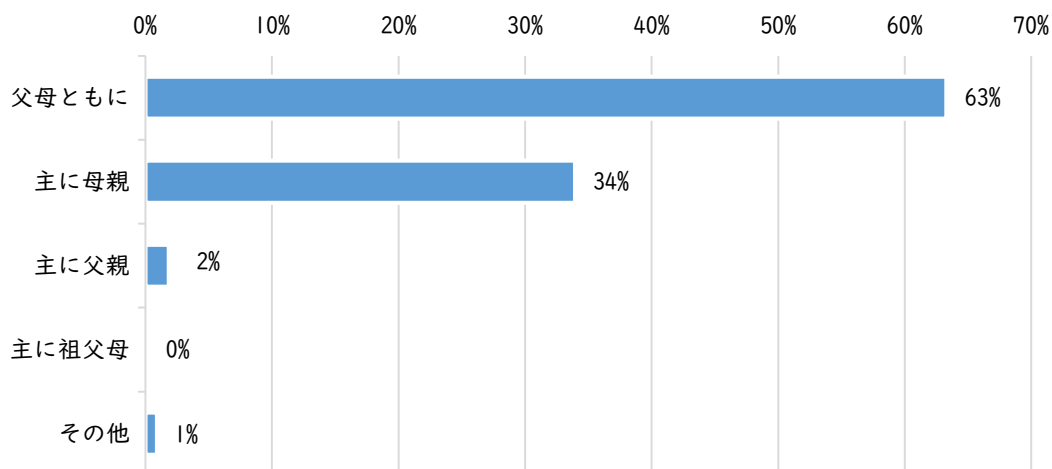
I 調査結果

※ 回答率は、端数処理の関係で 100%にならない場合があります。また、棒グラフにおいては、端数処理の関係で同じパーセンテージであっても長さが変わる場合があります。

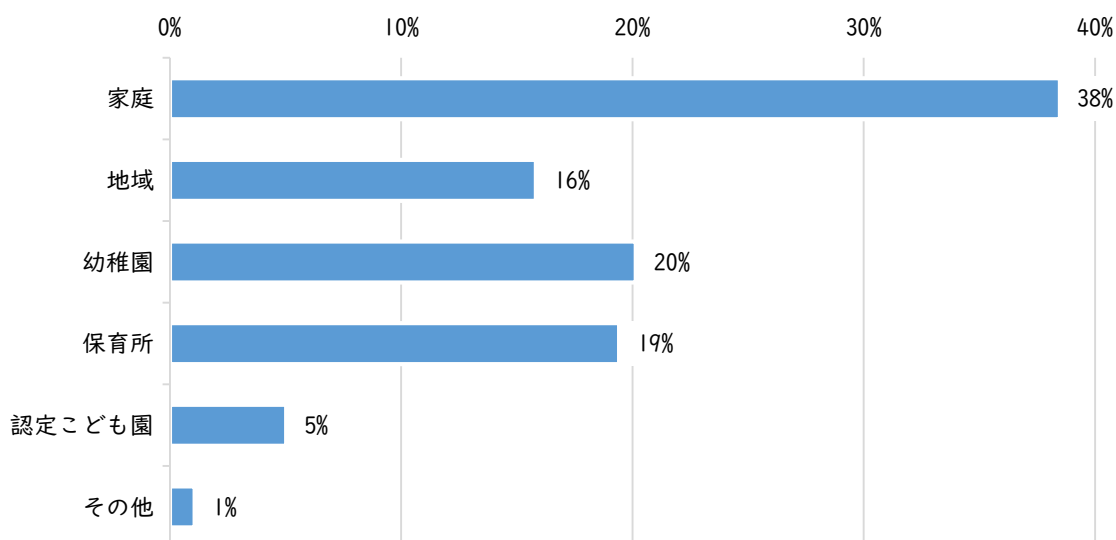
①子ども・子育て支援に関する調査

【就学前児童の保護者】

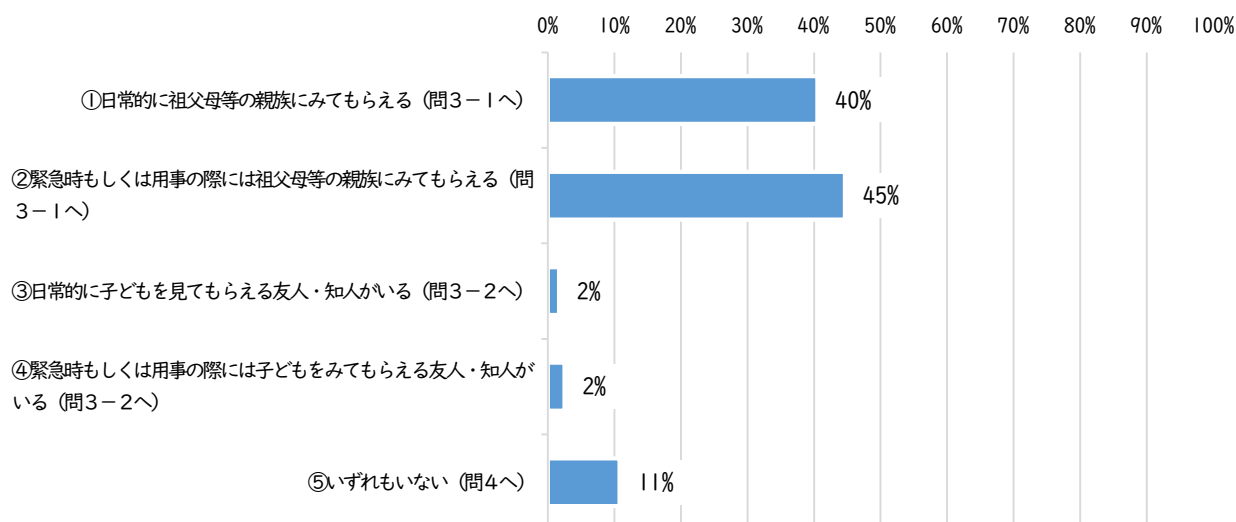
問1 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんから見た関係で当てはまるものを選択してください。



問2 お子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境をすべて選択してください。

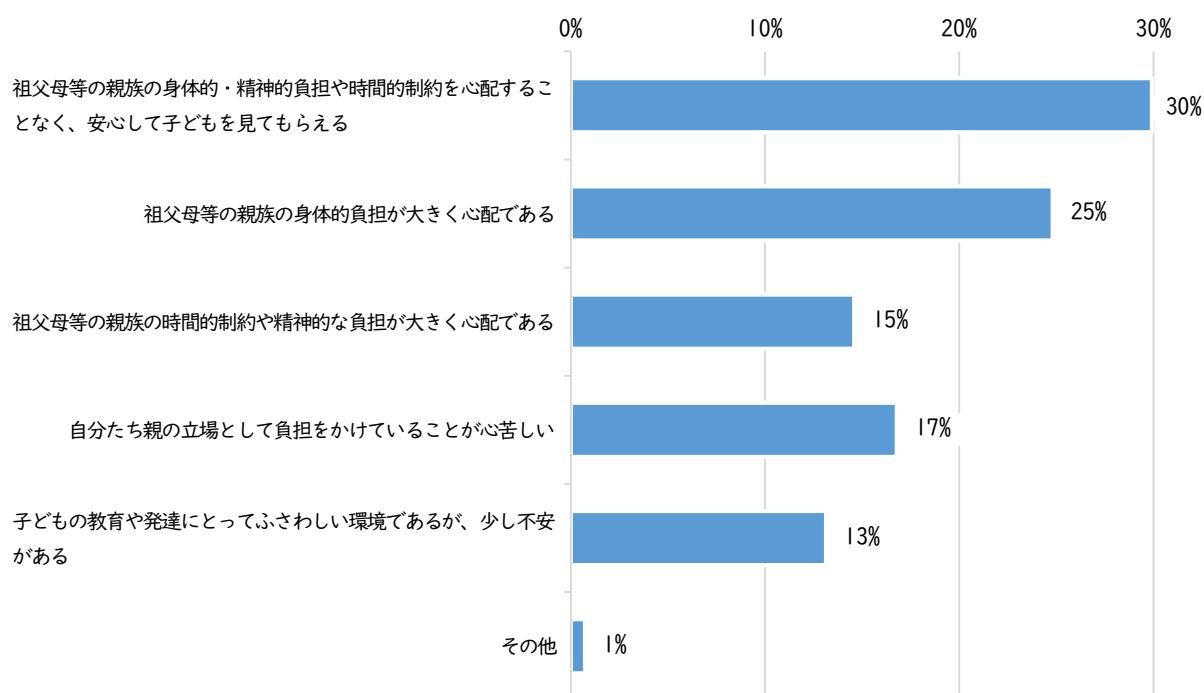


問3 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまるものすべてを選択してください。



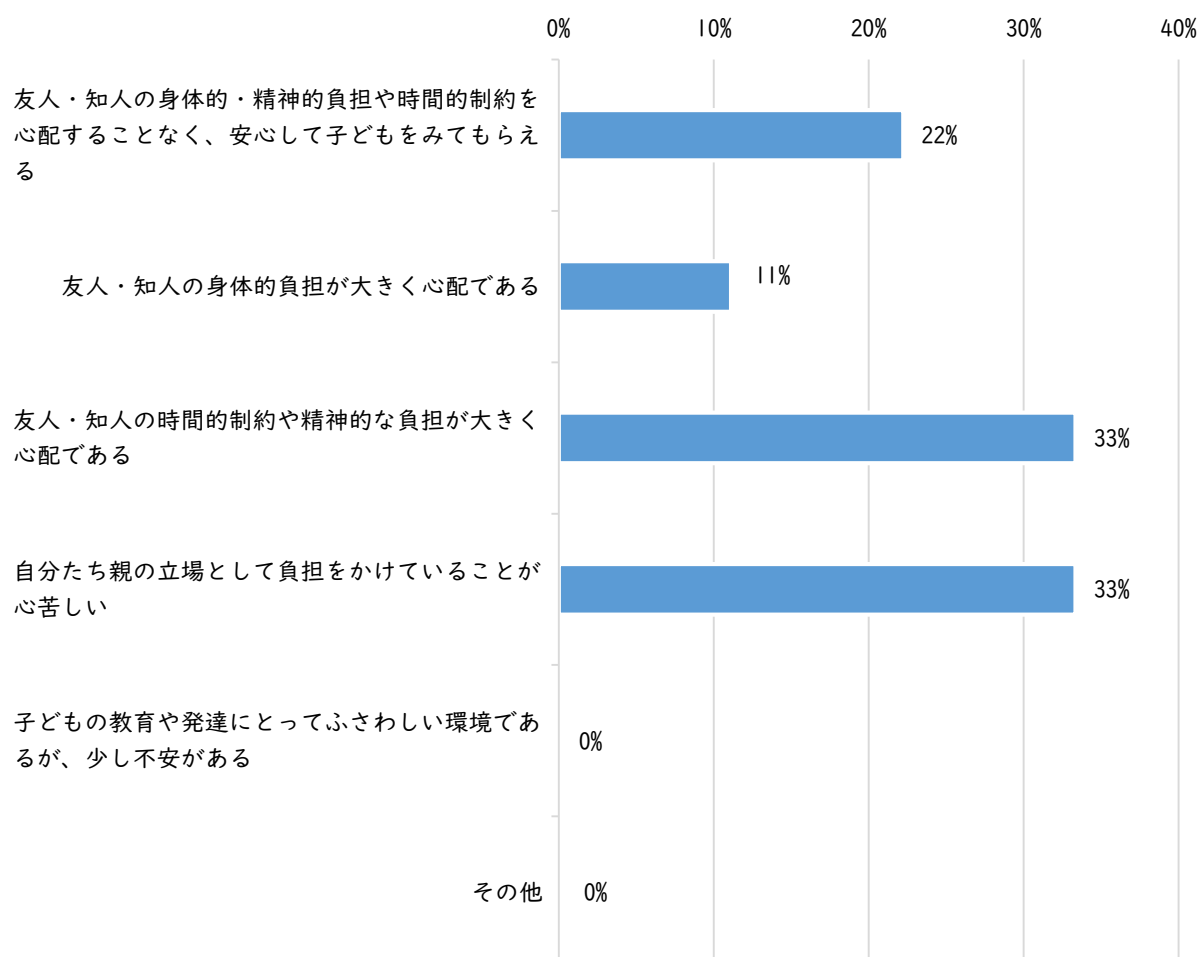
問3で①・②を選択した方にうかがいます。

問3-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
当てはまる番号すべて選択してください。

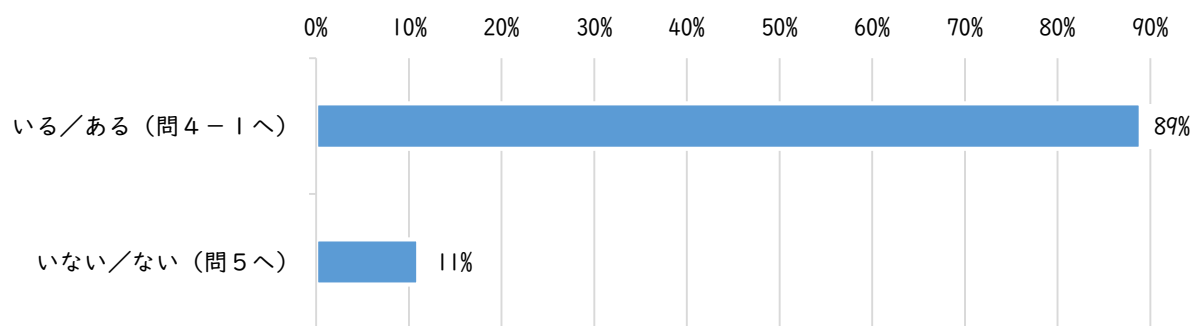


問3で③・④を選択した方にうかがいます。

問3-2 友人・知人にお子さんを見てもらっている状況についてお答えください。
当てはまる番号をすべて選択してください。

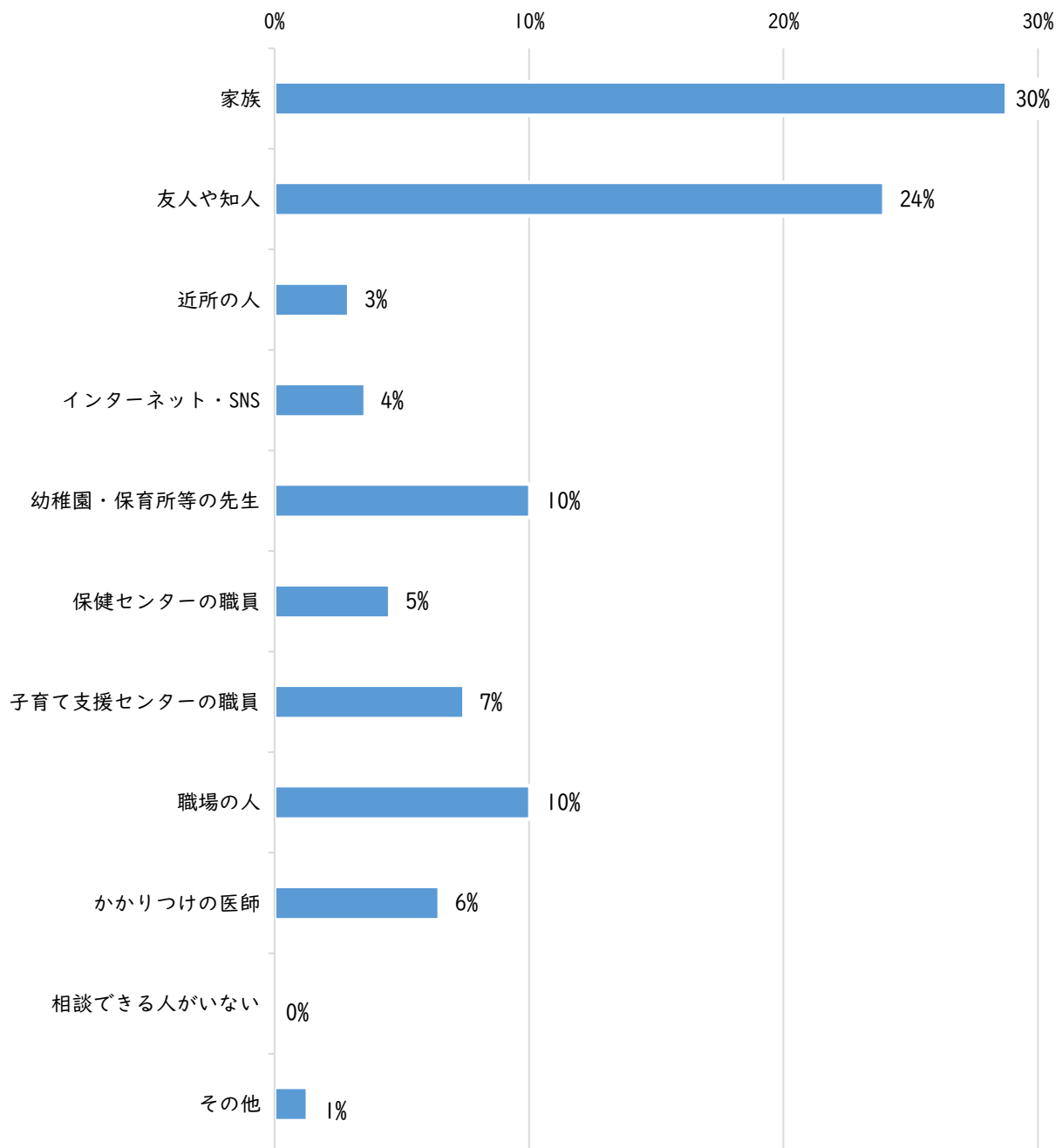


問4 お子さんの子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまるものを選択してください。

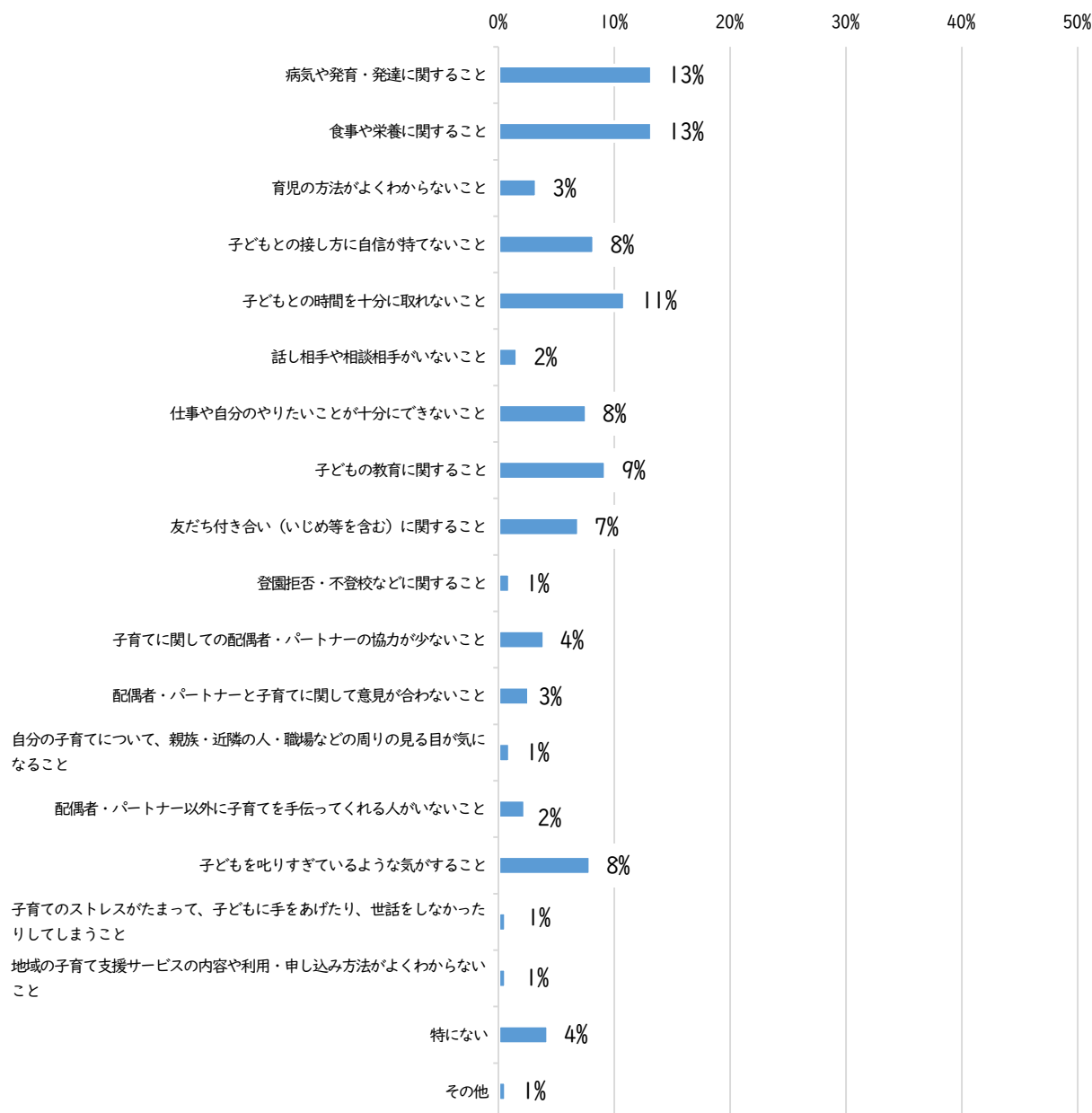


問4で「いる／ある」を選択した方にうかがいます。

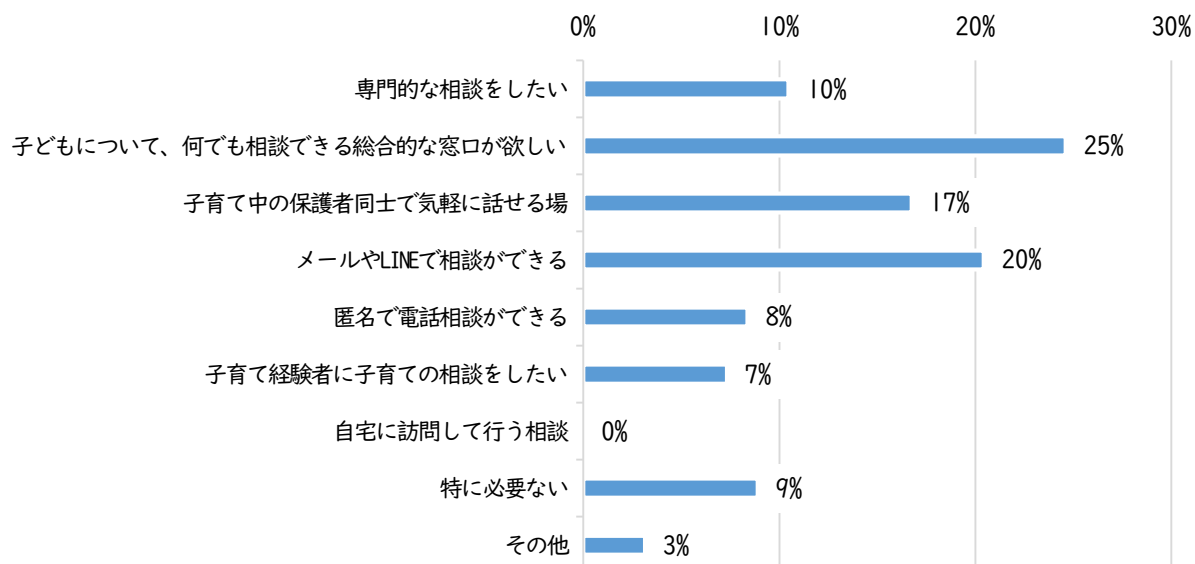
問4-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまるものすべて選択してください。



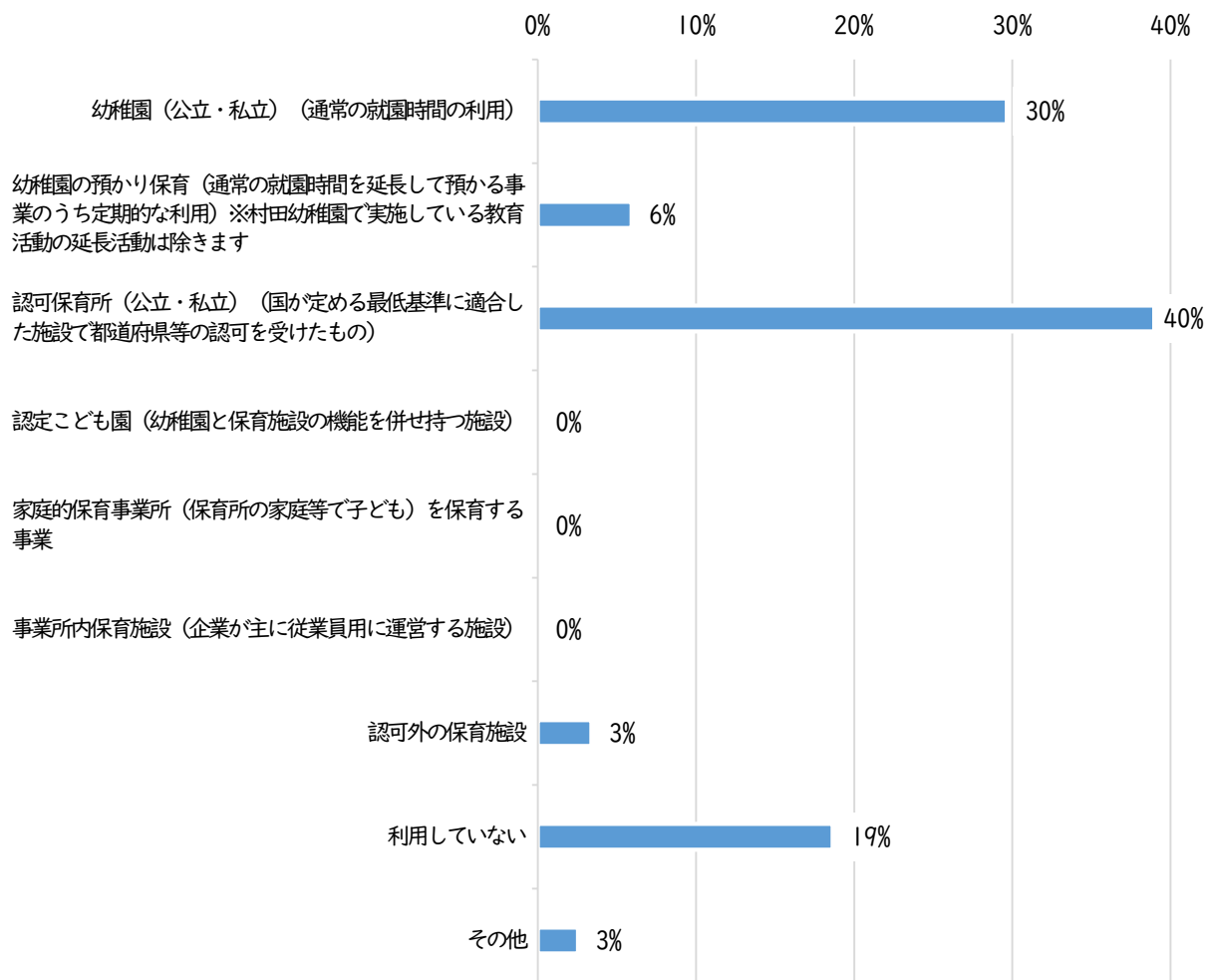
問5 子育てに関して、日頃悩んでいること、または特に気になることはどのようなことですか。
当てはまるものを5つ以内で選択してください。



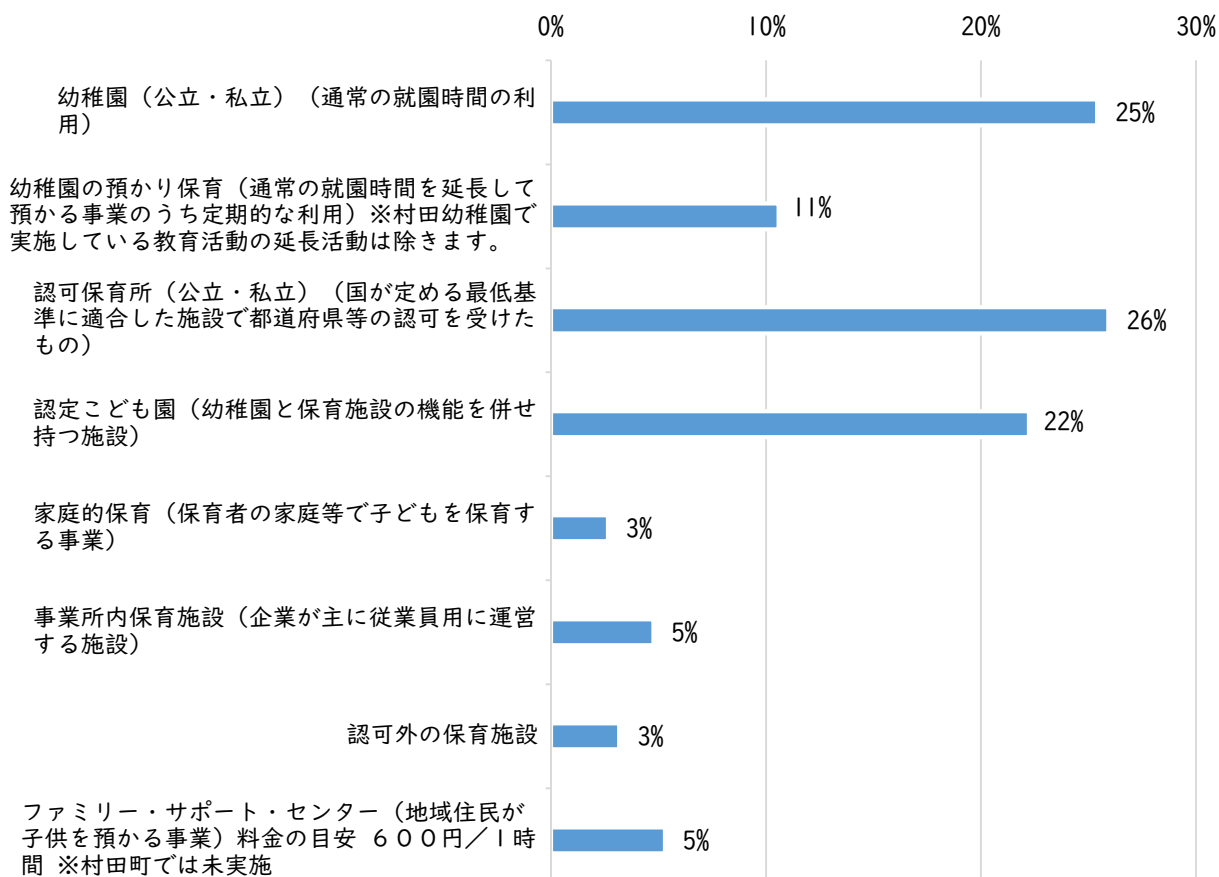
問6 今後、子育てについて相談相手、相談場所として希望することは何ですか。
当てはまるものすべて選択してください。



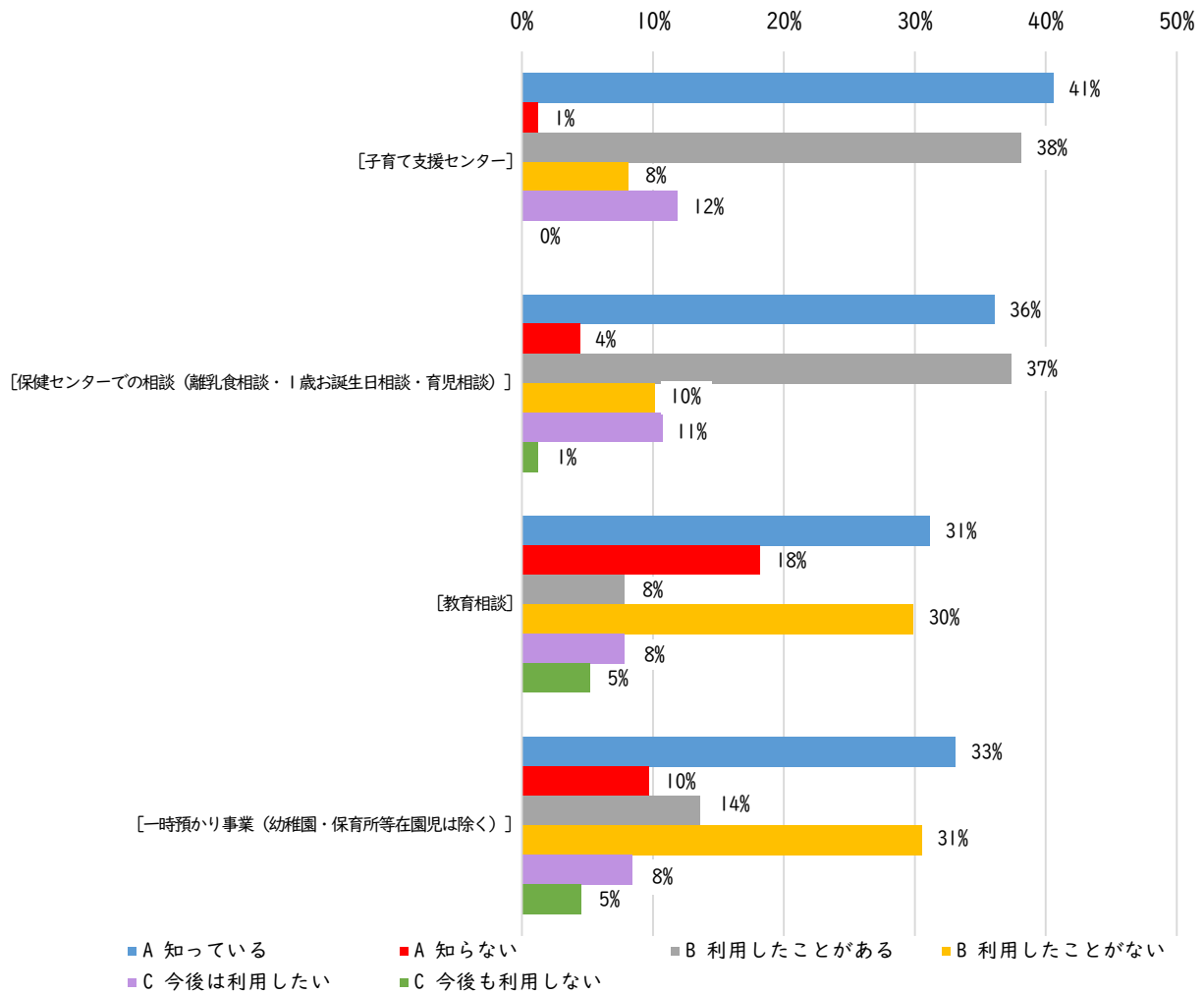
問7 お子さんは、教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまるものすべて選択してください。



問8 現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまるものすべて選択してください。



問 9 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものについて A から C それぞれ一つ選択してください。

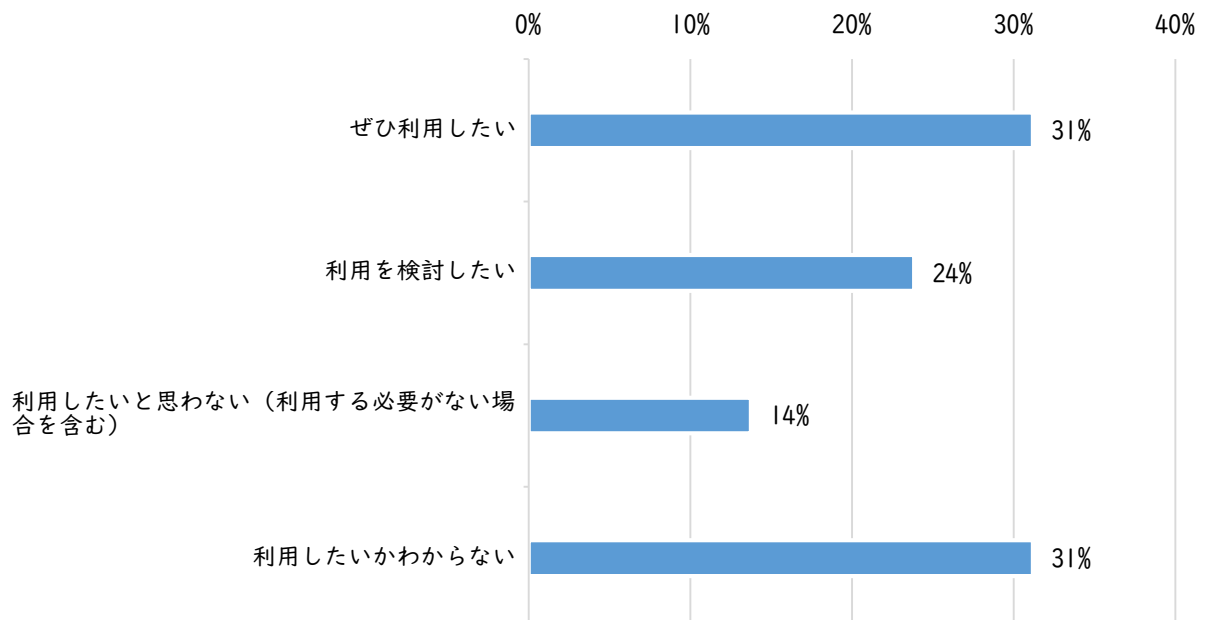


2歳児以下のお子さん（令和3年4月2日以降生まれ）がいる方のみお答えください。

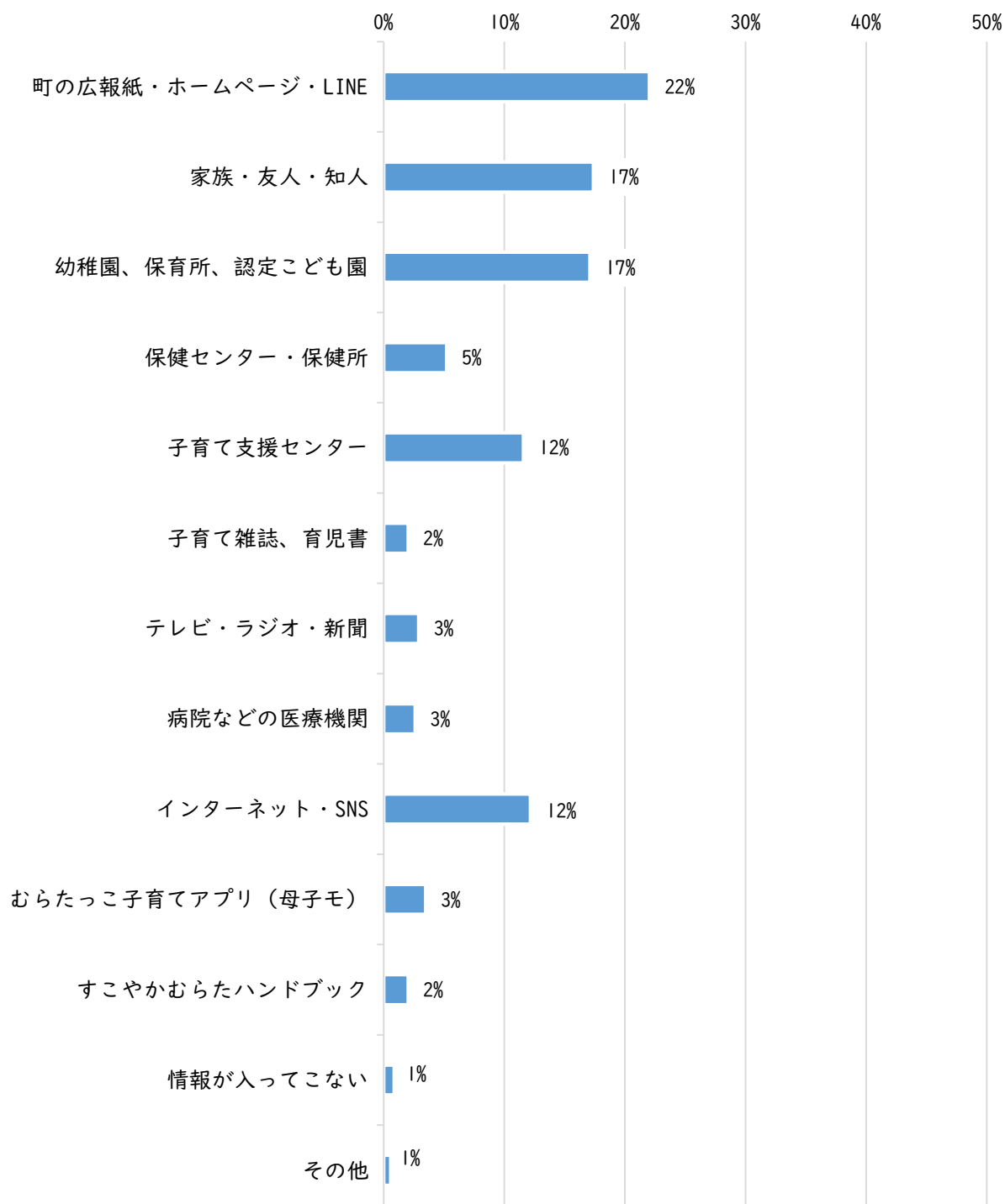
問 10 国が検討している、就労要件を問わずに、時間単位でお子さんを保育所等に預けることができる「誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合、利用したいと思いますか。

（1時間あたり300円程度の利用料が発生します。）

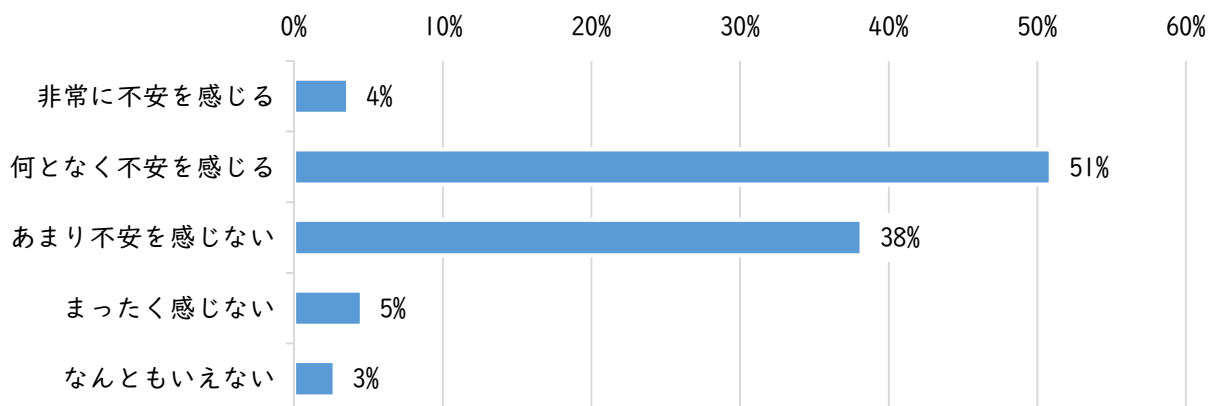
※「こども誰でも通園制度（仮称）」とは、普段、保育所等を利用していない未就園児が、月一定時間まで利用可能枠の中で、就労要件等問わず、保育所等を定期的に利用できる新しい通園制度です。



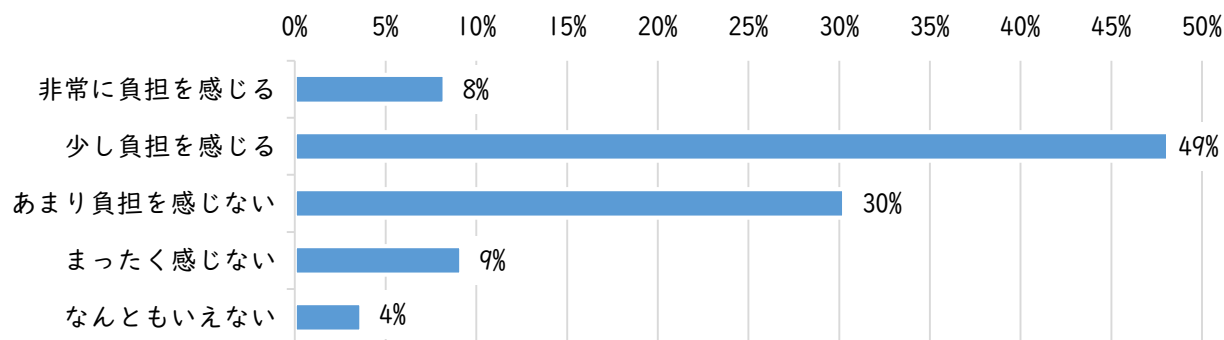
問11 子育てサービスなどに関する情報をどこから入手していますか。当てはまるものすべて選択してください。



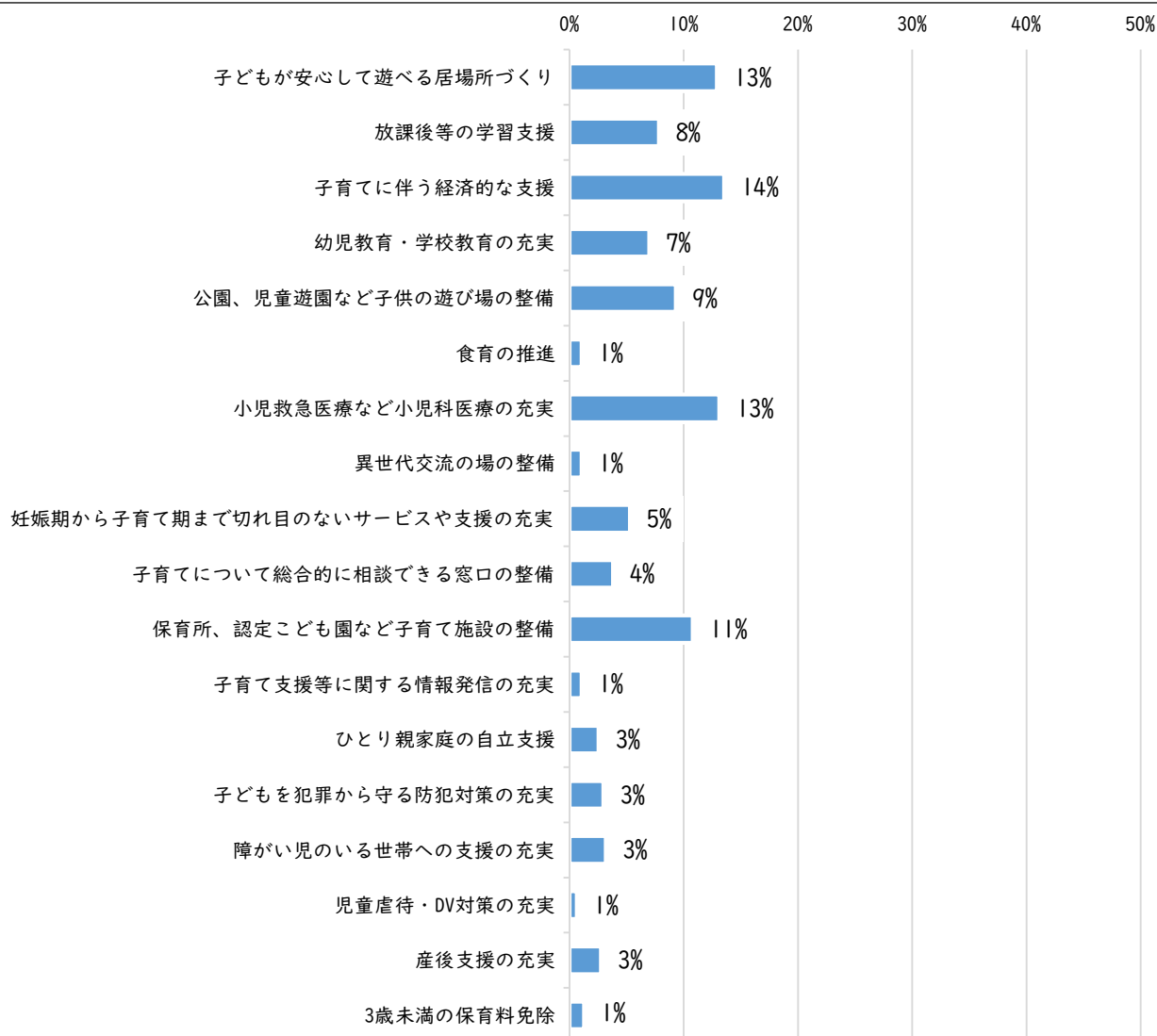
問12 子育てに関して不安を感じることがありますか。当てはまるものすべて選択してください。



問13 子育てに関して負担を感じますか。当てはまるもの一つ選択してください。



問14 子どもに関する施策について、町が重点的に取り組む必要があると思うものは何だと思いますか。当てはまるものを5つ以内選択してください。



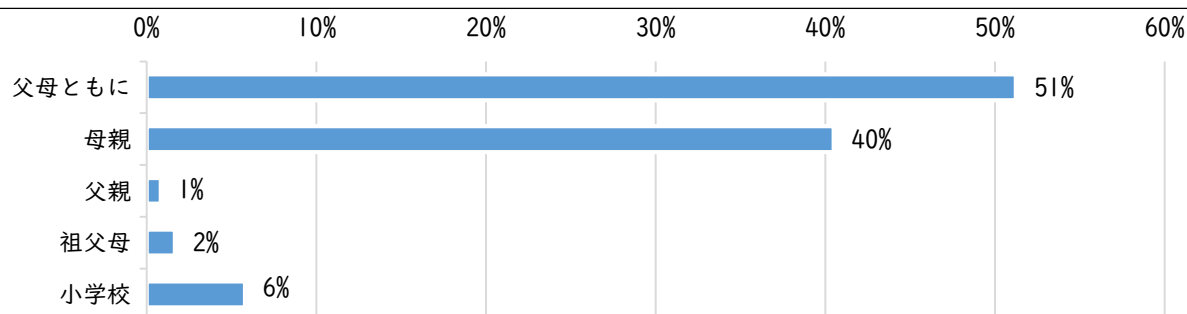
問15 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がありましたらご自由にご記入ください。

※類似の回答は集約し、その数は()に記載

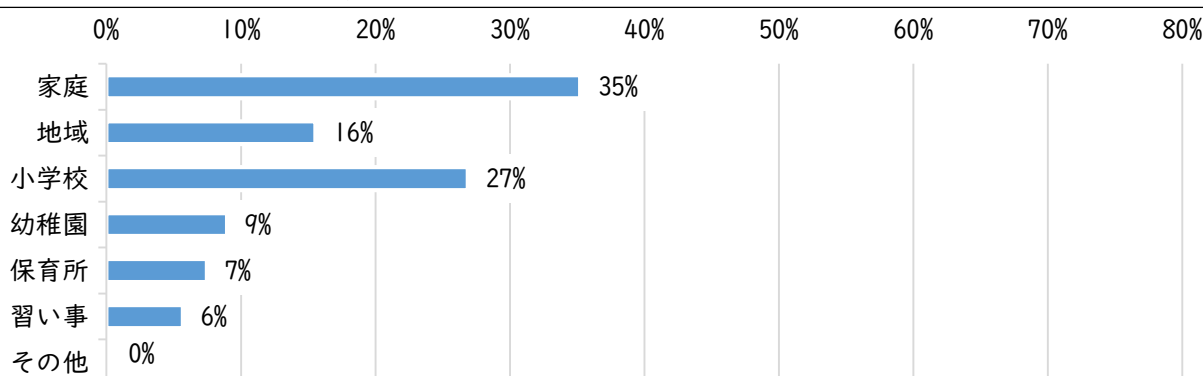
- 保育所・幼稚園の充実(16)
- 小学校・中学校に關すること(防犯対策や統廃合等)(2)
- 子育て支援施設(公園含む)の充実(11)
- 給食費の無償化
- 経済的支援の充実(4)
- 交通機関の充実
- 小児医療の充実(医療機関及び助成制度)(3)

【小学生児童の保護者】

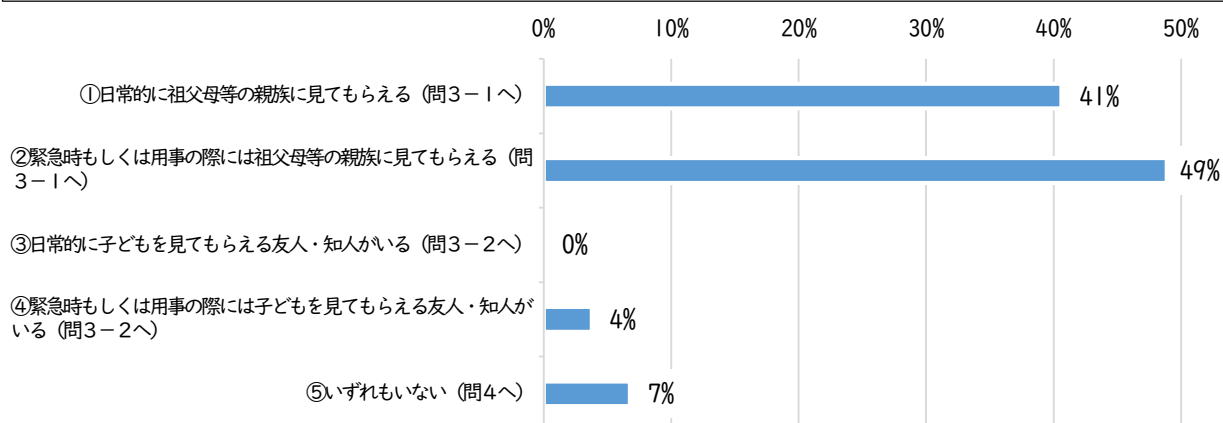
問1 お子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（または学校）ですか。
お子さんから見た関係で当てはまるものを選択してください。



問2 お子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境をすべて選択してください。

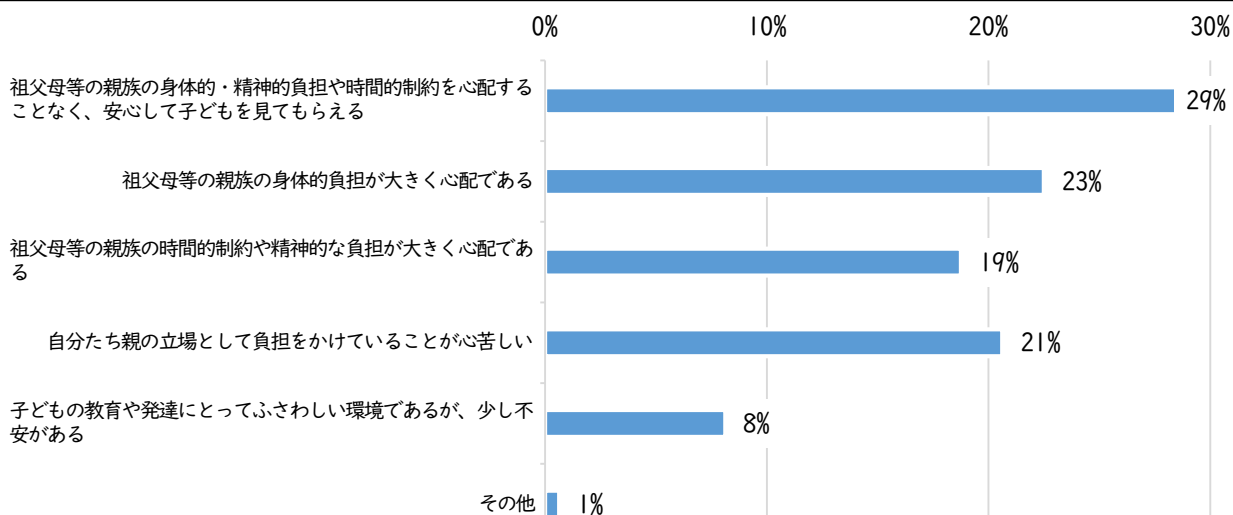


問3 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいですか。当てはまるものすべて選択してください。



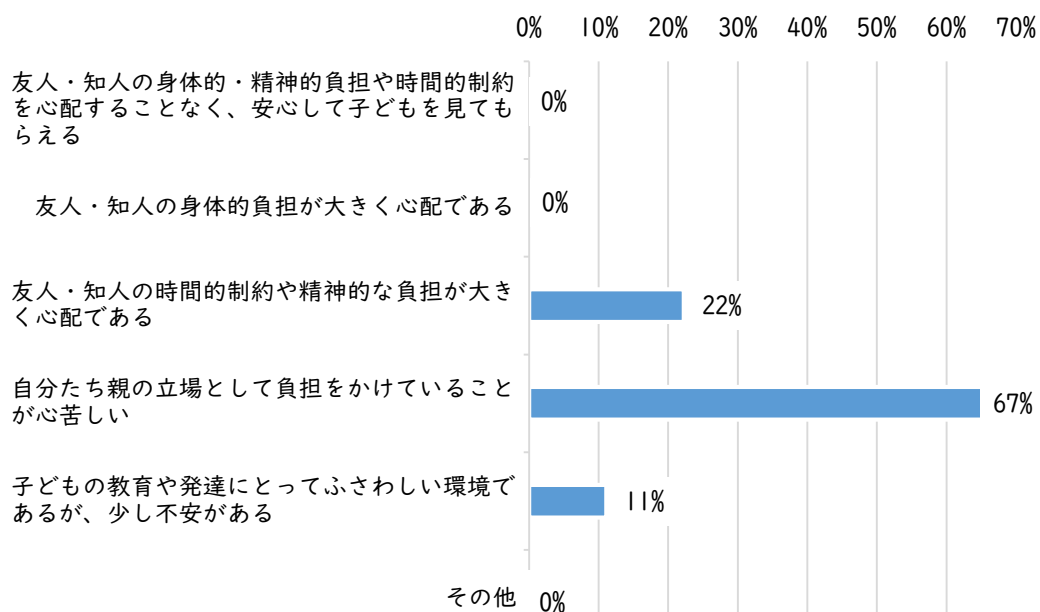
問3で①・②を選択した方にうかがいます。

問3-1 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいですか。当てはまるものすべて選択してください。

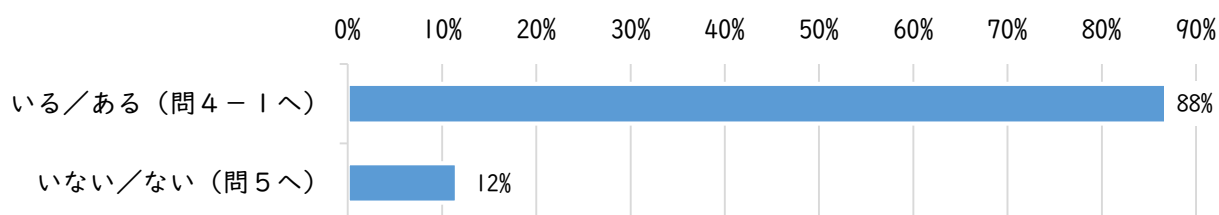


問3で③・④を選択した方にうかがいます。

問3-2 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。当てはまるものすべて選択してください。

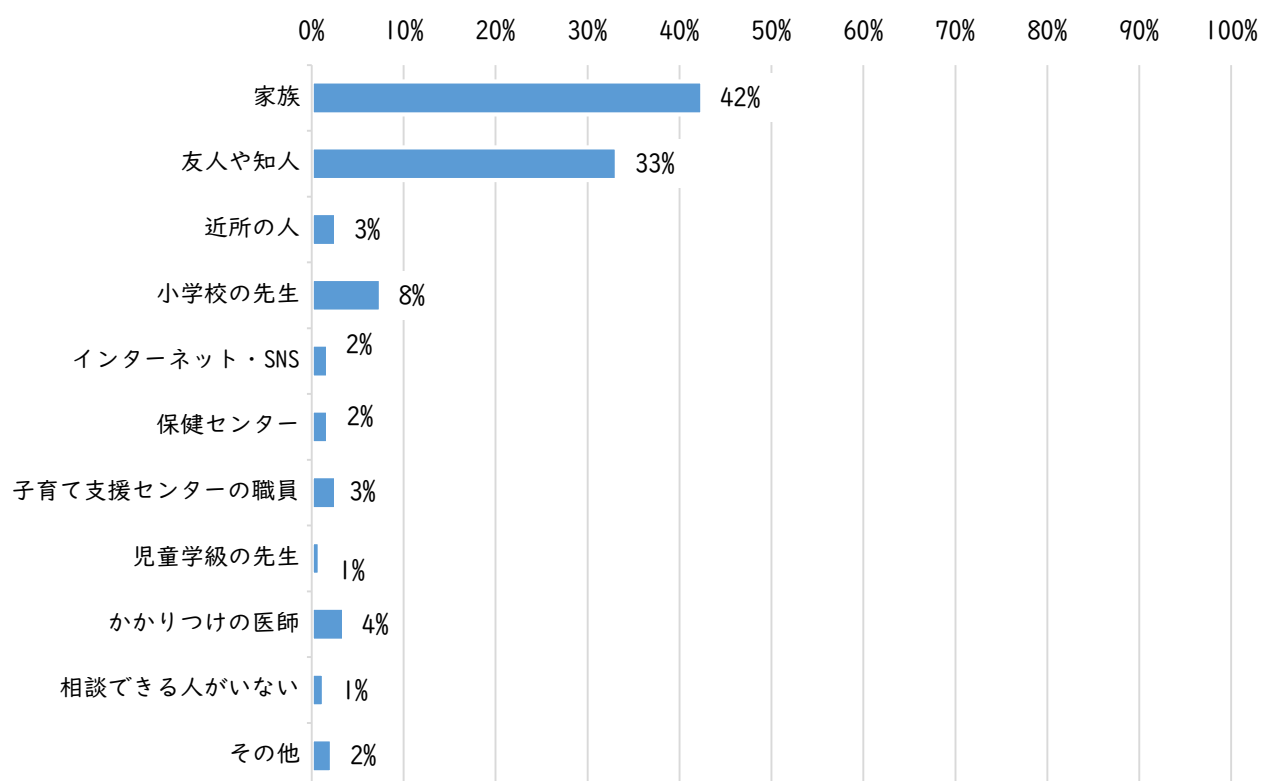


問4 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまるものを選択してください。

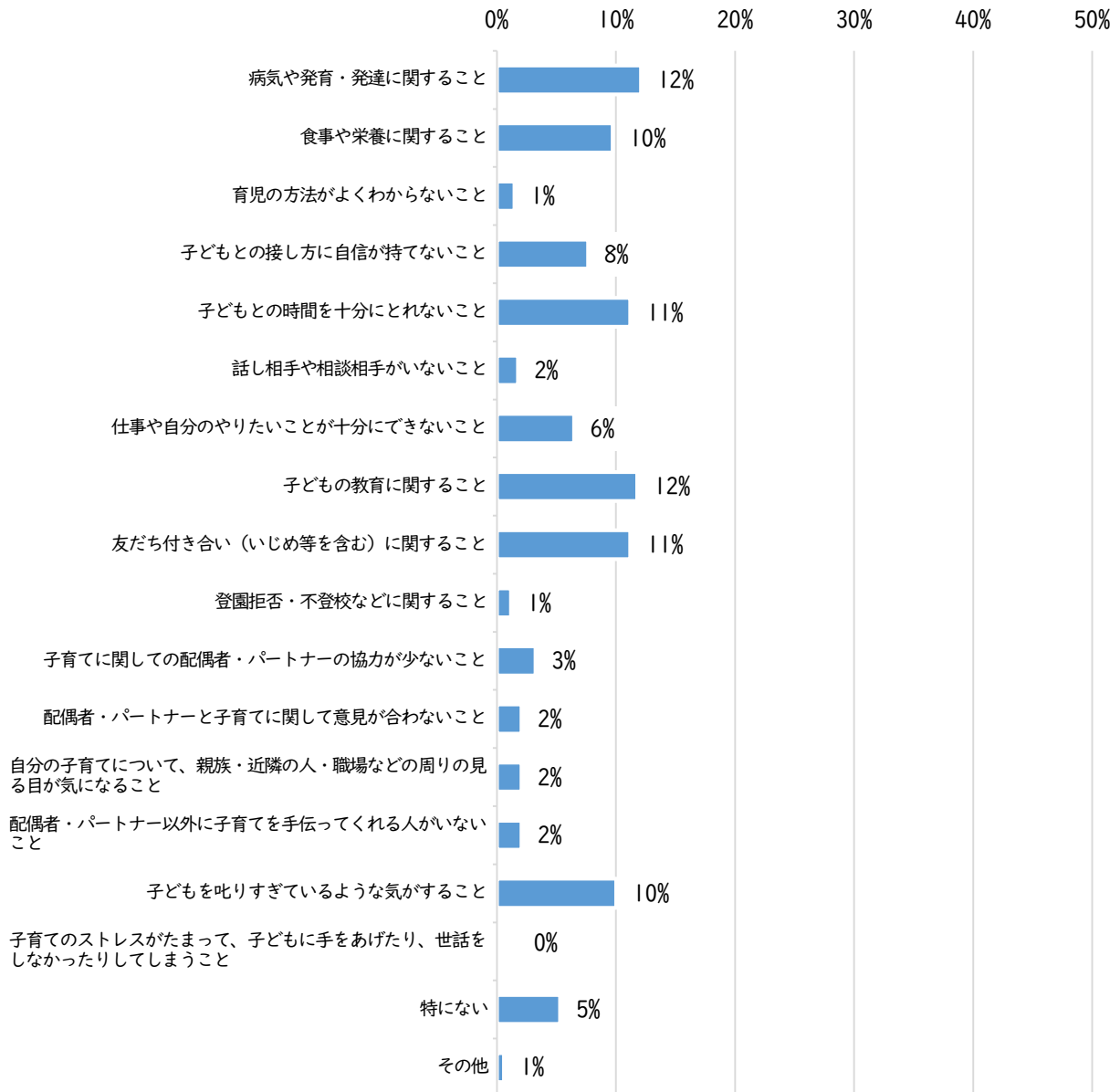


問4で「いる／ある」を選択した方にうかがいます。

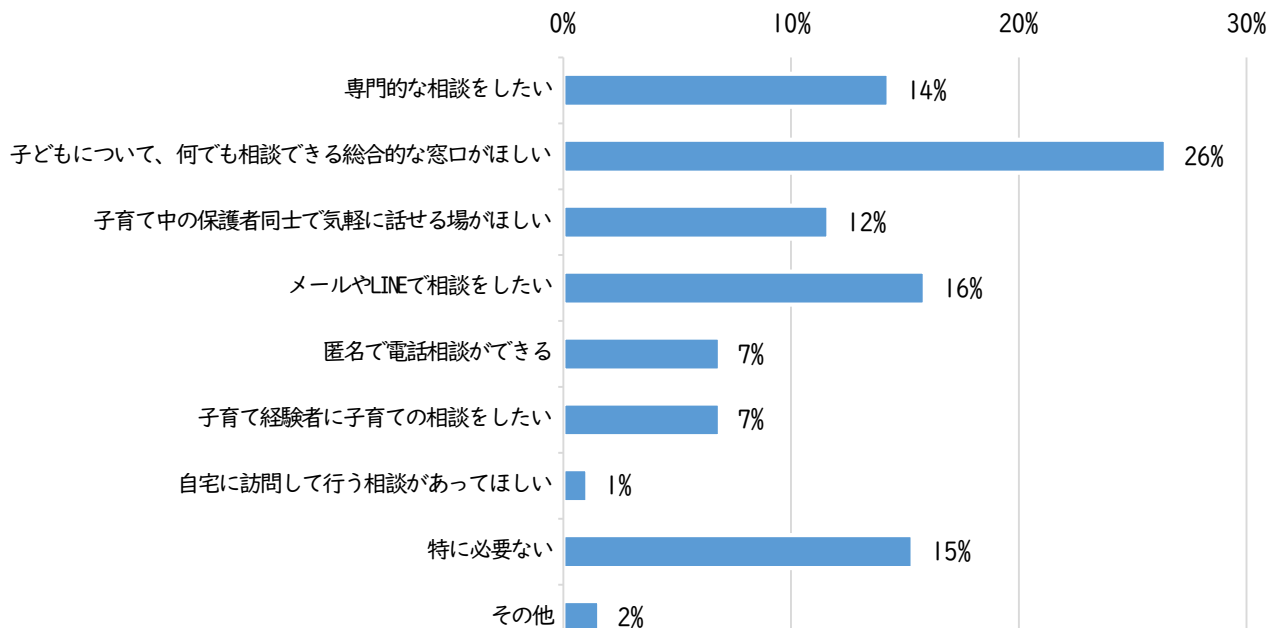
問4-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまるものすべて選択してください。



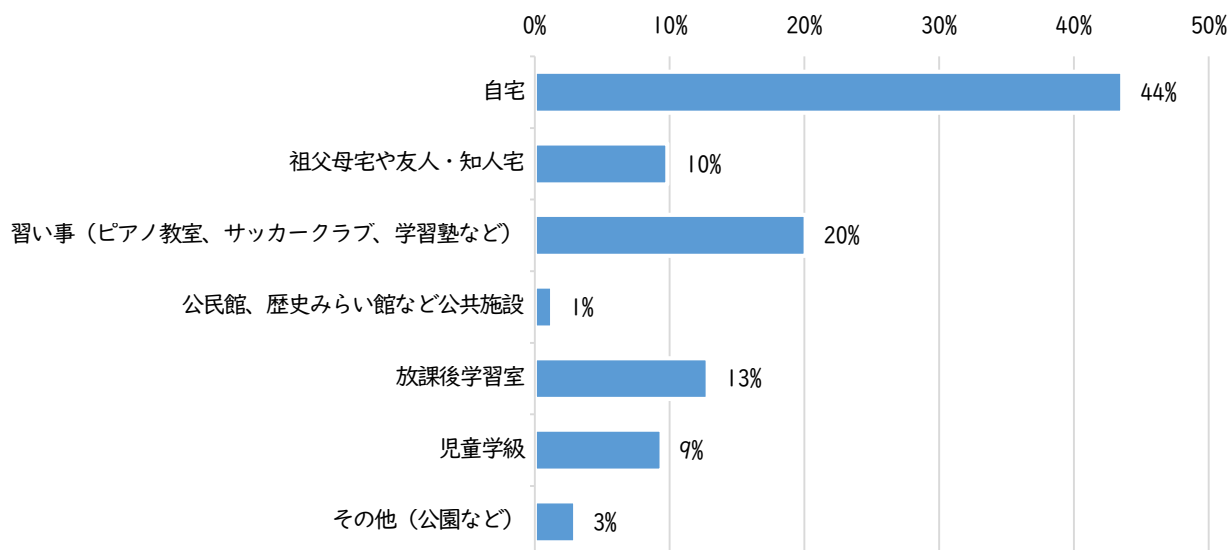
問5 子育てに関して、日頃悩んでいること、または特に気になることはどのようなことですか、当てはまるものを5つ以内で選択してください。



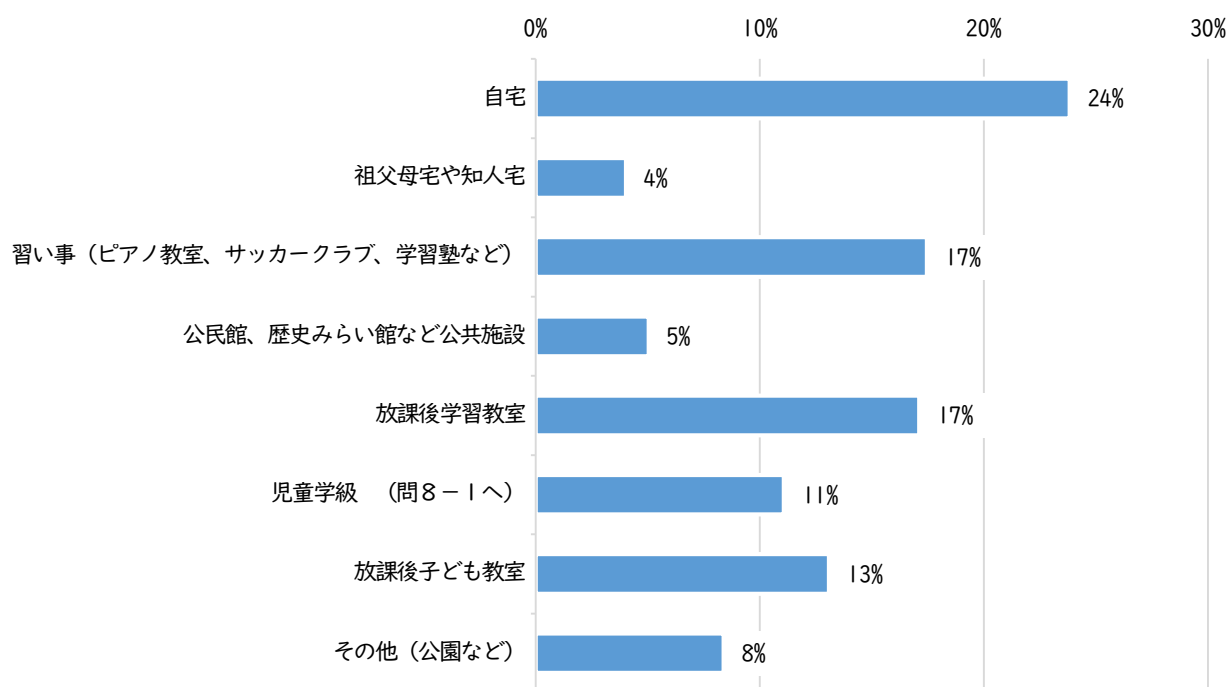
問6 今後、子育てについて相談相手、相談場所として希望することは何ですか。当てはまるものすべてを選択してください。



問7 お子さんは、平日の放課後（小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。当てはまるものすべて選択してください。

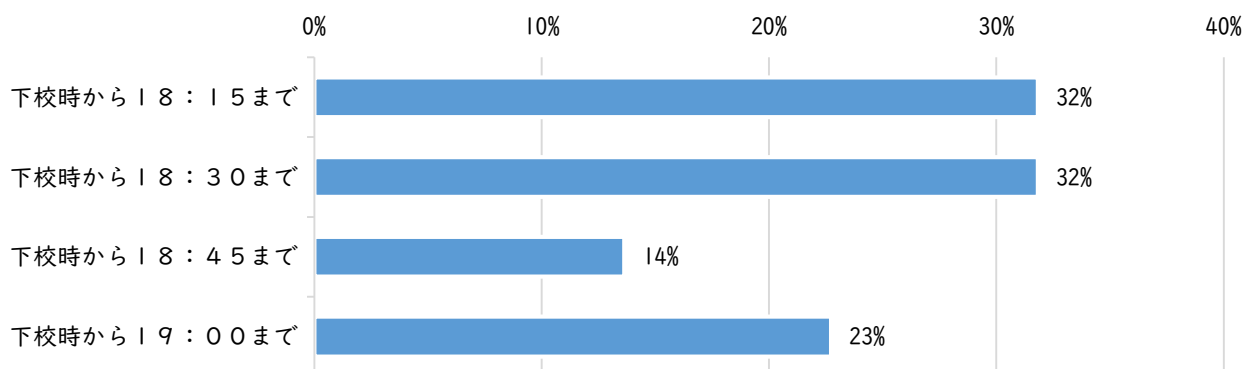


問8 お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものすべて選択してください。

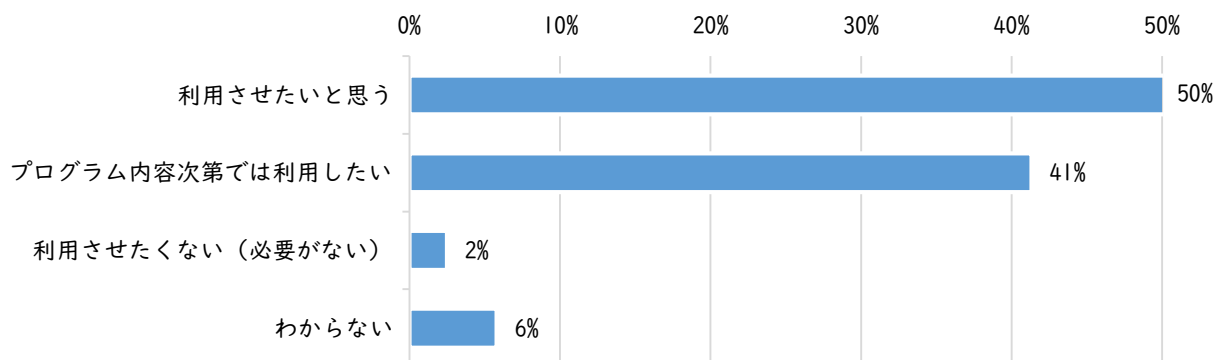


問8で、「児童学級」を選択した方に伺います。

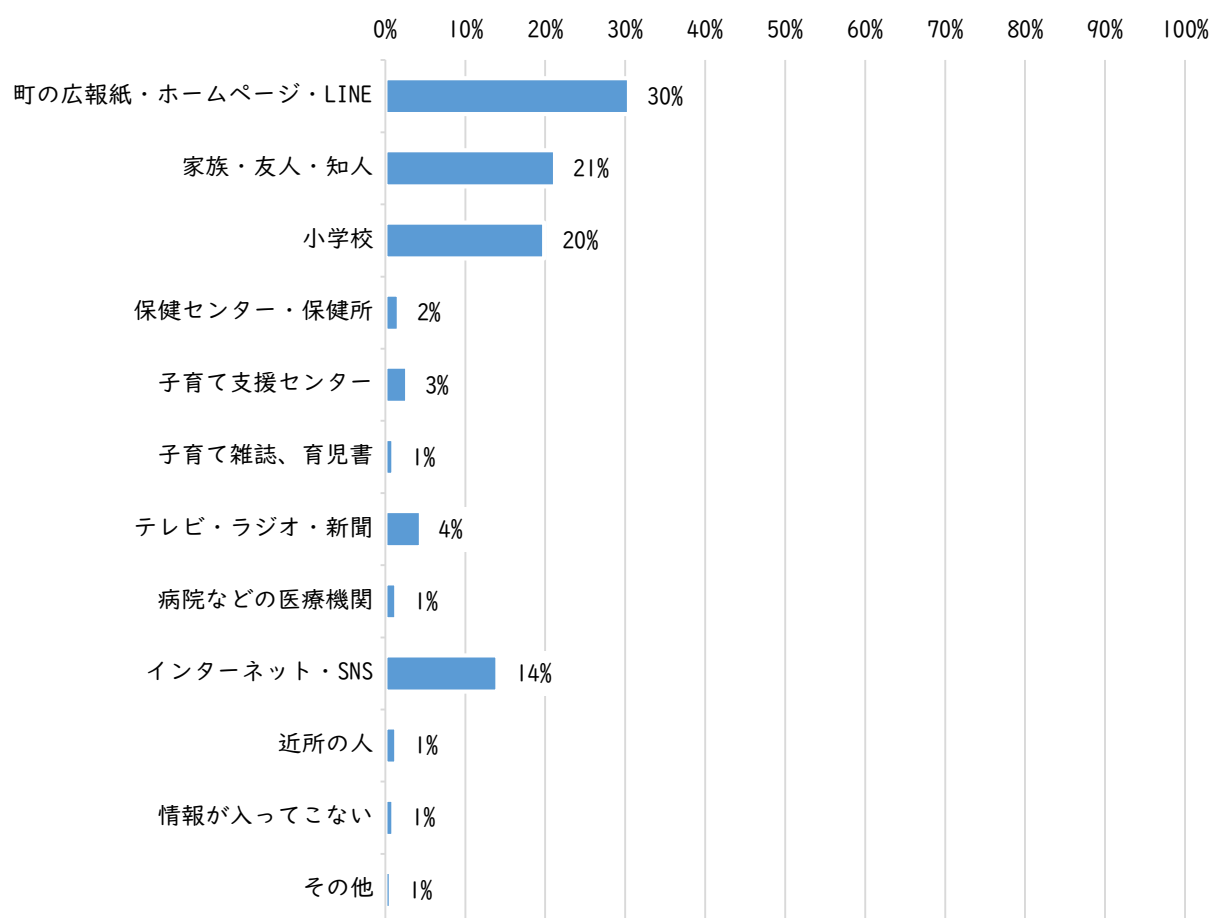
問8-1 児童学級を利用したい時間を1つ選択してください。



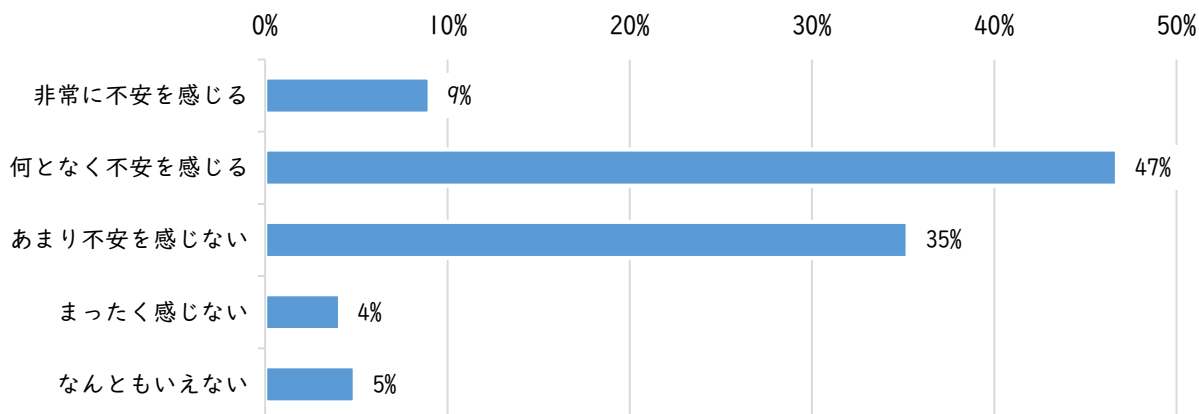
問9 保護者の就労の有無にかかわらず、放課後等にすべてのこども（小学生）が参加できる子どもの居場所（放課後子ども教室や児童館）があれば利用させたいと思いますか。



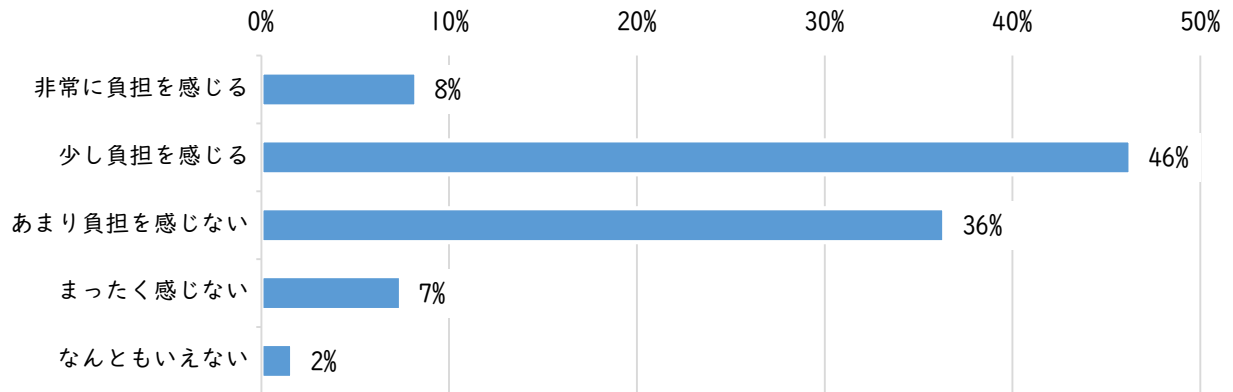
問10 子育てサービスなどに関する情報をどこから入手していますか。当てはまるものすべて選択してください。



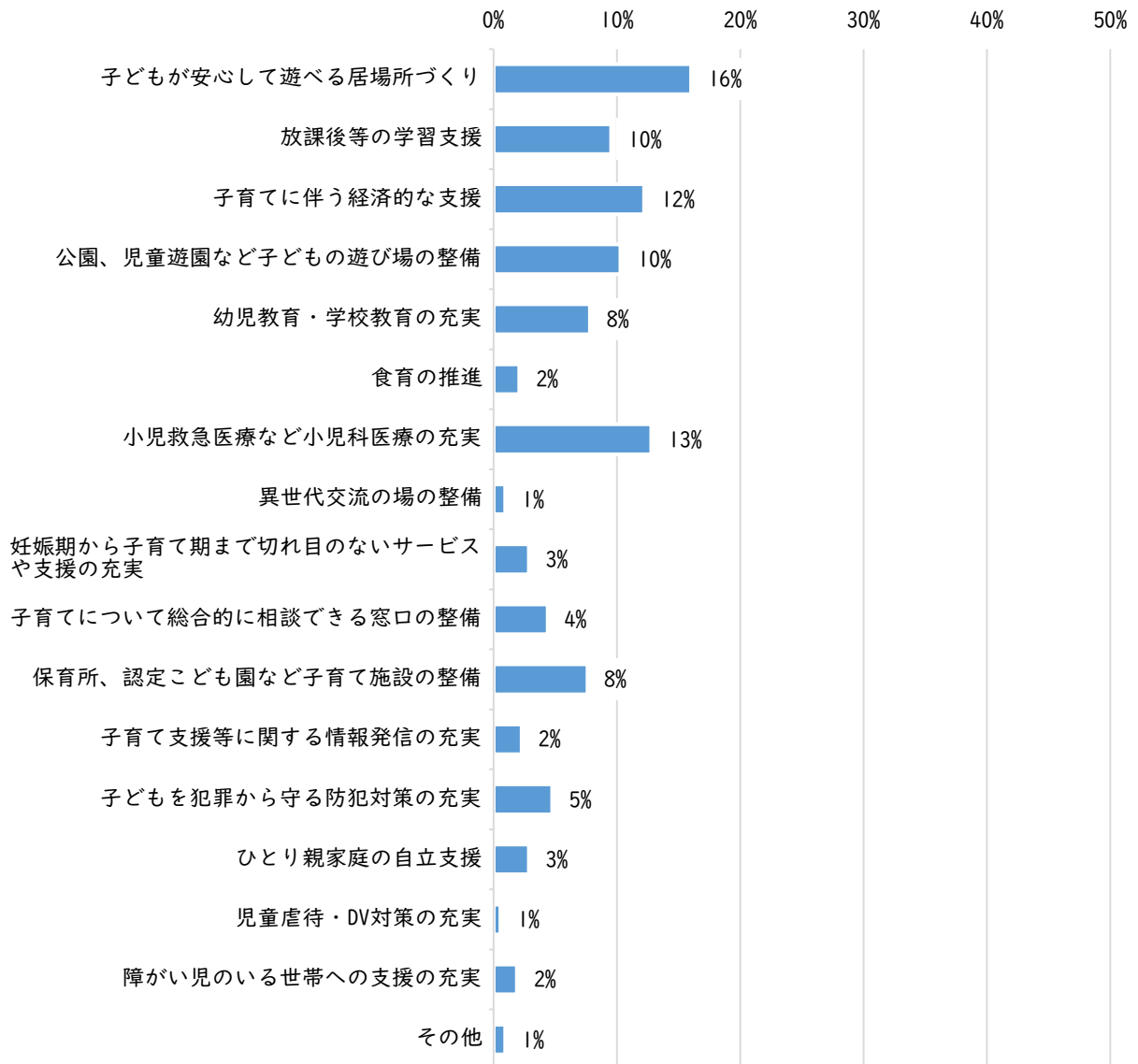
問11 子育てに関して不安を感じることがありますか。当てはまるものすべて選択してください。



問12 子育てに関して負担を感じますか。当てはまるものを一つ選択してください。



問13 子どもに関する施策について、町が重点的に取り組む必要性が高いと思うものは何だと思いますか。当てはまるものを5つ以内で選択してください。



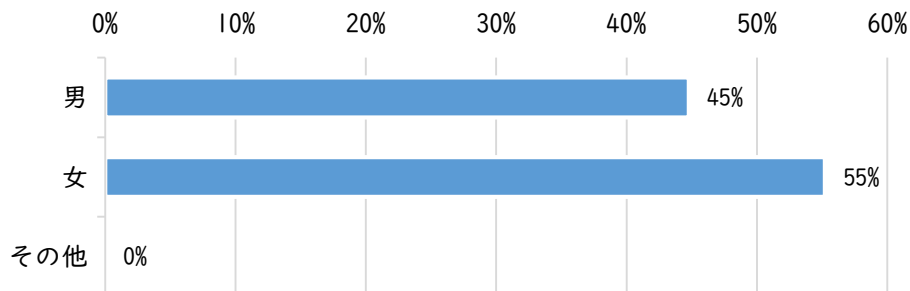
問14 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がありましたらご自由にご記入ください。※類似の回答は集約し、その数は()に記載

- こどもの居場所(児童館・公園含む)の充実(13)
- 給食費の無償化(2)
- 医療機関の充実(5)
- スポーツ活動の充実(2)
- 保育所・幼稚園の充実(4)
- 経済的支援の充実
- 学校に関すること(通学方法・統廃合等について)(2)
- 放課後デイサービスの設置

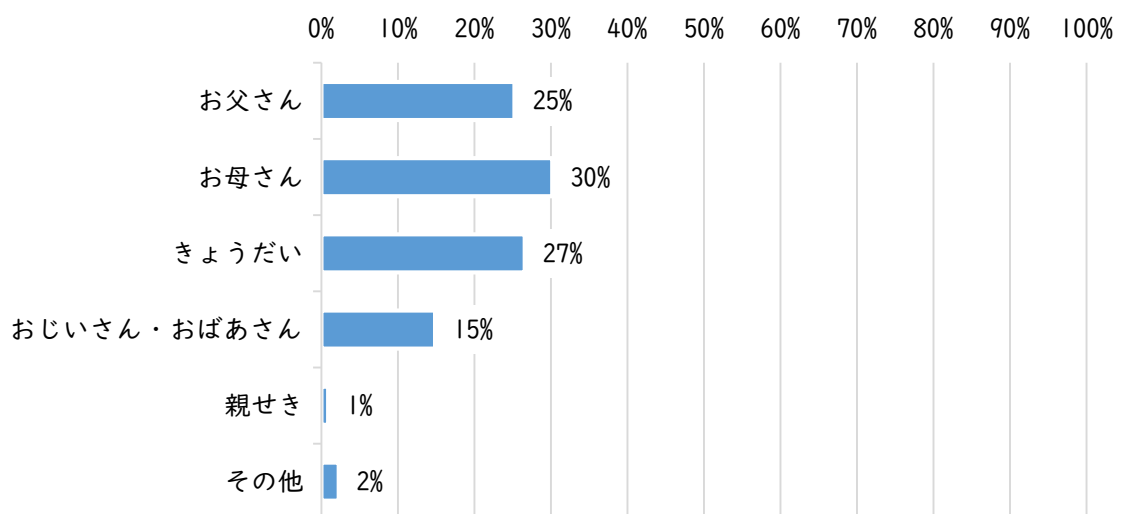
②子どもの生活実態調査

【小学5年生児童】

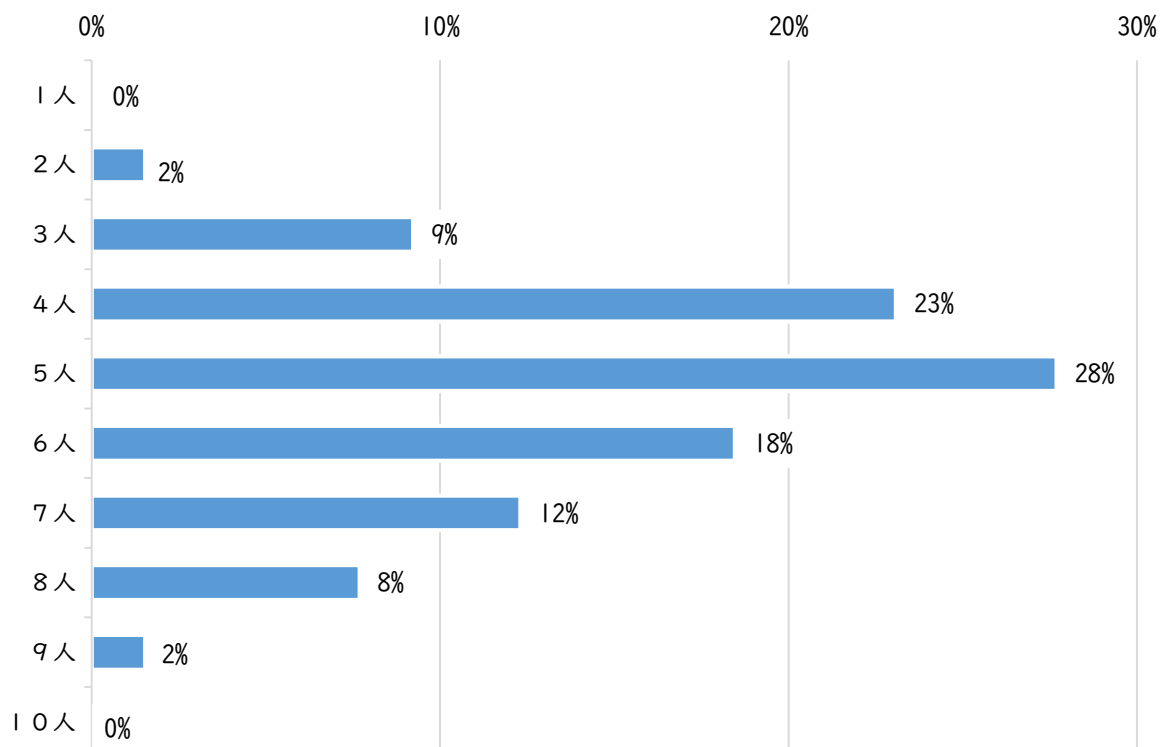
問1 あなたの性別をお答えください。



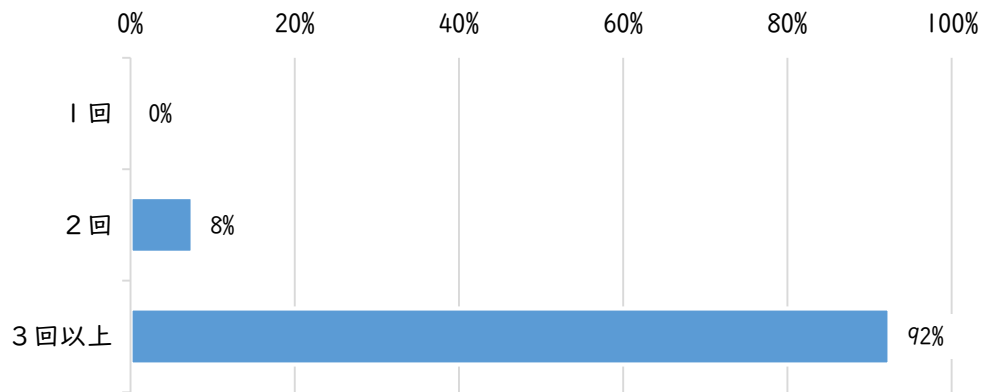
問2 あなたと一緒に住んでいる人を選んでください。



問3 あなたと一緒に住んでいる家族は、あなたを足して全員で何人ですか。

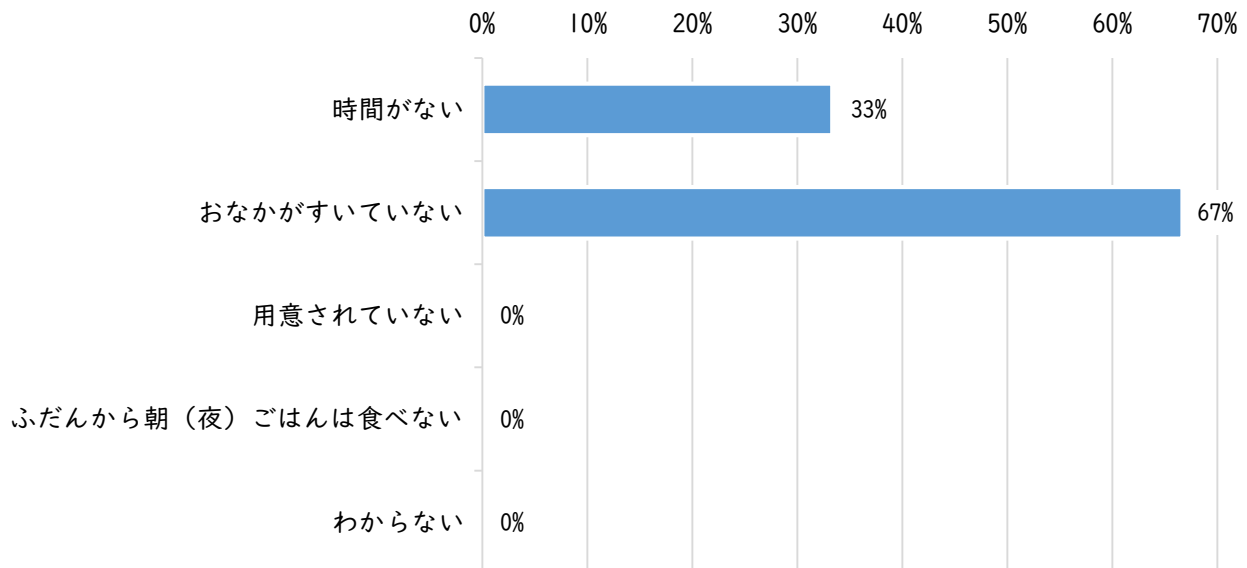


問4 あなたは、一日に何回ごはんを食べていますか。

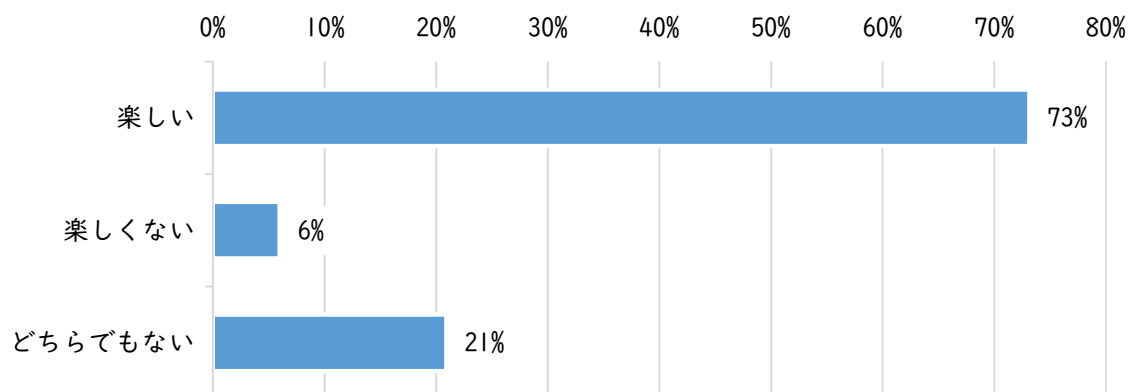


問4で、「1回」、「2回」と答えた人にお聞きします。

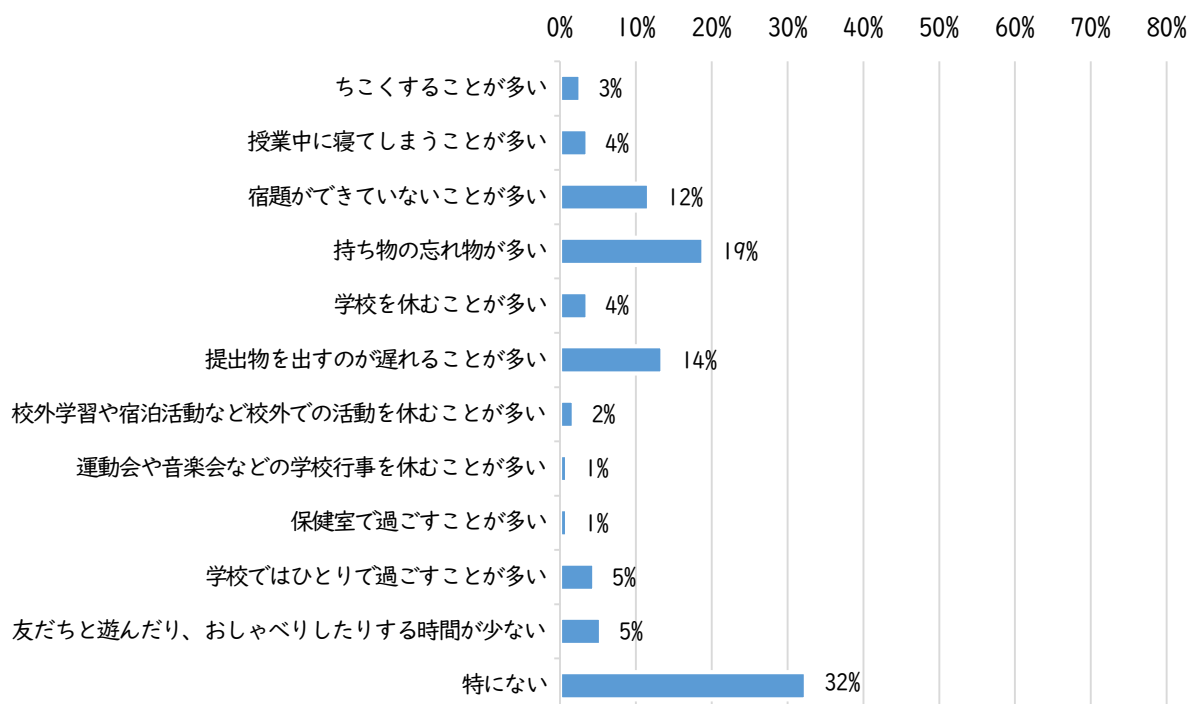
問4-1 あなたがごはんを食べない理由はなんですか。



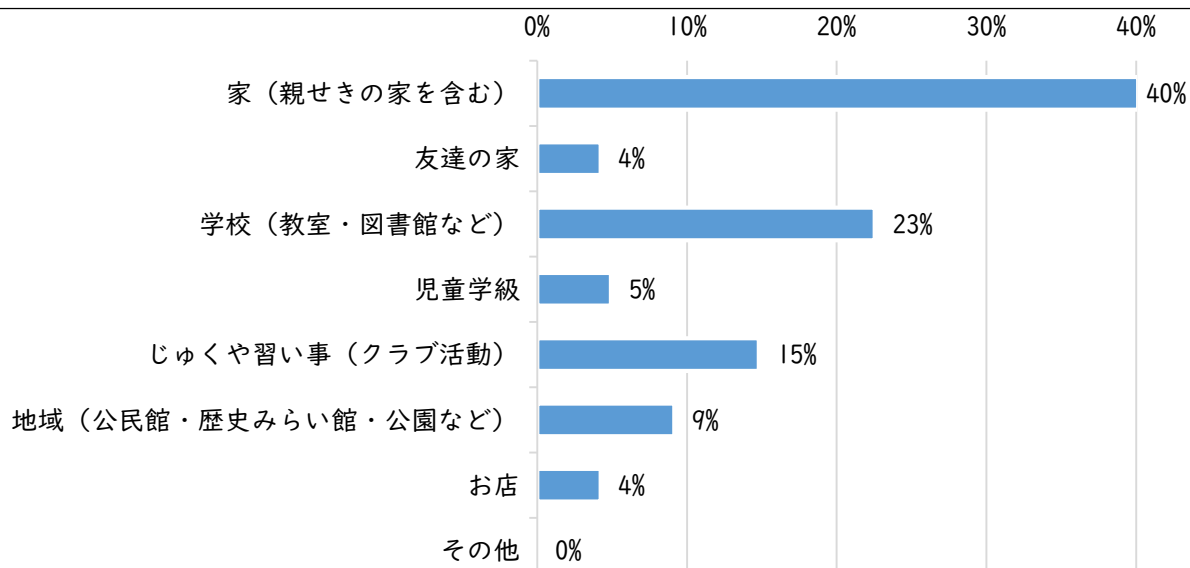
問5 あなたは、学校での生活が楽しいと思いますか。



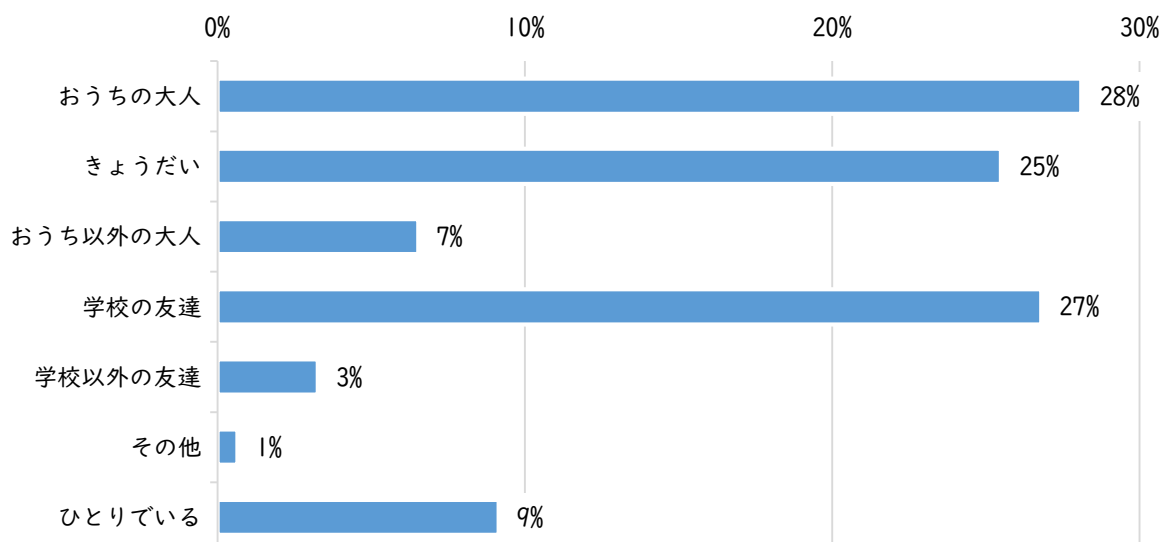
問6 あなたは、学校での生活や行事などで次のようなことがありますか。



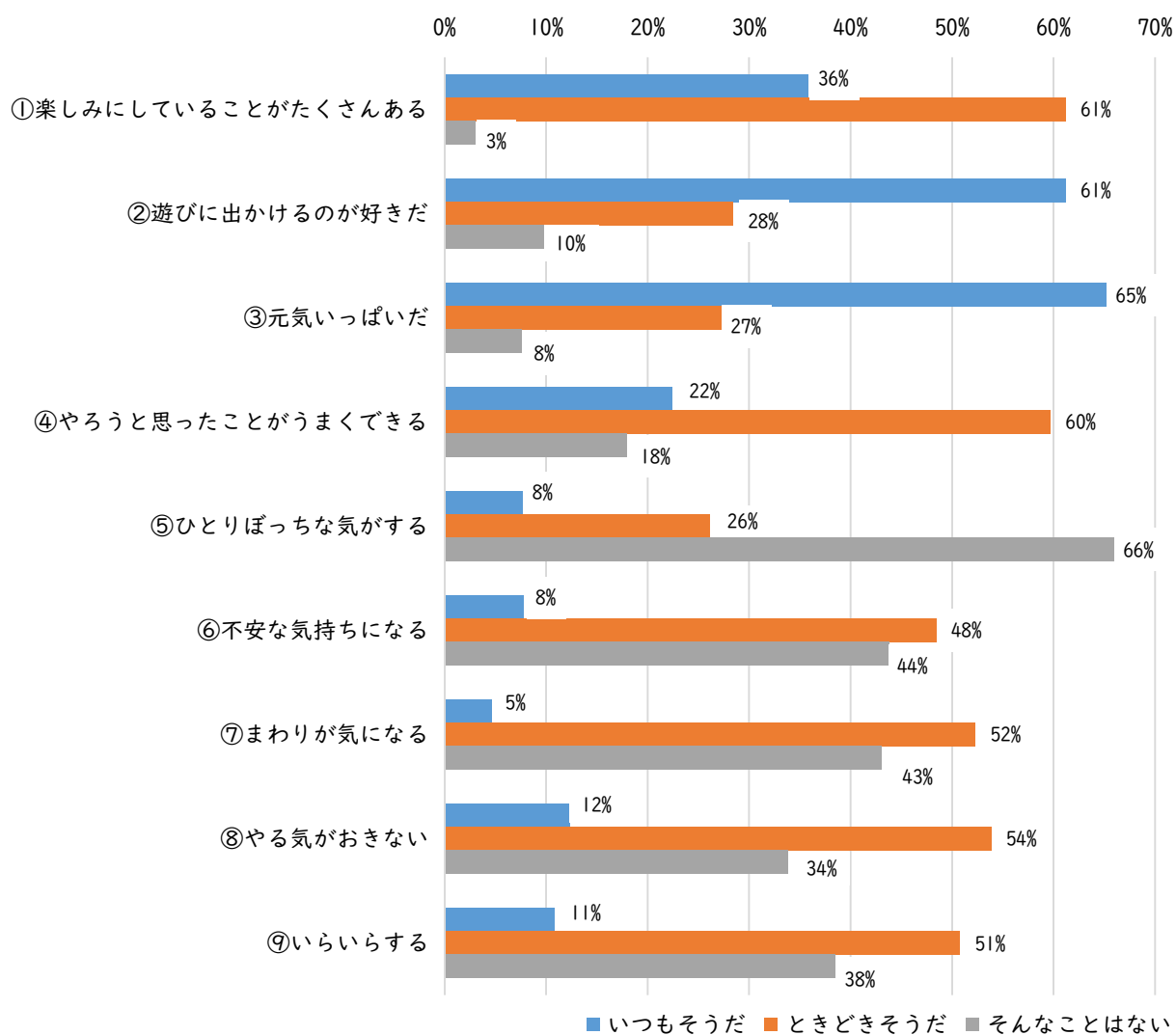
問7 あなたは、放課後などの自由時間にどこで過ごすことが多いですか。



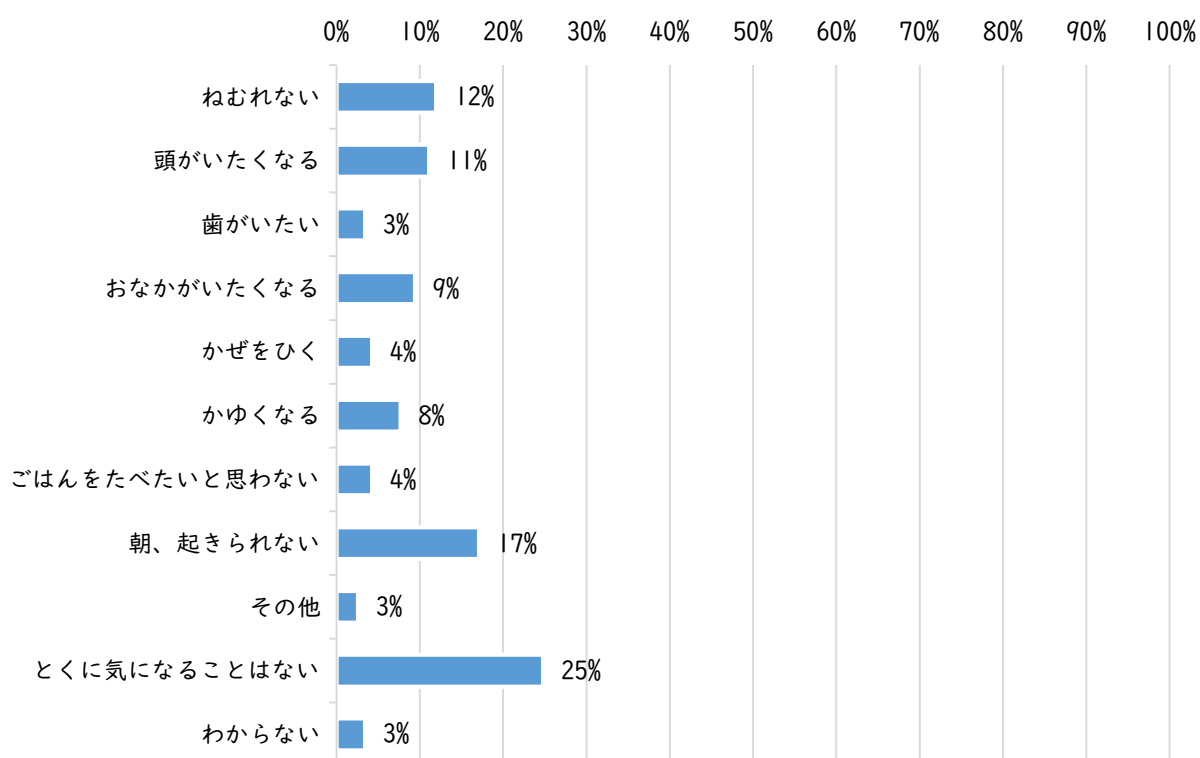
問8 あなたは、放課後などの自由時間に、誰と過ごすことが多いですか。



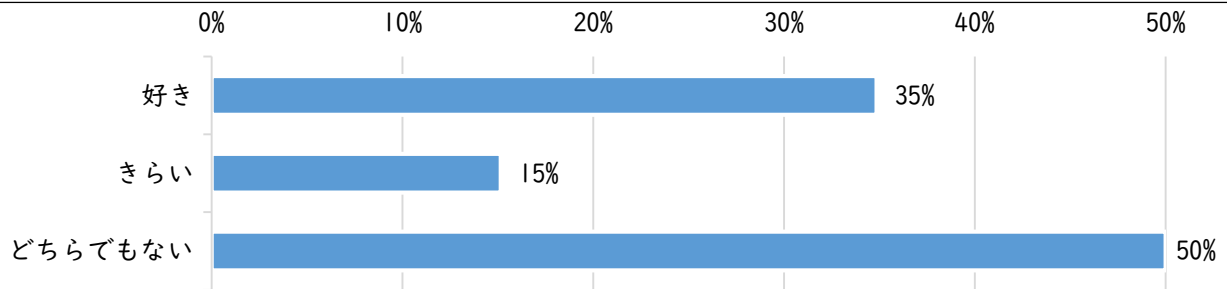
問9 この一週間、どんな気や状況だったのか教えてください。



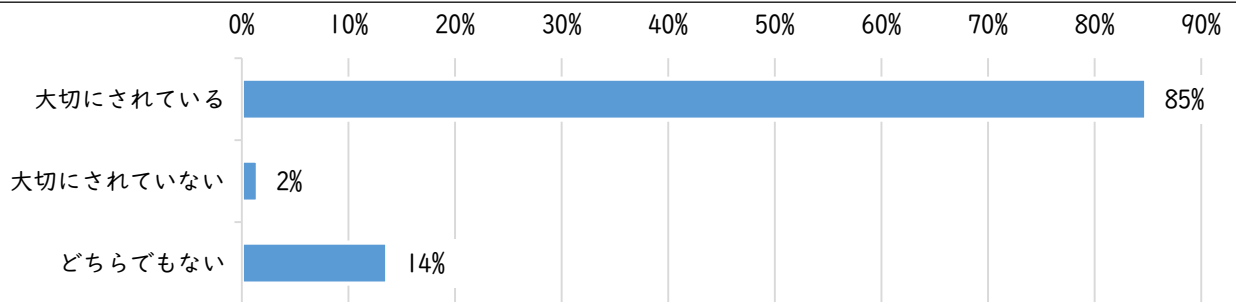
問10 あなたは自分の体の状態で気になることはありますか。



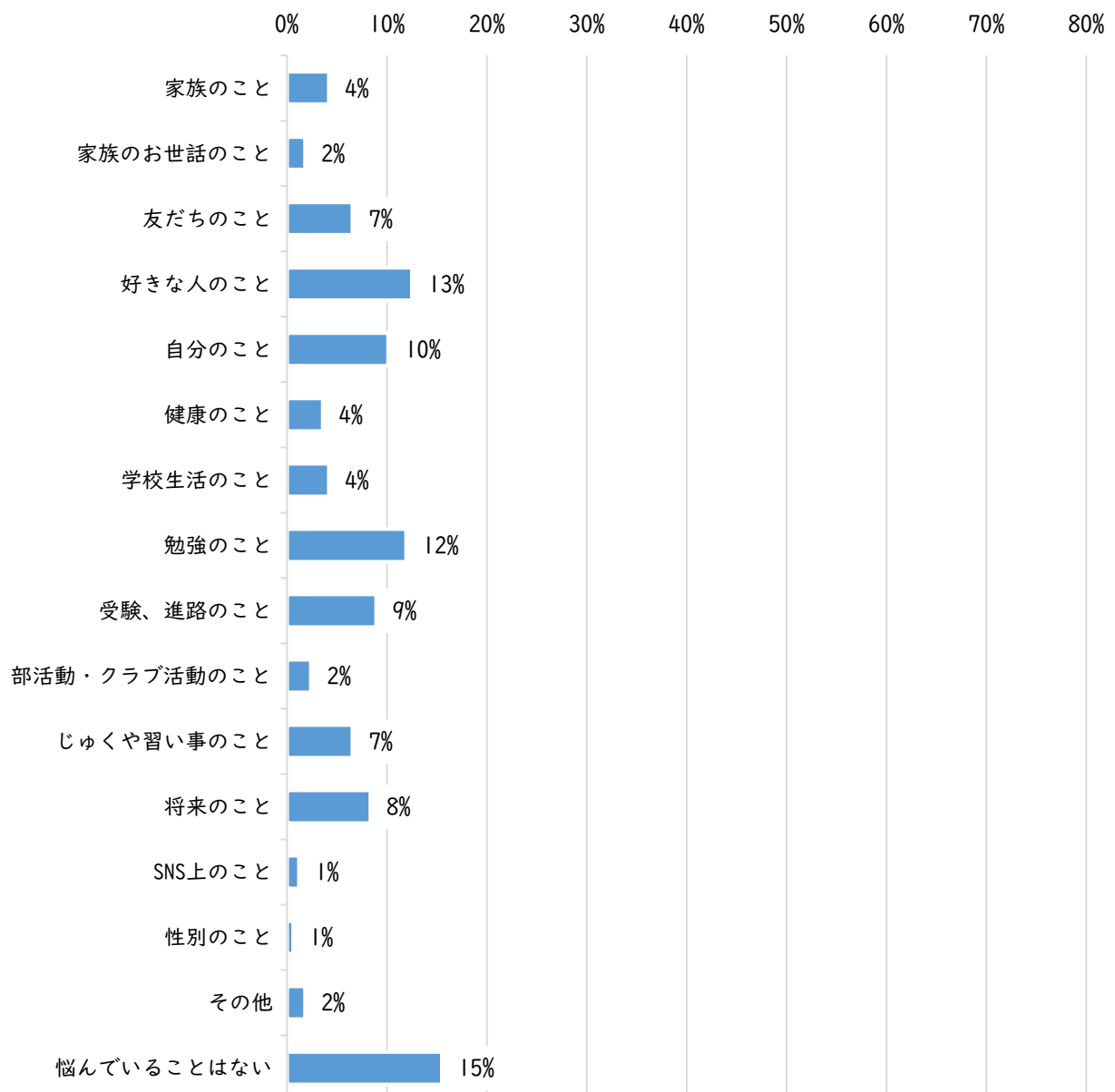
問1-1 自分のことをどのように思いますか。



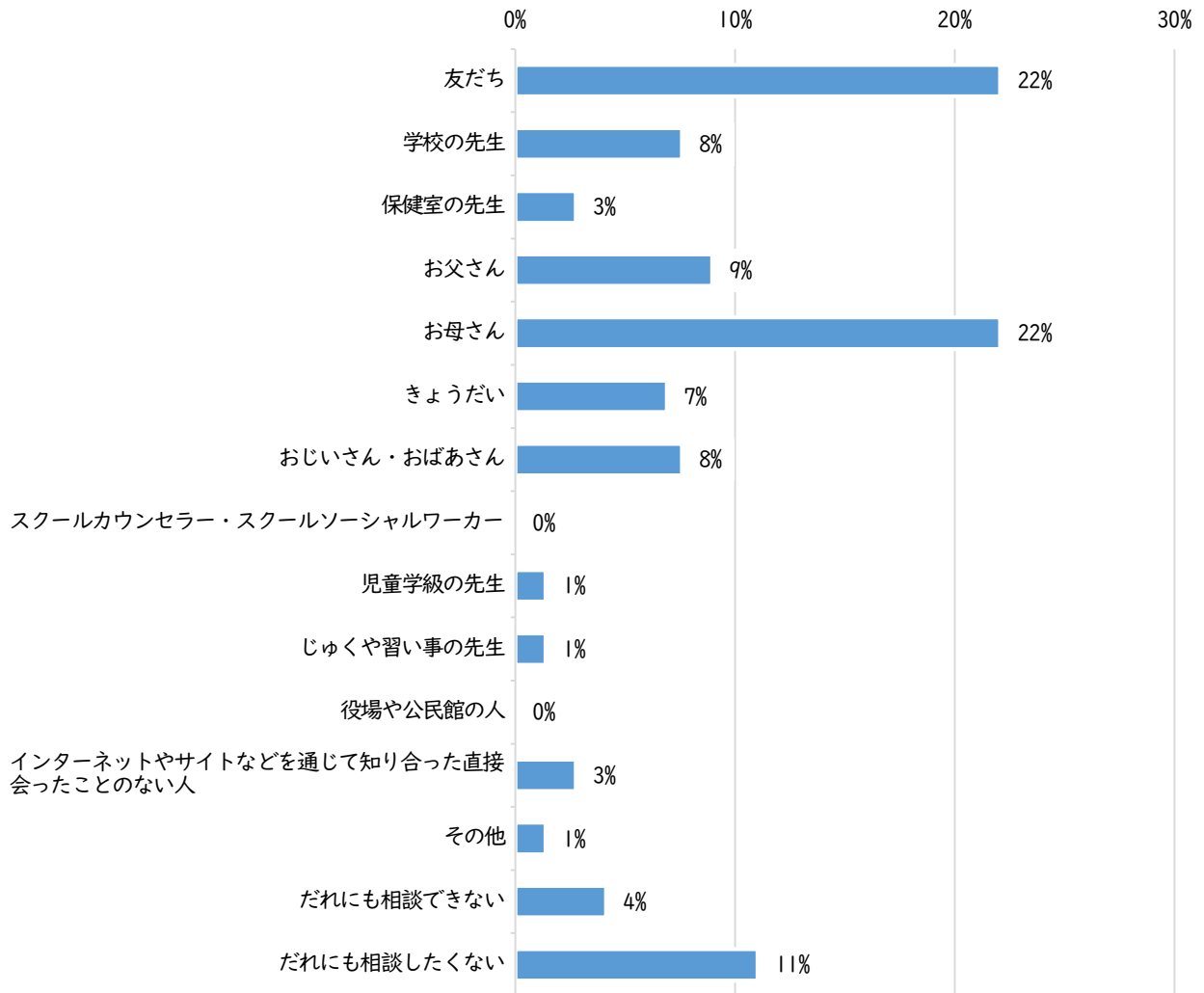
問1-2 あなたは家族や周りの大人に大切にされていると思いますか。



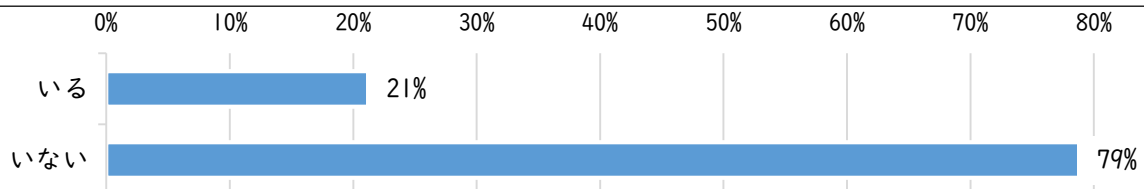
問1-3 今、悩んでいることがありますか。



問14 悩んでいるときや困っているときはだれに相談しますか。

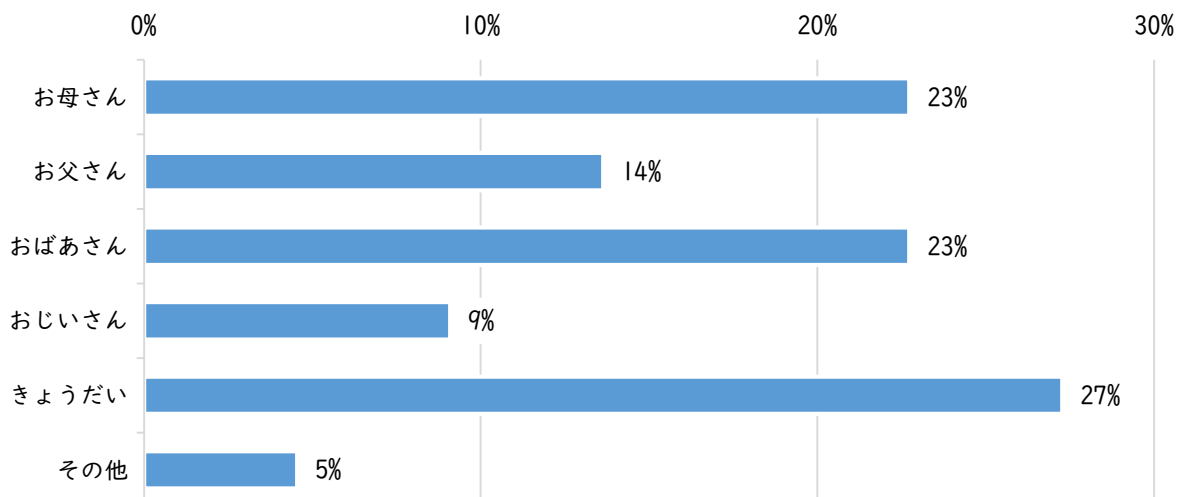


問15 あなたが中心となって、お世話をしている家族の人はいますか。

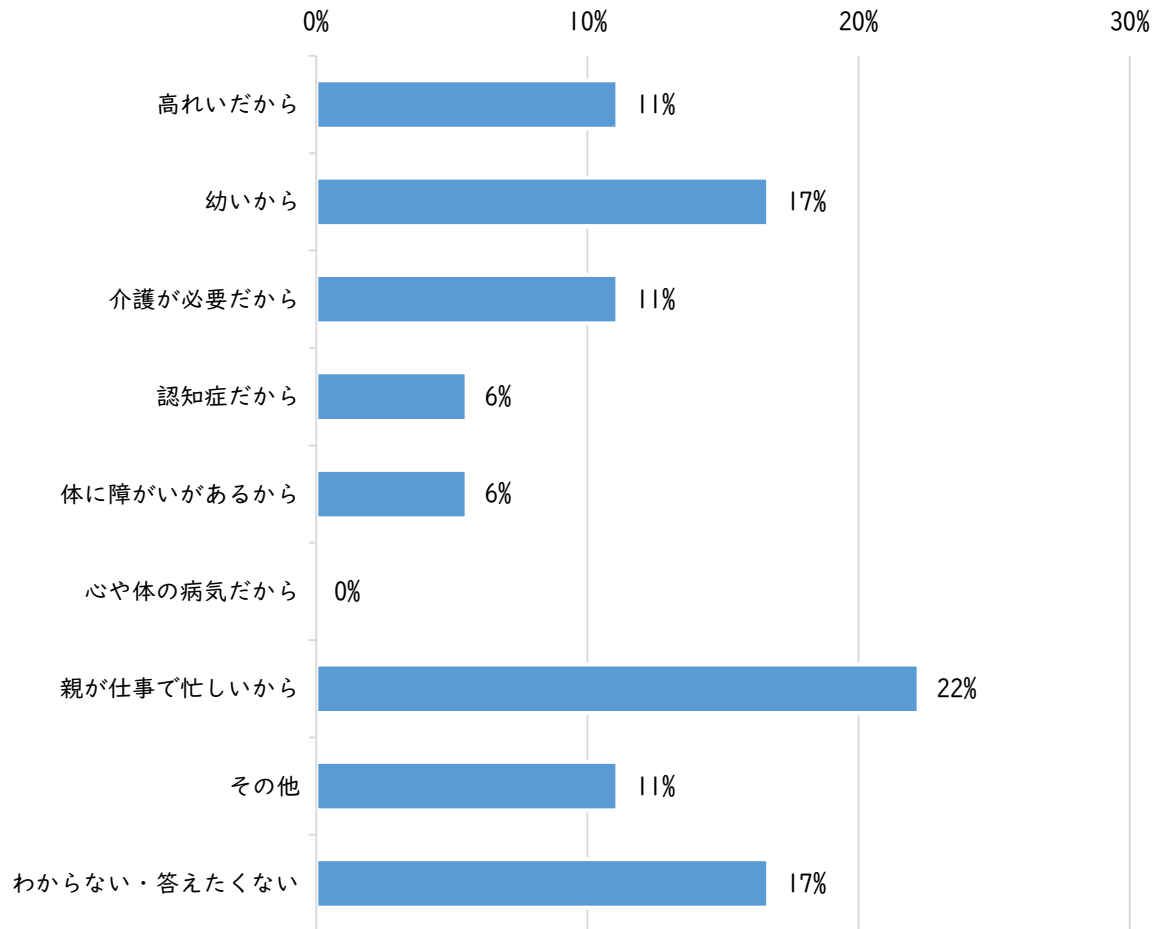


問15で、「いる」と答えた人にお聞きします。（問15-1から問15-6まで）

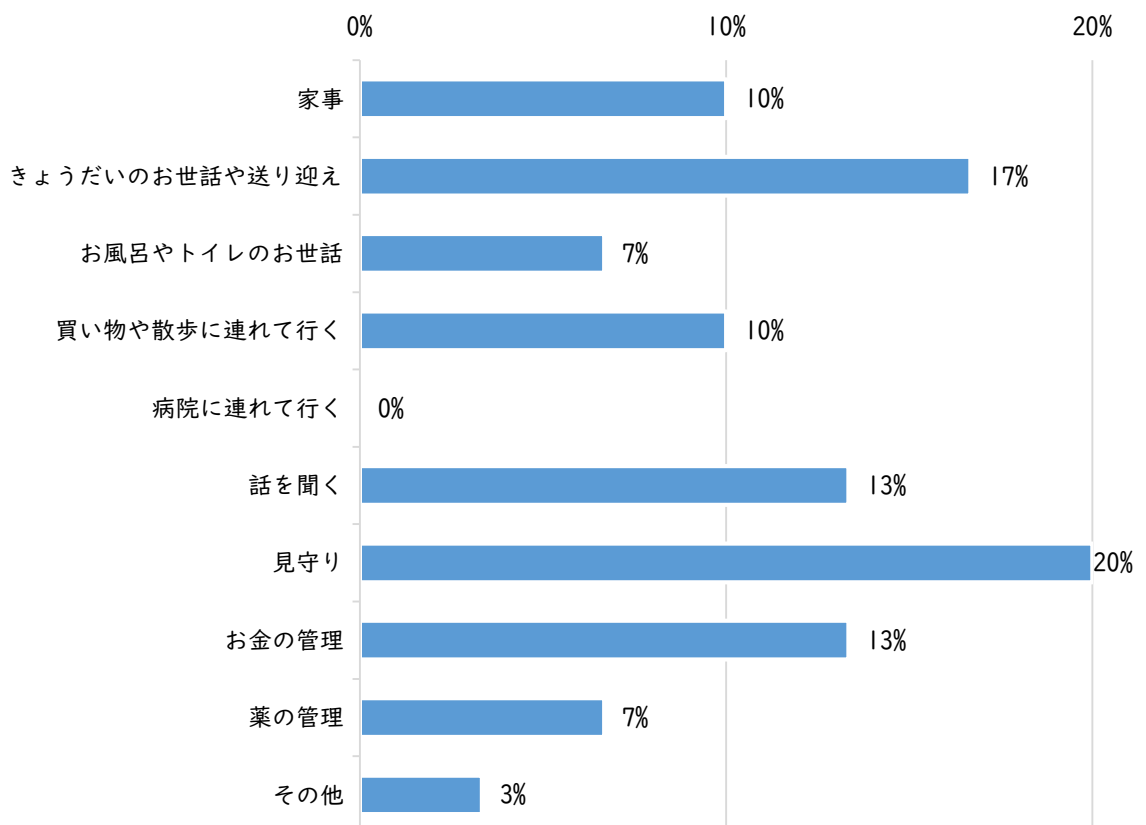
問15-1 あなたがお世話をしている人は誰ですか。



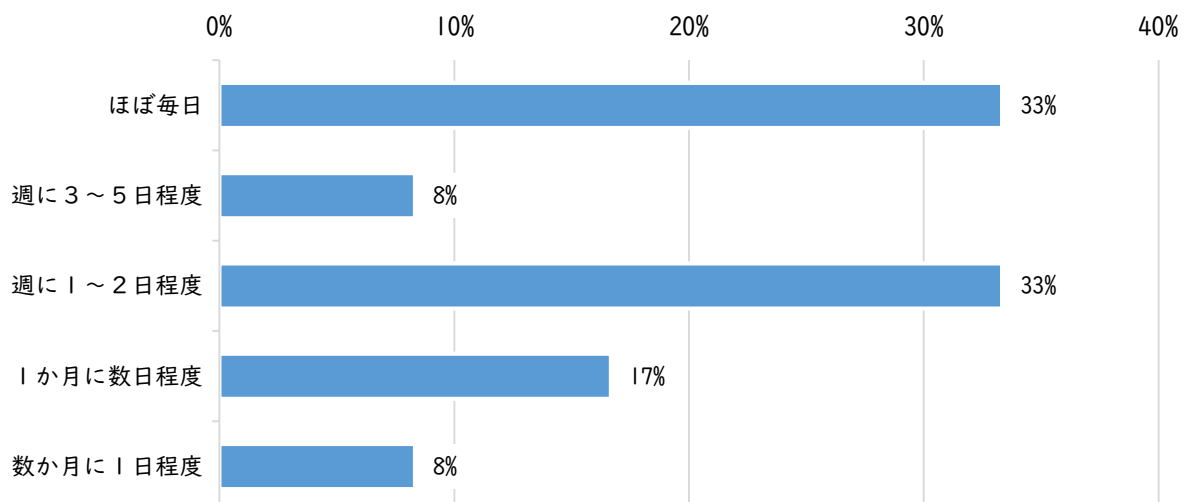
問15-2 あなたがお世話をしている理由はなんですか。



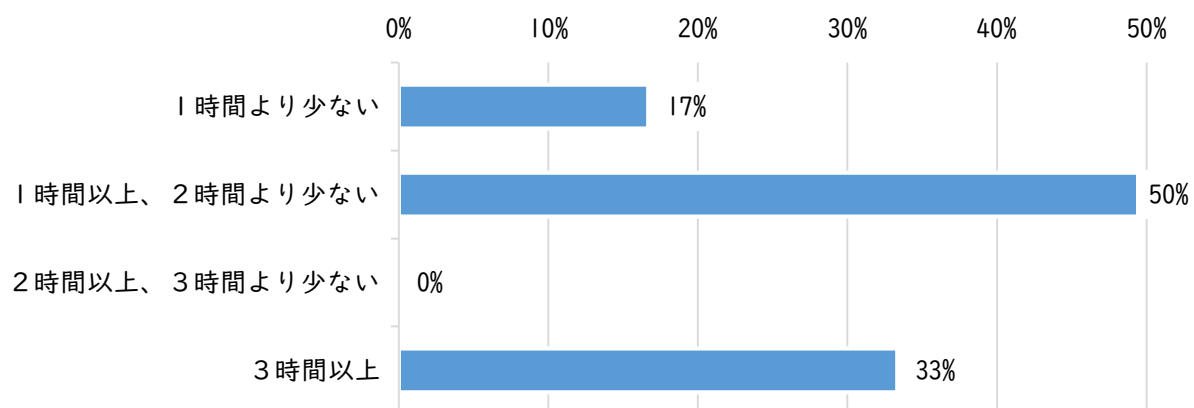
問15-3 あなたはどのようなお世話をしていますか。



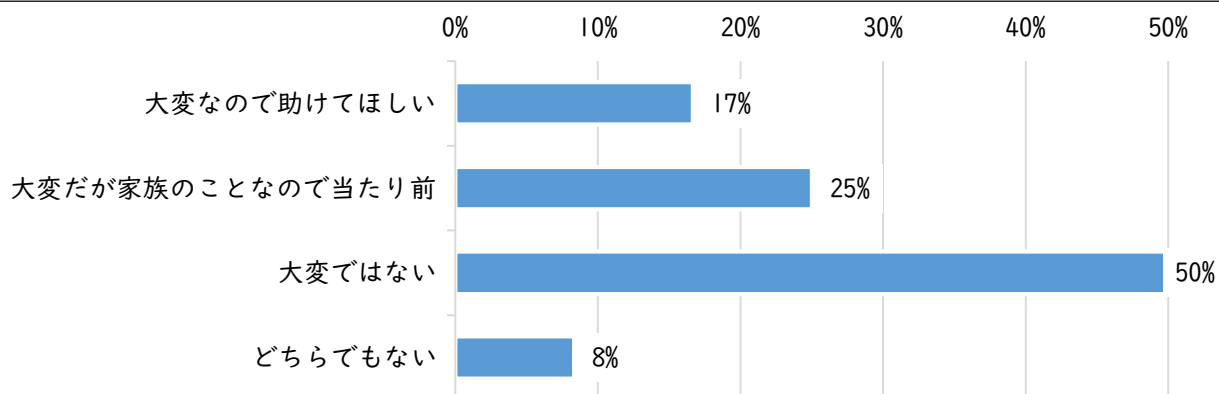
問15-4 あなたはどのくらいお世話をしていますか。



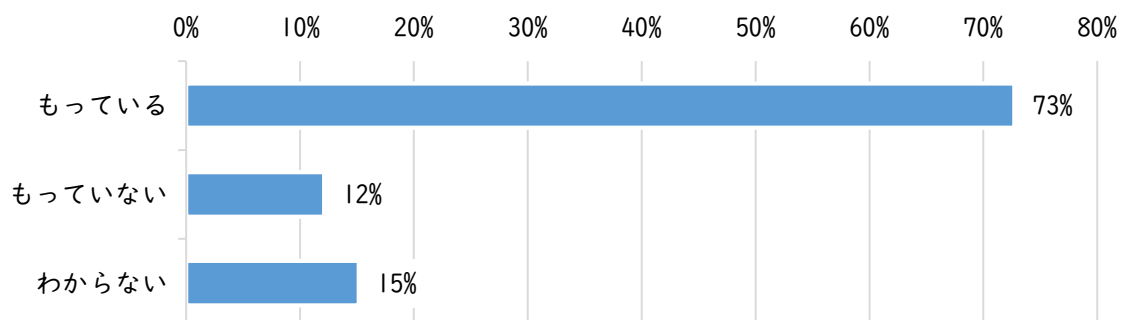
問15-5 あなたは学校がある日に、1日のうちどれくらいお世話をしていますか



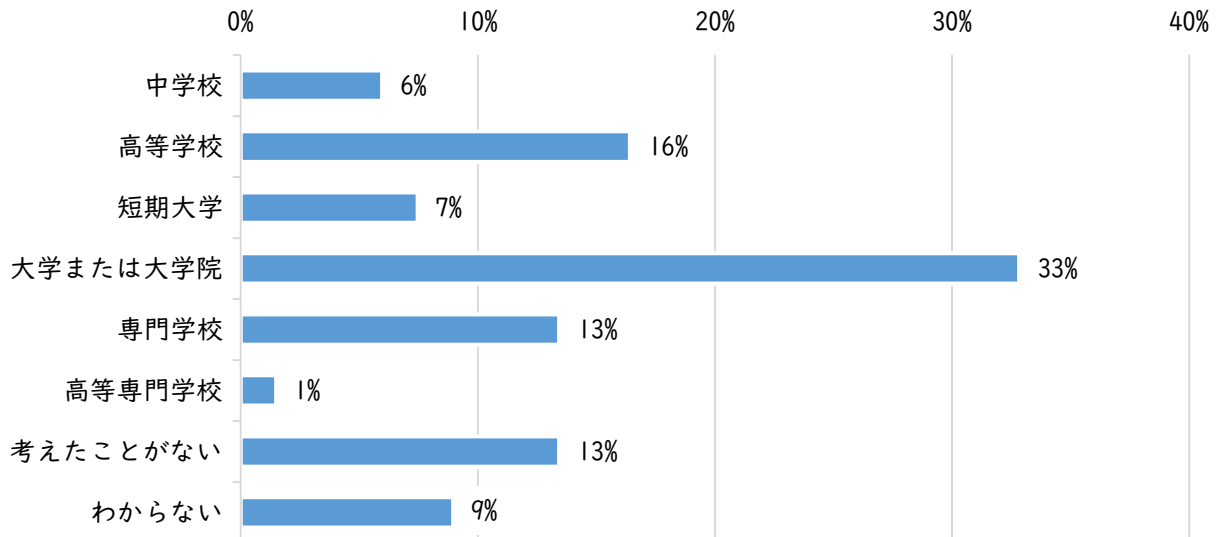
問15-6 あなたはお世話をすることをどう思っていますか。



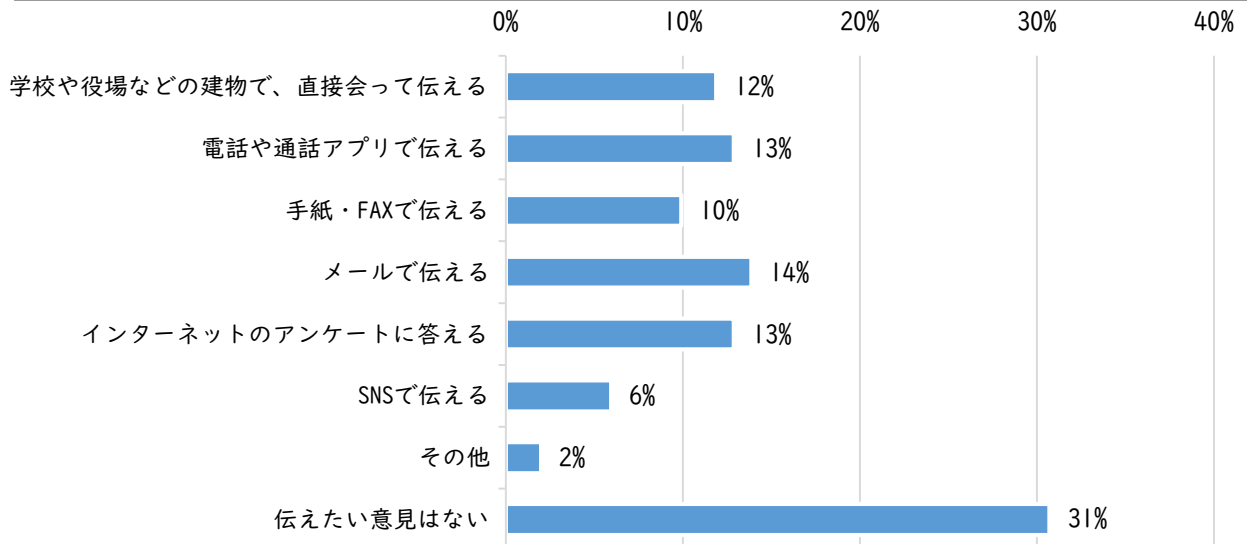
問16 あなたは将来の夢や目標を持っていますか。



問17 あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか。



問18 あなたには、自由に意見を表すことができる権利があります。どんな方法があれば、学校や村田町に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。



問19 最後に、あなたが村田町に、あったらいいな・こんなことをしてほしいなど思うことがあれば自由に書いてください。※類似の回答は集約し、その数は()に記載

◇あったらいいもの

- 商業施設(スーパー、文具店、電気屋、飲食店等)(11)
- 公園やバスケットボールができる場所(7)
- アミューズメント施設(ゲームセンターや遊べる施設)(4)
- テーマパークや水族館(4)
- 運動ができる場所(プールやB&G等)や習い事(3)
- 大学
- 町にたくさんの人が来るように全員が楽しめる空間
- 動物病院
- 駅
- 村田町だけのスイーツ

◇環境に関すること

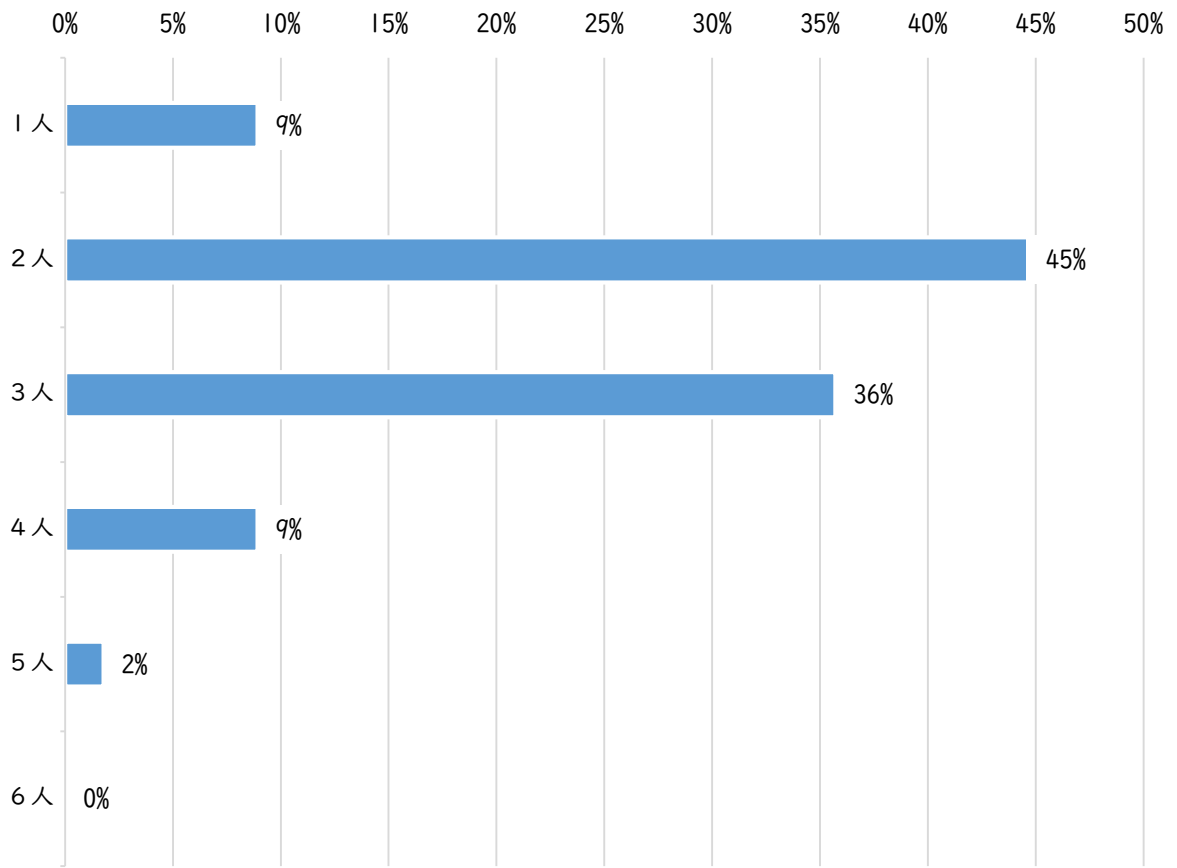
- まちや学校がきれいになるといい(2)
- ベンチなど休憩できる場所があるといい
- 障がいのある人に優しい町づくり

◇人との交流に関すること

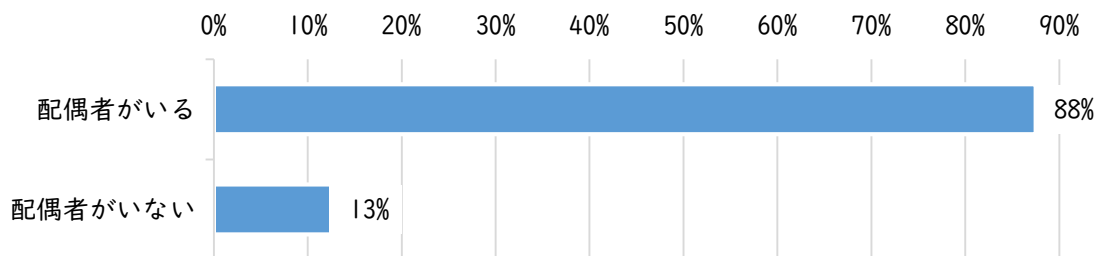
- 大きなイベント(お祭り等)(2)
- 外国の人との交流を増やしてほしい
- 村田町の魅力を伝えたい(2)
- 森林の魅力を伝えたい

【小学5年生保護者】

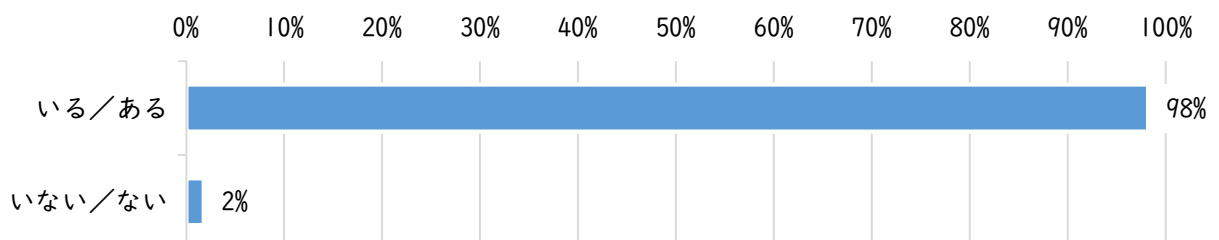
問1 お子さんは何人いらっしゃいますか。



問2 ご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

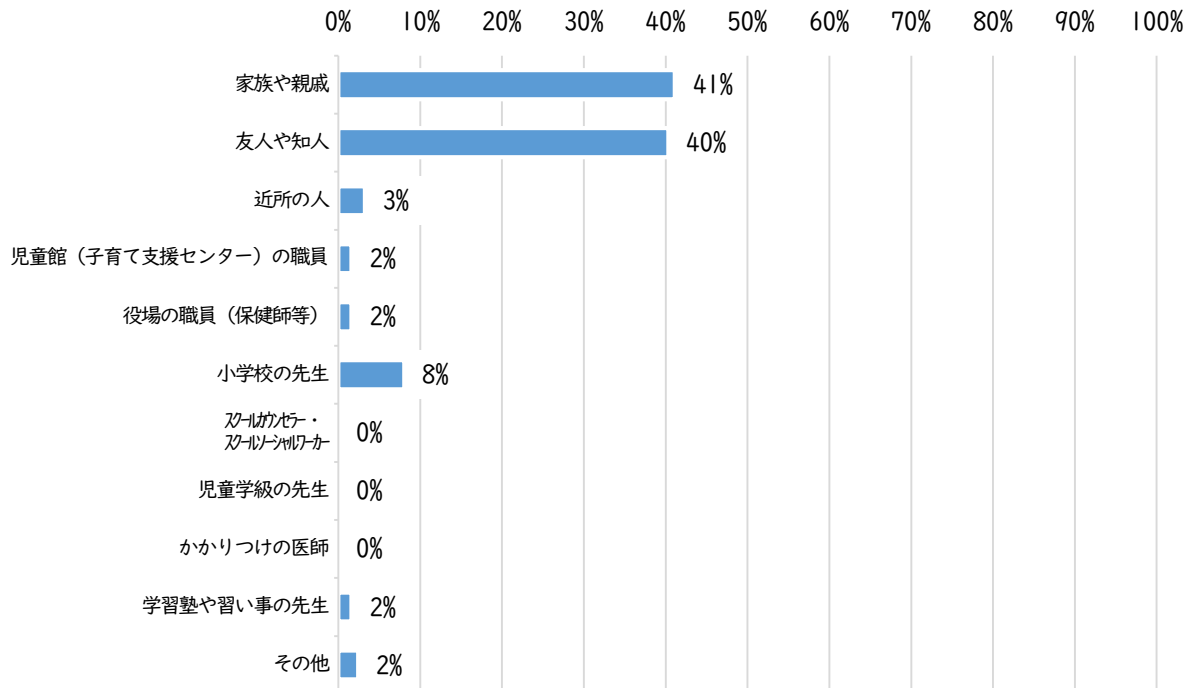


問3 お子さんの子育てをするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また相談できる場所がありますか。

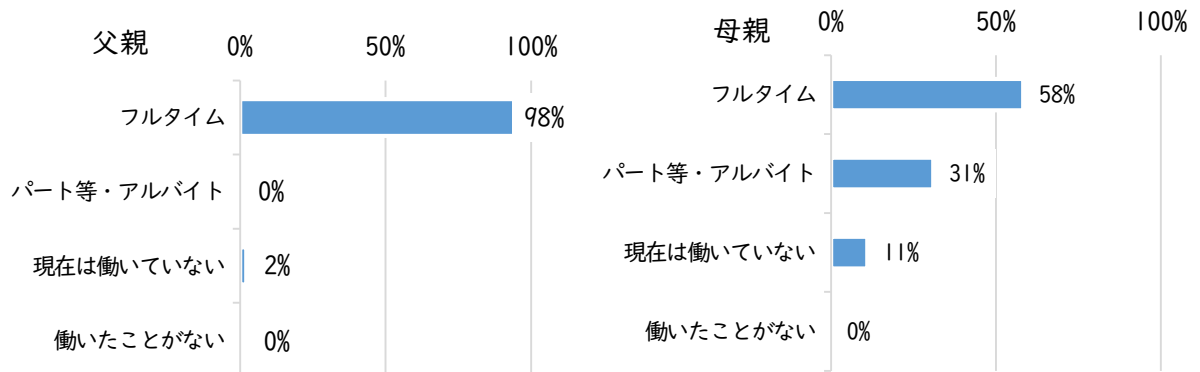


問3で、「いる／ある」と答えた人にお伺いします。

問3-1 お子さんの子育てに関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

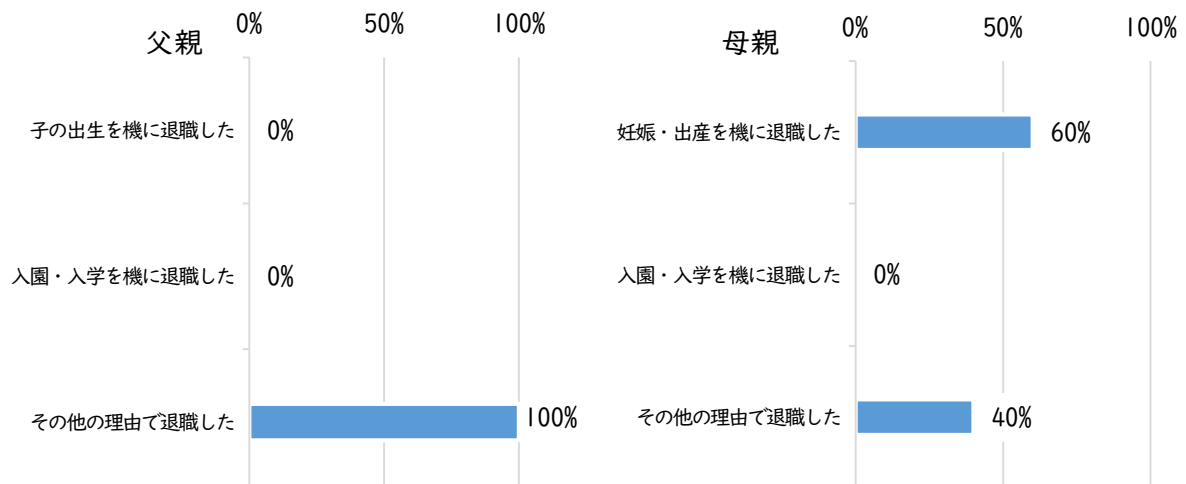


問4 お子さんの保護者の現在の就労状況をうかがいます。



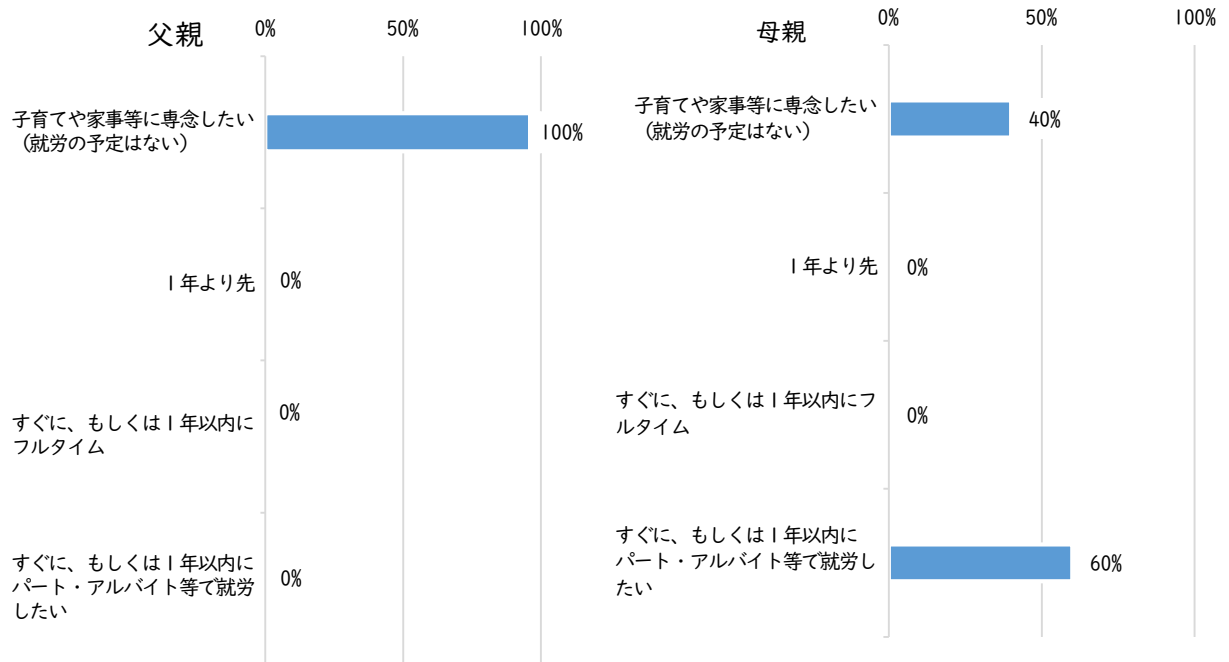
問4で、「現在は働いていない」と答えた人にお伺いします。

問4-1 退職した理由をお答えください。

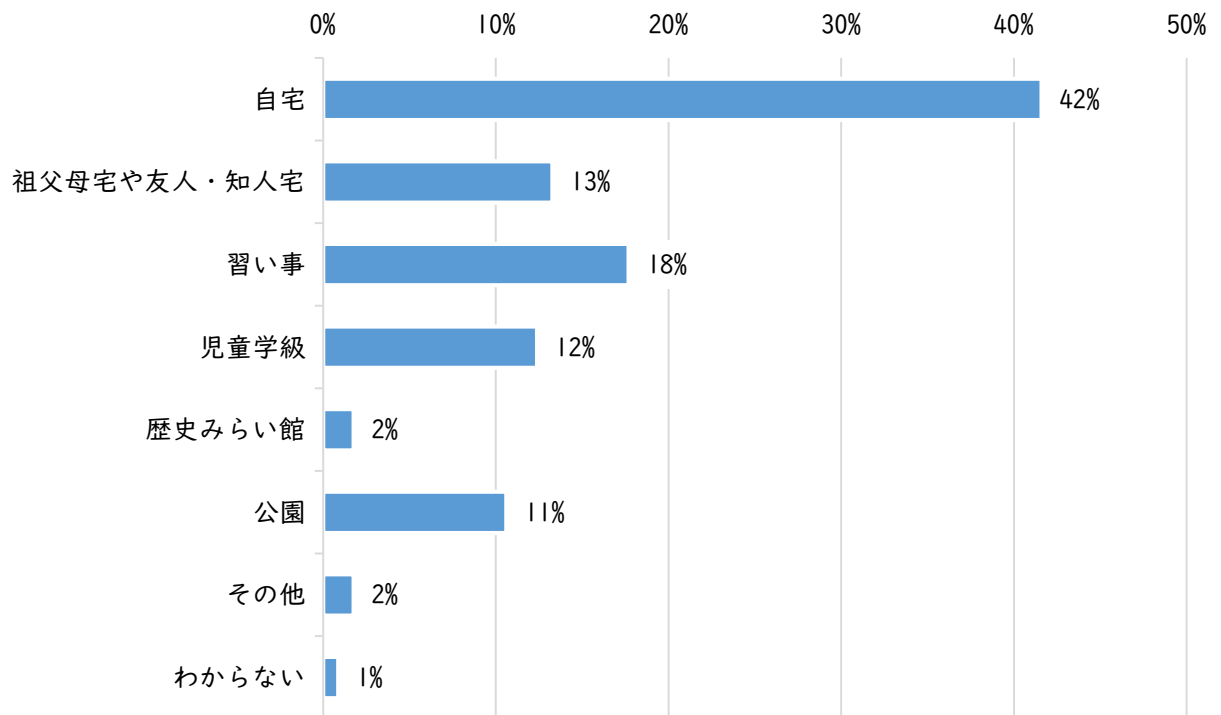


問4-1で、「入園・入学を機に／その他の理由で退職した」と答えた人にお伺いします。

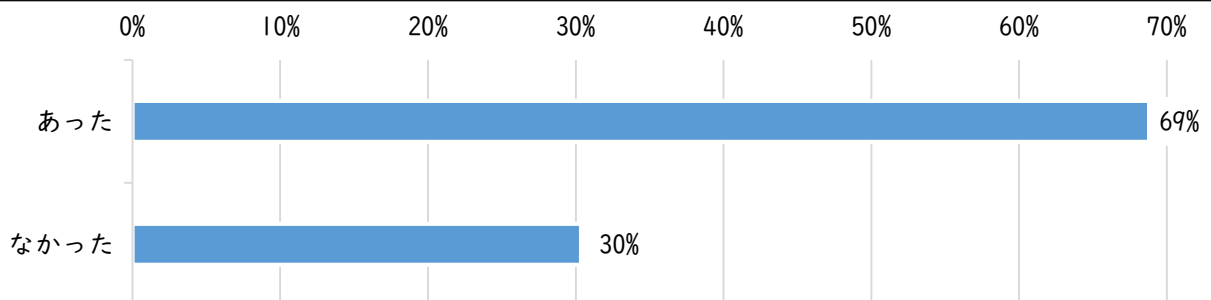
問4-2 就労したいという希望はありますか。



問5 お子さんが小学生のとき、放課後はどのような場所で過ごさせたいですか。

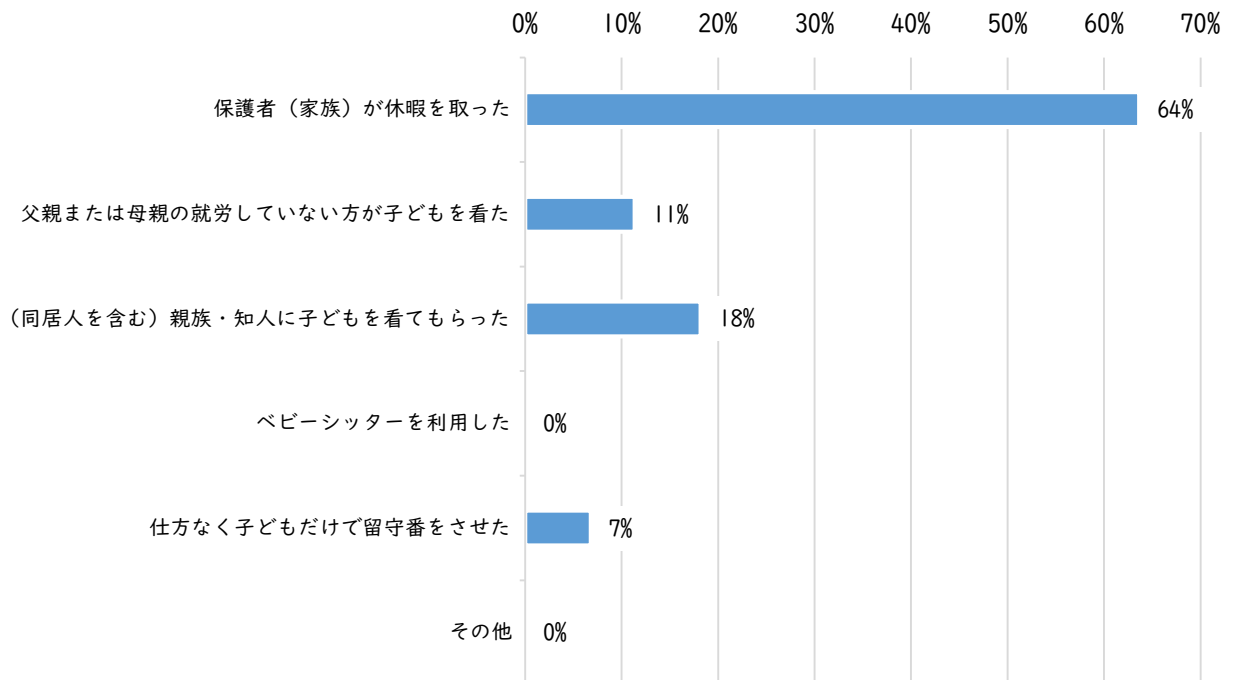


問6 この1年間に、お子さんが病気やけがで学校を休んだことはありますか。



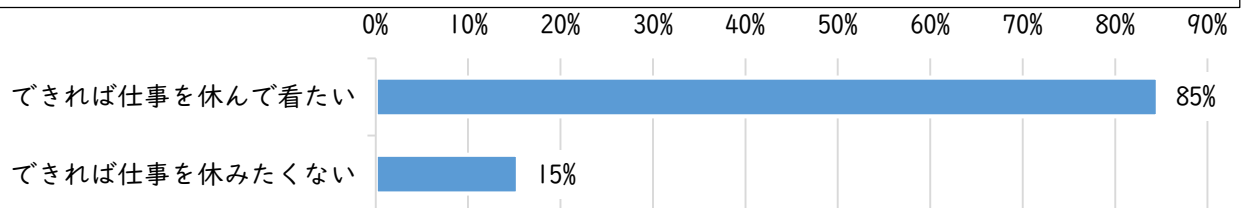
問6で、「あった」と答えた人にお伺いします。

問6-1 その際どのように対処されましたか。

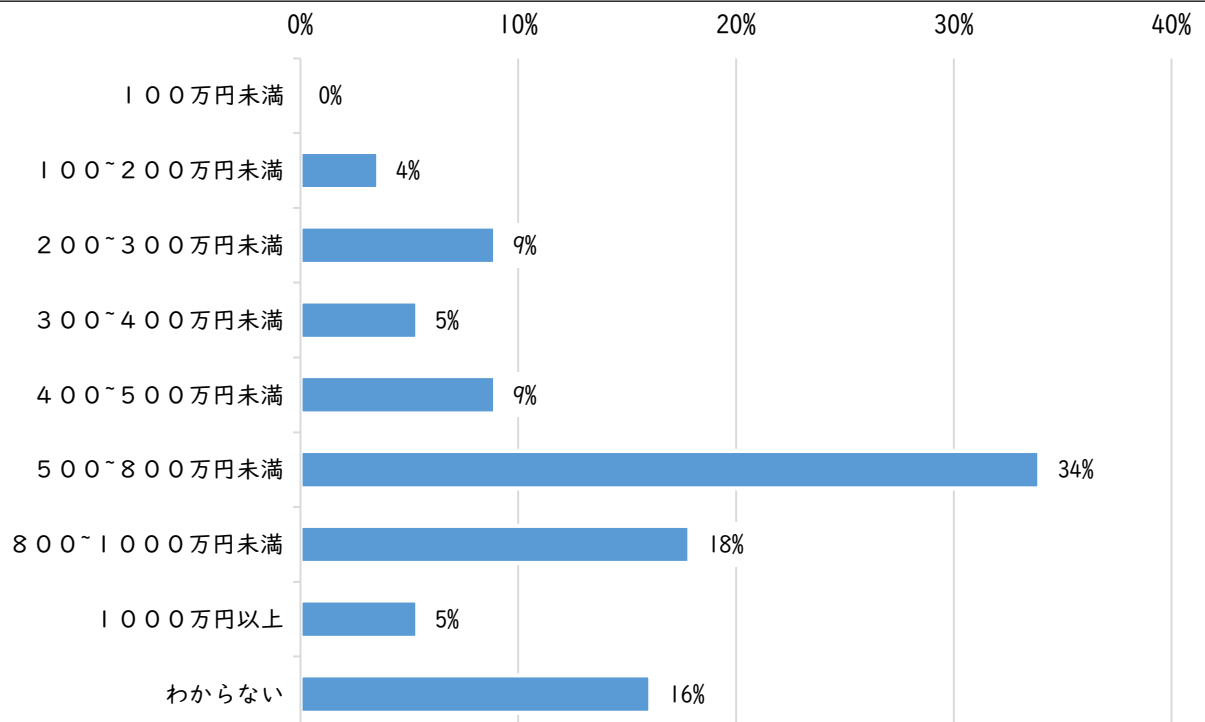


問6-1で、「親族・知人／ベビーシッター／子供だけで留守番」と答えた人にお伺いします。

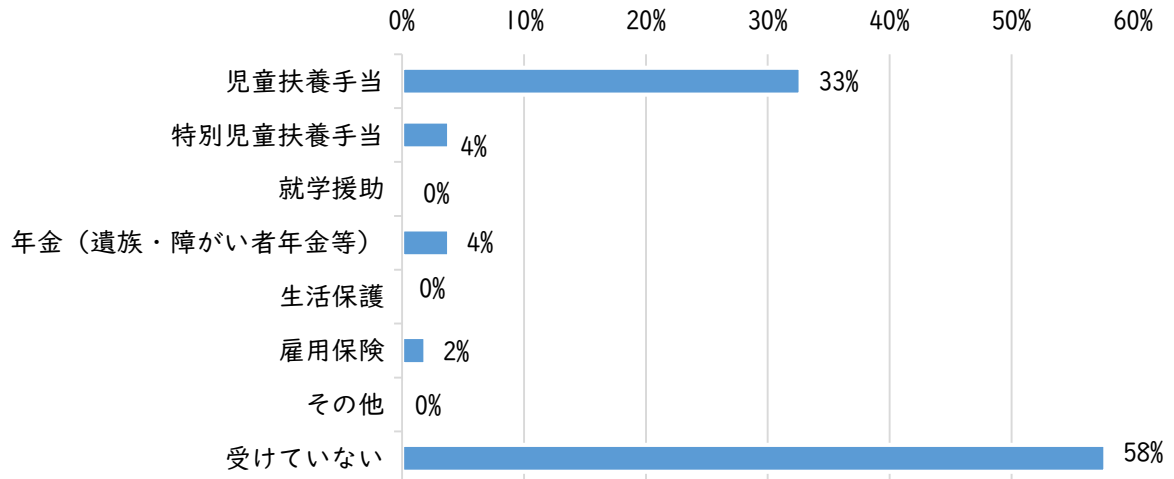
問6-2 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。



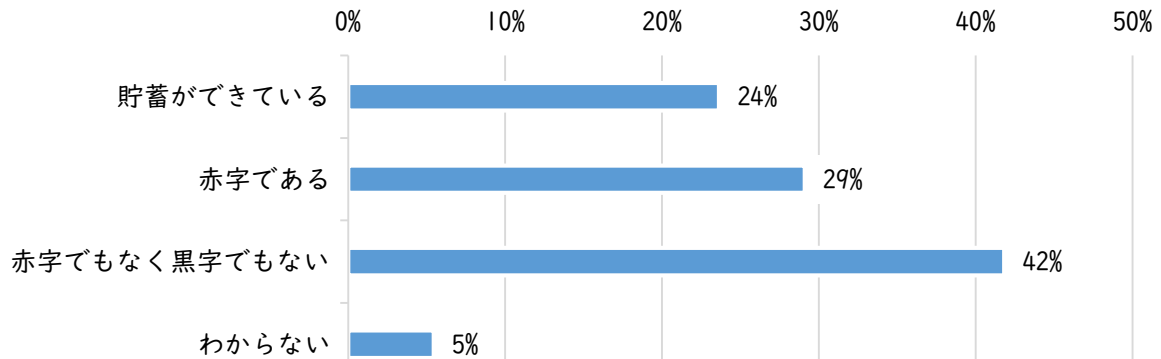
問7 過去1年間の家族全員の収入の合計額はおよそいくらでしたか。



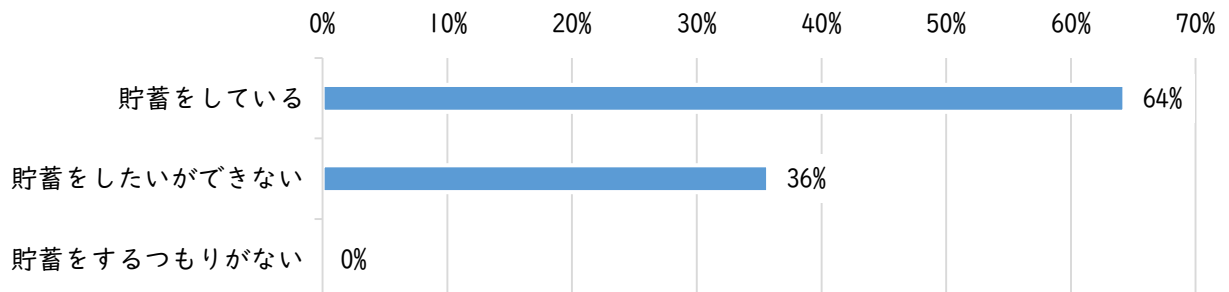
問8 あなたの世帯で、次のような公的年金、社会保障給付金を受けていますか。



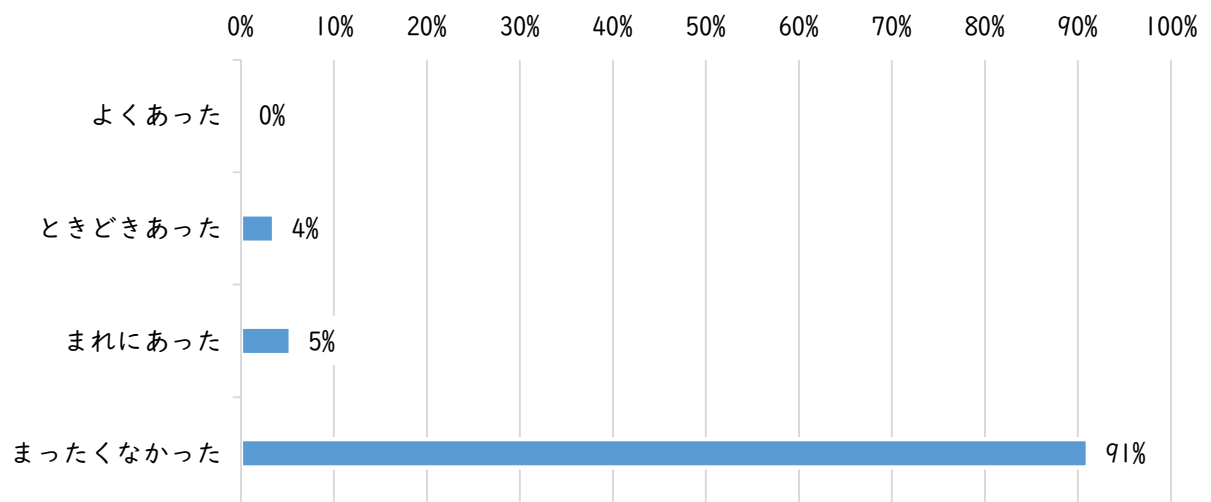
問9 過去1年間のあなたの家計の経済状況はどうでしたか。



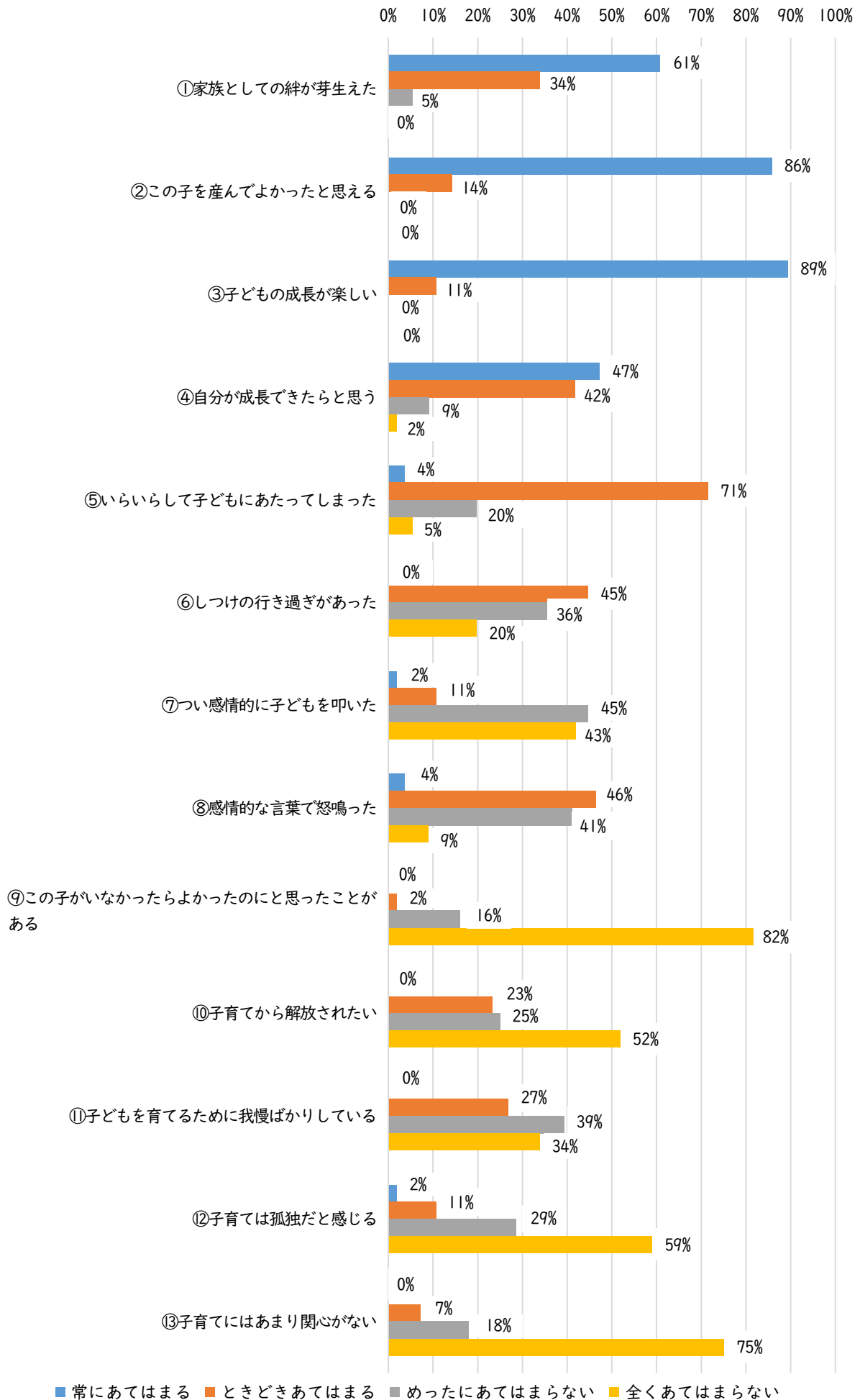
問10 お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。



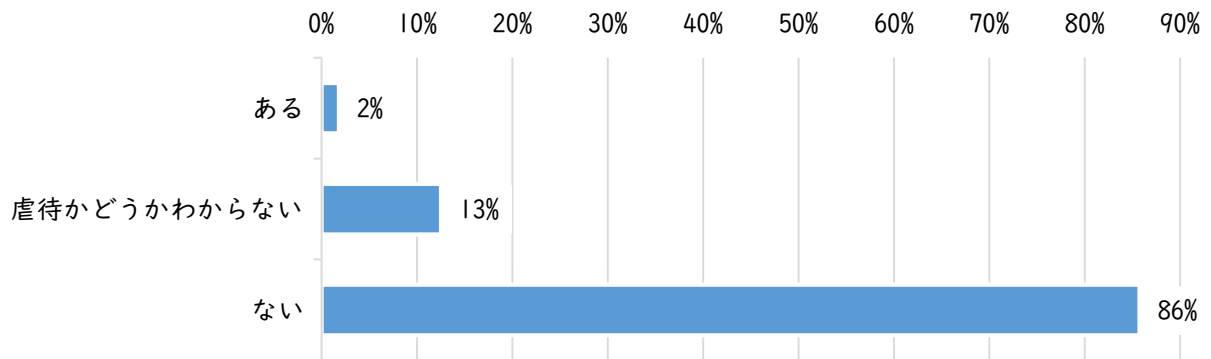
問11 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。また、水道・電気・ガス料金が払えないことがありましたか。



問12 これまでの子育ての中で次のようなことがあったり、思ったりしたことはありますか。

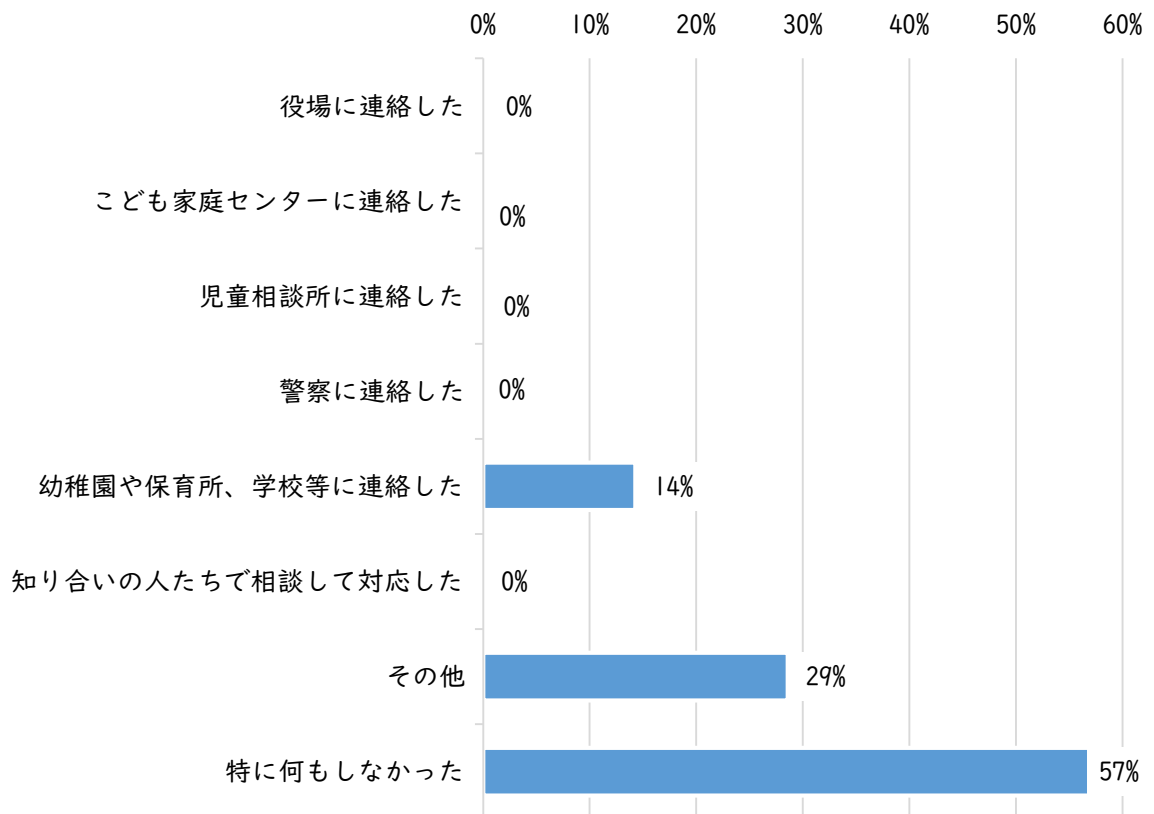


問13 最近、マスメディア等で、児童の虐待について取り上げられています。あなたの身近なところで、子どもの虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。

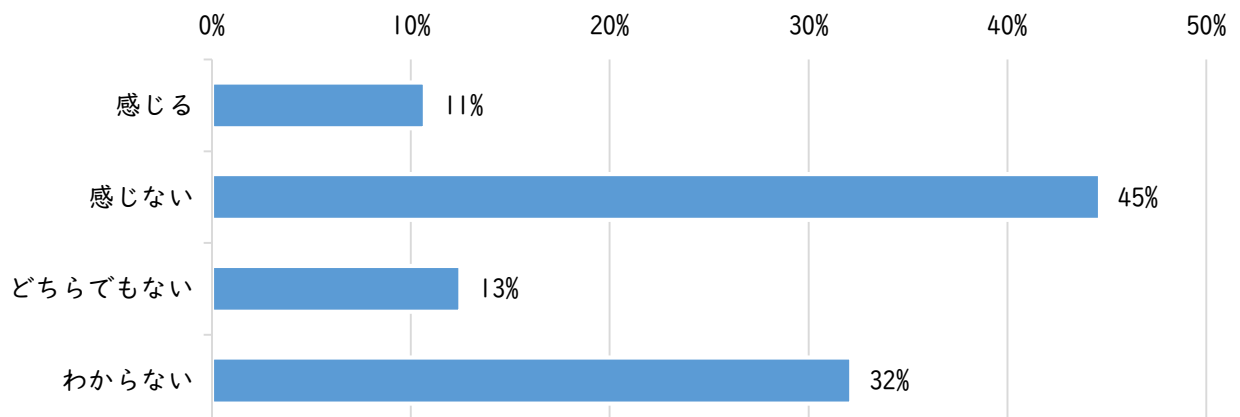


問13で、「ある／虐待かどうかわからない」と答えた人にお伺いします。

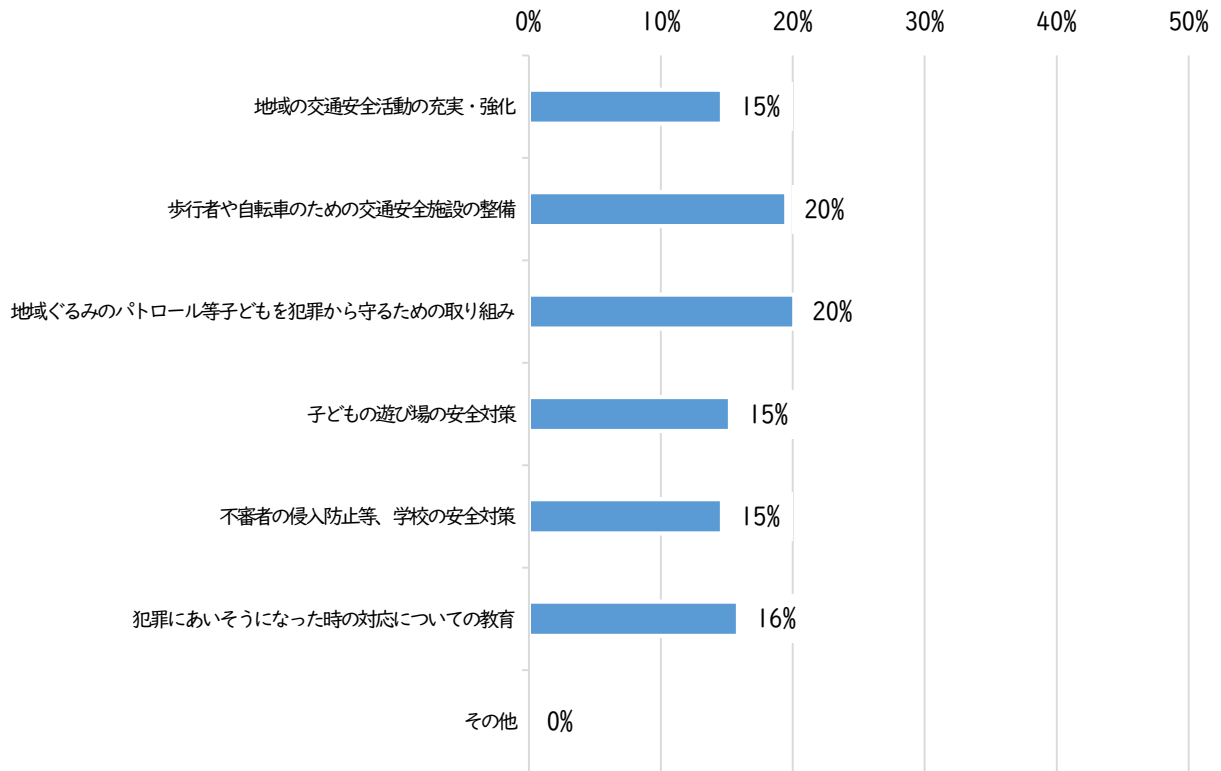
問13-1 その時、どのように対応しましたか。



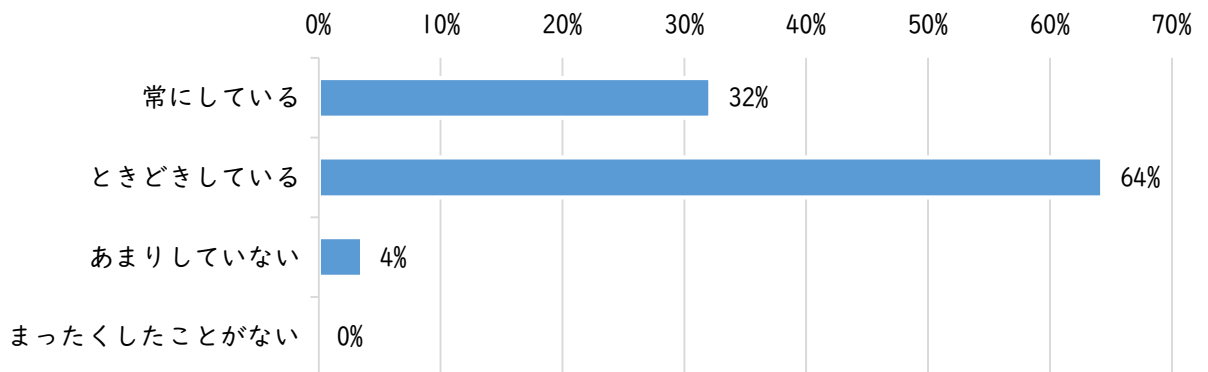
問14 村田町で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じますか。



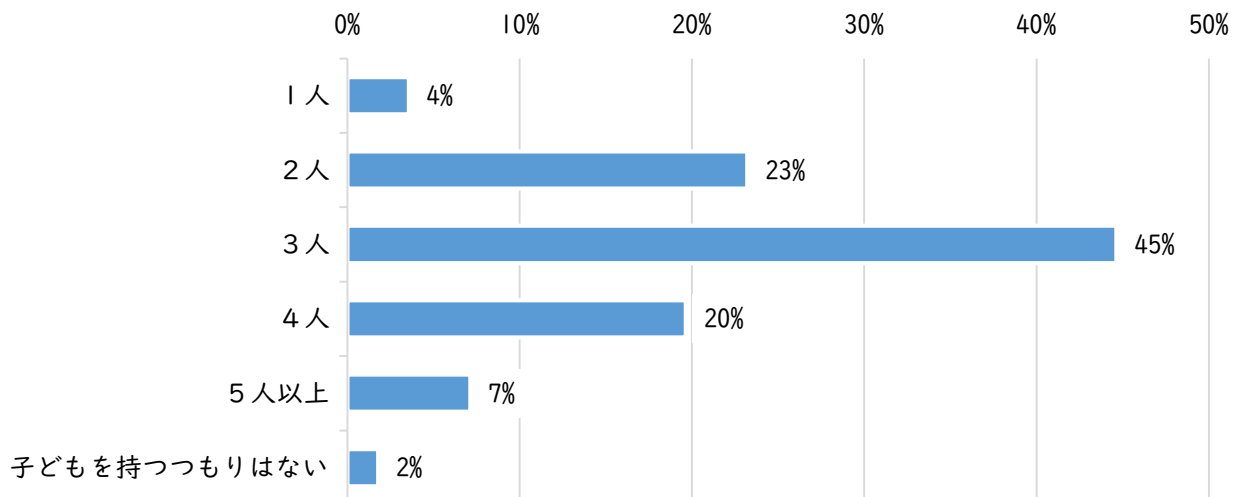
問15 子どもの安全を守るために、特に重要と思われることは次のうちどれですか。



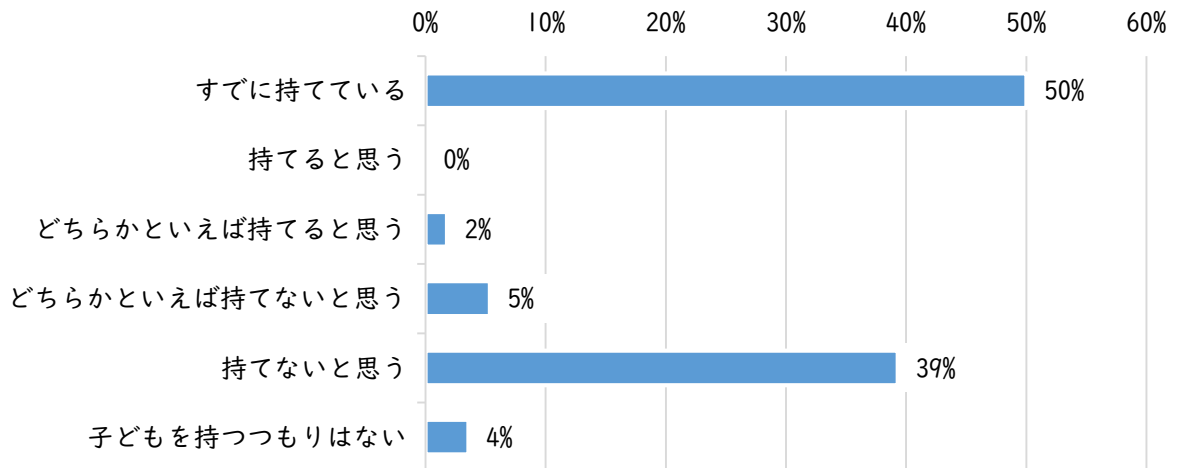
問16 あなたは、子育てをしていて子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識したことはありますか。



問17 あなたが理想とする（経済的なことは考えず、可能なら持ちたいと思う）お子さんの人数は今いるお子さんも含め、全部で何人ですか。

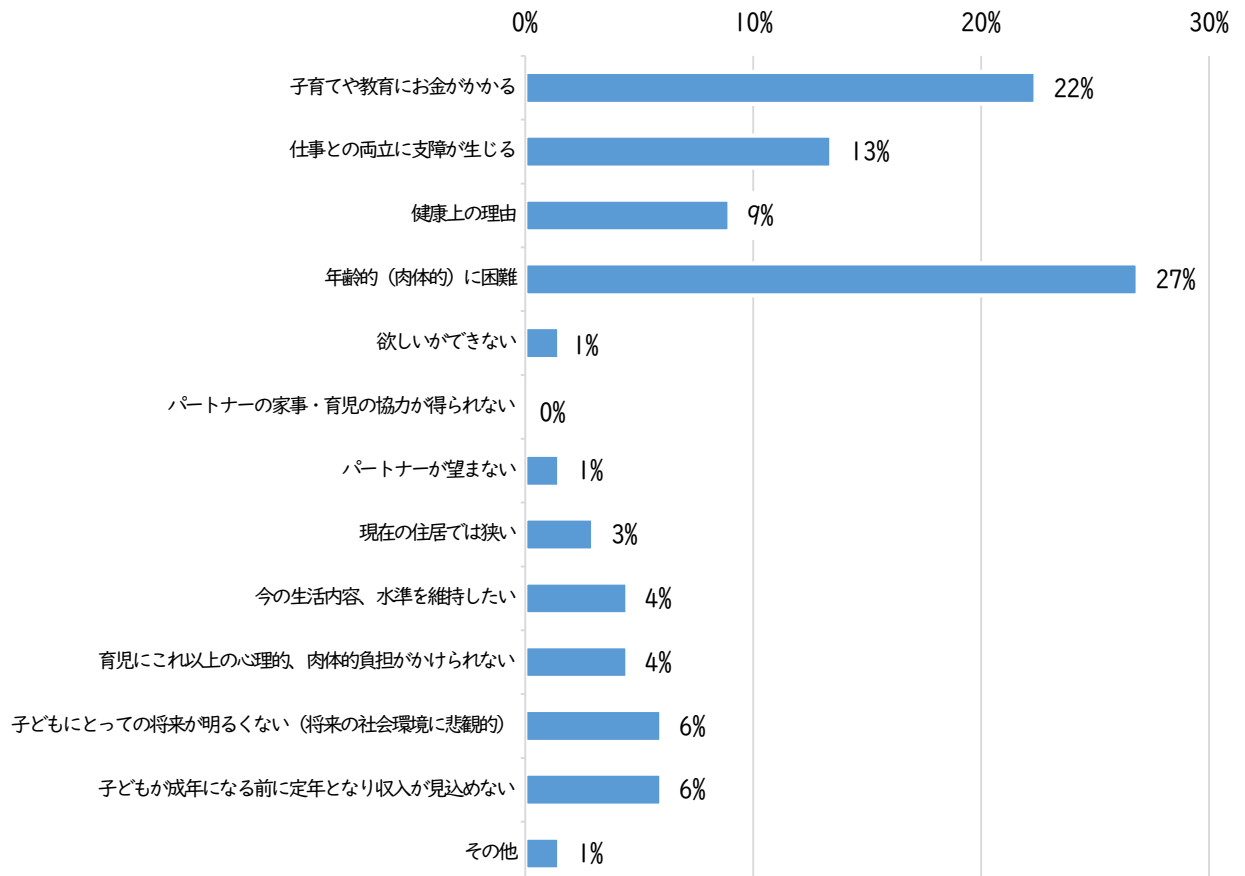


問18 あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てると思いますか。



問18で「どちらかといえば持てないと思う／持てないと思う」と答えた人にお伺いします。

問18-1 あなたは今後、理想とするお子さんの人数を実現できないと思う理由は何ですか。



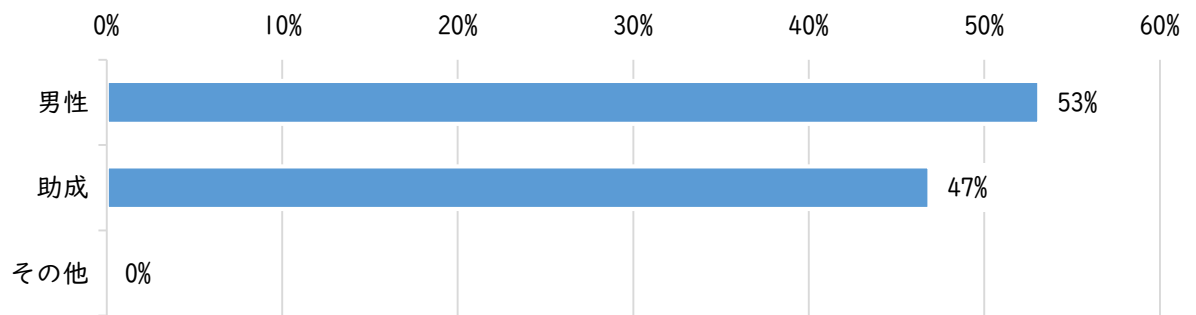
問19 村田町で子育てするにあたって、ご意見がありましたらご自由にご記入ください。

※類似の回答は集約し、その数は（ ）に記載

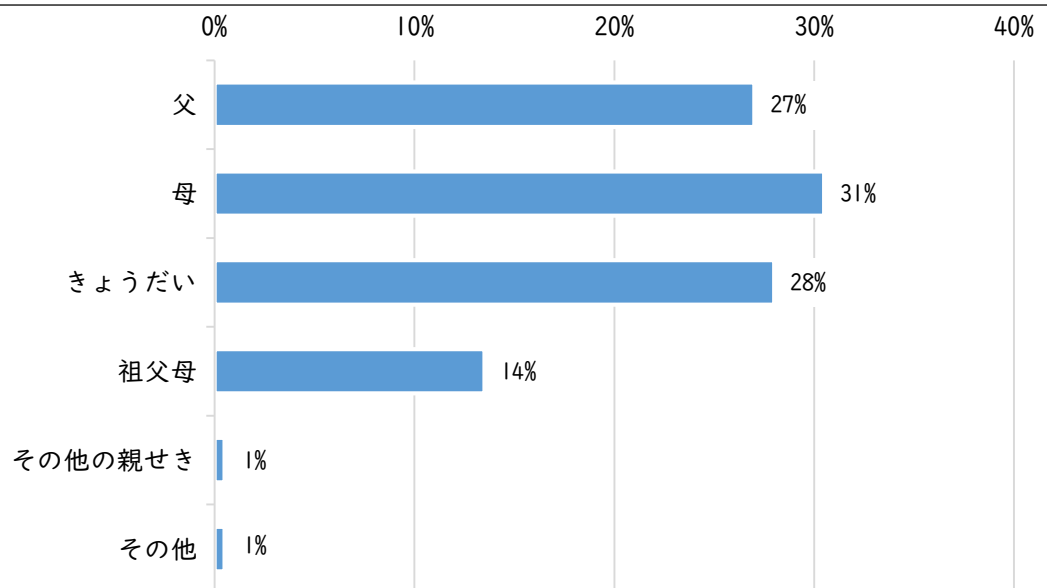
- 子育て環境の充実(8)
- 給食費の無償化(6)
- 経済的支援の充実(4)
- 通学路等の安全対策(3)
- 公園や屋内遊び場の充実(2)
- 学校施設の充実・整備(2)
- SNS等の有害に対する教育(2)
- 小児医療の充実(小児医療機関・予防接種助成)(2)
- スポーツ施設や運動しやすい環境の充実(2)
- 医療の充実(小児科・産婦人科)(2)
- 公共交通機関の充実(2)
- 教育の向上
- 親子で楽しめるイベントの開催
- 利便性の良いまちづくり

【中学2年生生徒】

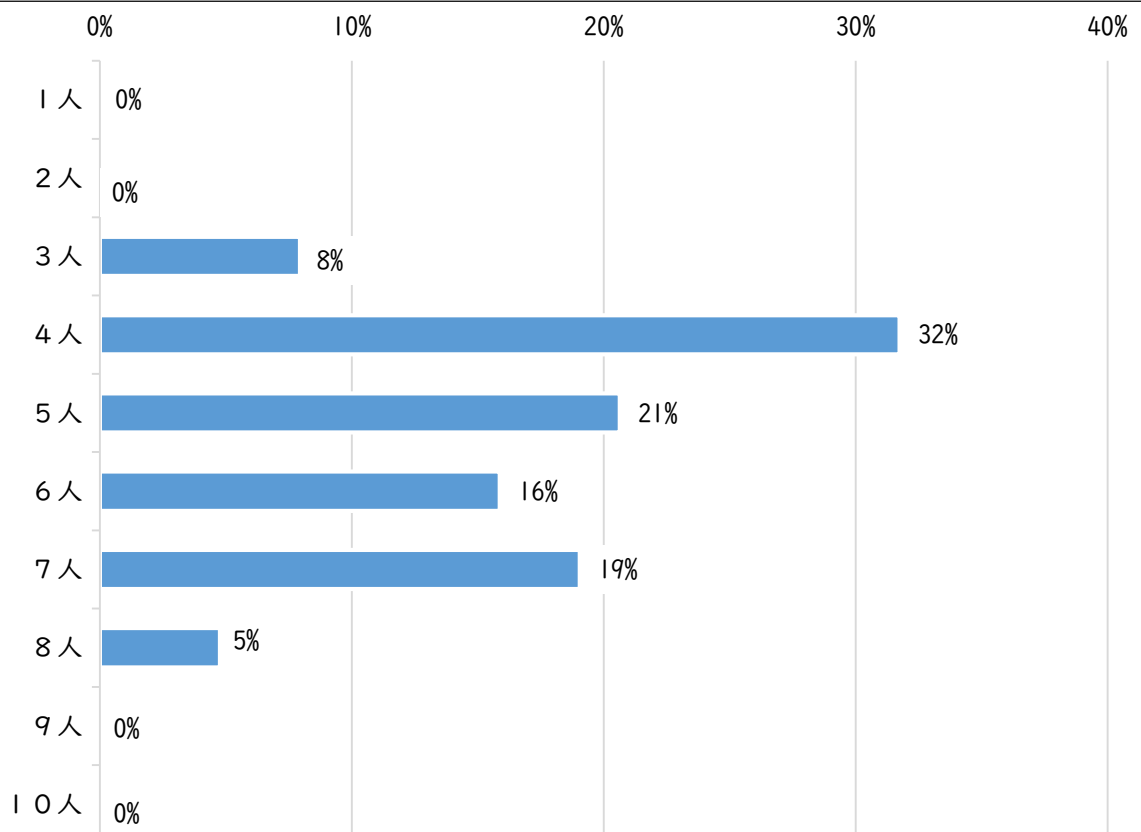
問1 あなたの性別をお答えください。



問2 あなたが一緒に住んでいる人を選んでください。

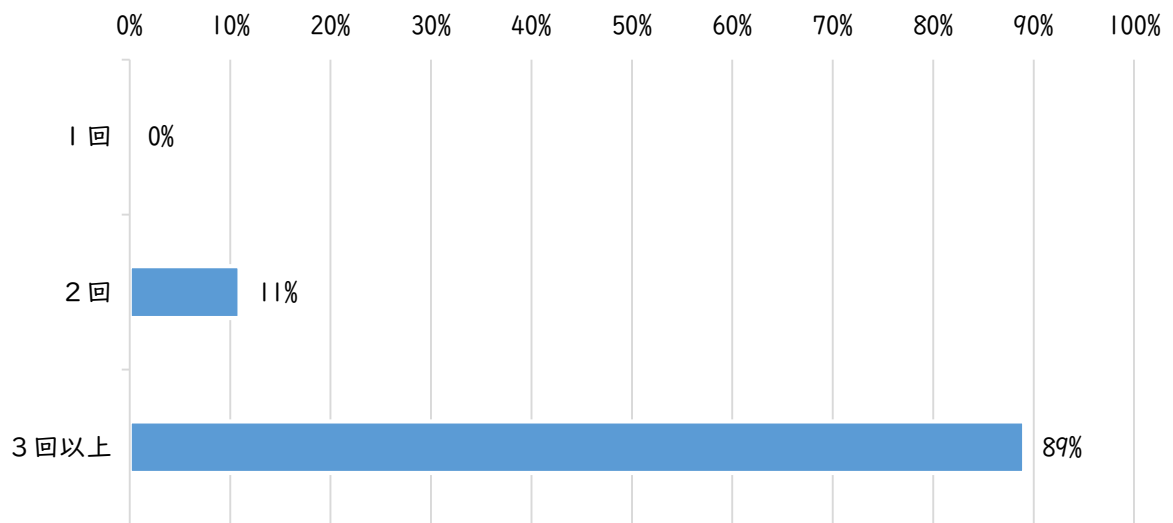


問3 あなたが一緒に住んでいる家族は、あなたを含めて全員で何人ですか。

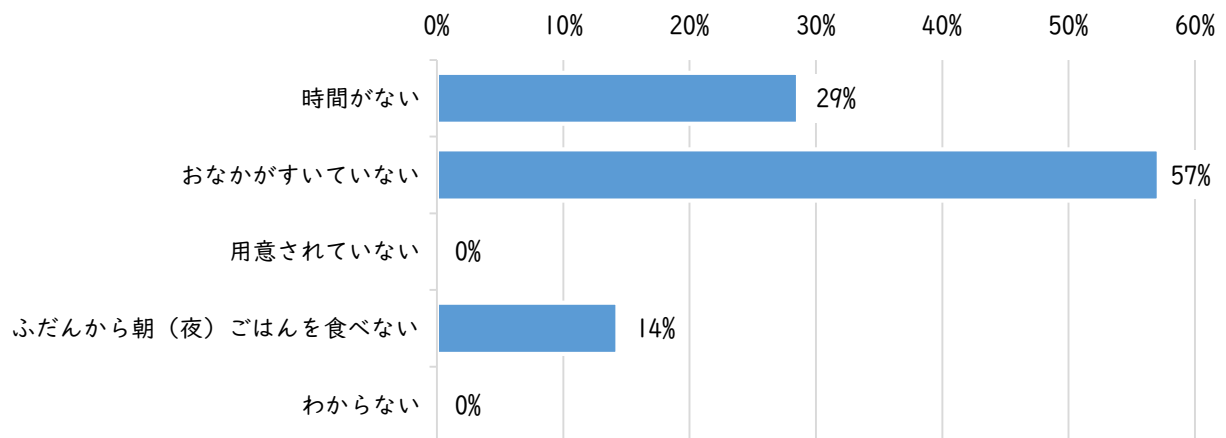


問4で、「1回」、「2回」と答えた人にお聞きします。

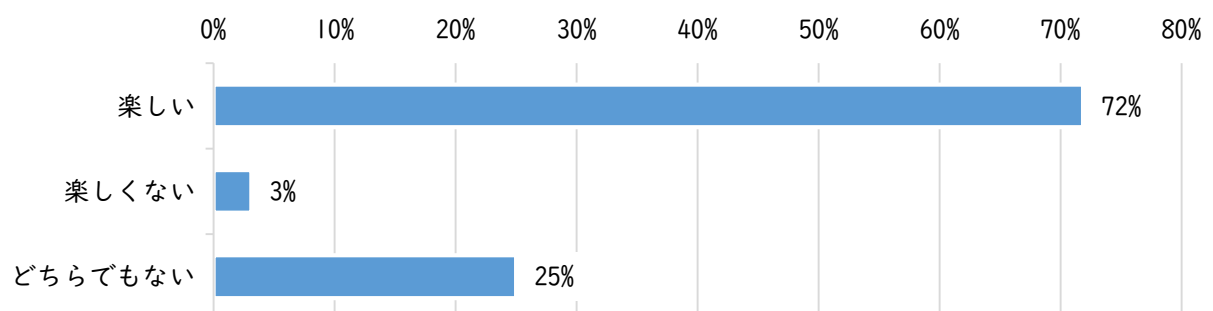
問4 あなたは、一日に何回ごはんを食べていますか。



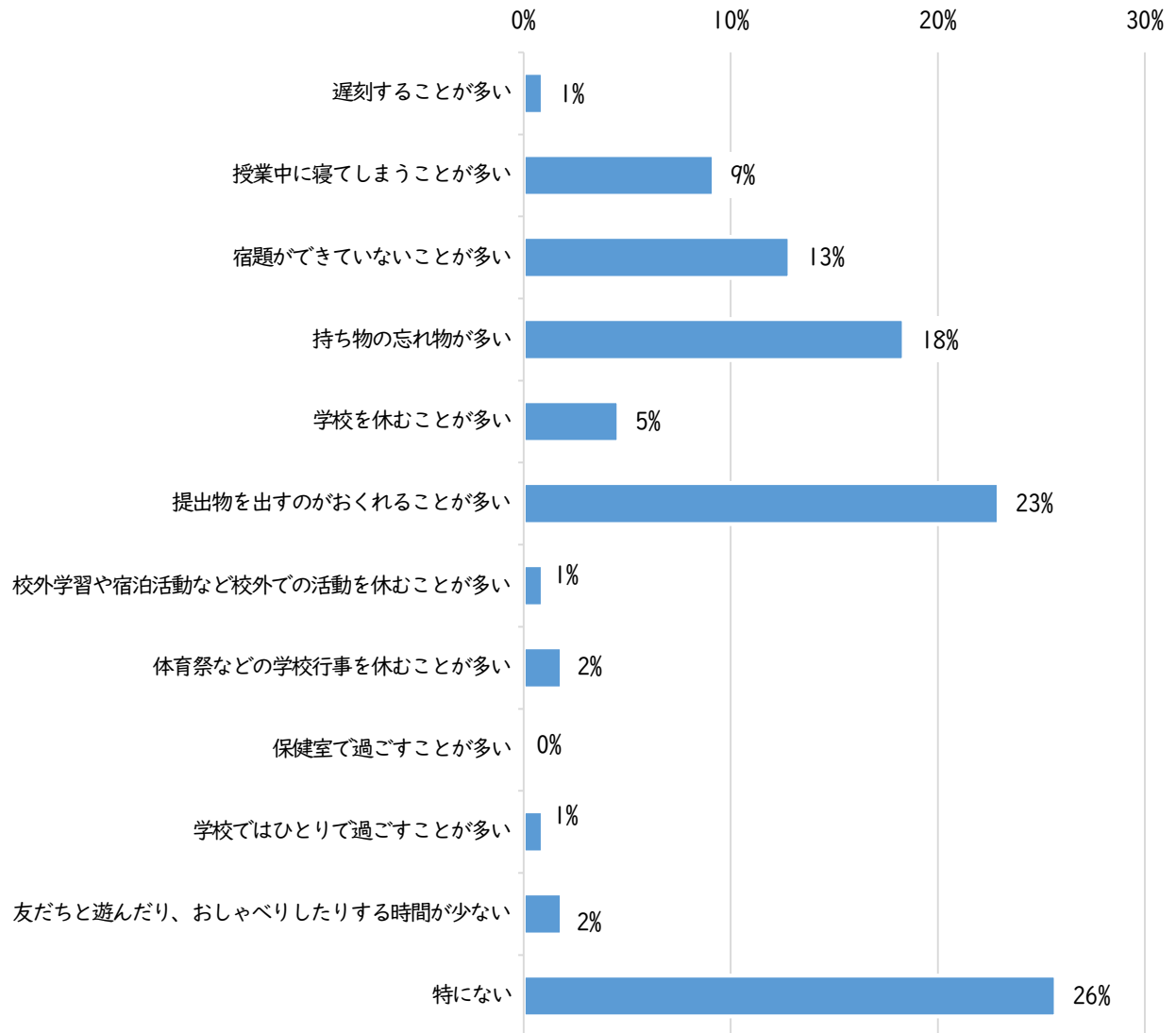
問4-1 あなたがごはんを食べない理由はなんですか。



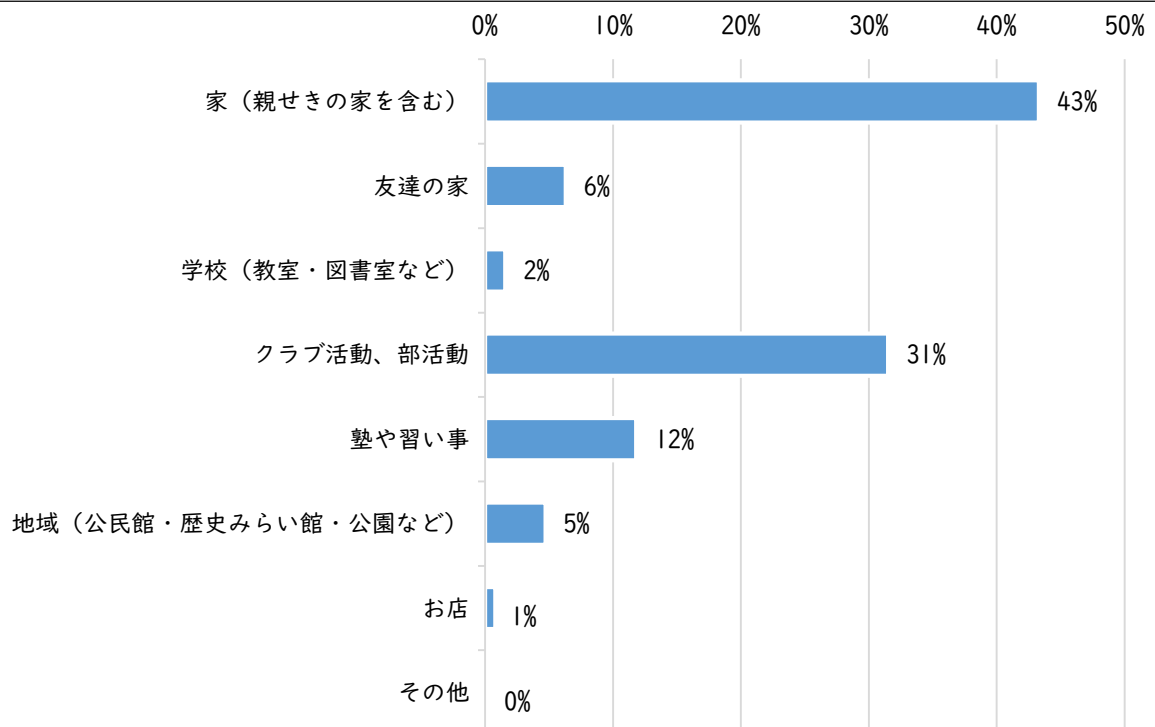
問5 あなたは、学校での生活が楽しいと思いますか。



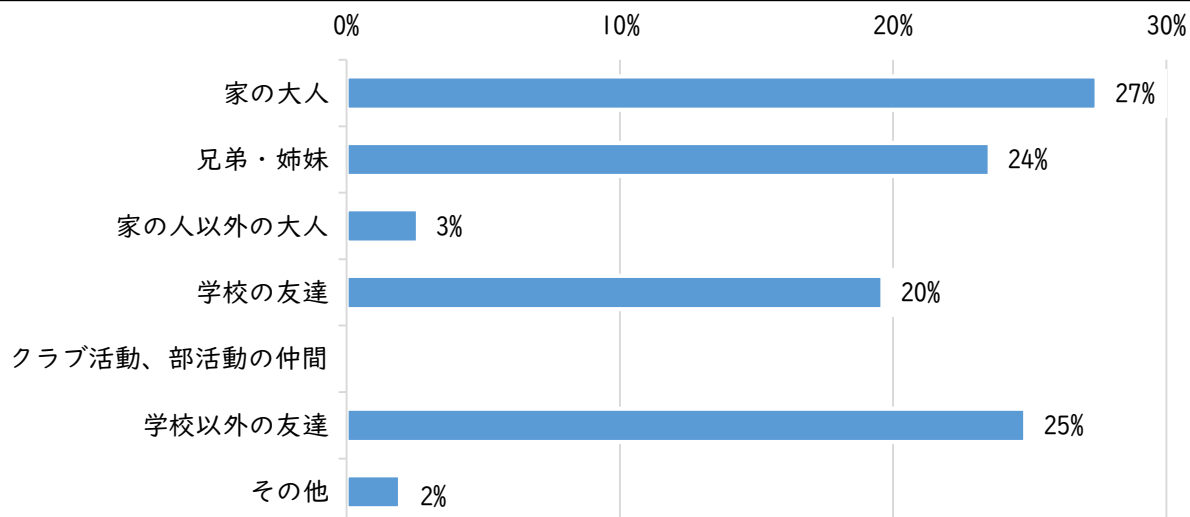
問6 あなたは、学校での生活や行事などで次のようなことがありますか。



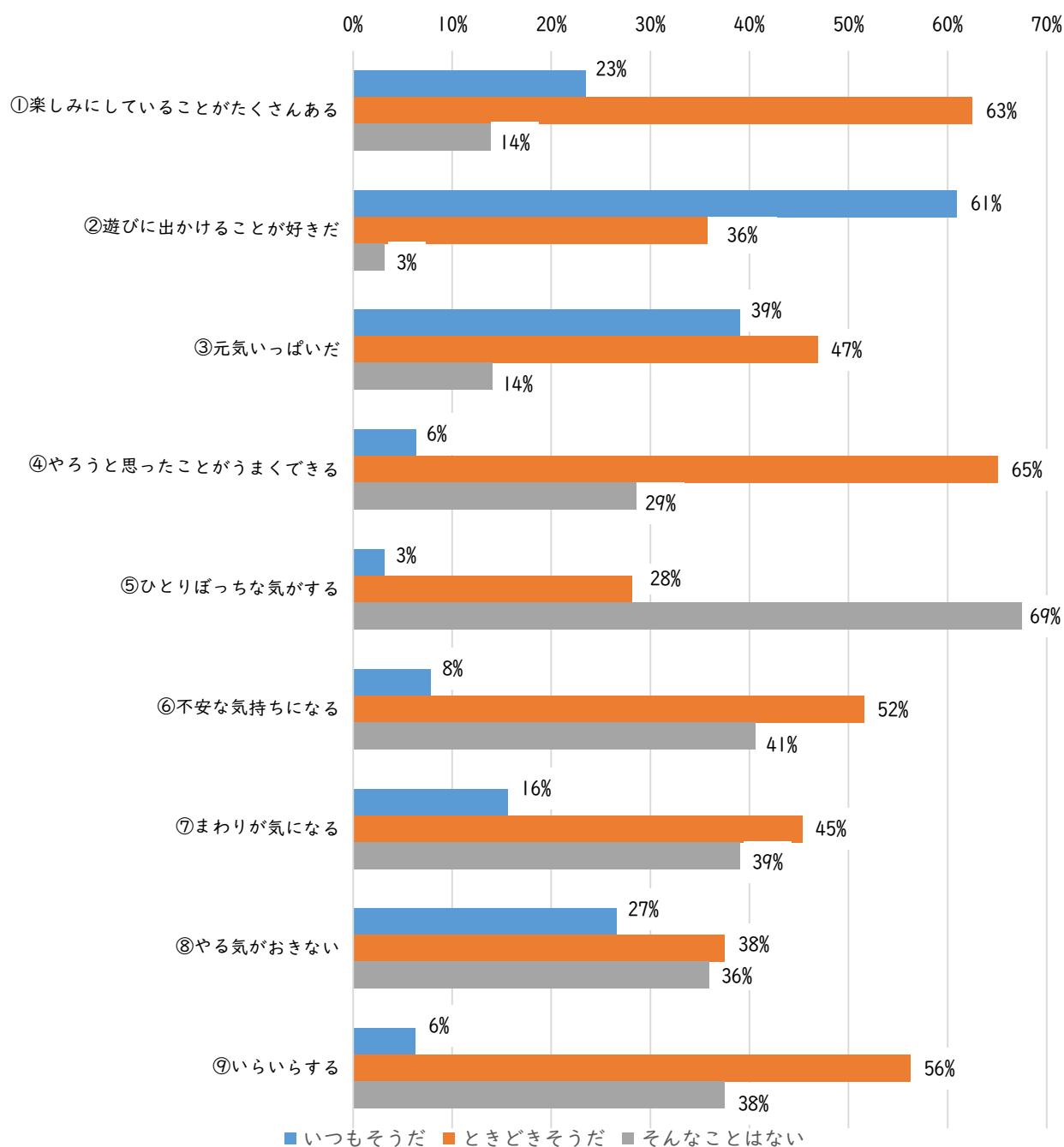
問7 あなたは、放課後などの自由時間にどこで過ごすことが多いですか。



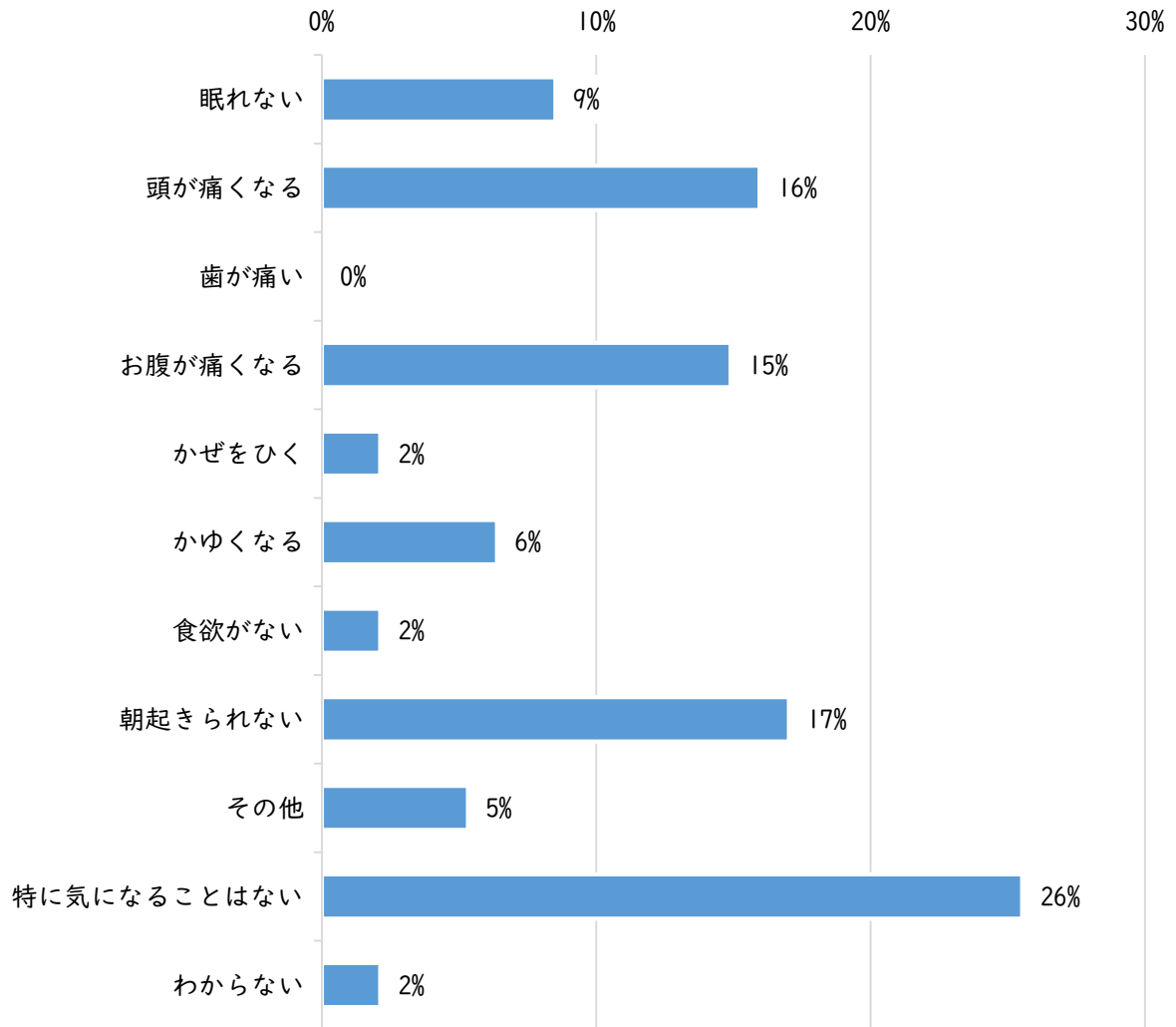
問8 あなたは、放課後などの自由時間に、誰と過ごすことが多いですか。



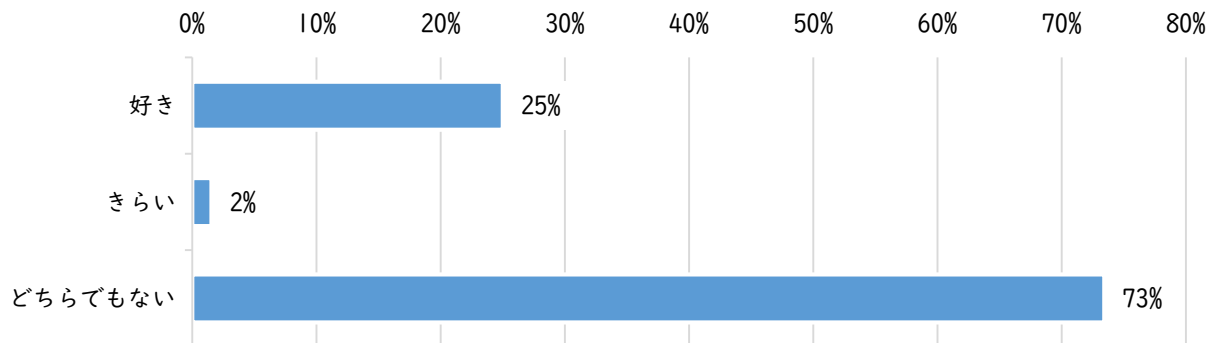
問9 この一週間、どんな気持ちや状況だったのか教えてください。



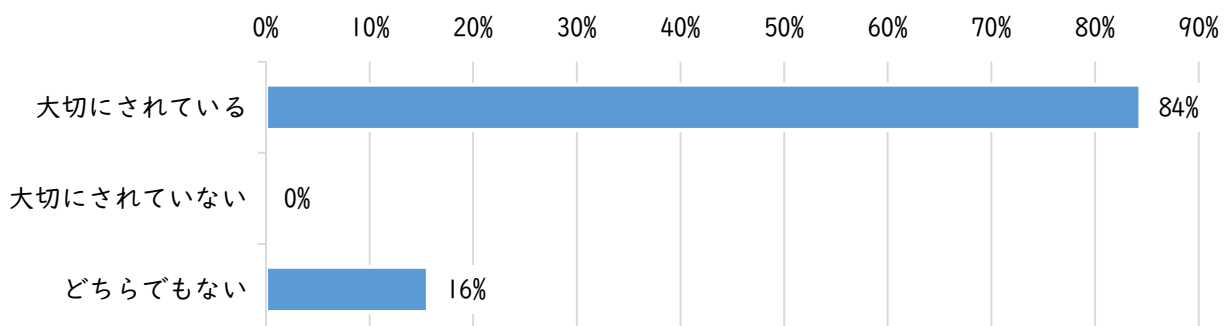
問10 あなたは、自分の体の状態で気になることはありますか。



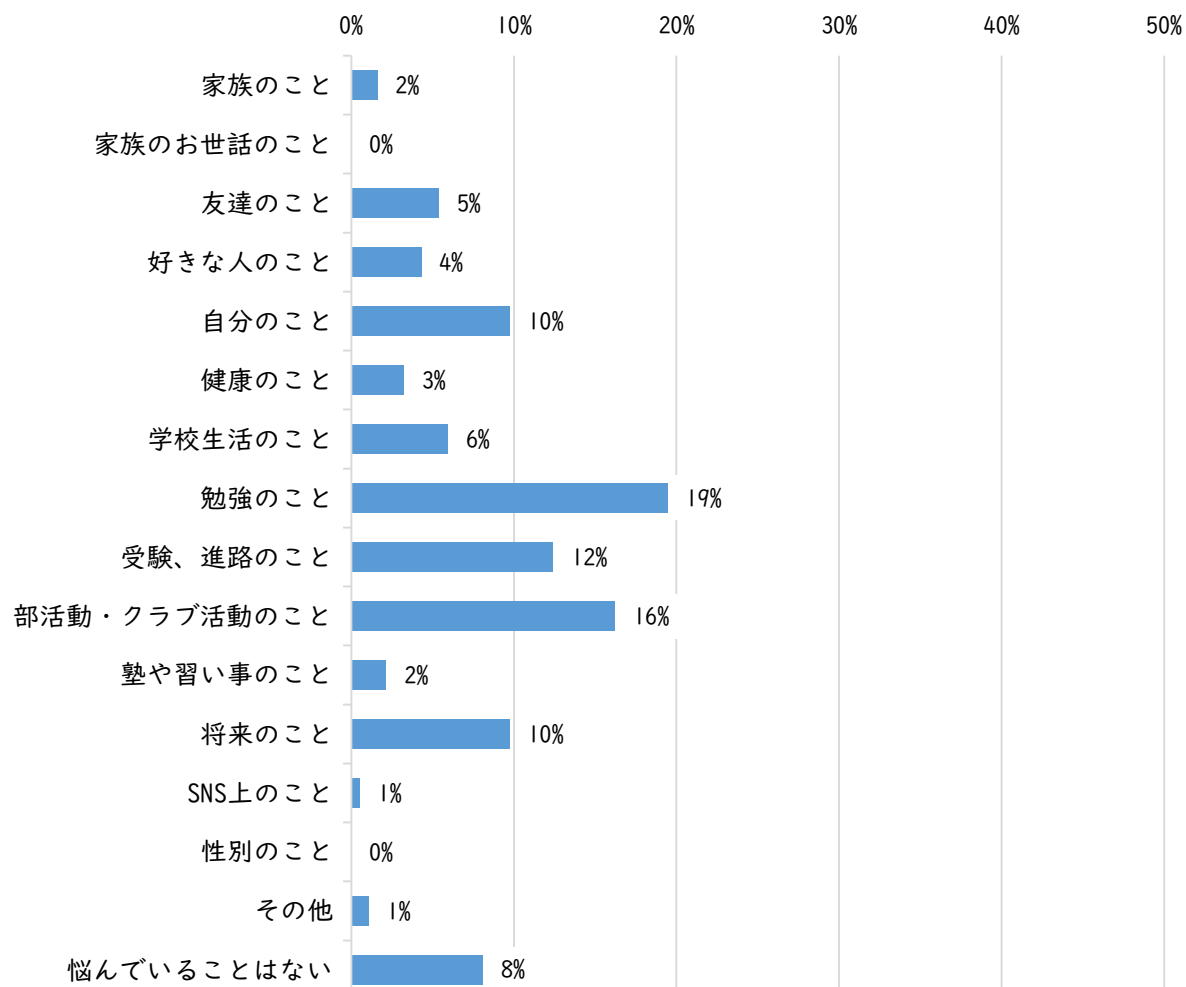
問11 自分のことをどのように思いますか。



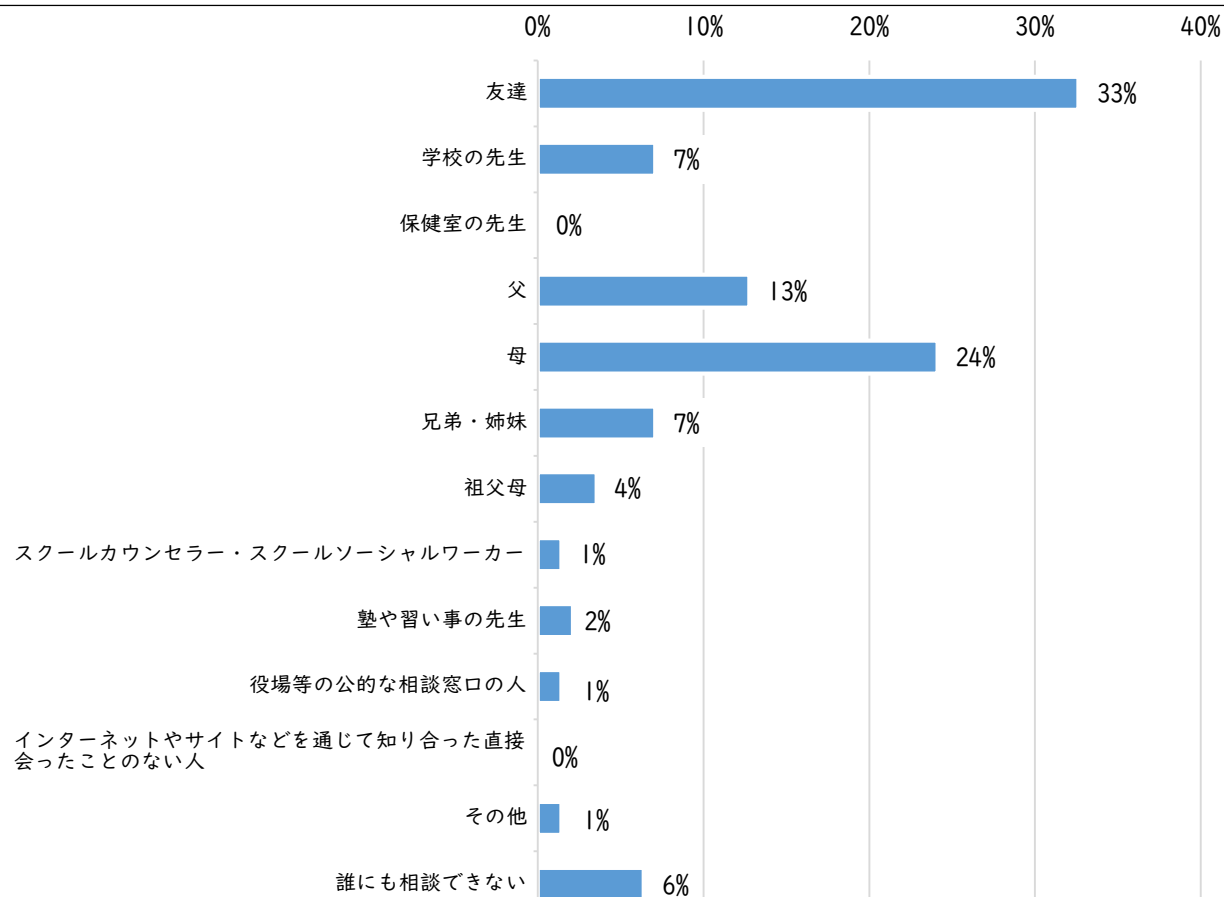
問12 あなたは家族や周りの大人に大切にされていると思いますか。



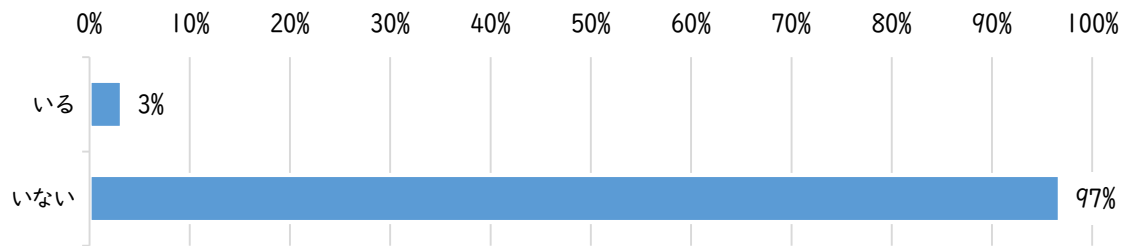
問13 現在、悩んでいることがありますか。



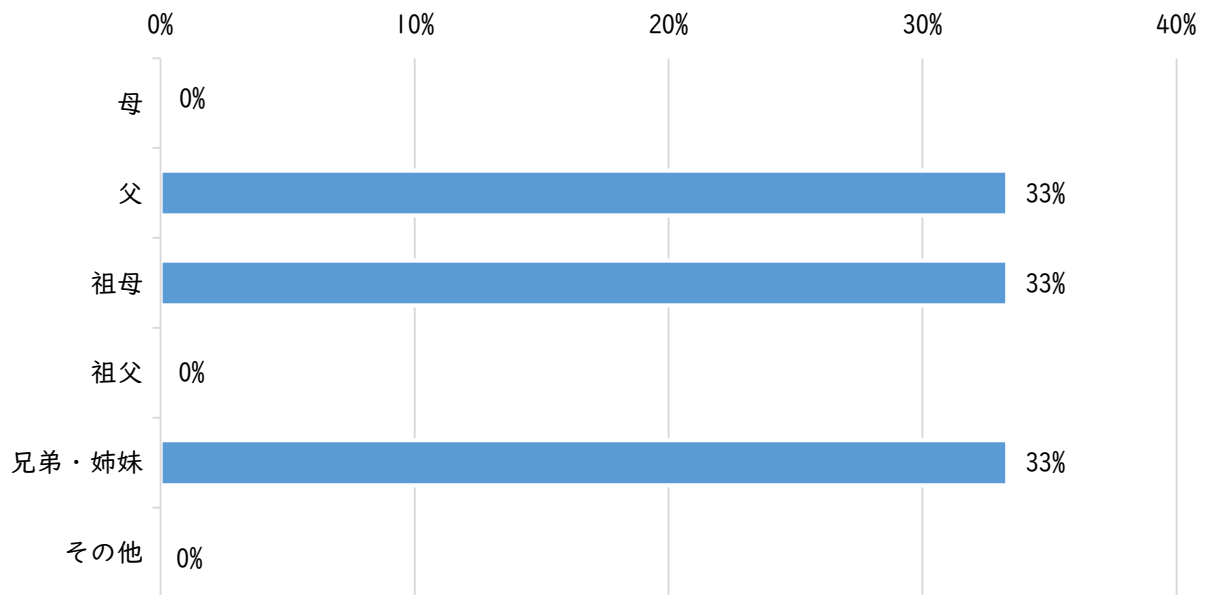
問14 悩んでいるときや困っているときは誰に相談しますか。



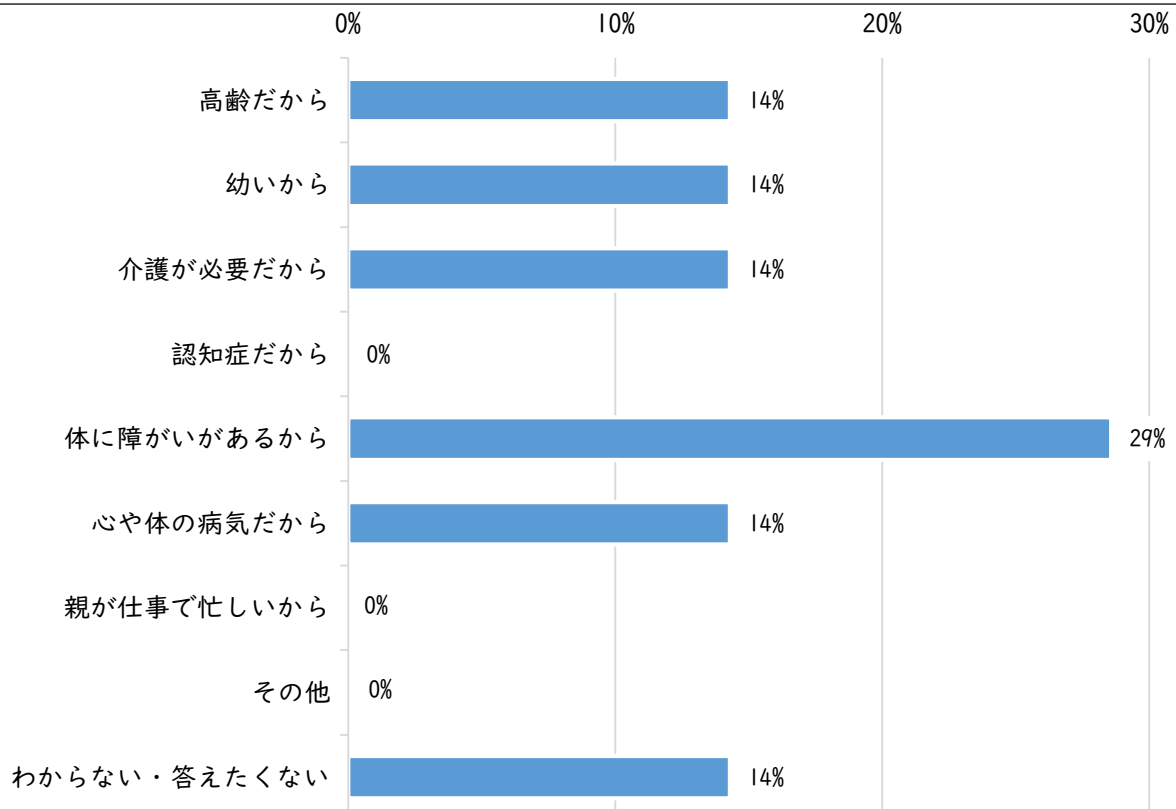
問15 あなたが中心となって、お世話をしている家族の人はいますか。



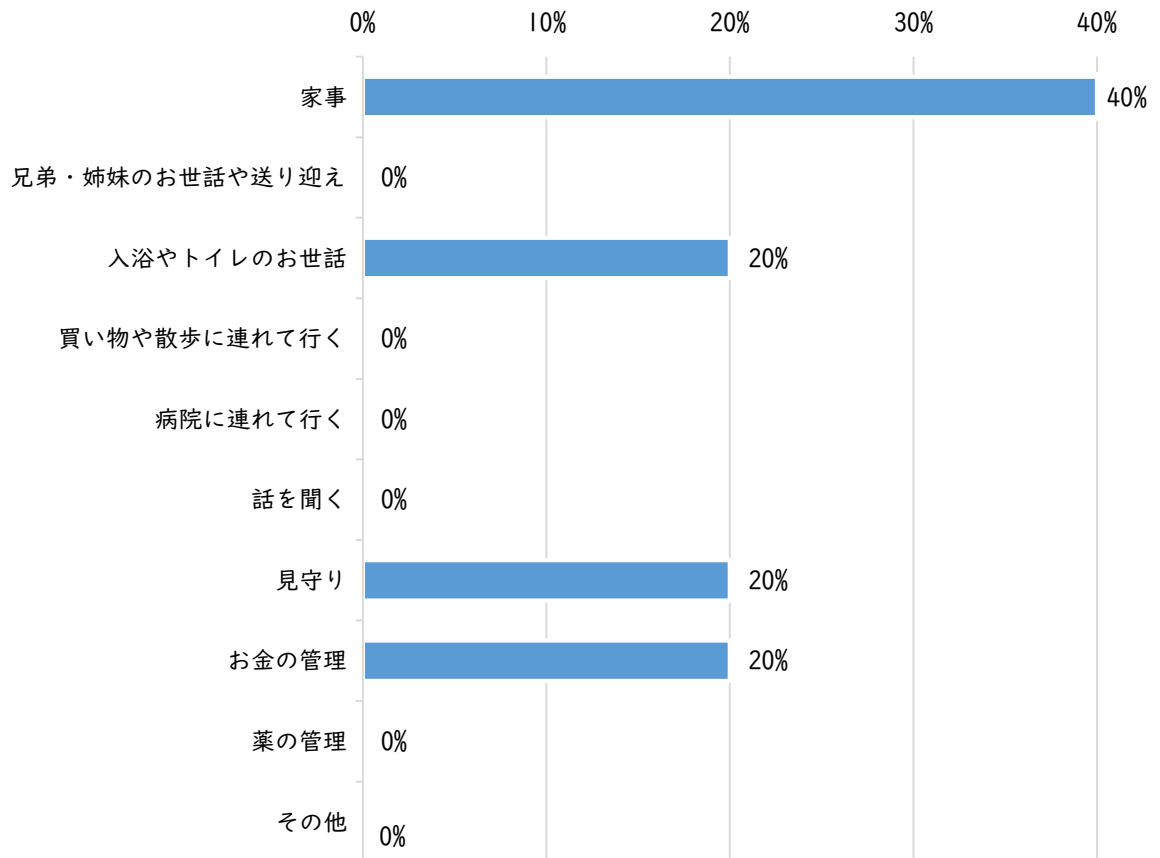
問15-1 あなたがお世話をしている人はだれですか。



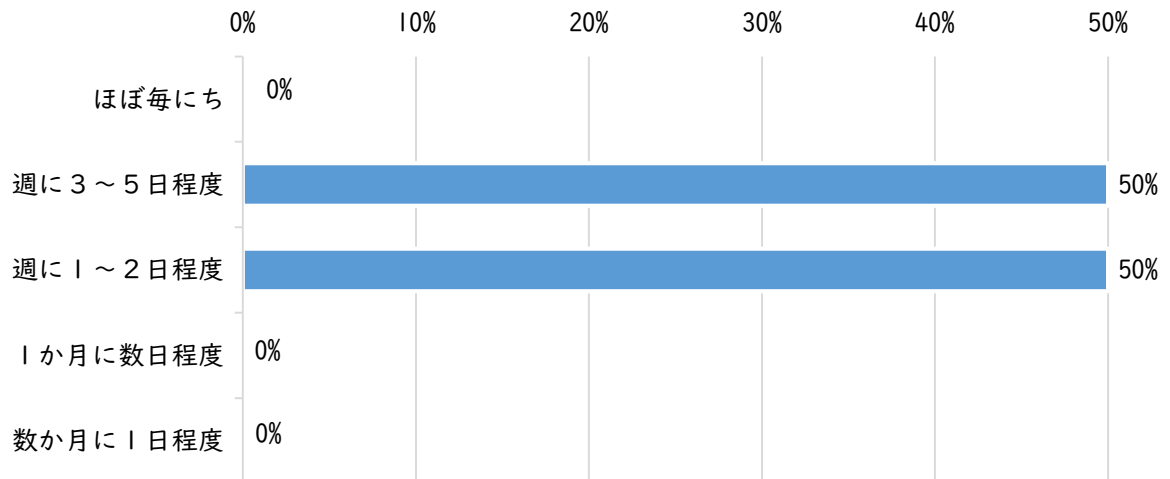
問15-2 あなたがお世話をしている理由はなんですか。



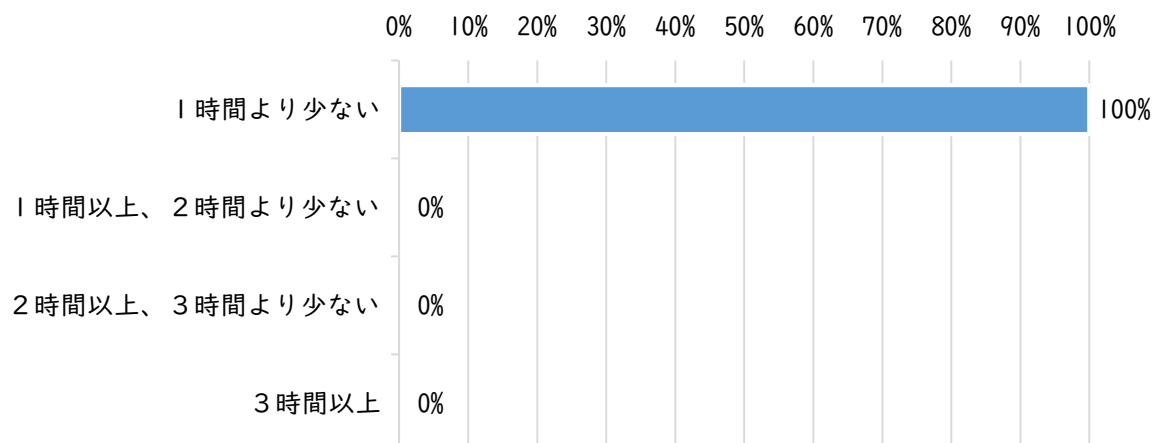
問15-3 あなたはどのようなお世話をしていますか。



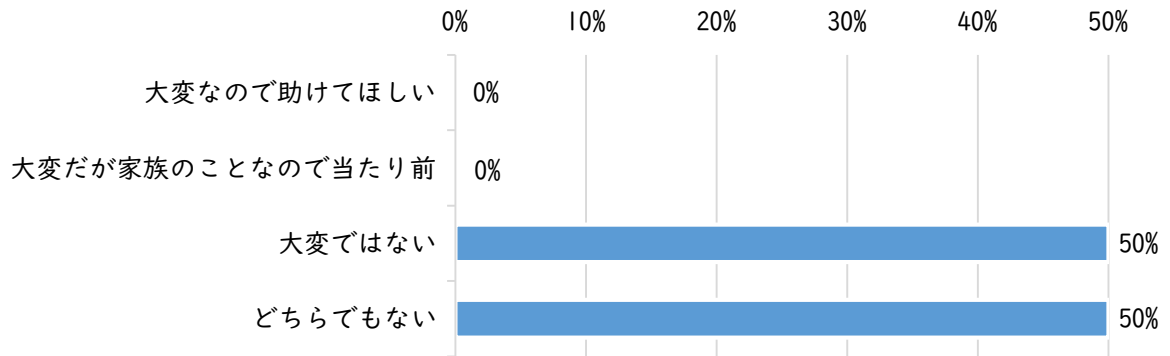
問15-4 あなたはどのくらいお世話をしていますか。



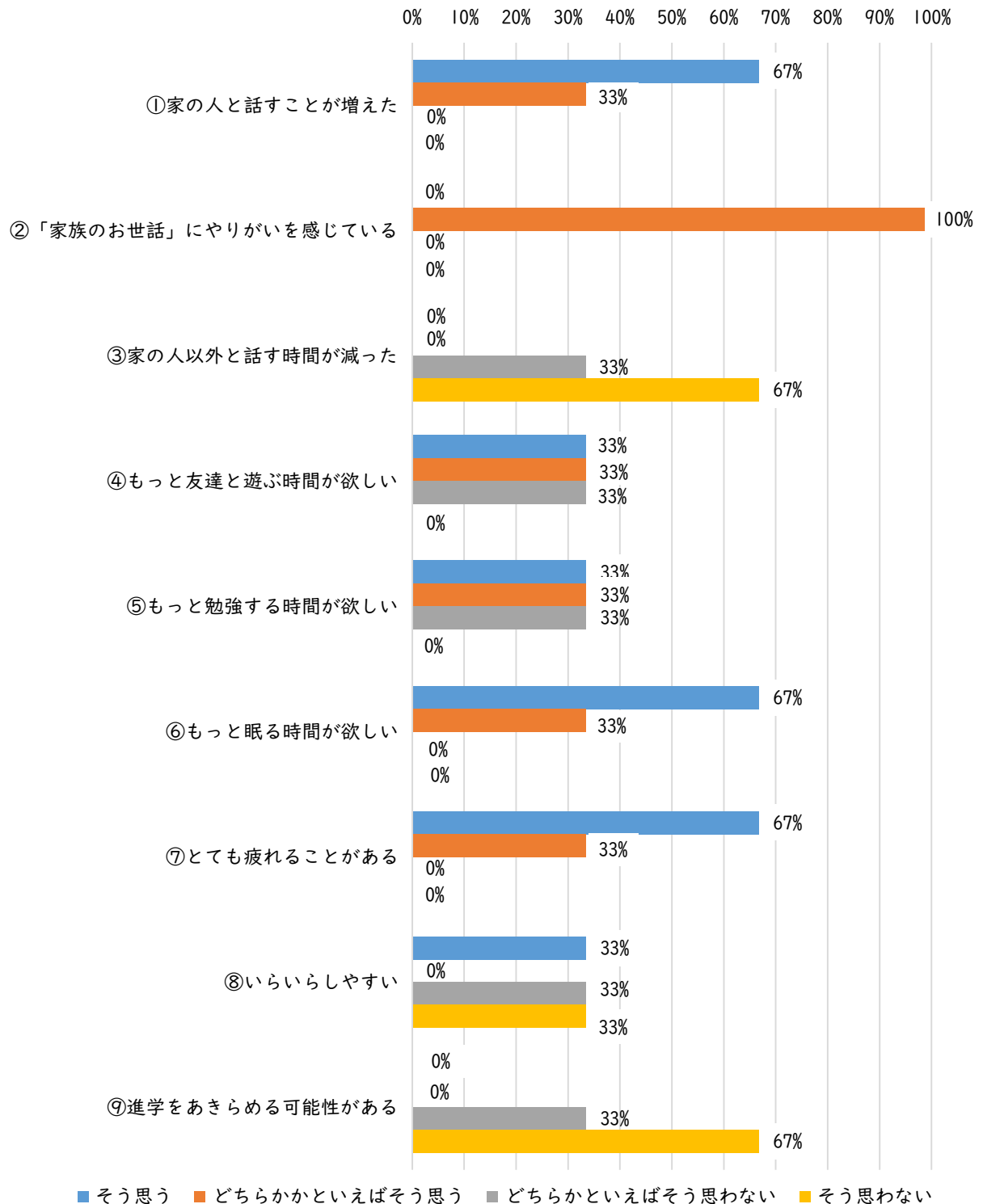
問15-5 あなたは学校がある日に、1日のうちどれくらいお世話をしていますか。



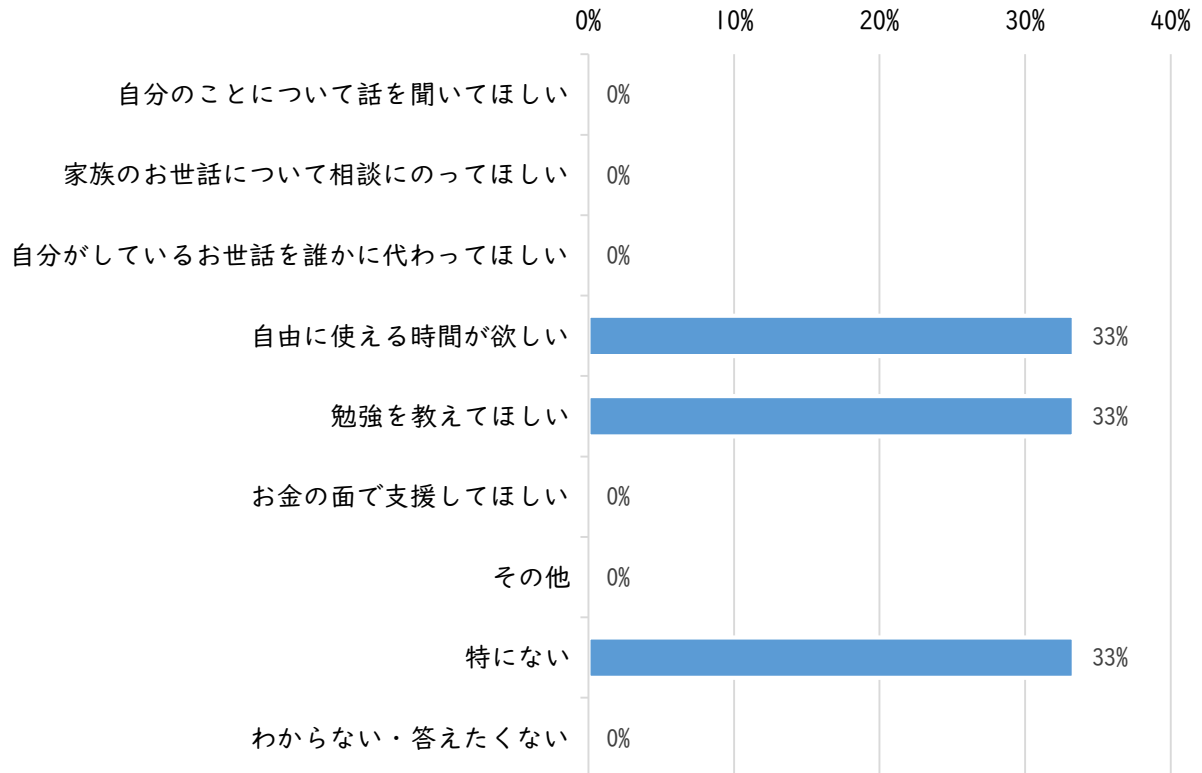
問15-6 あなたはお世話をすることをどう思っていますか。



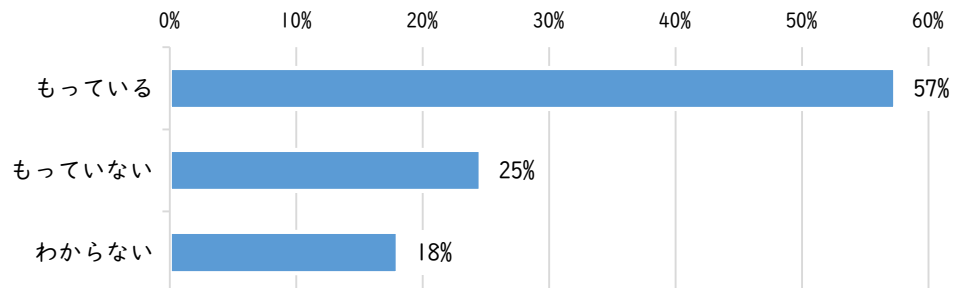
問15-7 「家族のお世話」をしていることによって、あなた自身に当てはまるものはどれですか。



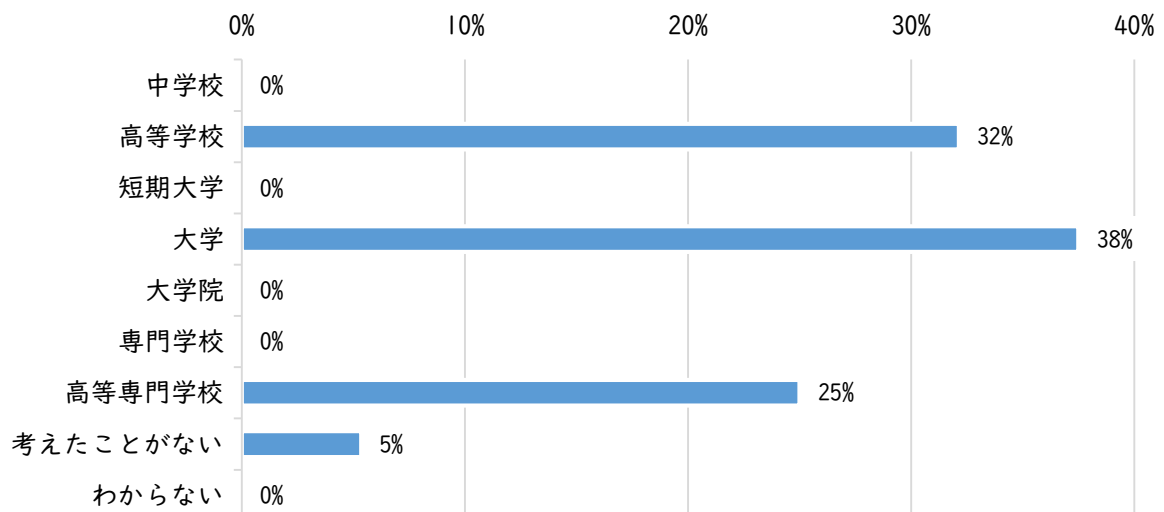
問15-8 あなたは学校や周りの人にしてもらいたいことがありますか。



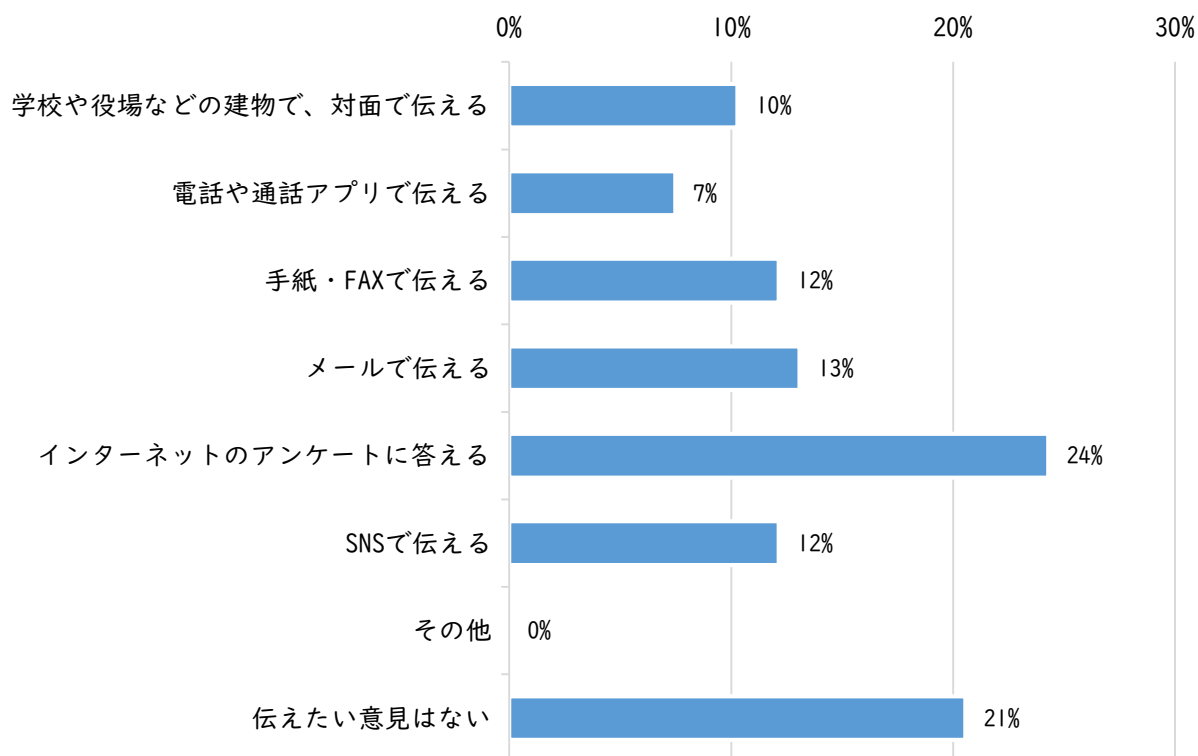
問16 目標を持っていますか。



問17 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか



問18 あなたには、自由に意見を表すことができる権利があります。どんな方法があれば、学校や村田町に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。



問19 最後に、あなたが村田町に、伝えたいこと、してもらいたい事など思うことがあれば自由に書いてください。※類似の回答は集約し、その数は()に記載

◇あったらいいもの

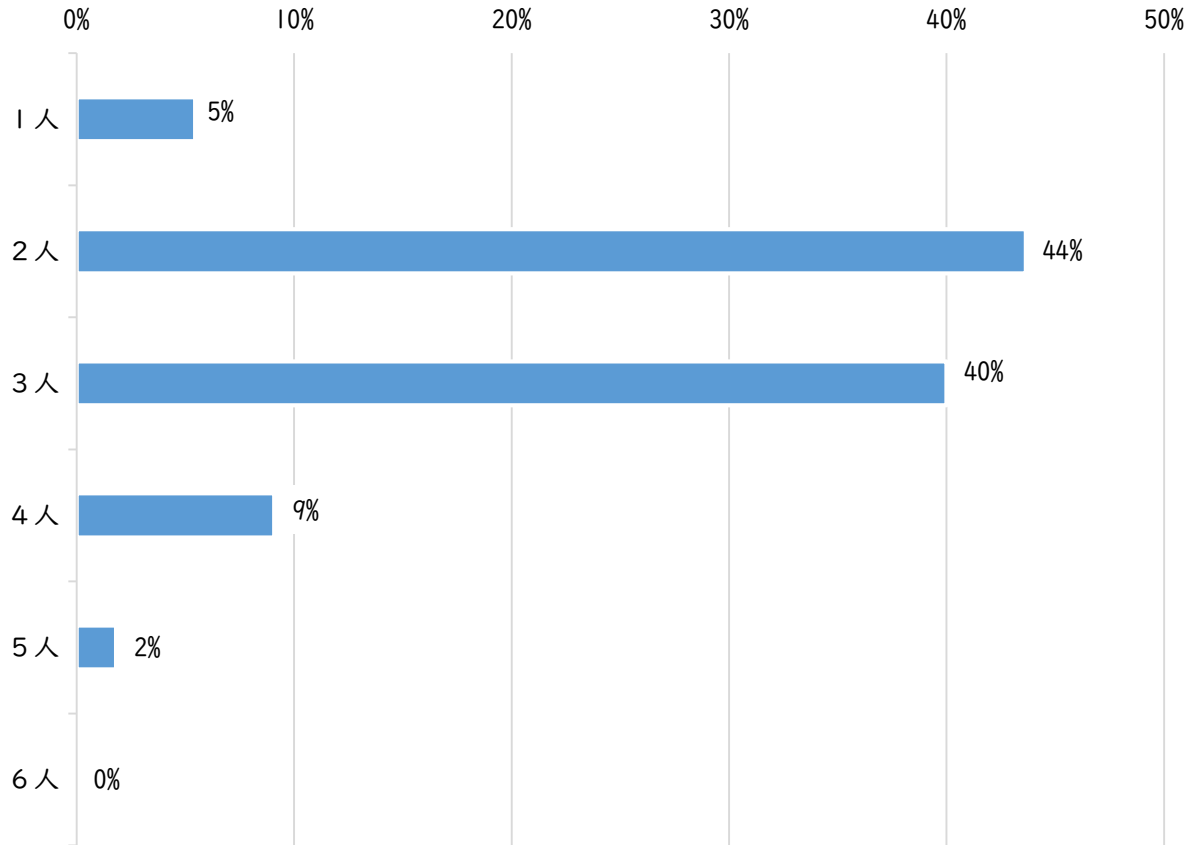
- 商業施設(スーパー、文具店、カードショップ、飲食店等)(11)
- 駅(3)
- こどものための場所(居場所)(4)
- 自動販売機
- 遊べる場所(公園、運動ができる場所)(3)

◇環境に関すること

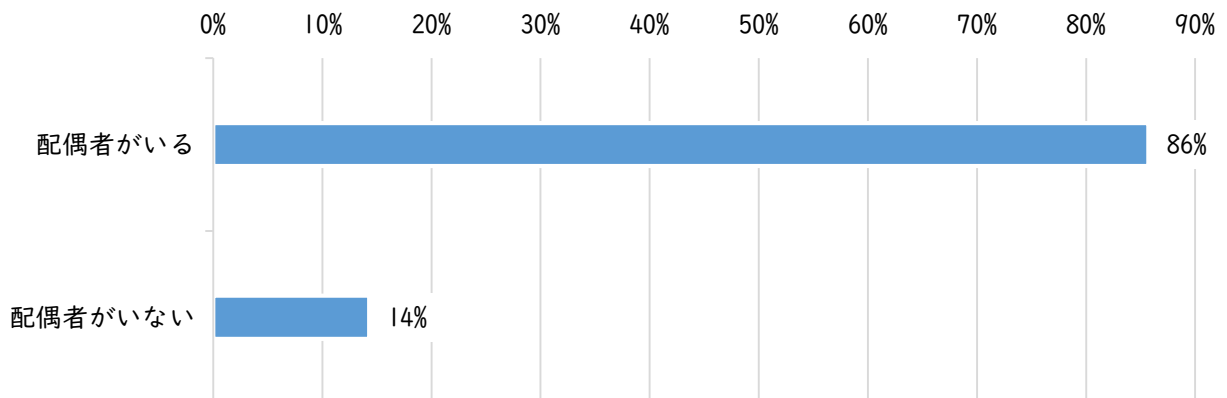
- 公園やグラウンドの整備(2)
- 第二中学校の存続
- 学校がきれいになるといい(2)
- 電灯が増えるといい

【中学2年生保護者】

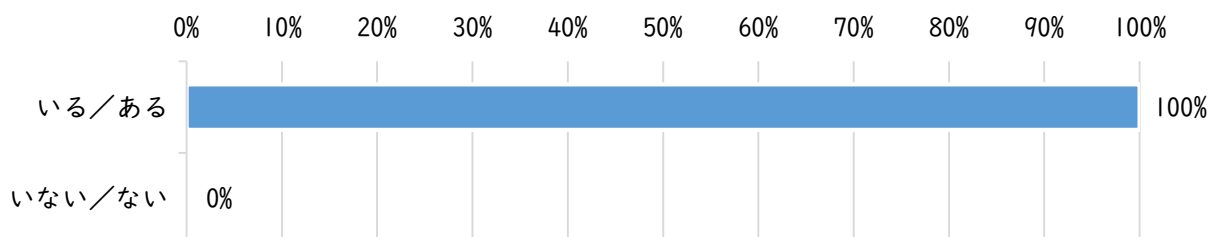
問1 お子さんは何人いらっしゃいますか。



問2 ご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

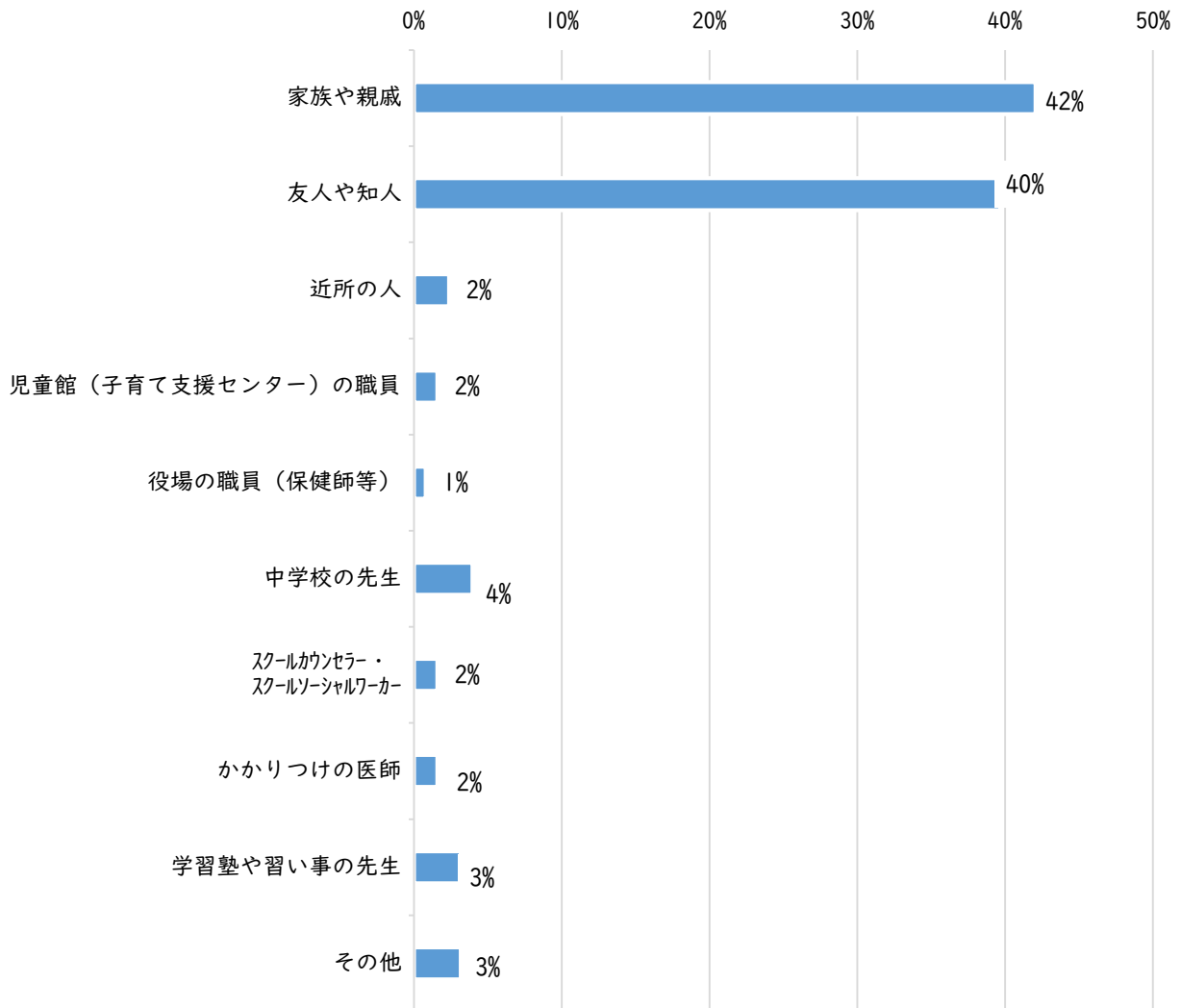


問3 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

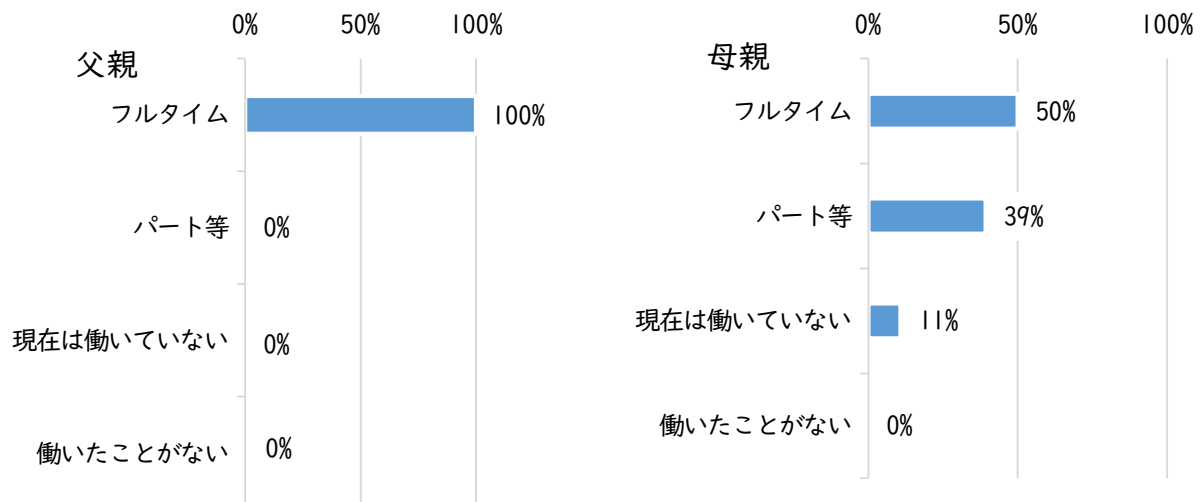


問3で、「いる／ある」と答えた人にお伺いします。

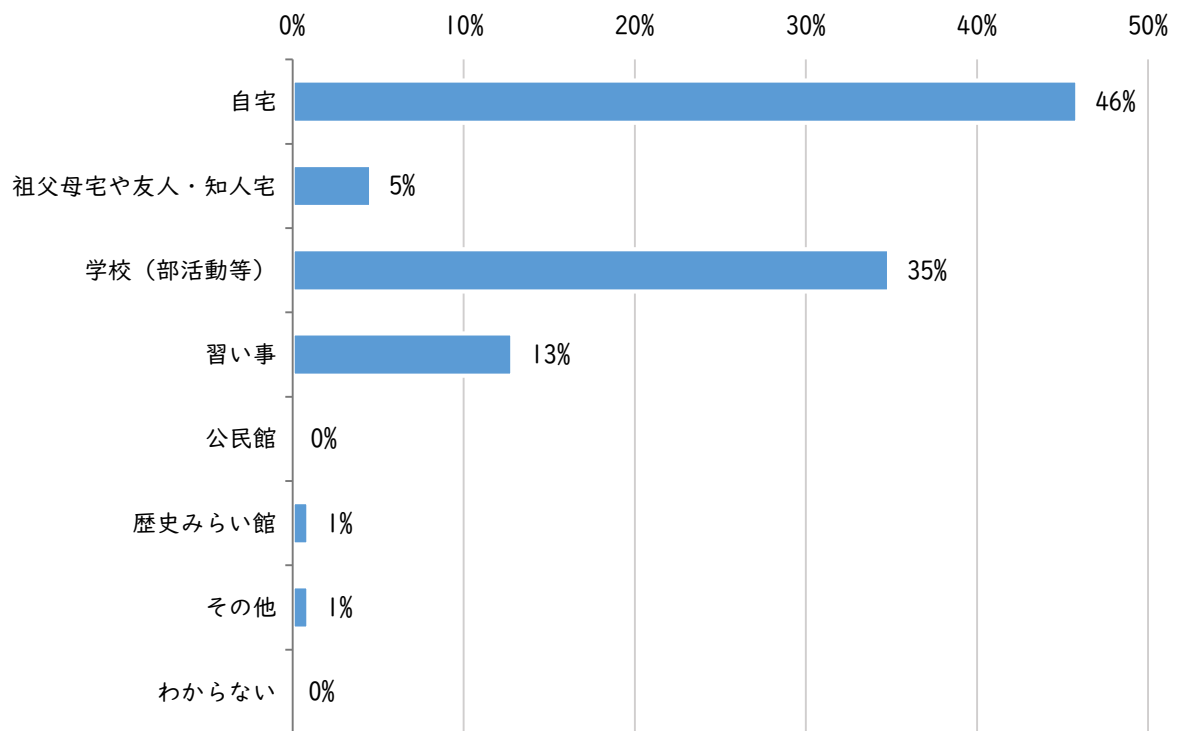
問3-1 お子さんの子育てに関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。



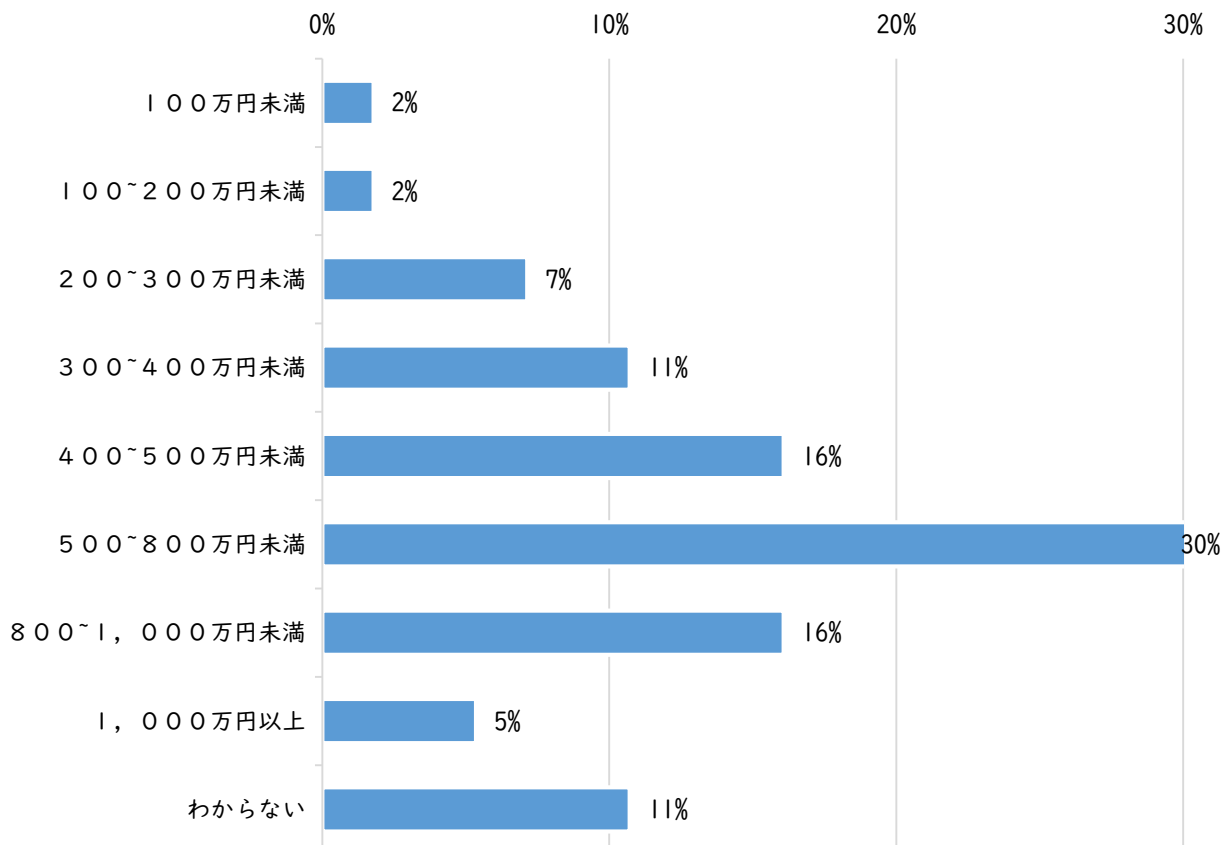
問4 お子さんの保護者の現在の就労状況について教えてください。



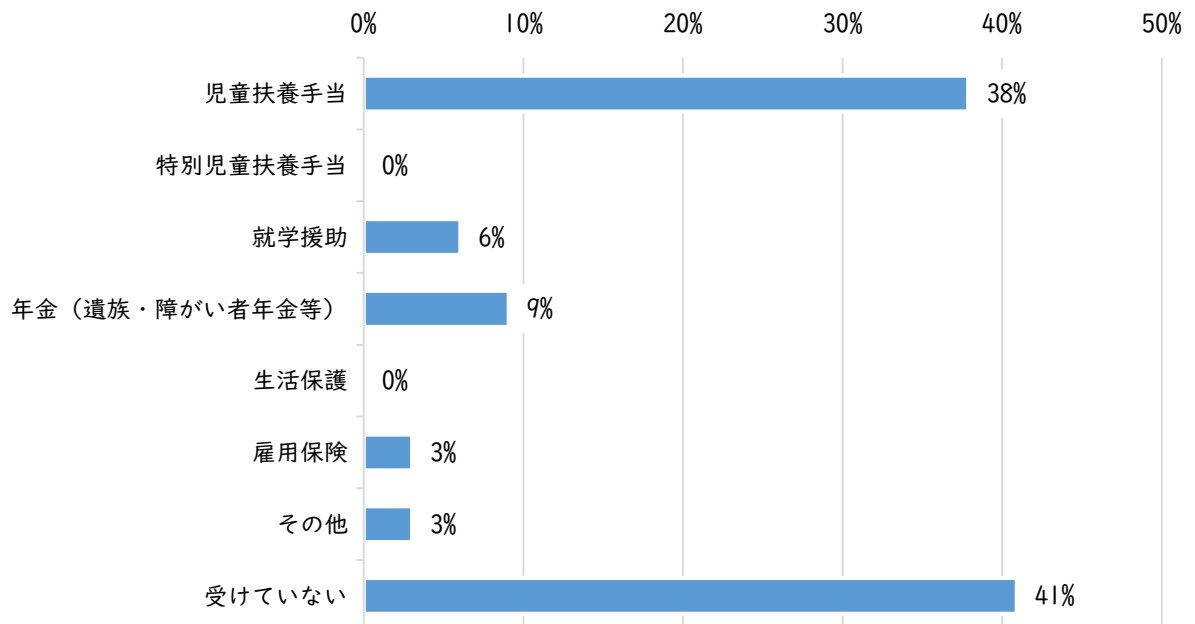
問5 放課後の過ごし方について、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。



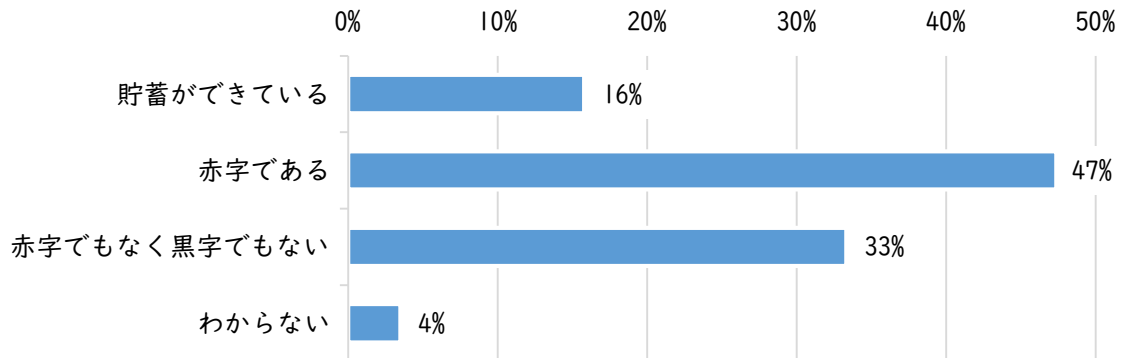
問6 過去1年間の、家族全員の収入の合計額はおよそいくらでしたか。



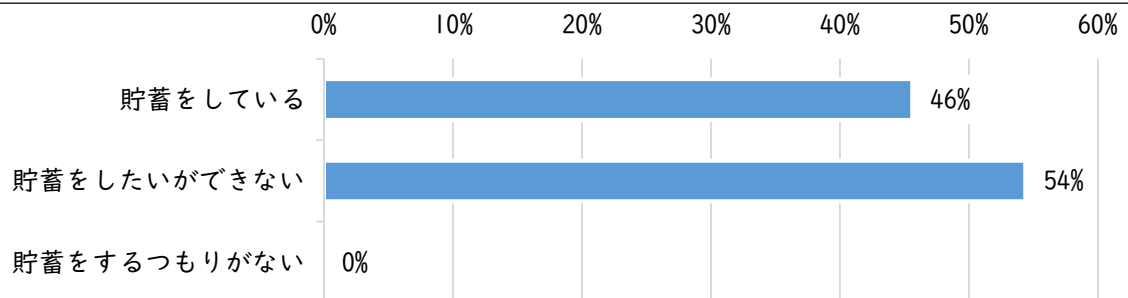
問7 あなたの世帯で、次のような公的年金、社会保障給付金を受けていますか。



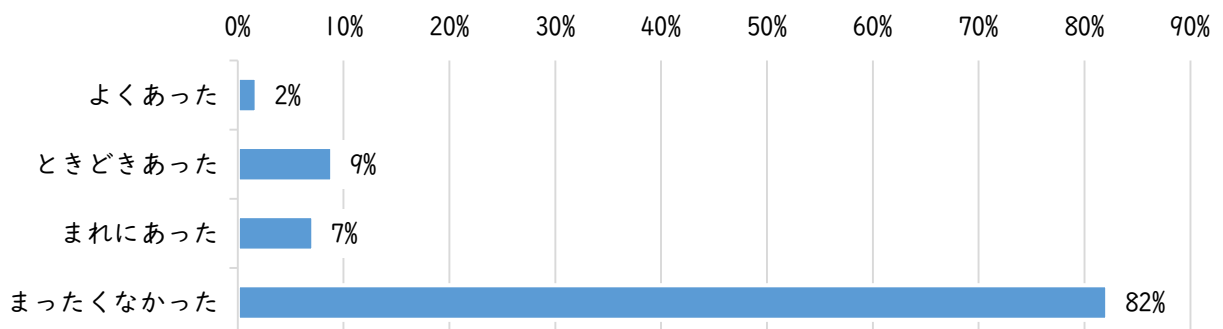
問8 過去1年間のあなたの家計の経済状況はどうでしたか。



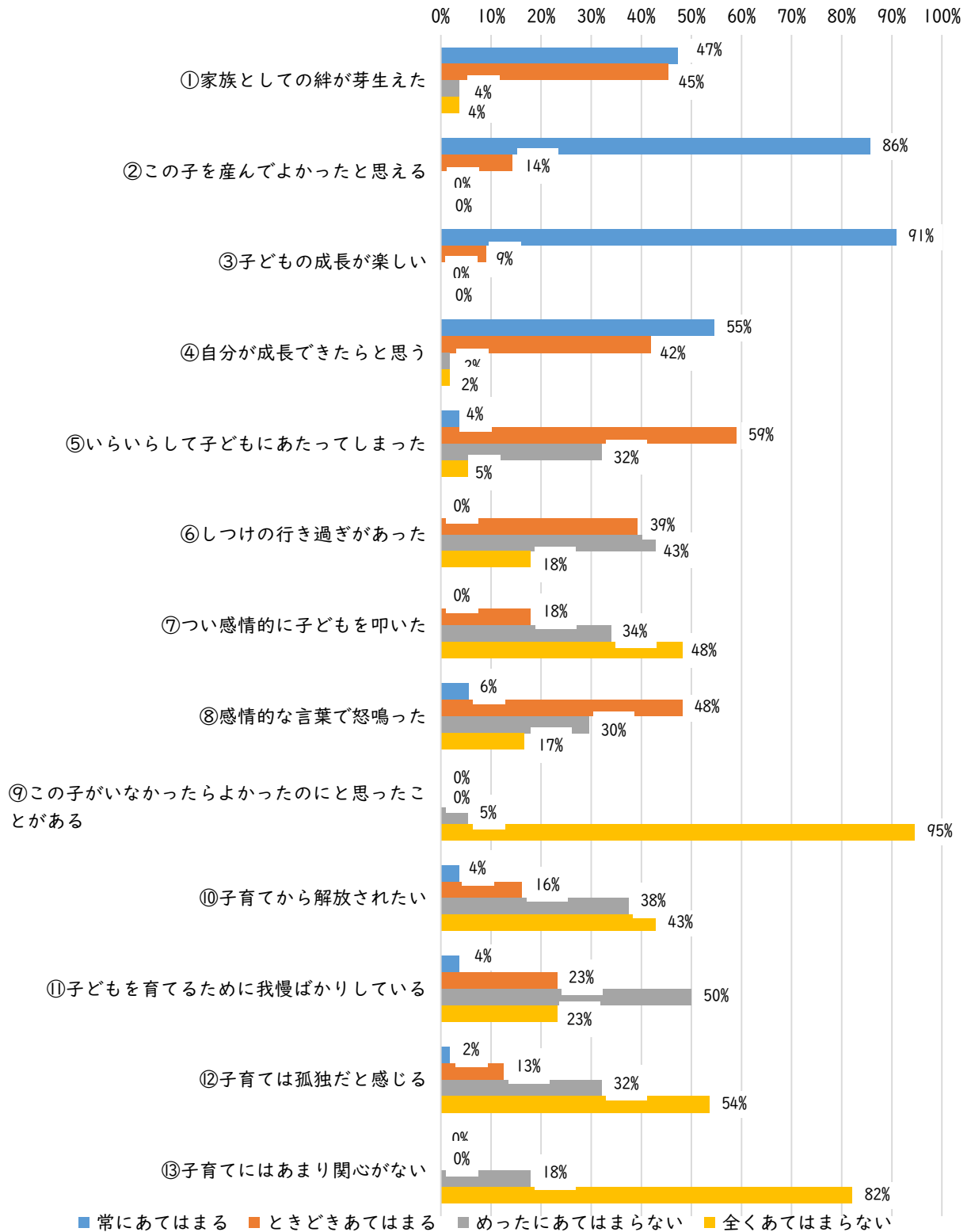
問9 お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。



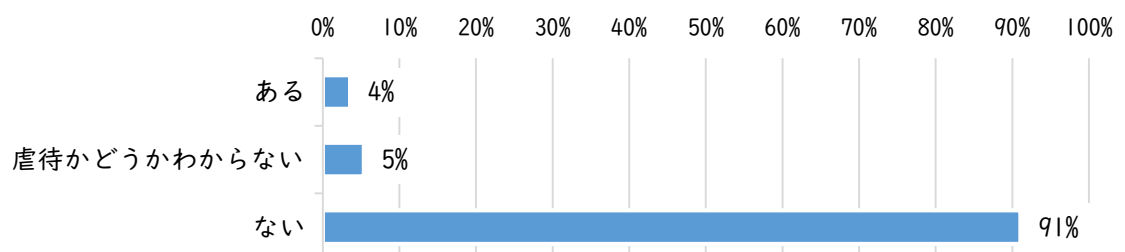
問10 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。また、水道・電気・ガス料金が払えないことがありましたか。



問11 これまでの子育ての中で次のようなことがあったり、思ったりしたことはありますか。

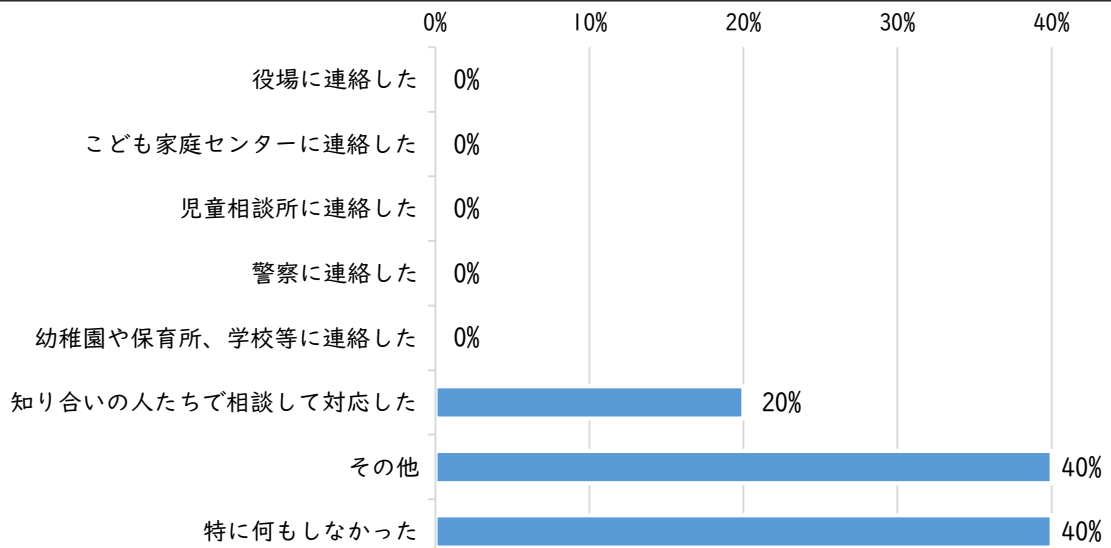


問12 最近、マスメディア等で、児童の虐待について取り上げられていますが、あなたの身近なところで、子どもの虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。

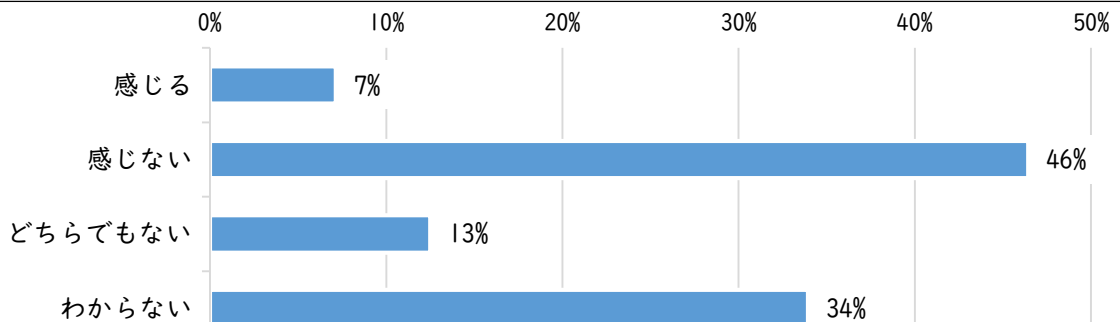


問12で、「ある／虐待かどうか分からない」と答えた人にお伺いします。

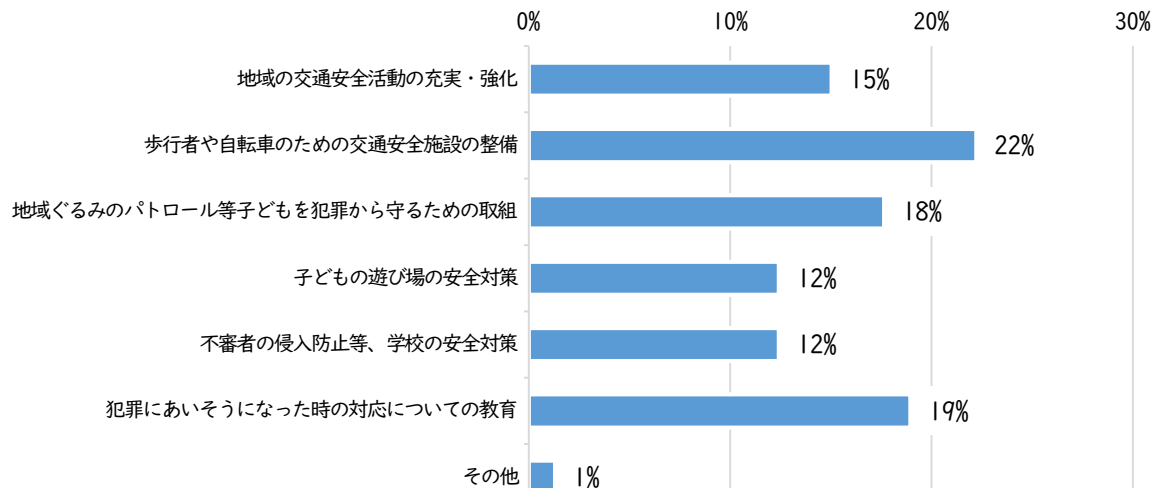
問12-1 その時、どのように対応しましたか。



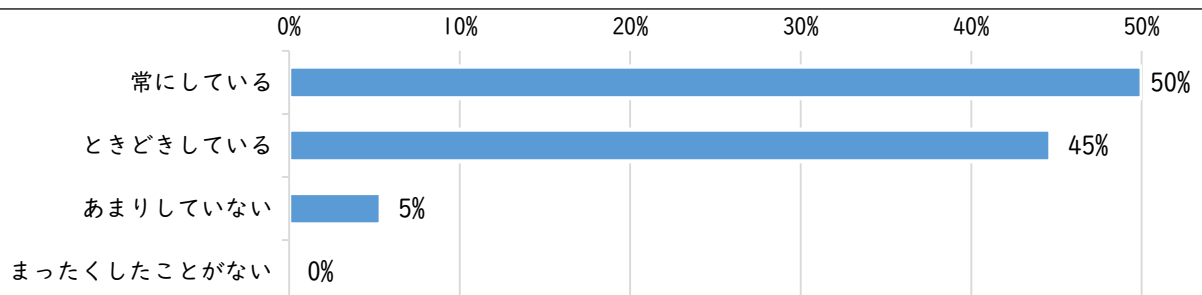
問13 村田町で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じますか。



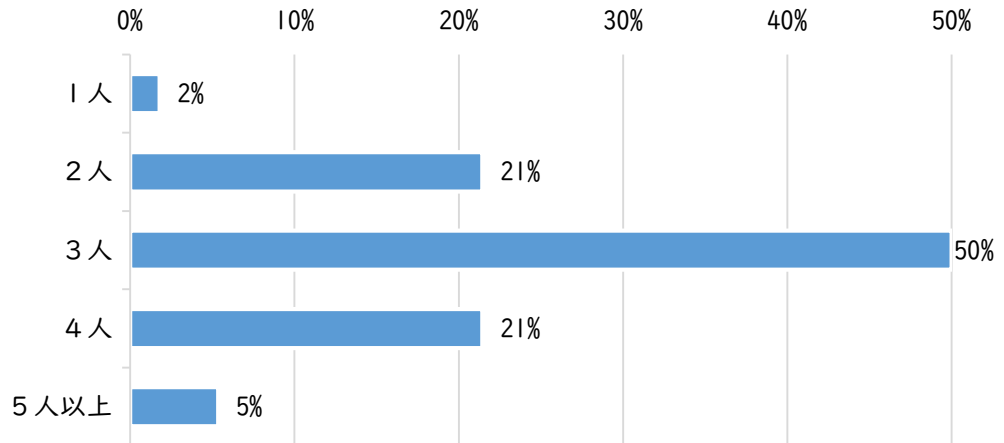
問14 子どもの安全を守るために、特に重要と思われることは次のうちどれですか。



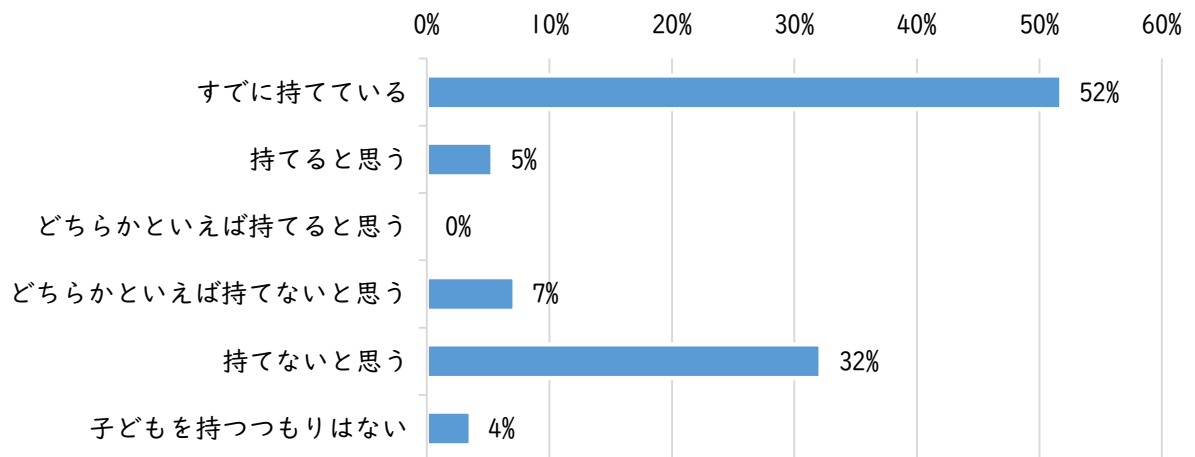
問15 あなたは、子育てをしていて子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識したことはありますか。



問16 あなたが理想とする（経済的なことは考えず、可能なら持ちたいと思う）お子さんの人数は
今いるお子さんも含め、全部で何人ですか。

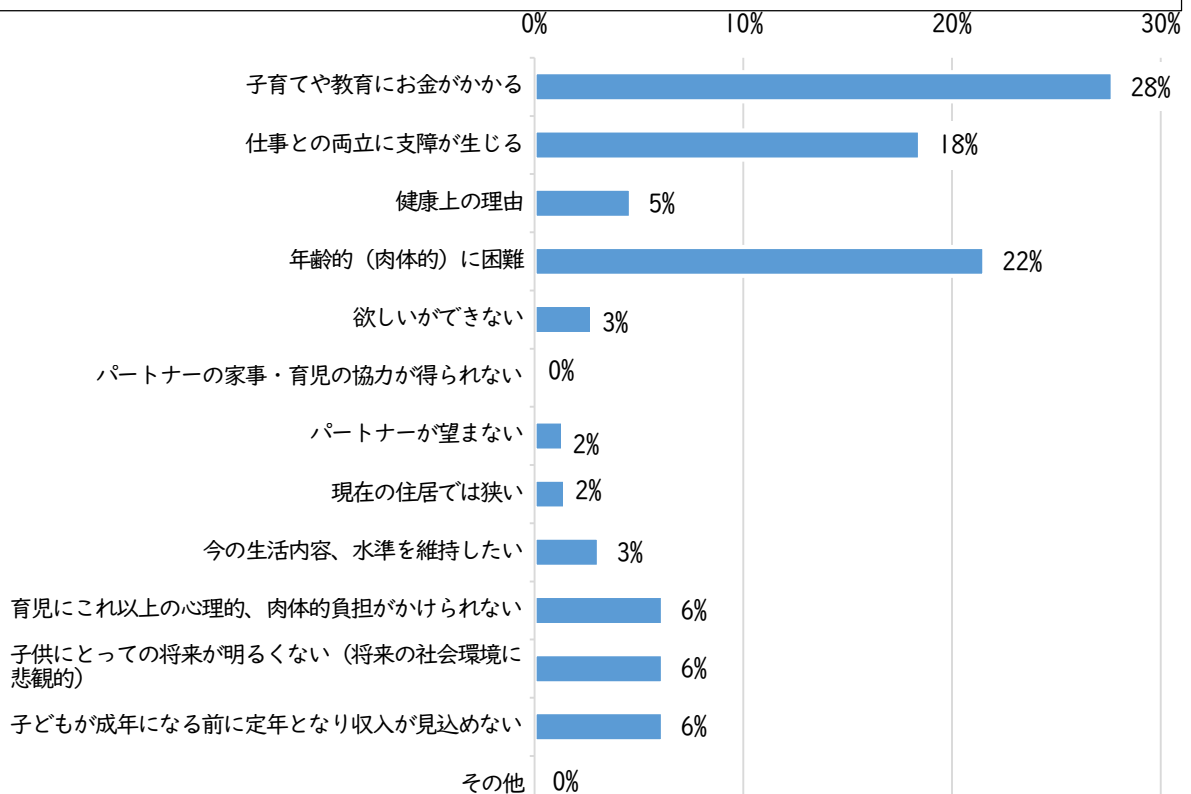


問17 あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てると思いますか。

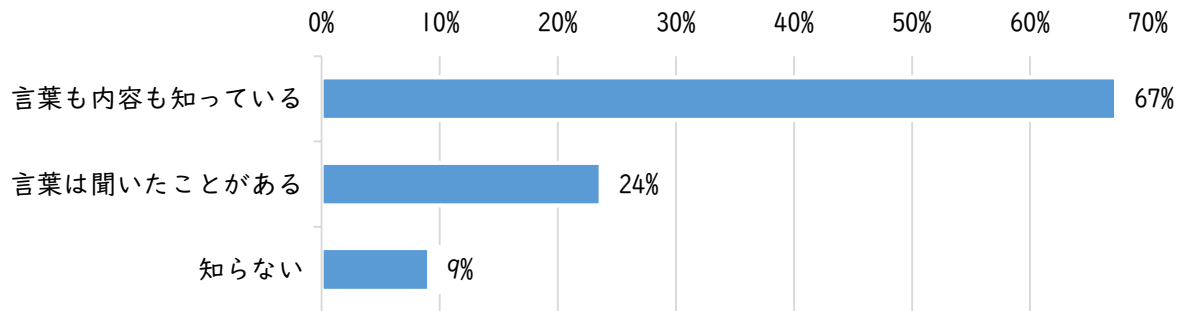


問17で、「どちらかといえば持てないと思う／持てないと思う」と答えた人にお伺いします。

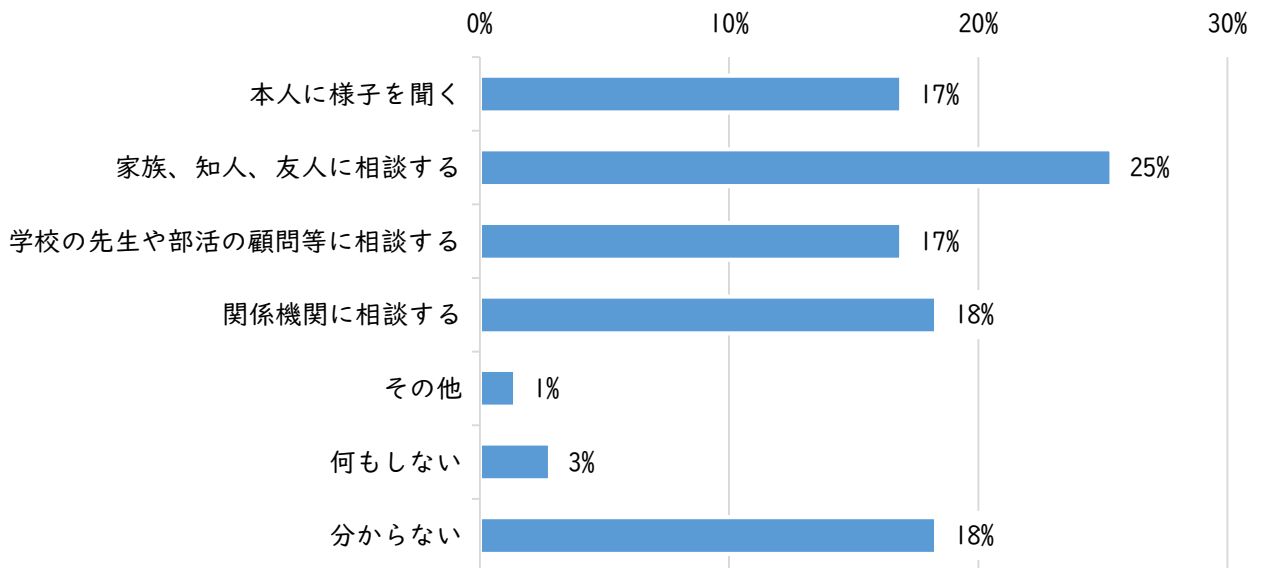
問17-1 あなたは今後、理想とするお子さんの人数を実現できないと思う理由は何ですか。



問18 あなたはヤングケアラーという言葉は知っていますか。



問19 あなたの周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合、どのように対応しますか。



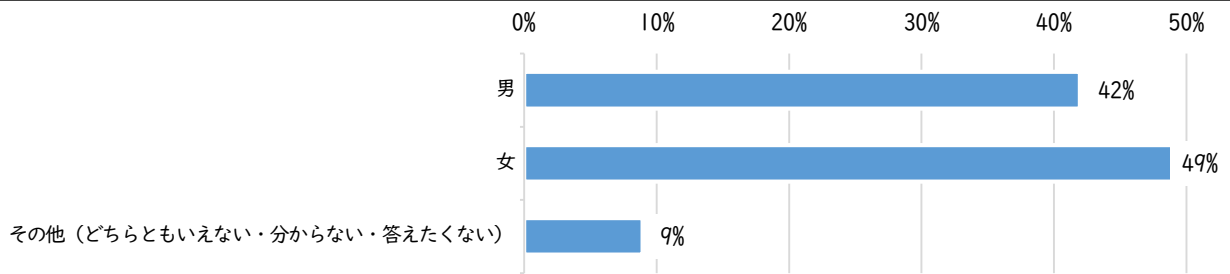
問20 村田町で子育てするにあたって、ご意見がありましたらご自由にご記入ください。

※類似の回答は集約し、その数は()に記載

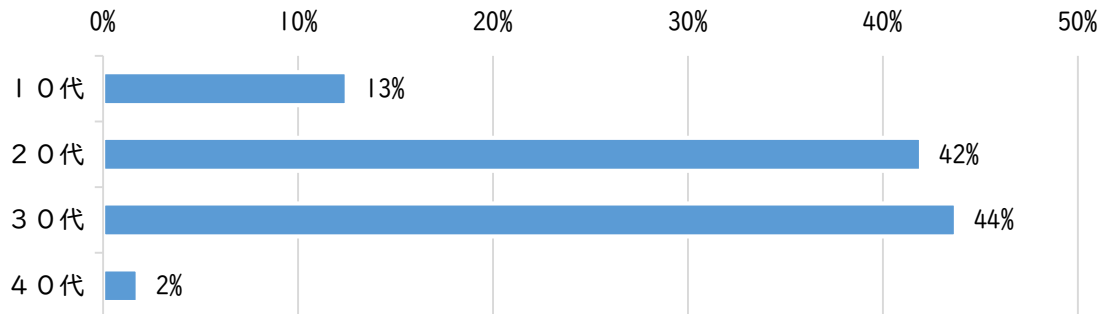
- 経済的支援の充実(ひとり親への支援含)(4)
- 給食費の無償化(2)
- 通学路等の防犯・安全対策(3)
- 公園や屋内遊び場の充実(トイレ設置含む)(3)
- 公共交通機関の充実(3)
- 子どもから大人まで集える場所(クーリングシェルター含む)
- 予防接種助成の充実(2)
- スポーツ施設や運動しやすい環境の充実
- いじめ対策
- 商業施設の充実
- 無料塾の実施

③子ども・若者調査

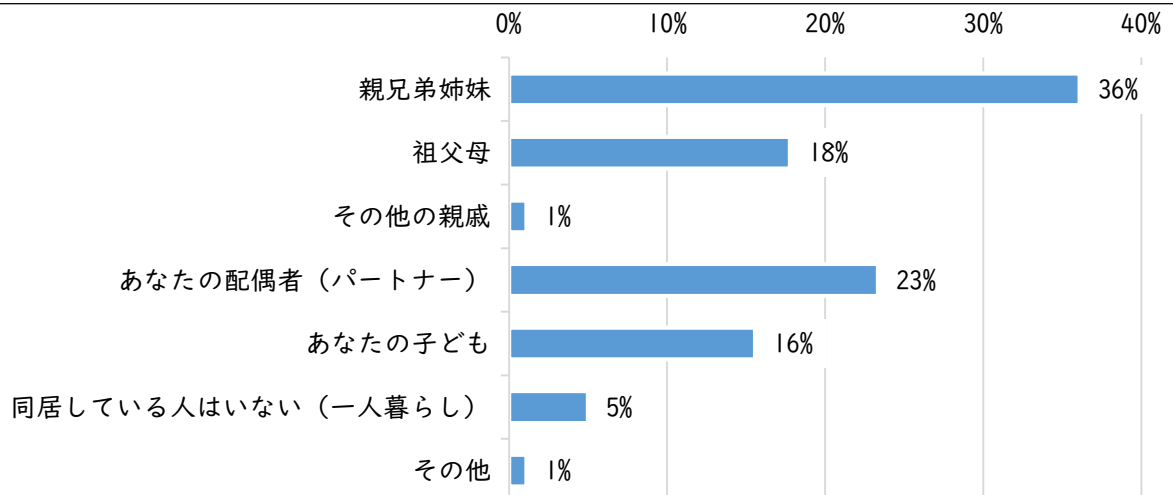
問1 あなたの性別をお答えください。



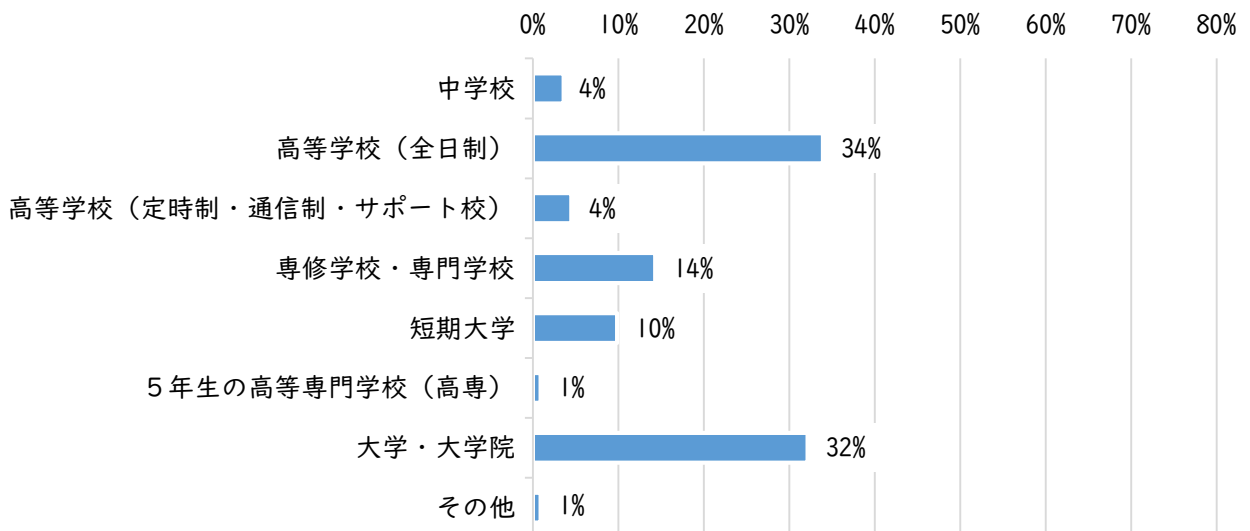
問2 あなたの年齢（令和6年9月1日現在）をお答えください。



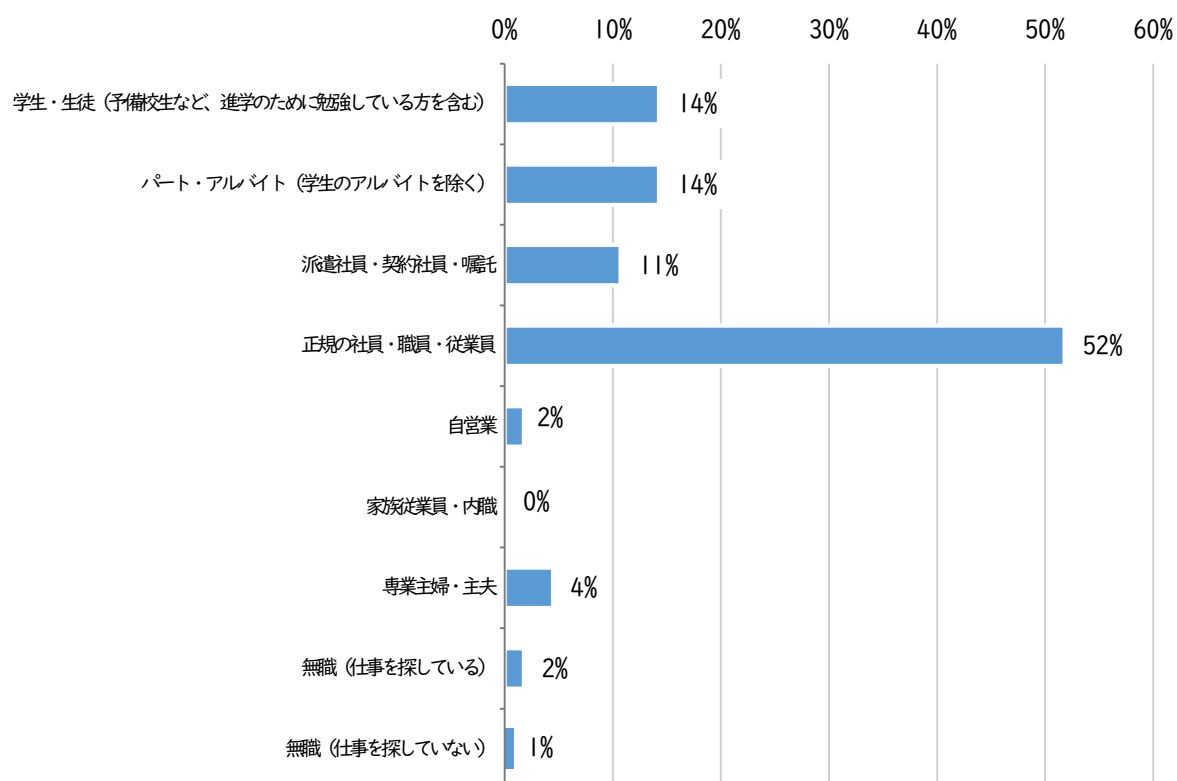
問3 現在あなたと同居している方をすべて選んでください。



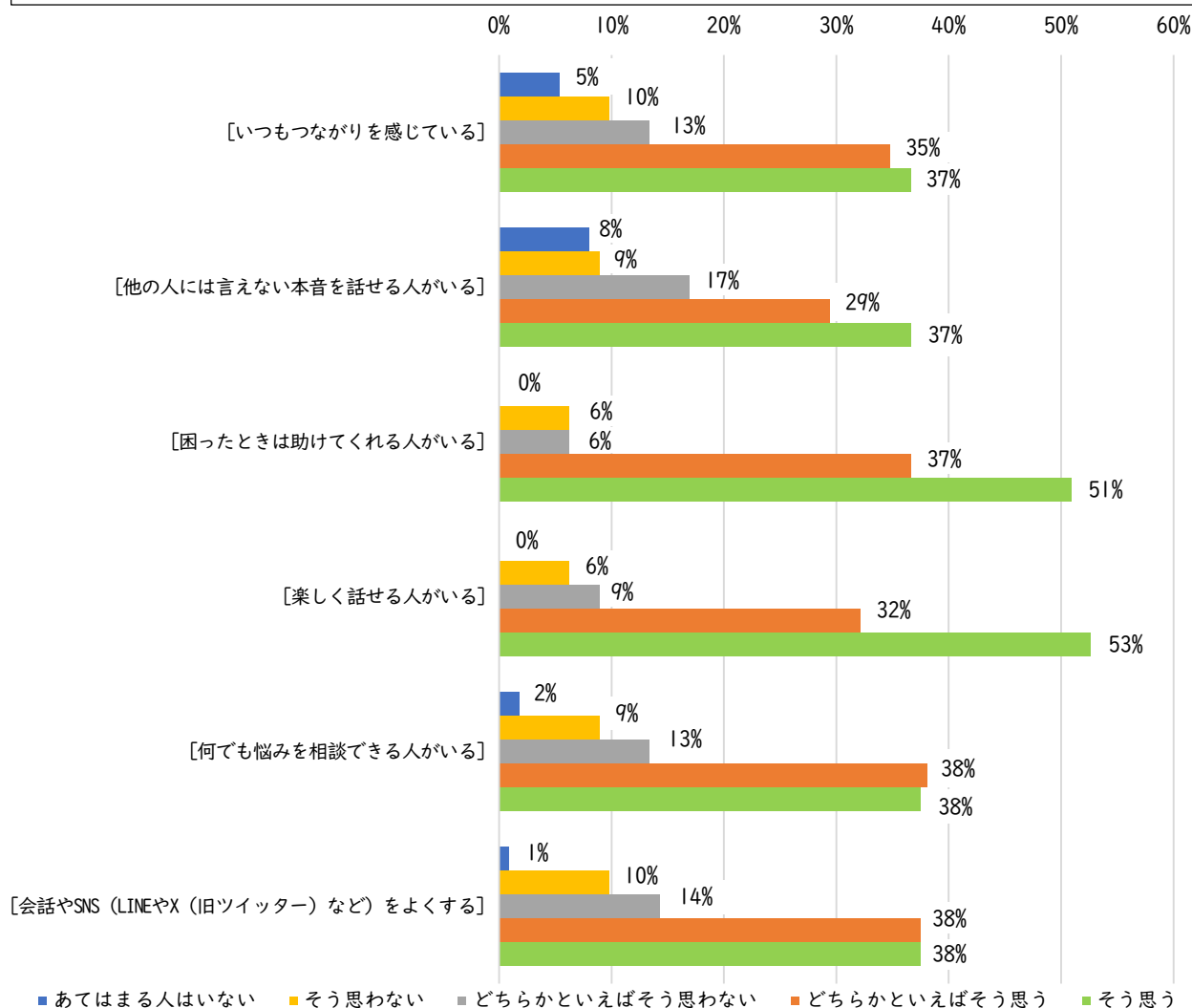
問4 あなたが最後に卒業（中退を含む）した学校はどこですか。



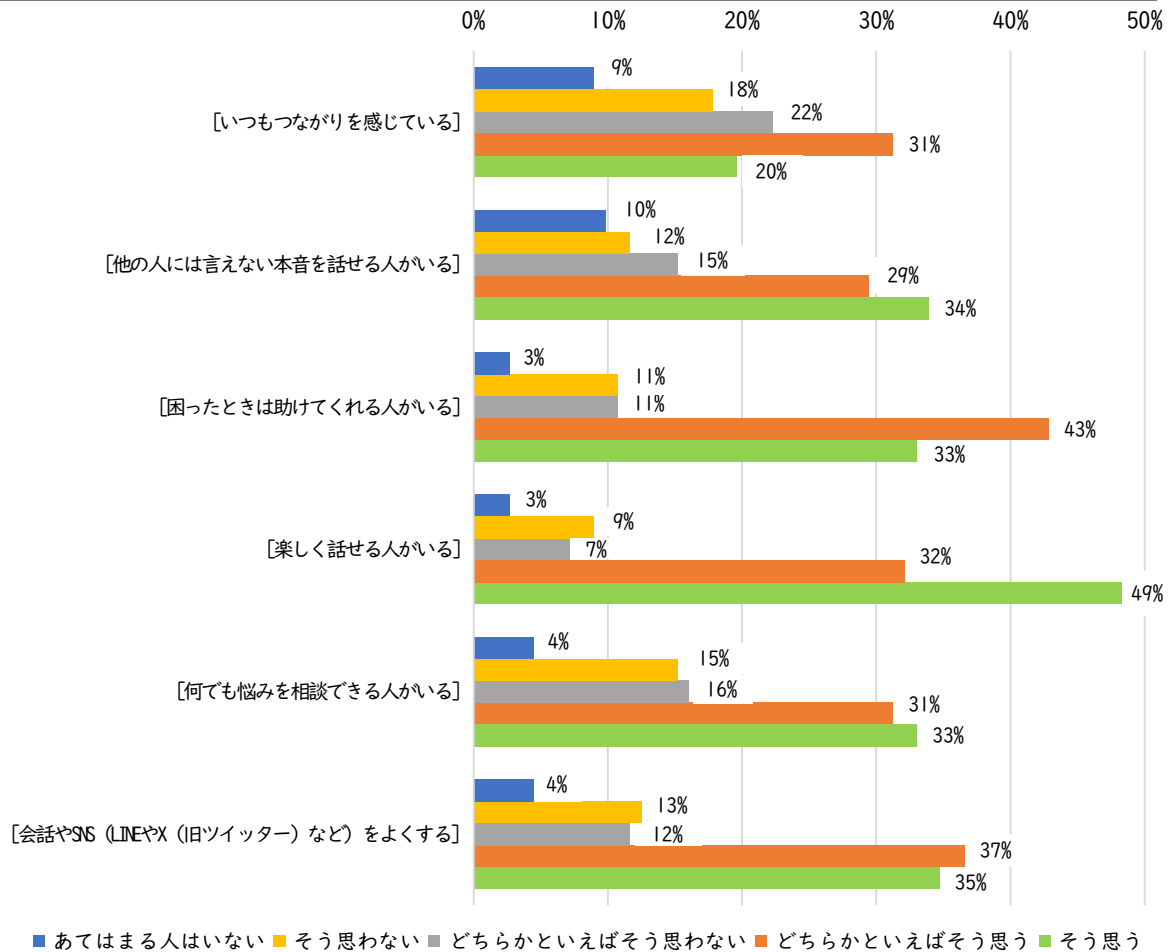
問5 あなたの仕事をお答えください。



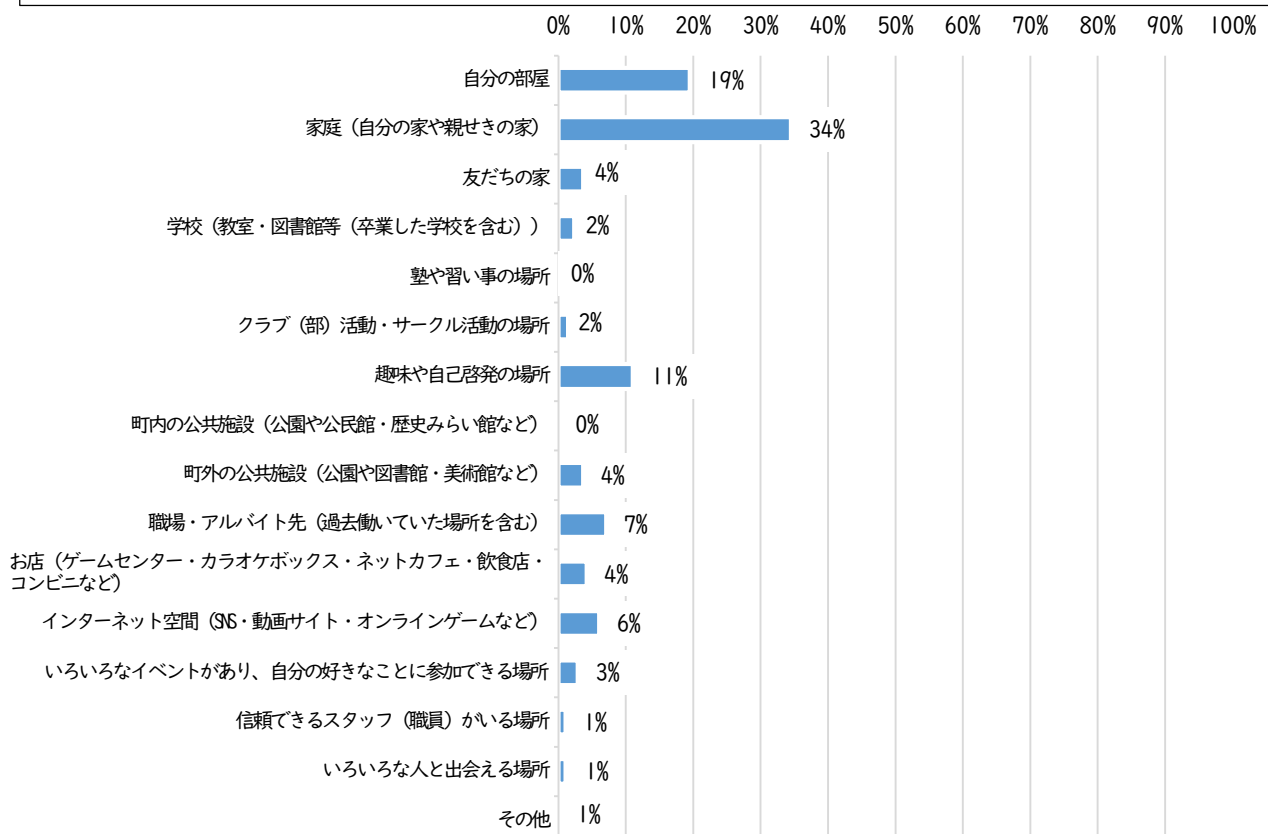
問6 家族・親戚とあなたのかかわりはどのようなものですか。それぞれ、もっともあてはまるものを選択してください。



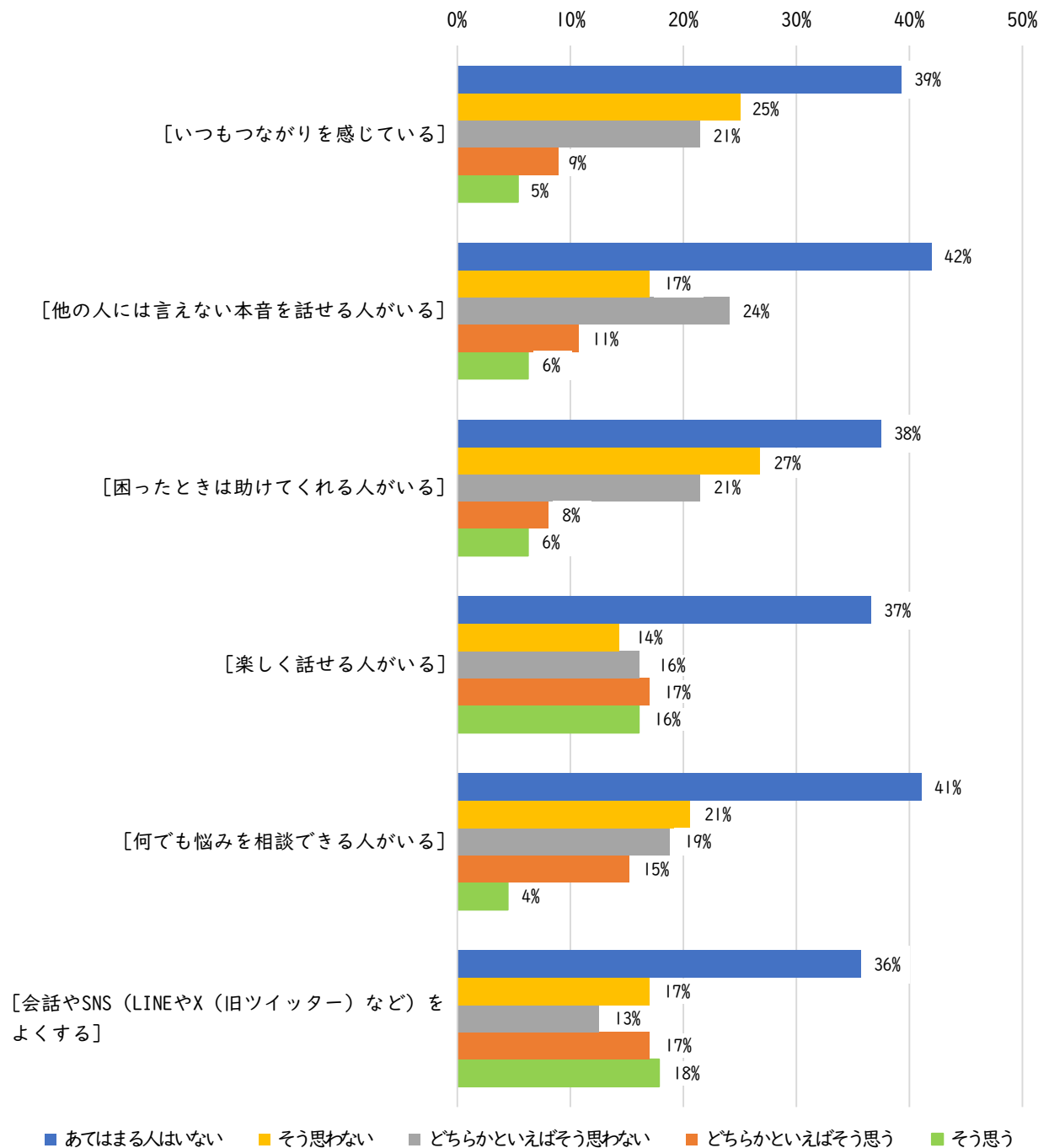
問7 友人や知人（職場の人や地域の人※）と、あなたの現在のかかわりは、どのようなものですか。※地域の人：近所の人や消防団、交通指導隊などの地域活動での知人それぞれ、もっともあてはまるものを選択してください。



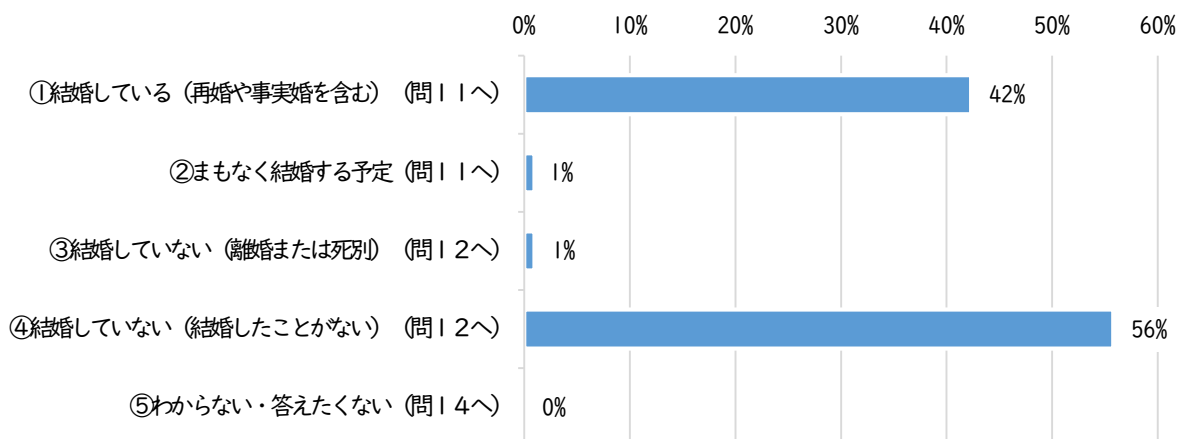
問8 あなたにとっての「居場所」は、次のうちどこですか。あてはまるもの3つまで選んでください。



問9 インターネット上の人やグループ（実際には会ったことがなかったり、何回か会ったことはあっても、基本的にはインターネット中心の付き合いの人やグループ）とあなたの現在のかかわりはどのようなものですか。それぞれ、もっともあてはまるものを選択してください。

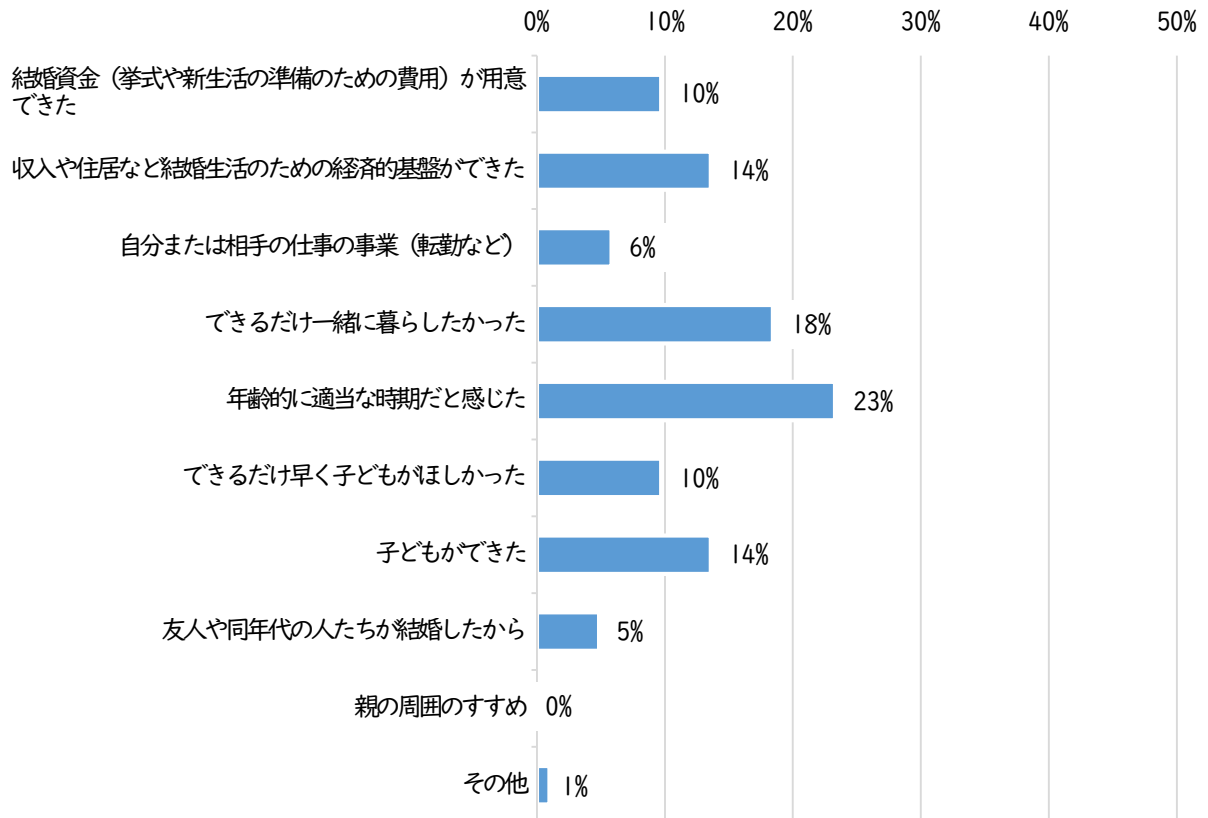


問10 あなたは現在、結婚していますか。



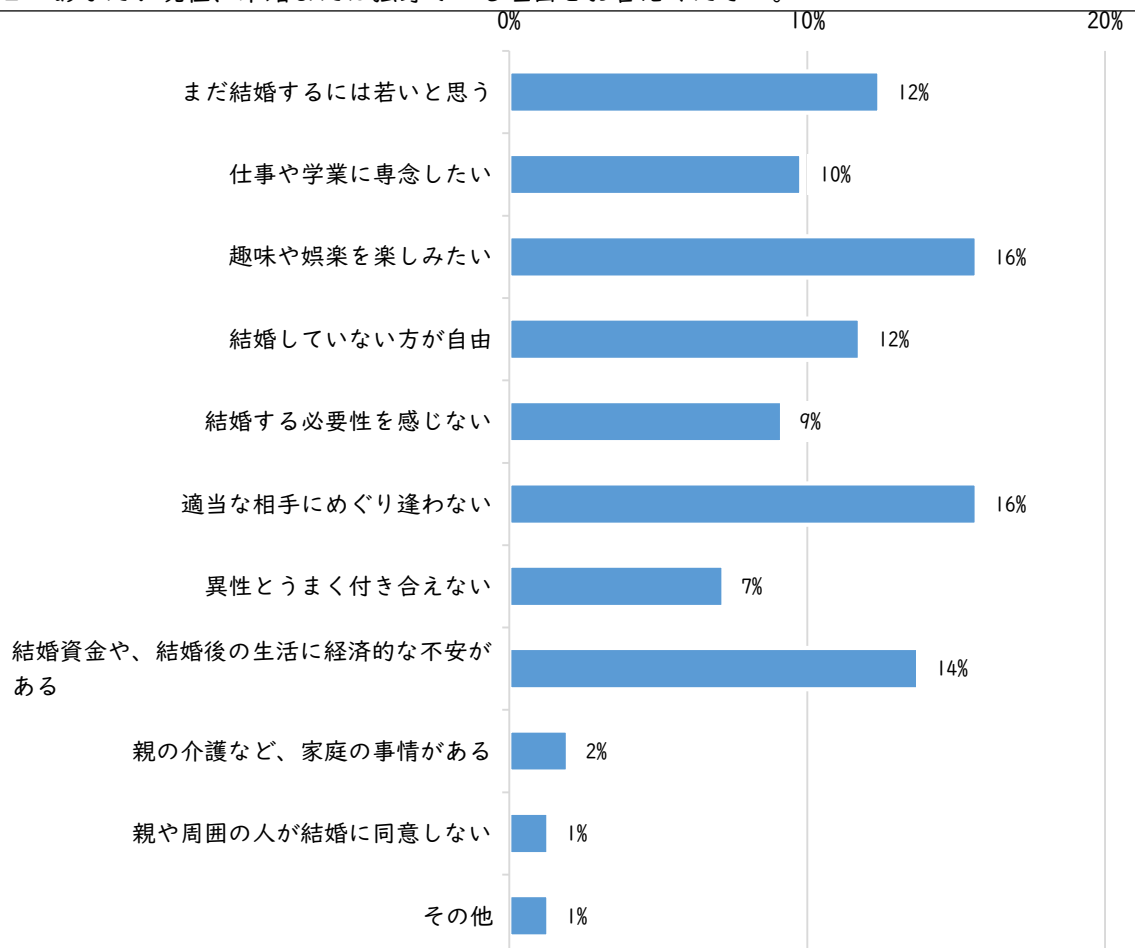
問10で「結婚している」、「まもなく結婚する予定」と答えた人にお聞きします。

問11 あなたと配偶者（パートナー）が、最終的に結婚を決めたときの直接のきっかけはなんですか。

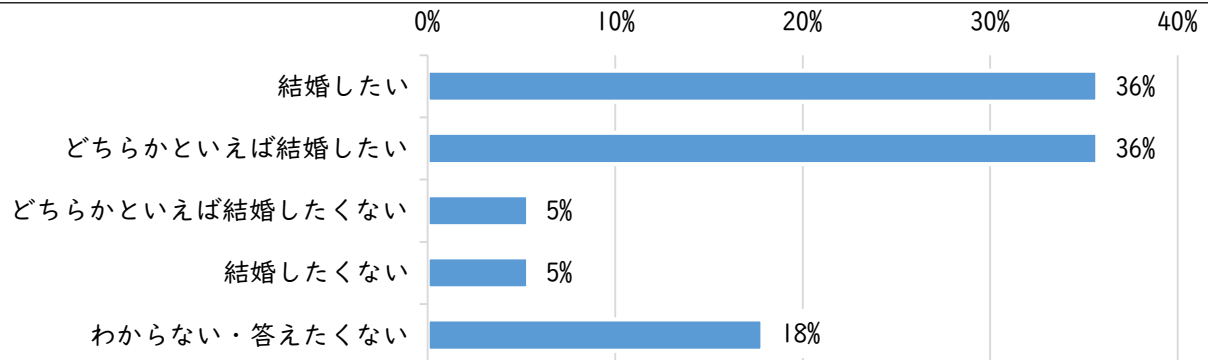


問10で「結婚していない」と答えた人にお聞きします。

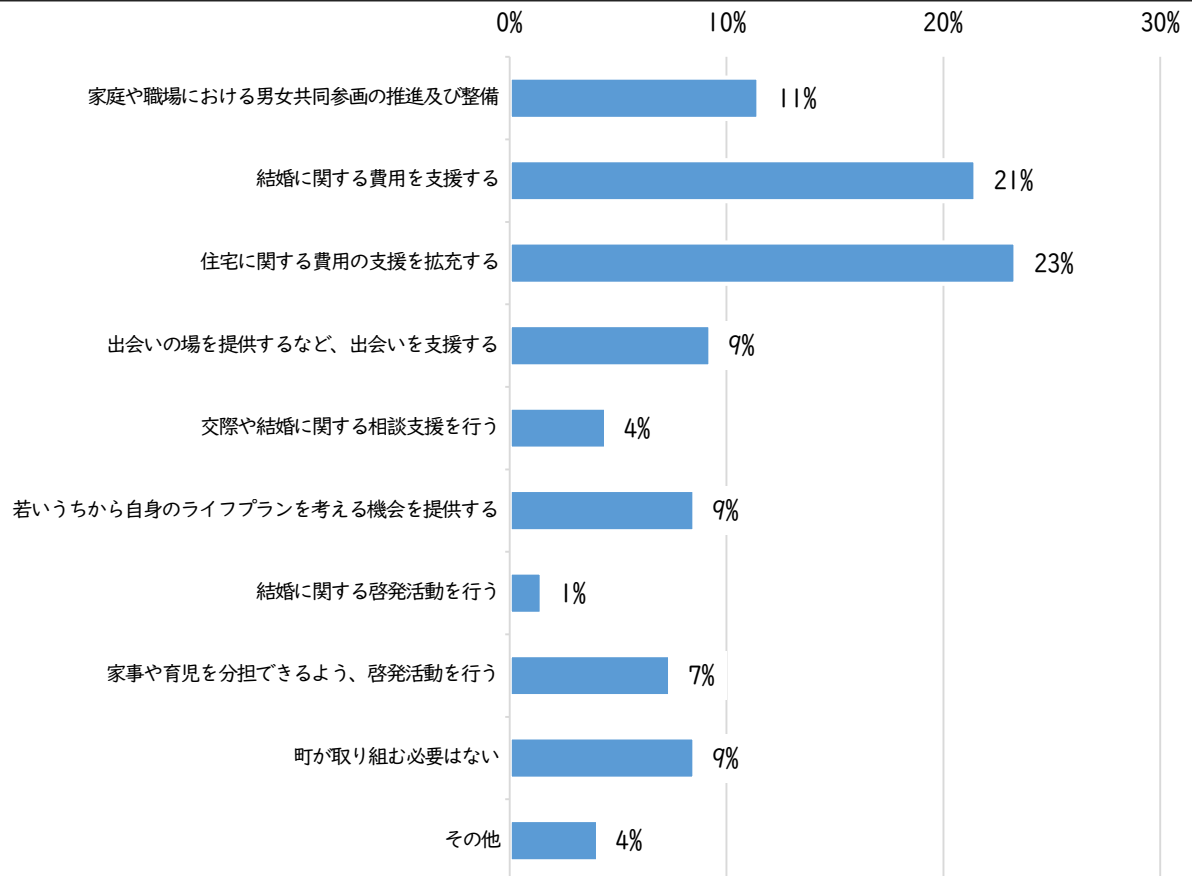
問12 あなたが現在、未婚または独身でいる理由をお答えください。



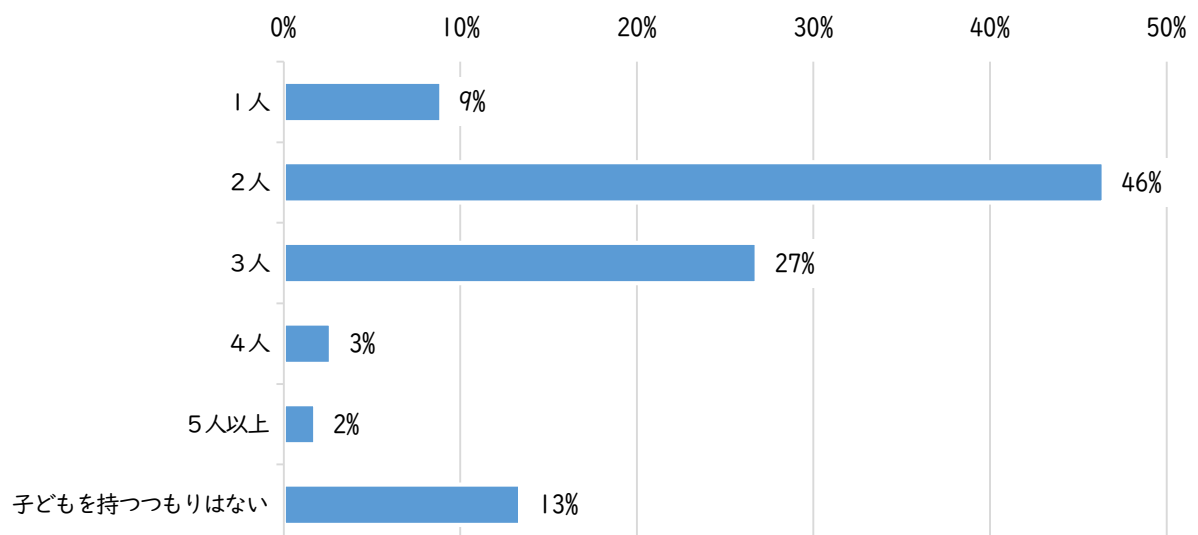
問13 あなたは今後結婚したいと思いますか。



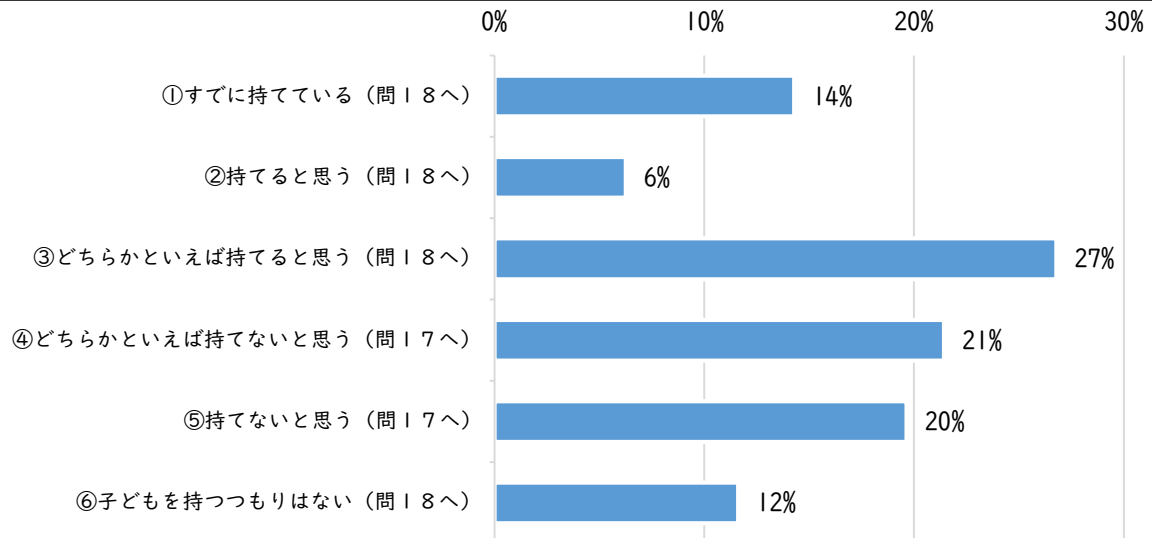
問14 結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるため、村田町（役場）はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。



問15 あなたが理想とする（経済的なことは考えず、可能なら持ちたいと思う）お子さんの人数は、今いるお子さんを含め、全部で何人ですか。

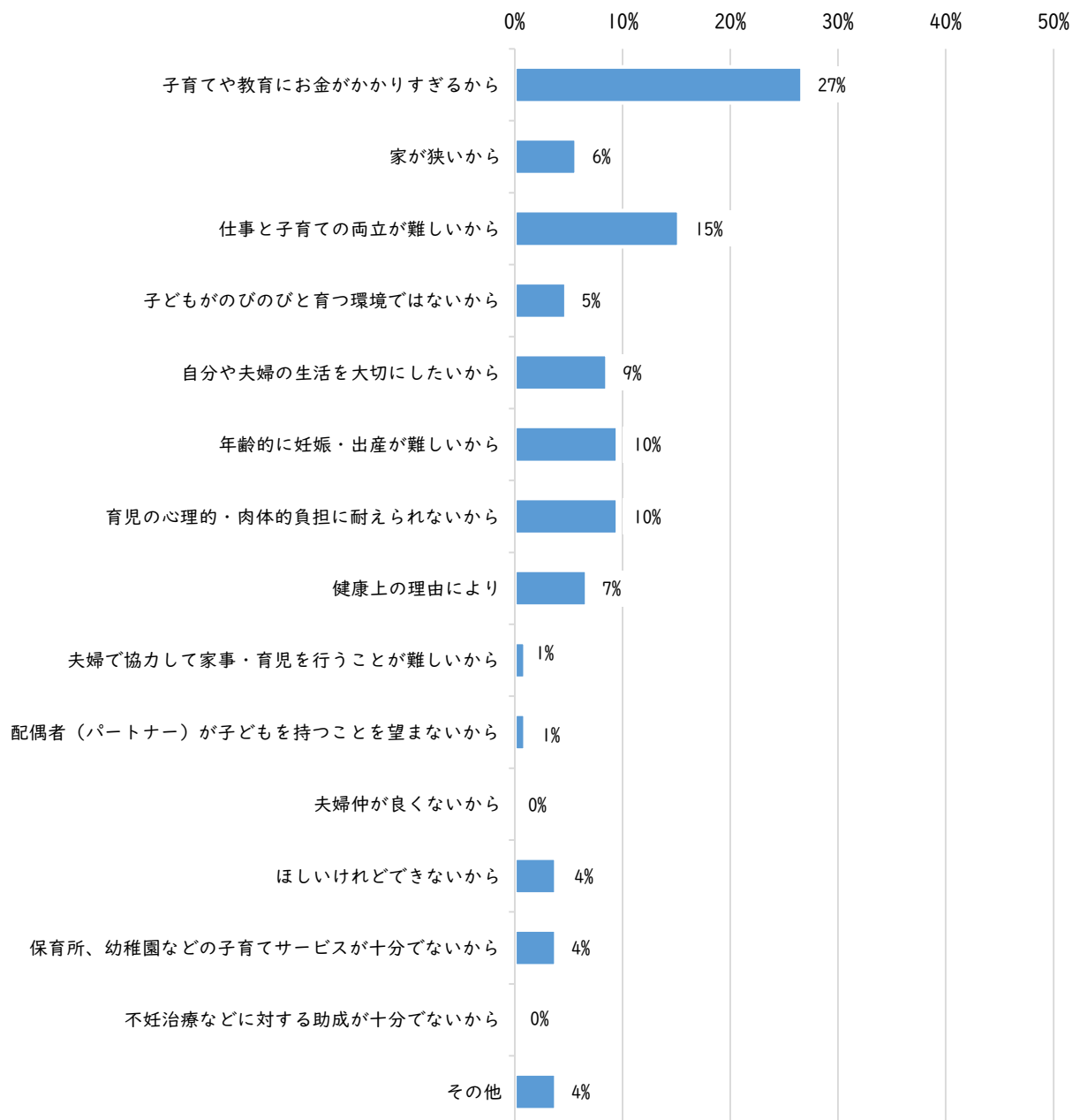


問16 あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てるとおもいますか。

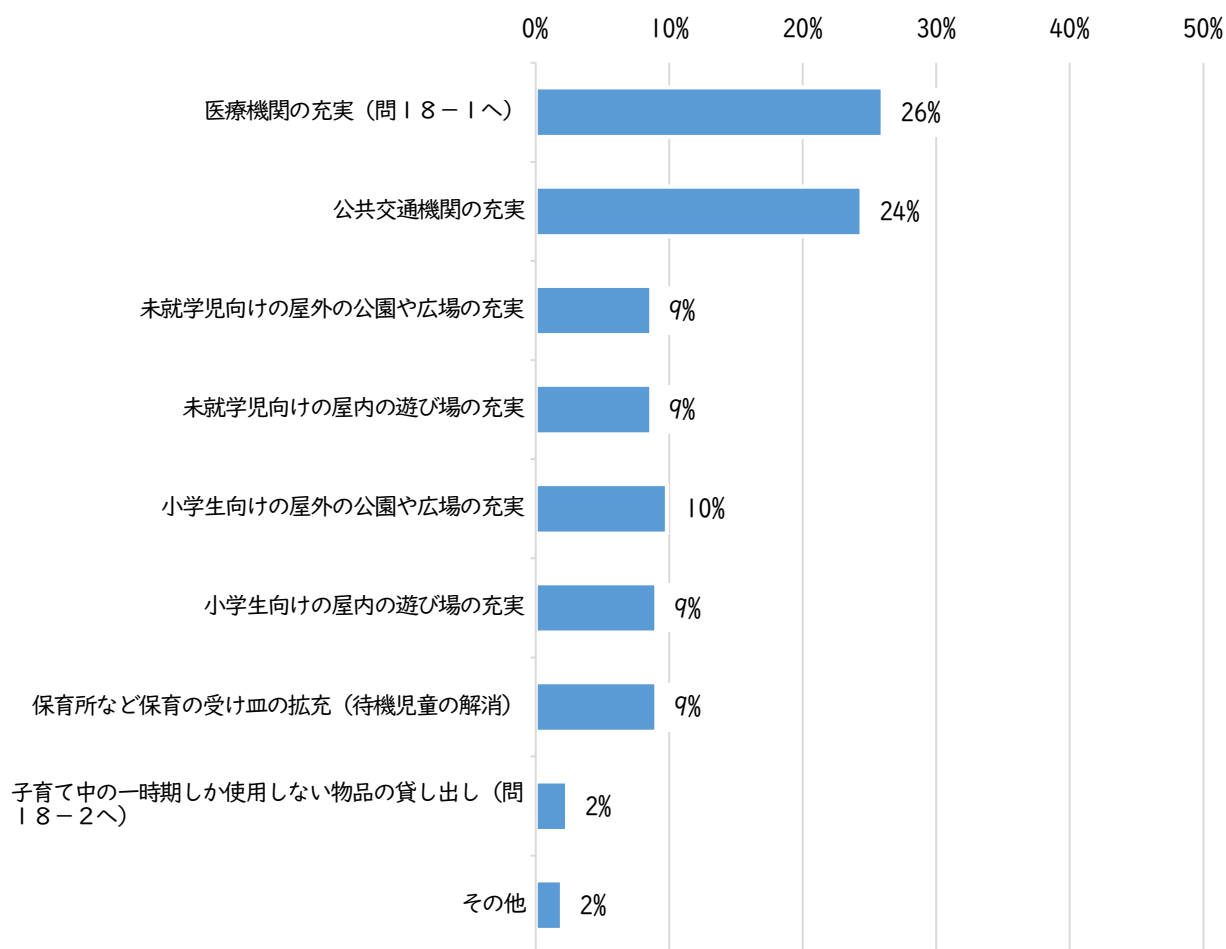


問16で「どちらかといえば持てないと思う」、「持てないと思う」と答えた人にお聞きします。

問17 理想とするお子さんを持てそうにないと思う理由をお答えください。

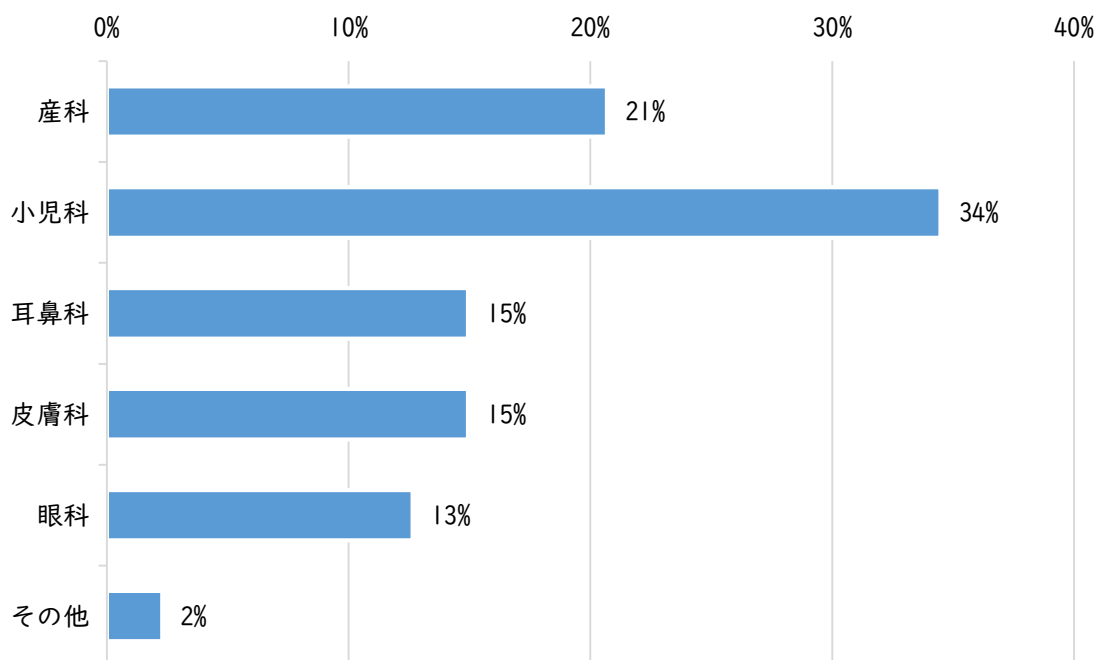


問18 子育てしやすい町になるために村田町に必要なものは何だと思いますか。
あなたの考えに近いものを3つ選んでください。



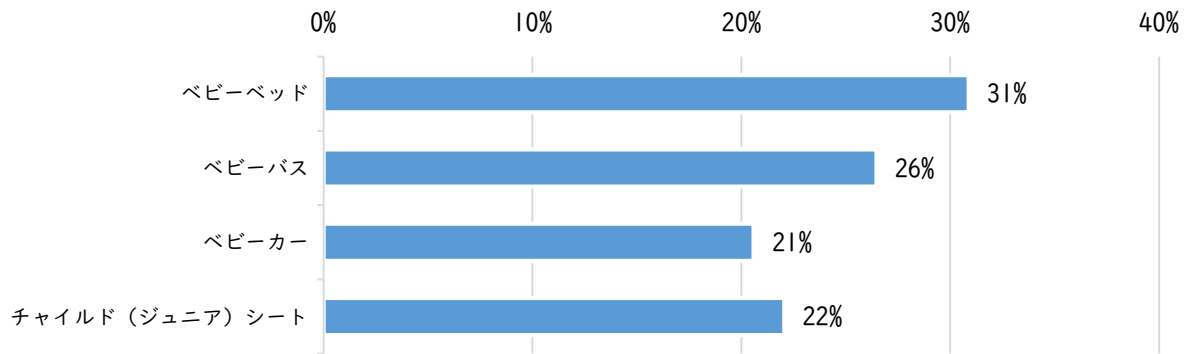
問18で「医療機関の充実」と答えた人にお聞きします。

問18-1 必要と思う診療科を選んでください。

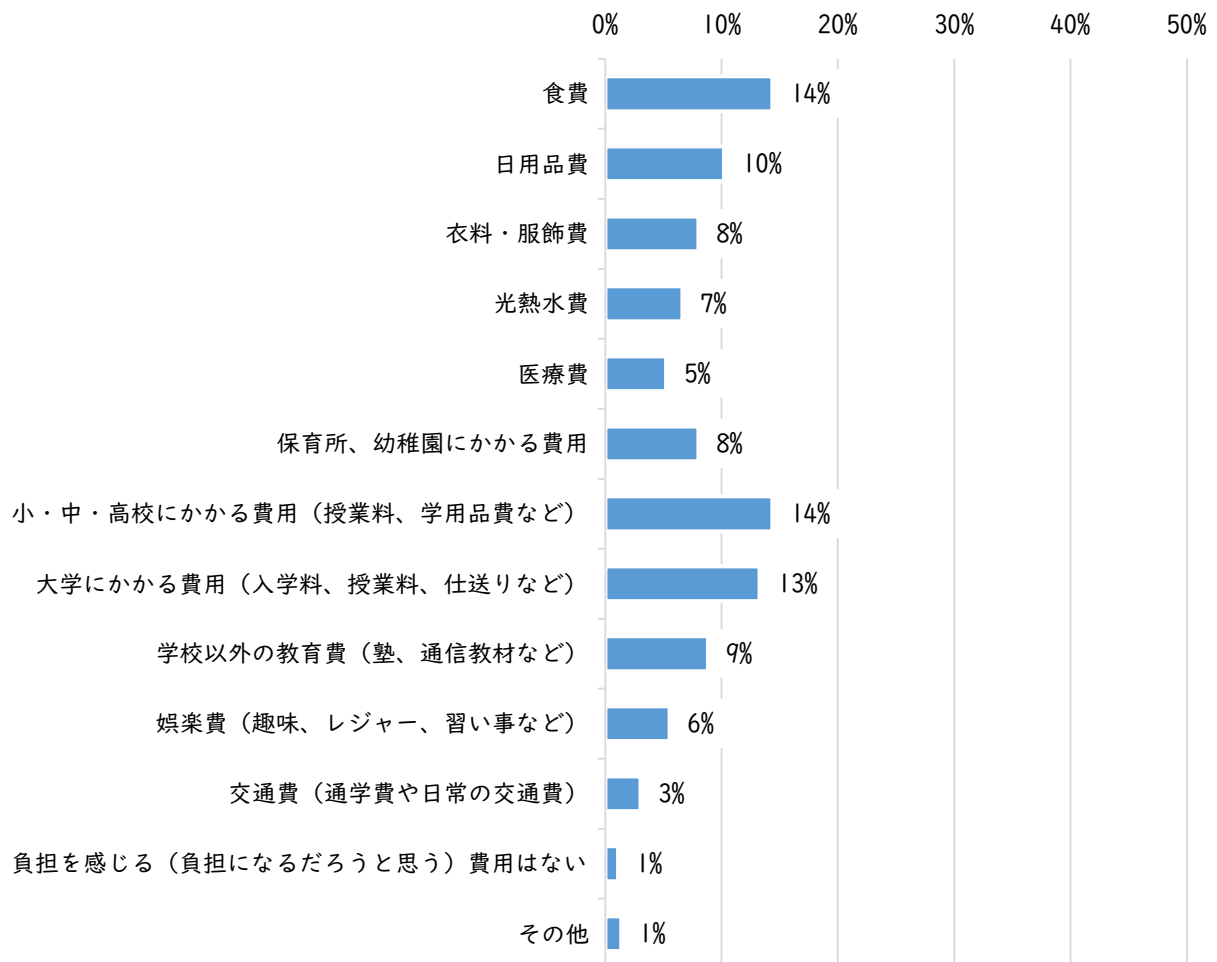


問18で「子育て中の一時期しか使用しない物品の貸し出し」と答えた人にお聞きします。

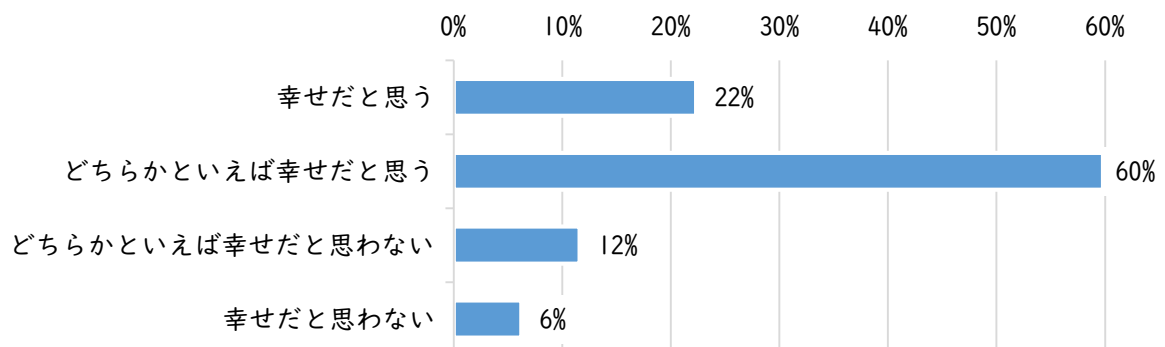
問18-2 あると良いと思うものを選択してください。



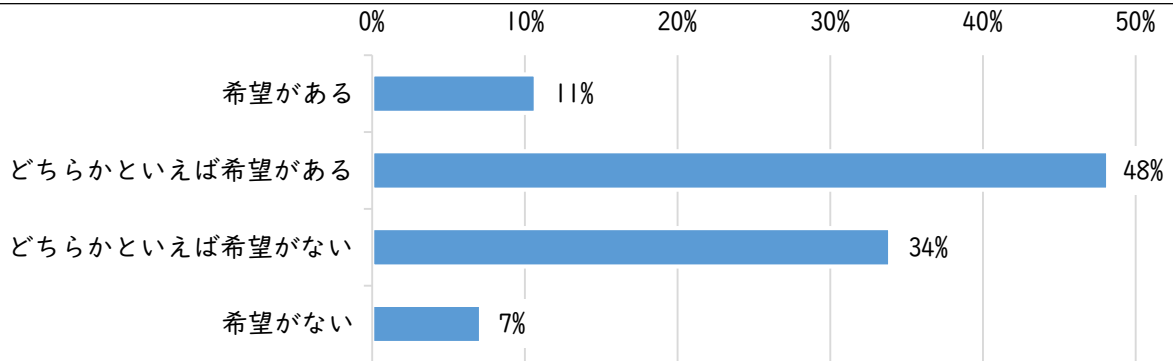
問19 子育てにかかる費用の中で、あなたが負担を感じている（または負担になるだろうと思う）費用は何ですか。



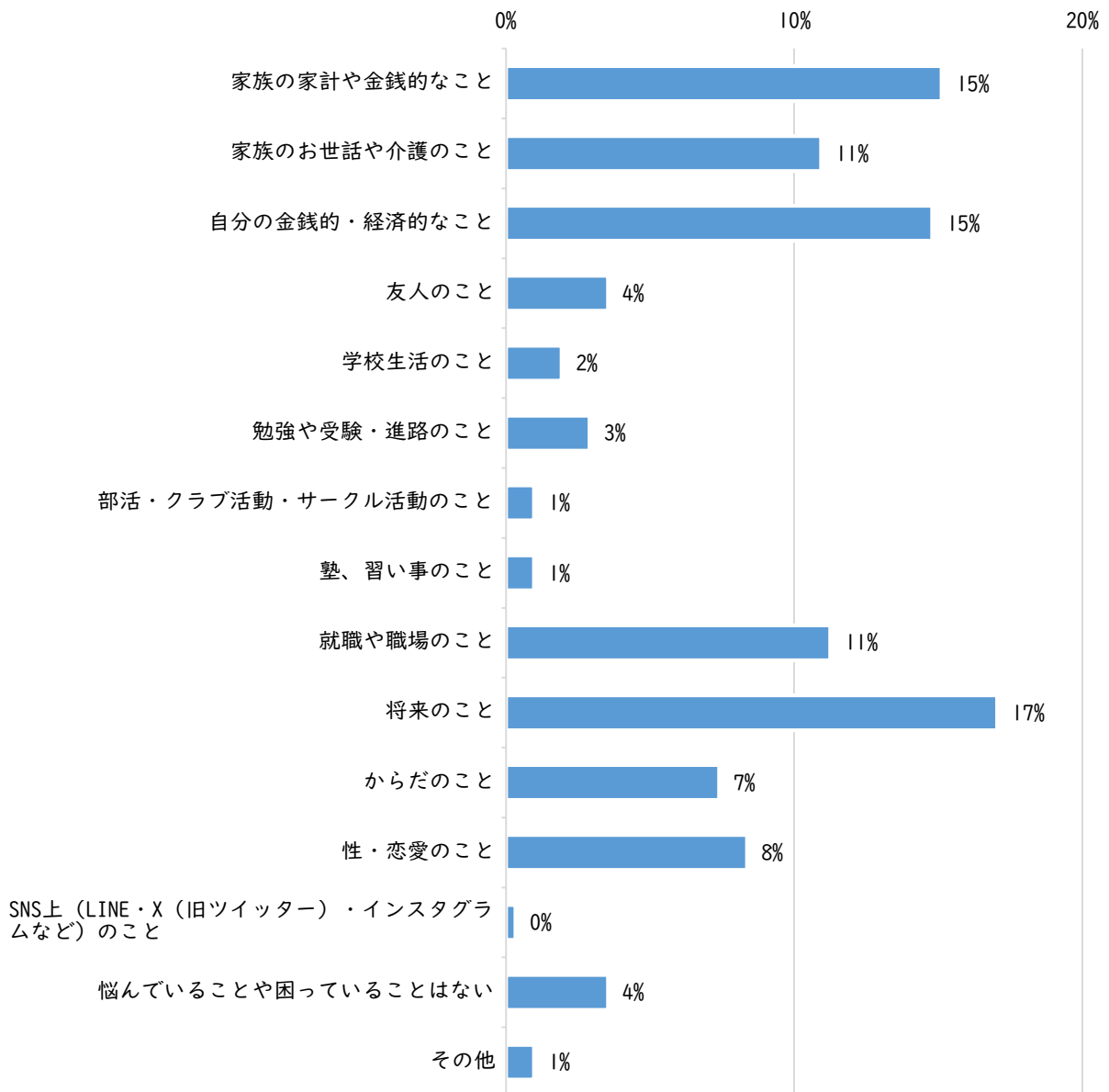
問20 あなたは今、自分が幸せだと思いますか。



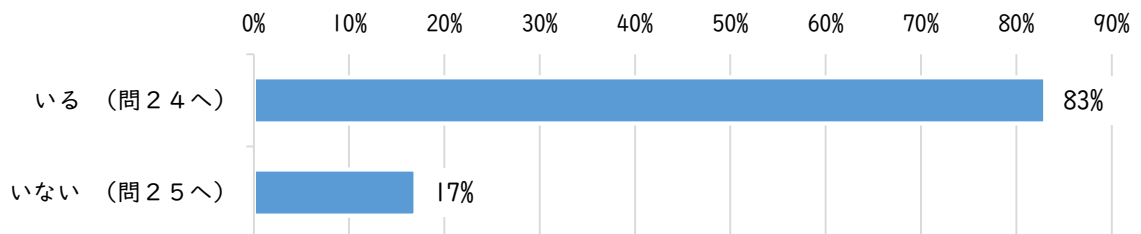
問2-1 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。



問2-2 あなたは、今、自分自身について悩んでいることや困っていることはありますか。
あてはまるものをすべて選択してください。

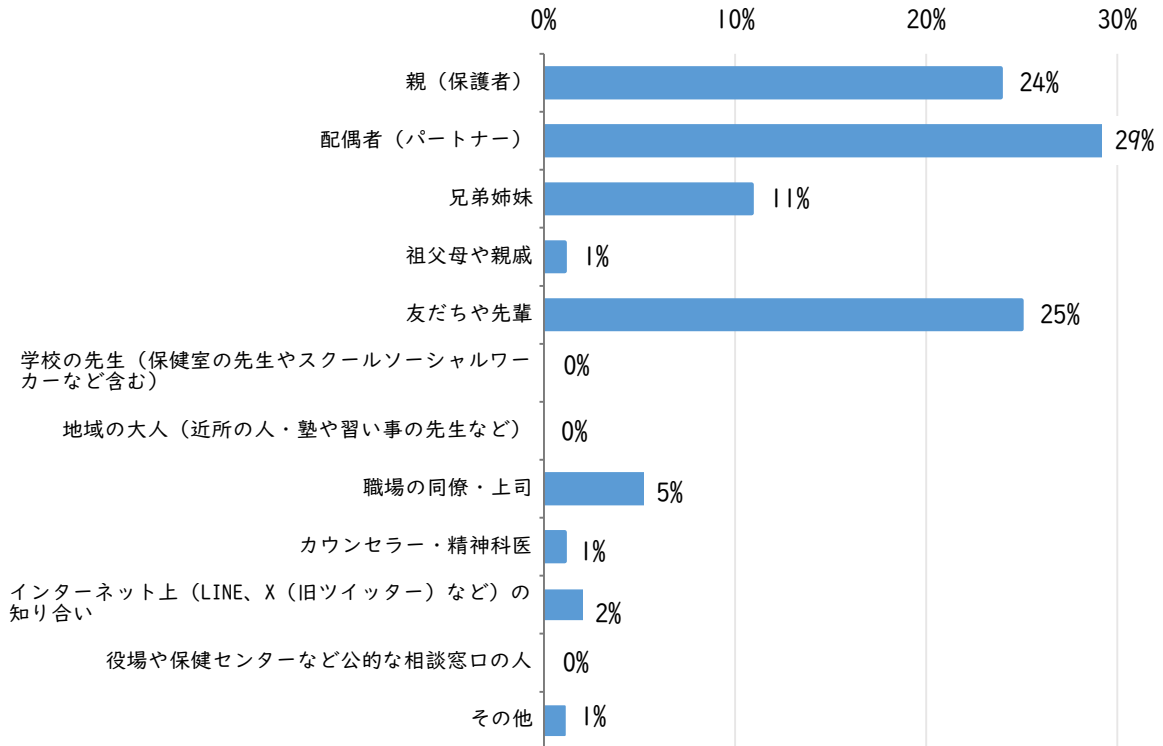


問2-3 あなたには、困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいますか。

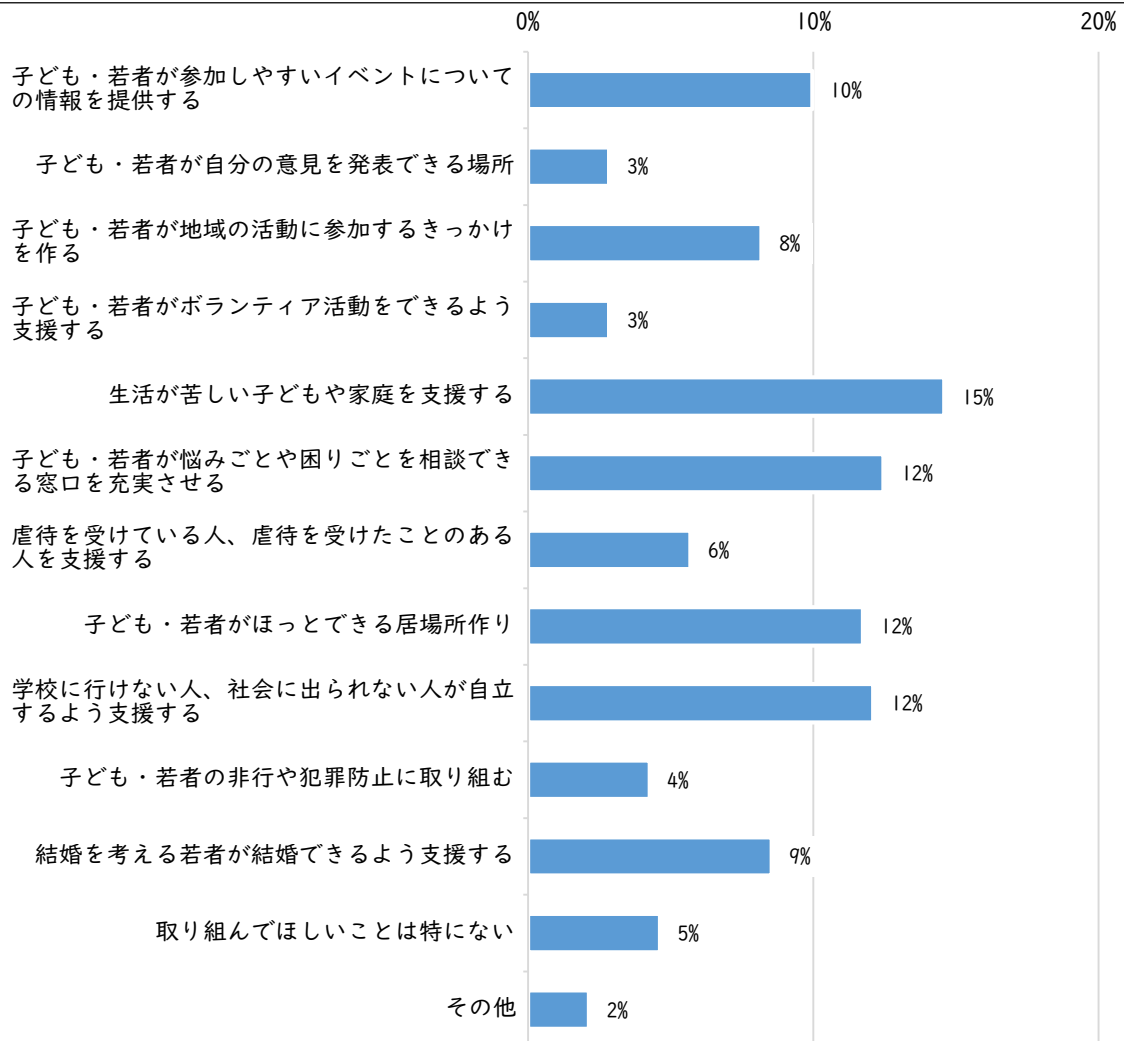


問23で「いる」と答えた人にお聞きします。

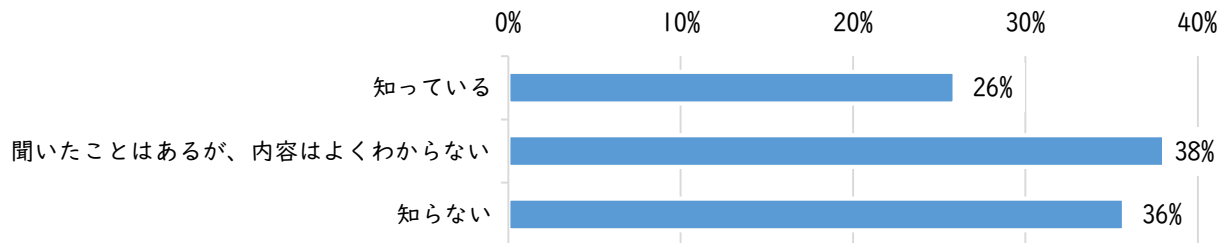
問24 あなたが困ったときに相談したり、悩みを話せる人は誰ですか。



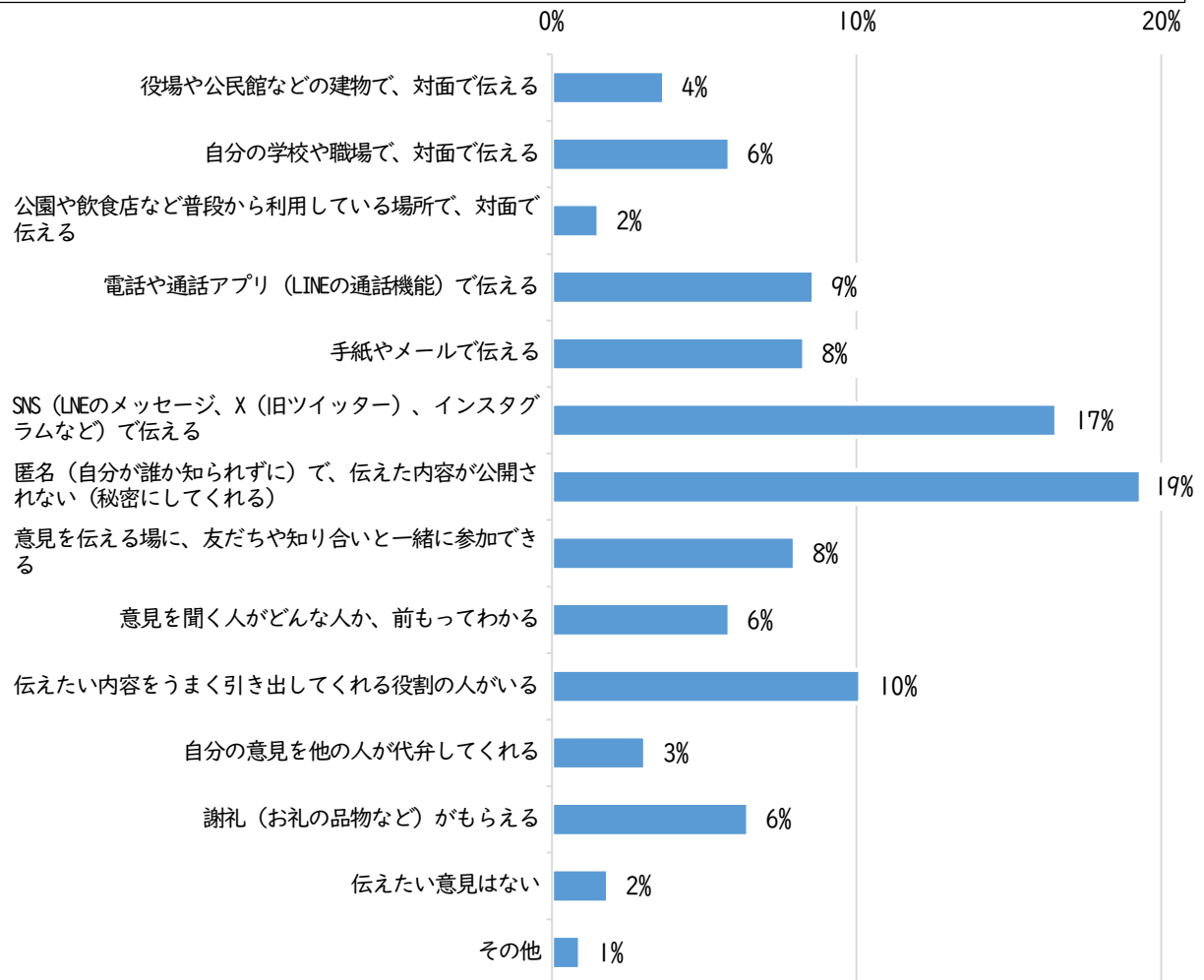
問25 あなたは、子ども・若者への支援について、村田町（役場）にどのようなことに取り組んでほしいですか。



問26 あなたは、全ての子どもには「意見を表明する権利」（子どもが自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利）があることを知っていますか。



問27 村田町（役場）では、子ども・若者のみなさんが自分の意見を言いやすい環境を作りたいと考えています。あなたは、どんな方法や手段、ルール等があれば村田町（役場）に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。



問28 最後に、子ども・若者に対する支援や少子化対策について、村田町（役場）に取り組んでほしいことや、お困りのことなどがあれば、自由にお書きください。
※類似の回答は集約し、その数は（ ）に記載。

- 公共交通機関の充実(通学補助含む)(6)
- 経済的支援の充実(5)
- こどもの遊び場の充実(4)
- 保育所・幼稚園の整備と保育サービスの充実(延長保育・待機児童解消含む)(4)
- 医療機関の充実(小児科・産婦人科)(3)
- 商業施設の充実(3)
- 子育て支援サービスの充実(2)
- インフラ整備(2)
- 利便性の良いまちづくり
- 障がい者雇用の推進
- 手続きの簡略化
- 住民との意見交換会の実施